

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年6月28日

【会計年度】 自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日

【発行者の名称】 フィリピン共和国
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 ロザリア・V・デ・レオン
(Rosalia V. De Leon)
フィリピン共和国財務省財務局長官
(Treasurer of the Philippines)

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤 史
同 乙 黒 亮 祐
同 李 豪 俊
同 越 智 亮 太

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)一定の定義語及び取決め

本書中の統計情報は、本書の日付現在、公的に入手可能な最新の公式データである。本書中の財務データは、共和国の経済データの継続的な保守に伴い後日訂正される場合があるが、共和国は、その発行した証券の保有者に対し、かかる訂正されたデータの配信を行わない。本書中の「該当なし」という語句は、該当する統計データ又は財務データが得られないことを示す。

本書において、(a)「発行者」、「共和国」及び「フィリピン」はフィリピン共和国を指し、(b)「政府」はフィリピン共和国政府を指し、(c)「バンコ・セントラル」はフィリピンの中央銀行であるバンコ・セントラル・フィリピネスを指す。

「GOCC」とは、その資本金の51%以上を政府が政府関係機関を通じて直接的又は間接的に所有する法人をいう。

政府の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年の12月31日に終了する。

別段の記載がない限り、本書において、「フィリピン・ペソ」及び「ペソ」はフィリピンの法定通貨を指し、「ドル」、「米ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ユーロ」は1999年1月1日に欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された通貨を指し、「日本円」及び「円」は日本の法定通貨を指す。「SDR」は、国際通貨基金（以下「IMF」という。）の特別引出権を指す。株式会社三菱UFJ銀行が2023年6月19日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の仲値は、それぞれ1フィリピン・ペソ＝2.56円（電信買相場（TTB）は参考相場）及び1米ドル＝141.97円であった。本書におけるフィリピン・ペソ又は米ドルから日本円への換算額は、

読者の便宜のためにのみ記載するものであり、フィリピン・ペソ額又は米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

本書において、ペソ金額の一部は、読者の便宜のため米ドル金額に換算されている。別段の記載がない限り、かかる換算には、バンコ・セントラルの財務部（Treasury Department）により当該日に公表されるバンコ・セントラル参照為替レート速報（Reference Exchange Rate Bulletin）に掲載される為替レートを用いている。但し、当該ペソ金額が実際に当該米ドル金額に相当すること、又は当該ペソ金額を表示レート若しくはある特定のレートで米ドルに交換できたはずであること、あるいはともかくもかかる交換が可能はずであったことを表明するものではない。

経済指標は、国内総生産（以下「GDP」という。）及び国民総所得（以下「GNI」という。）を名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にして生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪みの影響を排除している。2011年度第1四半期中、GDP及びGNI（2011年度の改定以前は国民総生産と称されていた。）の計算のためのフィリピンの国民経済計算システム（以下「PSNA」という。）に基づく基準が改定され、実質市場価格ベースでの算出の基準年度が1985年から2000年に変更された。2020年4月、PSNAに基づく基準がさらに改定され、実質市場価格ベースでのGDP及びGNIの算出の基準年度が2000年から2018年に変更された。下記「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - （2）経済 - GDP及び主な財務指標」を参照のこと。別段の記載がない限り、本書中のデータは2020年度に改定されたPSNA基準に基づいて表示されている。別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの成長率の数値は、それぞれ2018年12月31日に終了した年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。2020年3月、政府は、2000年12月31日に終了した年度を基準とするGDP及びGNIの数値の報告を中止した。

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、国家統計局（以下「NSO」という。）（現フィリピン統計局（以下「PSA」という。））が集計した商品貿易の統計に基づいている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するIMFの国際収支マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。別段の記載がない限り、本書中の国際収支統計は、BPM6ベースで表示されている。従って、これらの統計は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。

2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂において国際的に最良な慣行への準拠の一環として、標準報告様式（以下「SRF」という。）フォーマットと称する金融統計の編纂及び報告のシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

本書の表中の数値とそれらの合計が一致しない場合は、四捨五入した数値を表示していることによるものである。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2022会計年度に おける償還額	2022会計年度末の 未償還額	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品 取引業協会名
第9回フィリピン共和国 円貨債券（2018）	2018年8月15日	6,200,000,000円	0円	6,200,000,000円	該当なし
第11回フィリピン共和国 円貨債券（2018）	2018年8月15日	40,800,000,000円	0円	40,800,000,000円	該当なし
第12回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	30,400,000,000円	30,400,000,000円	0円	該当なし
第13回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	21,000,000,000円	0円	21,000,000,000円	該当なし
第14回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	17,900,000,000円	0円	17,900,000,000円	該当なし
第15回フィリピン共和国円 貨債券（2019）	2019年8月15日	22,700,000,000円	0円	22,700,000,000円	該当なし
第16回フィリピン共和国円 貨債券（2021）	2021年4月13日	55,000,000,000円	0円	55,000,000,000円	該当なし
第1回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	52,000,000,000円	0円	52,000,000,000円	該当なし
第2回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	5,000,000,000円	0円	5,000,000,000円	該当なし
第3回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	7,100,000,000円	0円	7,100,000,000円	該当なし
第4回フィリピン共和国円 貨債券（2022）（サステナ ビリティボンド）	2022年4月22日	6,000,000,000円	0円	6,000,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2022会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

売出債券

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

歴史、国土及び国民

歴史

フィリピンは、1521年から1898年までスペインにより植民地として統治されていた。1898年6月12日、フィリピン人らは米西戦争中に独立を宣言した。しかし、米国は、米西戦争を終結させた1898年パリ講和条約に基づきフィリピンの統治権を主張し、フィリピンがコモンウェルス（自治政府）となる1935年まで、フィリピンを植民地として統治した。1946年7月4日、フィリピンは独立共和国となった。

地理及び一般情報

フィリピン諸島は東南アジアに位置し、7,500を超える島々で構成される。その総陸地面積は、約300,000平方キロメートルである。共和国は、これらの島々を3つの地理的地域に区分している。各地域の総面積は、北部のルソン地域が141,395平方キロメートル、中央部のビサヤ地域が56,606平方キロメートル及び南部のミンダナオ地域が総面積101,999平方キロメートルである。また、共和国は、17の行政管区に分かれている。



注：西フィリピン海のいくつかの島の領有権に関する紛争については、下記「西フィリピン海における領土・海事紛争」を参照のこと。

2016年度において、保全森林地の面積はフィリピン国土の約52.7%に当たる15.8百万ヘクタールで、国土の約47.3%は農耕地であった。2023年1月現在、暫定値によると、就業人口の22.2%が農業部門の被用者であった。2021年10月31日及び2022年10月31日の暫定値に示された共和国の輸出所得（農業ベースの製品の輸出を含む。）に占める農林水産物、鉱産物及び特殊取扱品の輸出所得総額は、それぞれ約14.6%及び18.5%であった。共和国は一定の農作物の主要輸出国であるが、工業製品は共和国の輸出品中で最も重要な品目であり、暫定値によると2022年度における共和国の輸出額の85.4%を占めていた。電子機器、機械製品、輸送機器、衣料品及び木工製品は従来、共和国の主要な輸出工業品である。

2020年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2020年度国勢調査」という。）

2020年度国勢調査によると、共和国の人口は109.0百万人であった。これは、2015年度の人口及び住居に関する国勢調査時から8.0%（8.1百万人）の増加、また2010年度の人口及び住居に関する国勢調査時から18.1%（16.7百万人）の増加に当たる。共和国の人口は、2015年から2020年にかけて年平均で1.6%増加したが、この率は、2010年から2015年にかけての年平均増加率である1.7%を下回った。2020年において共和国の17行政区のうち人口が最大であったのは、人口16.2百万人の管区IV-A（カラバルソン）で、13.5百万人のマニラ首都圏及び12.4百万人の管区III（中部ルソン）がこれに続いた。これら3管区の合計人口は、2020年における共和国の人口の約38.6%を占めた。2015年から2020年にかけての人口増加率が最も高かったのは、イスラムミンダナオ・バンサモロ自治地域（以下「BARMM」という。）（旧ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「ARMM」という。））で、年平均にして3.3%の増加率であった。2020年において共和国の81州のうち人口が最大であったのは、人口4.3百万人のカビテで、3.7百万人のブラカン及び3.4百万人のラグナがこれに続いた。人口が1.0百万人を超えていたのは、計29州であった。

共和国の人口構成は、比較的若年比率が高く、2020年度国勢調査によると、20歳未満の人口が全人口の約40%を占め、中位年齢は25.3歳であった。

下表は、2020年度国勢調査に基づく共和国の年齢層別人口を示している。

2020年度の年齢層別人口

年齢層	年齢層別人口 (人)	全人口に対する割合
5歳未満	11,066,707	10.2%
5 - 9歳	11,266,823	10.4%
10 - 14歳	11,080,715	10.2%
15 - 19歳	10,459,186	9.6%
20 - 24歳	9,969,846	9.2%
25 - 29歳	9,172,896	8.4%
30 - 34歳	8,120,568	7.5%
35 - 39歳	7,179,320	6.6%
40 - 44歳	6,491,312	6.0%
45 - 49歳	5,571,168	5.1%
50 - 54歳	4,941,712	4.5%
55 - 59歳	4,124,118	3.8%
60 - 64歳	3,367,223	3.1%
65 - 69歳	2,393,521	2.2%
70 - 74歳	1,575,398	1.4%
75 - 79歳	930,610	0.9%
80歳以上	955,920	0.9%
合計	108,667,043	100.0%
中位年齢	25.3歳	

出典：PSA、2020年度国勢調査

フィリピン国民の過半数は、マレー系民族である。フィリピン文化は、スペイン、中国及び米国の影響も強く受けている。国語はフィリピン語であるが、ビジネス、政府及び教育において主に用いられる言語は英語である。その他、国民によって80を超える方言及び言語が使用されており、中国語及びスペイン語もそれに含まれる。2019年現在、共和国の機能的識字率は91.6%であった。

フィリピンにおいて優勢な宗教は、キリスト教で、中でもローマカトリックが大勢を占める。ミンダナオには、相当数のムスリム少数派が居住している。

政府

政府機構

共和国は、1935年以来3つの憲法を制定している。共和国は、市民の暴動に端を発した、20年間続いたフェルディナンド・E・マルコス政権の崩壊とコラソン・アキノ（1986年の大統領選挙におけるフェルディナンド・E・マルコスの対立候補）の大統領就任の翌1987年2月、国民投票による承認を得て現行憲法（以下「憲法」という。）を採択した。憲法は、行政、立法及び司法の3つの府からなる大統領制の政府を復活させた。

各府の特徴は以下のとおりである。

- ・ 行政 - 普通選挙により選出された任期6年（再選不可）の大統領が行政権を行使する。大統領の死亡、恒久的障害、解任又は辞任の場合には、副大統領がその残りの任期の間、大統領の職務を代行する。副大統領が任務を務めることができない場合は上院議長が、上院議長が任務を務めることができない場合は下院議長が、新大統領又は副大統領の選出及び資格付与まで大統領の職務を代行する。前任大統領の残りの任期の間の代行者が選出された場合は、同人は大統領として6年間の任期を務めることができる。フェルディナンド「ボンボン」R・マルコス・ジュニア大統領（以下「マルコス大統領」という。）の6年間の任期は、2022年7月1日に開始しており、2028年6月30日に終了する。
- ・ 立法 - 上院及び下院で構成される議会は、共和国の立法権を行使する。憲法は、24人の議員からなる上院及び250人以下（各派の代表者を除く。）の議員からなる下院に権限を付与している。議員はいずれも普通選挙により選出される。上院議員の任期は6年間で、下院議員の任期は3年間である。上院議員及び下院議員は再選可能であるが、それぞれ2期連続及び3期連続を上限とする。2022年5月、上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。この選挙で選出された議員と、改選対象外であった12人の上院議員が共和国第19回議会を構成している。
- ・ 司法 - 最高裁判所、及び法律により設置される下級裁判所が共和国の司法権を行使する。共和国の裁判所は、最高裁判所及び控訴裁判所等の一般的管轄権を有する裁判所の重層的システムである。その下位には、地域裁判所、首都圏裁判所、自治体裁判所及び自治体巡回裁判所が置かれているが、これらはすべて第一審裁判所である。

最近の国政選挙

2022年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12人と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。フィリピン連邦党のマルコス大統領及びラカスCMD党のサラ・Z・ドゥテルテ副大統領がそれぞれ当選し、2022年7月1日に就任した。その時点で、前大統領ロドリゴ・R・ドゥテルテの6年間の任期が終了した。次のフィリピン国政選挙及び地方選挙は、2025年5月に実施される予定である。

腐敗の捜査その他の手続

過去数年間に、グロリア・マカパガル・アロヨ元大統領及びベニグノ・アキノ元大統領を始めとする現職又は過去の政府高官数名が不正利得、汚職、不正蓄財、財物強要、贈収賄あるいは権限の不正行使により捜査対象となり、又は起訴されている。2016年7月、最高裁判所は、アロヨ元大統領を不正蓄財について無罪とし、その後、同氏は2018年にフィリピン下院議長に選出された。それ以外にも、様々な政治家その他公人が同様の容疑で公判待ちとなっている。加えて、2名の大統領（当時）及び1名の最高裁判所長官（当時）に対して弾劾手続が行われた。

政治的暴力

フィリピンでは、政治的暴力の実例が存在する。2022年6月以来、2023年3月時点で知事1名及び副市長1名を含む28名の公選役職者が殺害されている。2019年12月、特別法廷は、数十年間にわたってフィリピン南部のマギンダナオ州を支配したアンパトゥアン一族のうち8名及びその他の被告人20名に対し、2009年に選挙手続に向かう車列が待ち伏せされ、アンパトゥアン一族の政敵や30名のジャーナリストを含む57人が殺害された事件における複数の殺人の訴因について、各被告人が果たした役割により有罪判決を下した。

違法薬物取引撲滅の努力

ドゥテルテ前大統領は、違法薬物取引との戦いを同政権の重点事項とした。フィリピン国家警察（以下「PNP」という。）は、2016年から2022年までの間に、違法薬物に関与した容疑で376,582人を超える者を逮捕した。その中には、261,642件を超える麻薬取締作戦を通じて特定された15,000人超の重要ターゲットが含まれていた。いくつかの国際団体及び外国（国際連合人権高等弁務官事務所及び米国を含む。）の代表者が、これらの作戦に関連する共和国における超法規的殺害に関する報道を受けて懸念を表明した。2020年1月、米国上院は、マグニツキー法により、ドゥテルテ政権の違法薬物撲滅作戦の著名な批判者であったフィリピン前上院議員デ・リマの収監や、複数の超法規的殺害に関与したことが判明した当局者らに対して渡航制限及び金融制裁を課す決議を採択した。2021年9月、国際刑事裁判所は、2011年11月1日から2019年3月16日までの間に「違法薬物との戦い」を背景に殺人という人道に対する罪が犯されたか否かについて捜査を開始した。マルコス政権は、乱用防止、教育及び更生施設の改善により明確に重点を置いて、違法薬物撲滅作戦を継続することを意図している。

行政組織

2022年6月30日現在、共和国には17の行政管区及び43,761の地方自治体が存在した。地方自治体は、81の州、146の市、1,488の町（州の下部組織）及び42,046のバラングイで構成されていた。高度に都市化された市は州から独立して機能するが、その他の各市は、その位置する州の行政監督下に置かれている。

政府は、その多様なプログラム及びプロジェクトを実施する、行政部門の様々な省及び省同格機関を中心として組織されている。省及び省同格機関は、次の5つの部門に分けられる。

部門	主な省庁
社会サービス	保健省、教育省、労働雇用省、社会福祉開発省、移住労働者省
経済サービス	農業省、農地改革省、エネルギー省、環境天然資源省、観光省、貿易産業省、公共事業道路省、運輸通信省、科学技術省
防衛	国防省
一般公共サービス	外務省、財務省、予算管理省、内務自治省、司法省、国家経済開発庁、広報業務担当大臣官房、ムスリム・ミンダナオ自治地域、コルディリェラ行政管区
憲法に基づく諸機関	一般公共サービス（選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、公序安全委員会、行政監察院）、社会サービス（人権委員会）

一定の行政機能の委譲

2021年6月1日、当時のドゥテルテ大統領は、2024年までに一定の中央政府機能を地方自治体に完全に委譲することを命ずる行政命令第138号に署名した。地方政府への委譲が予定される中央政府機能には、代表的なものとして、地方インフラ、ヘルスケア、民生、農業及び社会福祉等に関係する機能が含まれている。行政命令第138号に基づき、中央政府機関は、今後はこれらの機能に代わり、より戦略的な指揮運営機能を担い、開発に関する根強い問題に取り組んでいくこととなる。

現在、共和国は行政命令第138号の実施の様々な段階にある。2022年8月、マルコス大統領は、内務自治省が主導するチームに対し、地方政府及び中央政府の機能の委譲及び分権化に関する課題の検討を命じた。

政府系企業（GOCC）

政府は、経済の成長及び発展を促すため、必要不可欠な物品及びサービスを公衆に提供し、民間部門と協力する多数の法人を所有又は支配している。GOCCの事業内容は、当初は基本的な公的サービス及び国家独占事業に限定されており、1930年代には13社であったのが、1984年までに301社に増加した。GOCCは、政府の大口の歳入源として、あるいは政府の歳入からの直接的・間接的な支援の受け手として、財政上重要である。2020年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）流行のピーク時には、GOCCは配当の送金を通じて100.0十億ペソ超を政府に対して拠出した。これは、社会福祉・保健関連費用の財源となり、また新型コロナウイルス感染症の流行の深刻な影響を受けた業界に対する財政支援にも利用された。

GOCCガバナンス委員会（以下「ガバナンス委員会」という。）の2021年12月現在のデータベースによると、GOCC数は、118社である。これらの企業は、28社の政府系金融機関（以下「GFI」という。その内訳は、銀行機関9社、ノンバンク13社及び社会保障機関6社である。）と90社のその他の機関（ガバナンス委員会の業界分類に基づく、貯蓄投資企業、不動産土地開発企業、エネルギー企業及びその他で構成される。）からなる。

現在のところ、公的部門の対内債務及び対外債務の相当部分がGFIを含むGOCCの債務で占められている。政府は、公共政策を支援する形で企業に融資するGFI2社、すなわちフィリピン土地銀行（以下「LBP」という。）及びフィリピン開発銀行（以下「DBP」という。）が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを緊密にモニタリングしている。2021年12月31日現在、緊密なモニタリングの対象であるGFI3社の対内負債及び対外負債の合計額は3.46兆ペソで、GOCCの負債合計の20.79%を占めていた。

2021年12月31日現在、LBPの負債額は2.37兆ペソで、銀行機関であるGFI各社の負債合計の62.79%（構成率第1位）を、また全GOCCの負債合計の14.28%（構成率第2位）を占めていた。DBPの負債額は1.08兆ペソで、銀行機関であるGFI各社の負債合計の28.63%（構成率第2位）を、また全GOCCの負債合計の6.51%（構成率第5位）を占めていた。

政府はまた、様々な重要事業活動に携わっている一定のGOCC（以下「主要GOCC」という。）については、各社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを記録することにより、緊密なモニタリングを行っている。財務書類（速報値）によると、2021年12月31日現在、主要GOCCの対内債務及び対外債務は合計約1.39兆ペソで、全GOCCの負債合計の8.31%を占めた。対GDP比では7.16%であり、2020年度の7.65%に比して低下した。2020年には、主要GOCC数は31を数えた。

近年、政府は、その財政健全化への取組み、公正さ、公的サービスの効率的・効果的な提供、持続可能性、透明性及び説明責任に対するGOCCの適切な貢献を奨励することにより、これらのGOCCのコーポレート・ガバナンス及び財務成績を向上させるという一般政策を実施している。政府は、その民営化戦略のほか、GOCCを自立させるという政策目標に沿って、他のGOCCの事業への介入を控える方針を採っている。但し、政府は一定の場合には、法により許容される範囲で債務保証その他必要とみなす支援を行うことにより、これらの企業の取引を支援している。2011年以来、いくつかのGOCCは、政府により民営化若しくは廃止され、又は休眠状態／営業休止状態に分類され、あるいはその他の措置を講じられている。

マルコス政権の政策

マルコス大統領は、2022年7月25日に行った初めての施政方針演説で、その6年間の任期における政策課題及び優先事項を発表した。大統領は、政府の経済復興・開発、農業、観光、社会福祉、公衆衛生、教育、インフラ開発、エネルギー、気候変動、移住労働者及び外交政策に関する課題の概要を示した。

マルコス大統領は、政府の財政運営及び歳出における優先事項の改善を訴え、税制をデジタル経済により対応したものに改善することを提唱した。また、GDP成長率の引上げ、貧困率の削減及び対GDP債務比率の引下げ等の主要なマクロ経済目標を設定し、国家経済開発庁（以下「NEDA」という。）に対して新たな国家開発計画の制定を求めた。

マルコス大統領は、インフレの影響及び新型コロナウイルス感染症流行の影響への対応を促進するための改革についても述べた。これには、農業従事者を対象とする、土地償却費の支払猶予、資金援助、技術支援及び生産支援が含まれる。また、大統領は、観光地への行き来を容易にするインフラ整備と併せた国内観光産業の再活性化を訴えた。その他の重要な課題事項には、国立ウイルス学研究所、国立疾病予防・管理センター及び医療予備隊の設立を通じて公衆衛生システムを強化し、とりわけ災害多発地域において、脆弱なセクターに対する災害の影響を軽減することも含まれる。大統領は、教育セクターの改革及び生徒・学生と対面で行う授業の復活も求めた。大統領は、構想に基づき、新設された移住労働者省に対し、在外フィリピン人労働者の福祉を確保するための業務改善も課している。

マルコス大統領は、公的記録のデジタル化と整合化、国民ID制度の導入及び国家ブロードバンド計画の実施を通じたガバナンス向上を目指し、デジタル化のさらなる進展を訴えた。インフラについては、ドゥテルテ政権の諸計画、とりわけ新規道路建設、国内鉄道輸送システム近代化及び空港プロジェクト開発の継続及び推進を約束した。大統領は、気候変動に対するレジリエンスを高め、気候変動により引き起こされる問題に対処するための一助として、水力、地熱、太陽光及び陸上・洋上風力等の再生エネルギープロジェクトの開発も訴えた。さらに、原子力発電計画の復活に対する支持も表明した。

マルコス大統領は、フィリピンの領土を守り、独自の外交政策を追求する所存であることも表明した。

大統領は、重要な優先事項として自らが特定した法案の可決も議会に対して求めた。これには、中央政府規模適正化計画法案、予算近代化法案、固定資産評価改革法案、受動的所得・金融仲介税法案、電子政府法案、インター

ネット取引法案、経営不振企業の経済回復に向けた政府系金融機関の統一構想法案、医療予備隊設立法案、国家疾病予防管理局設置法案、フィリピン・ウイルス学研究所設立法案、水源省設置法案、離職・退職・年金統一システム制定法案、電子ガバナンス法案、国家土地利用法案、国家防衛法案、義務的予備役将校訓練団・兵役訓練プログラム復活法案、天然ガス産業振興法案のほか、電力産業改革法の修正及び建設・運営・移転法案（Build-Operate-Transfer Law）の修正が含まれる。

フィリピン開発計画

マルコス大統領は、初めての施政方針演説において、2023年度から2028年度にかけての改訂版フィリピン開発計画を2022年末までに作成することをNEDAに指示した。フィリピン開発計画2023 - 2028は、同国の包摂的で持続可能な成長の阻害要因に対処するマルコス政権の8つの社会・経済政策を具体化するものである。これは、中期的により多くの、より質の高い雇用を創出することを目指したフィリピンの投資風土の改善への道筋を示すことによって経済を改革し、より包摂的で、予期せぬショック事象が生じても回復可能なものとするのが期待されている。

マルコス政権の下では、バランガイ開発計画（以下「BDP」という。）も制定された。これは、紛争の根本原因である貧困等解決に取り組むことにより、地理的に孤立したコミュニティにおける共産主義反政府集団の再台頭を防止することを目的としている。BDPは、発展と社会的包摂の促進を狙いとする社会的・経済的開発プロジェクト（農村から市場へのアクセス道路、学校施設、上下水道システム及びヘルスステーションの建設や生活扶助プログラム等）の実施を通じて、この目標を追求している。

信用格付

2022年11月、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）は、共和国の「BBB+」の格付及び「安定的」アウトルックを据え置き、この格付はそれ以降の2年間に経済の回復と財政赤字の縮小が見込まれることを反映したものであると表明した。この「安定的」アウトルックは、共和国が移動制限を解除し、活動を全面的に再開するにつれ、旺盛な内需に後押しされて同国の国内経済が順調に回復するであろうというS&Pの予想を反映したものである。

2022年9月、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）は、共和国の「Baa2」の信用格付及び「安定的」アウトルックを据え置いた。この格付据置き及び「安定的」アウトルックは、共和国が世界的な感染症流行からの復興を継続していく中で、同国の経済回復が世界全体の信用状況により阻まれることは考えにくいというムーディーズの見解を反映したものである。政権移行期においても改革の方針及び取組みを継続することは、感染症流行の影響を受けた後の財政再建を確実なものとする一助となるであろう。政府の適切な経済・財政運営の実績、及び強固な銀行システムは、低コストでの資金調達への安定的なアクセスに貢献し、ショックが沈静化した後での財政再建及び債務安定化の見込みを下支えする。ムーディーズは、長期的には、フィリピンが他のBaa格付国に比べ経済成長面で優位に立つと引き続き予想している。

2023年5月、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）は、共和国のアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に引き上げ、「BBB」の格付を据え置いた。この引上げは、感染症流行後の共和国の「力強い」中期的な成長及び類似の信用格付を持つ他の国々と同様に健全な経済政策の枠組みがあることへの自信を反映したものである。

2023年3月、株式会社日本格付研究所は、世界的な不確実性及び高インフレ環境の中で共和国の「A-」の投資適格格付及び「安定的」アウトルックを据え置いた。この据置きは、2022年度の経済成長率が開発予算調整委員会の想定した6.5%～7.5%を上回る7.6%という高い数値であったことから明らかなとおり、共和国のマクロ経済のファンダメンタルズが堅固なことを裏付けている。2022年末以来、共和国の労働・雇用状況も引き続き改善しており、失業率及び不完全雇用率は概ね低水準で安定している。「A-」の信用格付及び「安定的」アウトルックは、信用リスクが比較的低いことを示しており、国際債券市場へのより良いアクセス及びより有利な金利での資金調達を可能にするものである。また、共和国に対する投資家の信頼を高め、より多くの海外直接投資の誘致につながる可能性がある。

[次へ](#)

反政府組織との国内紛争及び和平交渉

40年以上にわたって、共和国における各種の反政府組織が定期的に政府軍と戦闘を繰り返している。これらの反政府組織の多くの目的は、ミンダナオの伝統的なイスラム地域を共和国から分離することを実現することとされている。しかしながら、その他フィリピン共産党（以下「CPP」という。）等の組織は、表面上、領土的野心よりもむしろイデオロギー上の目的に重点を置いている。

当初のイスラム分離主義組織であったモロ民族解放戦線（以下「MNLF」という。）は、少なくとも1970年代初頭から存在し、2度の分裂により、1976年にはモロ・イスラム解放戦線（以下「MILF」という。）（本書の日付現在、フィリピンにおいて最大のイスラム分離主義組織）、1991年にはアブ・サヤフが結成された。この分裂にもかかわらず、当初のMNLFは、現在まで存続している。これらの組織は、フィリピンにおいて数多くのテロ攻撃を実行しており、国の南部の都市を中心として複数の爆撃が発生している。さらに、これらの組織は、フィリピンでの誘拐その他のテロ活動を引き起こしているものと特定されており、フィリピン国軍（以下「AFP」という。）との散発的な紛争に関与している。

2017年1月6日、AFPは、「*Oplan Kapayapaan*」（「平和」を意味する。）と呼ばれる開発支援・安全保障計画を発表した。同計画に基づき、AFPの優先事項は、テロ組織アブ・サヤフその他現地及び外国のテロ組織の壊滅である。

2020年7月、ドゥテルテ大統領（当時）は、2007年人類の安全保障法に代わる、「2020年反テロ法」（以下「反テロ法」という。）につき署名して法律として成立させた。反テロ法の様々な規定の中でも、同法は、特定の状況における令状なしでの逮捕を規定し、テロ行為を幅広く定義し、大統領により任命される機関である反テロ評議会（以下「反テロ評議会」という。）を創設しているが、同評議会は、反テロ法の目的において個人又は集団をテロリストに指定することができる。反テロ法は、最高裁判所において異議申立てを受けた。2021年12月9日、最高裁判所は、同法が合憲であることを宣言し、異議申立てを受けた規定のうち2つの規定のみを無効にした。同裁判所による修正を条件として、同法は、効力を維持している。

政府のテロ対策の一環として、強化された包括的地域統合プログラムの下で、アブ・サヤフ・グループ、イラクとシリアのイスラム国（以下「ISIS」という。）の関連組織及びマウテ・グループを含む現地のテロ集団のメンバーに対して、生活扶助、緊急対応、再定住及び住居支援のパッケージが提供されており、当該テロ集団の元メンバーの社会復帰のための再出発の道が提供されている。

モロ・イスラム解放戦線

2012年10月7日、政府とMILFは、32回目の予備的な和平交渉を終結し、和平枠組み合意案（以下「枠組み合意」という。）を発表した。枠組み合意は、ARMMに代えて、新たな自治的な政治組織であるBARMMを設立するための枠組みを定めている。バンサモロは、ミンダナオの伝統的なイスラム地域の歴史的名称である。枠組み合意は、新組織であるバンサモロの権限及び構造を定義しており、政府とバンサモロの関係を形成する原則、プロセス及びメカニズムを定めている。枠組み合意は、新組織が、一定の制限を受けつつ、その管轄内において、徴税、外国及び国内の貸付人からの借入れ並びに天然資源開発による収益の共有を行う権限を有することを定めている。枠組み合意は、防衛及び安全保障、外交政策、金融政策及び貨幣鑄造、国籍及び帰化に関する権限については、その権限を政府に留保している。政府とMILFは、2012年10月15日に枠組み合意に調印した。

2014年3月27日、バンサモロ包括的合意（以下「包括的合意」という。）が、政府とMILFにより調印された。包括的合意の完了後、移行委員会は、2014年4月に、同委員会が起草したバンサモロ基本法案を、正式に大統領府に提出した。2017年7月17日、バンサモロ基本法最終案がドゥテルテ大統領（当時）に正式に提出され、大統領は同法への支持を確認した。バンサモロ基本法は、2018年7月にバンサモロ組織法（共和国法第11054号）として議会において可決され、2019年1月に承認された。その結果、ARMMが段階的に廃止され、BARMMの正式な創設のためのプロセスが開始された。バンサモロ組織法の承認後、2019年3月にBARMMの除幕式が開催され、アホッド・パラワグ・ムラド・エブラヒムMILF議長が、BARMMの暫定首席大臣に任命された。また、バンサモロ基本法により、バンサモロ暫定移行政府（以下「BTA」という。）が創設された。BTAは、共和国の国政選挙に合わせて2025年5月に再設定されたBARMM議会の最終的な選挙までの移行期間におけるBARMMの暫定的な地方政府である。BTAは、平和と安全保障上の懸念、貧困削減、ビジネスと雇用の創出、民族と経済階級間の安定等、様々な課題に対処する任務を負っている。

2019年6月、BTAは、バンサモロ移行計画を承認したが、同計画は、バンサモロ政府の枠組みとして役立ち、BARMMの様々な省庁及び事務所の組織図並びに廃止されたARMMの機関及び事務所の段階的な廃止の予定表を含むものである。さらに、2019年9月にMILF戦闘員の武装解除が開始され、バンサモロ政府は、地域の森林の保全及び保

護を行う森林警備隊員として元MILF戦闘員を雇ったが、このことは、地域の平和及び秩序の促進に資するものである。MILFのメンバーが社会の生産的なメンバーになるための円滑な移行を達成することを目的とした活動を含む、正常化プロセスが進行中である。このプロセスは現在第3段階にあり、計40,000人の戦闘員及び7,000個の兵器が武装解除プロセスを経る予定である。また、政府及びBTAは、民間武装集団の解体に関する国家タスクフォースを通じて、民間武装集団の脅威を「平和のスプイラー」となり得るものであるとして排除するために協力している。

2021年2月、ドゥテルテ大統領（当時）は、他の反政府組織の中でもMILF及びMNLFのメンバーに対して恩赦を与える大統領布告を発した。この恩赦は、2007年人類の安全保障法若しくは反テロ法に基づきテロ行為で起訴された個人、反テロ評議会によりテロリストとして指定された個人、又はフィリピン法に基づく特定の罪を犯したこと若しくは1949年ジュネーヴ条約に違反したことがある者は除外される。この恩赦が効力を生じるためには、議会の承認が必要となる。2022年1月、上院と下院は、2021年大統領布告第1090号に同意し、これによりMILFのメンバーに恩赦を与えた。

2022年8月、マルコス大統領は、BTAの新たなメンバー80名を任命した。このBTAのメンバーのうち、41名はMILFによって指名され、39名は政府によって指名された。41名のMILFメンバーの構成は、MILFが内部レビューと審査プロセスを通じて実施した協議プロセスの成果である。この任命リストは、和平・和解・統合担当大統領顧問室を通じて、大統領府に提出され、大統領府の選考・評価プロセスの対象となった。

モロ民族解放戦線

また、包括的合意に基づき約束されたMILFとの正常化プロセス同様、かつ当該プロセスと同時に、政府は、MNLFとの正常化も追求している。政府は、特に、銃器類の供給を削減し、弾力的かつ経済的に発展した共同体を建設するために、戦略的なMNLF共同体において、パンサモロ内外を問わず、共同体安全保障運営を確立し、社会的保護サービス（健康保険及び奨学金を含む。）を提供し、道路、橋梁、倉庫、給水設備、保健所、地域治安センター及び灌漑システムを新設することにより、これらの取り組みを追求している。

2012年以降、MNLFが関与したARMMにおける散発的な暴力が発生していたが、その多くは派閥闘争に限定されていた。これらの展開にもかかわらず、政府は、同地域での開発プログラムを引き続き実行した。

2016年11月10日、MNLFがMILFとの和平プロセスとは別に、1996年最終和平合意に基づく残りの約束の完了に取り組むように政府と協働するために、自ら5名で構成される委員会を設置することが発表された。2017年7月18日、MNLF議長は、ドゥテルテ大統領（当時）と会談し、ARMMを強化させるための自らの改正法案をもはや提出するつもりはなく、その代わりに連邦主義を推進することを宣言した。それ以降、MNLFは連邦主義を推進し続けている。

2017年11月12日、MNLFメンバーが反政府組織のメンバーを銃撃・殺害後、MILF及びMNLFの戦闘員がマタラム村において衝突した。戦闘員4名が負傷した。衝突は、両組織のリーダーが介入し、停戦を宣言して終結した。2018年1月、MNLF指導部は、反政府組織、テロ集団及び麻薬シンジケートとの戦闘において政府軍に加勢したことを発表した。2018年8月、MNLF議長ユソフ・ジキリは、死者を出したラミタン市での自動車爆弾攻撃を「非イスラム的」であるとして非難した。当該攻撃は外国人武装勢力により実行されたものと伝えられている。

MNLF指導者ヌル・ミスアリは、2019年3月、ドゥテルテ大統領（当時）に対して、連邦政府が創設されない場合、MNLFは戦争を開始することを伝達した。これに対して、ドゥテルテ大統領（当時）は、メディアに対して、潜在的な連邦政府の形態について公に議論するための専門委員会を設置することを希望する旨を伝えた。2019年8月、ドゥテルテ大統領（当時）は、ミンダナオに平和をもたらす、アブ・サヤフと戦うための努力を示すために、MNLFとの調整委員会の設立を命令した。新設された政府・MNLF間の和平調整委員会が2019年12月に召集された。同委員会の会議中、政府とMNLFは、特定の従前の確約（パンサモロ開発支援基金の設立及び三者間実施監視委員会の設置を含む。）を実施することに合意した。2020年1月、ドゥテルテ大統領（当時）は、MNLF指導者であるヌル・ミスアリをイスラム協力機構に対するイスラム問題に関する経済特使に任命した。

2020年11月、MNLFは、MNLF中央委員会議長として、ヌル・ミスアリに代わりムスリミン・セマを選任した。セマは、ミンダナオ島のパンサモロ地域における永続的な平和を達成するために、MILF及び共和国と協力する確約を明言する声明を発表している。

2022年8月、MNLFのメンバー2名、すなわちヌル・ミスアリの息子と娘である、アブドゥルカリーム・ミスアリ及びヌレダ・ミスアリが、マルコス大統領によりBTAのメンバーに任命され、MILFにより指名された他のメンバーに加わった。

アブ・サヤフ

2002年、米国及び欧州連合は、アブ・サヤフを「外国テロ組織」のリストに加えた。さらに、米国は、過去に、アブ・サヤフとの戦闘においてAFPを支援するために軍隊及び軍事顧問を派遣している。2002年7月、米国と共和国は、フィリピン及び米国の両国の兵士による年次訓練演習を定めた継続的軍事協力協定を締結した。

2002年以降、アブ・サヤフに関連する暴力が継続している（様々な誘拐・人質事件、交戦・戦闘、傷害及び一般市民・AFP双方の死者発生を含む。）。AFPは同時に、当該期間を通して、戦闘中におけるアブ・サヤフ戦闘員の逮捕又は殺害に成功している。

アブ・サヤフは、2019年及び2020年も暴力的な攻撃を続けている。2019年2月、スルー州ホロの大聖堂で2件の爆破事件が発生し、23名が死亡、100名以上が負傷した。同月、アブ・サヤフは、誘拐した外国人3名の身代金を要求した。政府は要求を拒絶し、身代金の支払いに対するポリシーを引用した。2019年4月、スルー州パティクルにおいて、政府軍とアブ・サヤフのメンバー約80名との間で衝突が勃発し、7名が死亡、21名が負傷した。2019年5月、アブ・サヤフと政府との銃撃戦において、オランダ人が死亡した。2019年6月、スルー州インダナンの軍営において、爆弾攻撃が2件発生し、8名が死亡し22名が負傷した。ISISは、当該攻撃がISISの現地関連組織であるアブ・サヤフにより実行されたものと主張している。2019年9月、女性の自爆テロリスト（後にアブ・サヤフのメンバーと特定された。）が、スルー州インダナンにある軍の検問所を攻撃した。2020年8月、共和国の南部の町ホロの人口が密集した地域において、自爆テロリストによる激しい爆破事件が2件発生し、少なくとも14名が死亡、他75名が負傷した。

AFP兵士とアブ・サヤフのメンバーとの衝突は、2021年及び2022年も継続している。2021年3月、AFPの軍隊は、タウイタウイ州において、アブ・サヤフ指導者のマジャン・サヒジュアンの居所を特定、殺害し、インドネシア人の人質の一部を救出した上でインドネシア政府に引き渡した。2022年、軍と警察の継続的な作戦により、アブ・サヤフのメンバーの一部が政府に投降した。

マラウィの戦い

2017年5月23日、アブ・サヤフのフィリピン人リーダーであり、東南アジアにおけるISISの指定司令官であるイスニロン・ハピロンを捕えるためのマラウィ市における軍事的進攻によって、同市をめぐる約6ヶ月間にわたる攻囲があった。イスニロン・ハピロンが捕えられ、ISISへの忠誠を誓う現地のイスラム戦闘組織であるマウテ・グループのメンバーからの援軍がマラウィ市に流れ込んだ。マラウィ市において、100名以上の殺害、建物の放火、人質及び政府軍との路上での戦闘等、大規模な暴力行為が発生した。同市の大規模な避難が命じられ、同市全体が閉鎖された。同日、ドゥテルテ大統領（当時）は、ミンダナオ全島における戒厳令を発令する宣言第216号に署名し、戒厳令は当初、2017年7月22日まで続いた。2017年5月29日、ドゥテルテ大統領（当時）は、高齢者、女性、子供等がマラウィ市の紛争地域から逃避するための安全かつ保証された経路として、共和国及びMILFにより共同実施される「平和回廊」の設置を承認した。平和回廊は、2017年6月4日に開放された。

2017年7月22日、上院と下院は、宣言第216号の2017年12月31日までの延長を承認するための合同会議を招集し、公共の安全の維持並びにマラウィ市の復興、再建及び復旧に関する作業継続のために、延長が必要との主張がなされた。

2017年11月26日、軍は、スルー州における各地方自治体の参加を統合することにより、残りの人質をアブ・サヤフから取り戻すことを目的とした作戦を強化した。2017年12月、議会は、武装組織との戦闘のために、ミンダナオ島の戒厳令をもう1年延長するというドゥテルテ大統領（当時）の要求を承認した。2017年5月から同年12月までに、マラウィ市において1,200名以上が死亡した。2019年12月31日、ミンダナオ島の戒厳令は終了し、2年半にわたる軍事的緊張の高まりに終止符を打った。しかしながら、ミンダナオ島の一部地域は依然として非常事態にあり、法執行グループは、潜在的なテロの脅威に対する対策として厳重警備体制にある。

マラウィ対策本部事務所により提供された非公式データによれば、マラウィの戦いの被害総額は約11.5十億ペソであった。2018年以降、政府は、マラウィ市の再建に注力している。2018年8月、政府とMILFは、元々は攻囲中に民間人の救出を目的として締結された協力合意を復活させた。復活した合意に基づき、MILFと政府は、マラウィ市復旧のために協力することに合意した。2020年において、マラウィ市復旧のために3.56十億ペソの予算が承認された。

2022年4月13日、ドゥテルテ大統領（当時）は、共和国法第116961号、すなわち2022年マラウィ包囲攻撃犠牲者補償法に署名し、同法が成立した。同法により、マラウィ補償委員会が創設され、マラウィの戦いで居住用及び商業用財産を失い、請求資格を得た者への非課税の賠償支払いを促進する任務を課された。

2022年6月現在、マラウィ市におけるインフラ復興プロジェクトは、72%が完了している。政府主導のマラウィ復興対策本部は、2022年度第3四半期までに、公共インフラ及びその他の復興プロジェクトの少なくとも89%が完了すると予想している。

共産党員及び関連組織

フィリピンは、52年間以上にわたり共産主義反乱を経験している。2002年、米国及び欧州連合は、CPP及びCPPの軍事関連組織である新人民軍（以下「NPA」という。）を、その「外国テロ組織」のリストに加えた。その結果、米国及び欧州各国の政府は、これらの組織に関連する金融口座を凍結し、米国及び欧州連合域内におけるCPP及びNPAメンバーの移動を制限している。

共産党系組織との公式の和平会談は、2004年と2015年の間に停止され、その間にNPAとAFPの散発的な戦闘が続いた。2016年8月22日、政府は、社会・経済・政治改革に根ざした政治的解決の案出を目指し、CPP及びNPAと密接な協力関係にある政治組織である民族民主戦線（以下「NDF」という。）との和平を求めて公式の交渉を再開した。しかしながら、NPAによる兵士3名の殺害後、ドゥテルテ大統領（当時）は、2017年2月6日に、CPP、NPA及びNPAを
もはや共産主義組織ではなくテロ組織と考える旨を述べ、和平会談を一時的に停止した。

公式の和平交渉が一時的に停止されているにもかかわらず、それ以降、現地の和平交渉が実施されている。ドゥテルテ大統領（当時）は、2018年12月に大統領令第70号を発令し、現地の共産主義武力紛争の終結に向けた「国家一体の」取組みを設定し、これに従って、全国各地で現地和平合意が実現されている。ミンダナオでは、現地和平合意によって、現地のCPP-NPA支部のメンバーの大量投降が発生している。

2020年4月21日、NPAの軍隊は、新型コロナウイルス感染症の人的任務中にAFPの兵士を攻撃し、AFPの兵士2名が死亡し3名が負傷した。2020年4月27日、ドゥテルテ大統領（当時）は、CPP-NPA-NDFとの和平交渉が永久的に終了したことを発表した。2020年12月9日、反テロ評議会は、反テロ法に基づきCPP及びNPAをテロ組織に指定し、これにより、特に組織のメンバーの拘禁及び資産の凍結が可能となる。

2021年2月、ドゥテルテ大統領（当時）は、自主的に降伏し反政府活動を放棄したCPP-NPA-NDFの元反政府メンバーには恩赦を与えるという大統領布告に署名した。この恩赦が効力を生じるためには、議会の承認が必要となる。第18回議会は、休会までに大統領布告に基づき行動しなかった。

2021年4月、反テロ評議会は、反テロ法に基づき、フィリピンのNDFにつながりを持つ複数の個人とともにCPP創設議長であるホセ・マリア・シソンをテロリストに指定した。2021年7月、反テロ評議会は、フィリピンのNDFをテロ組織に指定した。

国際関係

フィリピンは、各国の政策目標と経済発展の水準を尊重する原則とルールの多国間の枠組みを通じて、世界貿易の拡大を重視している。共和国は、世界貿易機関、IMF、世界銀行、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等、様々な国際機関に参加することで、貿易及び投資の自由化を促進し、共和国の経済に影響を及ぼす地球規模の課題について議論することができる。

以下の表は、主要な国際金融機関に対する共和国の資本参加及び当該機関からの融資額を示している。

国際金融機関への加盟					
組織名	加盟日	出資額	出資持分	払込資本	融資残高
(単位：％を除き、百万単位)					
国際通貨基金 ⁽¹⁾	1945年12月27日	SDR2,042.9	0.43%	1,478.2	-
国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。） ⁽²⁾	1945年12月27日	\$1,188.70	0.45%	\$83.4	\$26,926.77 ⁽²⁾
アジア開発銀行 ⁽³⁾	1966年12月22日	\$3,370.0	2.38%	\$168.31	\$13,890.0
アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」という。） ⁽²⁾	2016年12月28日	\$979.1	1.01%	\$195.8	\$1,057.0

注：

(1) 別段の記載がない限り、2023年5月31日現在。

(2) 2023年5月25日現在。

(3) 2021年12月31日現在。

出典：IMF、世界銀行、ADB、AIIB及び国際金融グループ、財務省

また、フィリピンは、以下の地域機関への加盟を通じ、経済権益の増進にも努めている。

- ・ 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）

- ・ ASEAN自由貿易地域
- ・ 東南アジア、ニュージーランド、オーストラリア中央銀行
- ・ 東南アジア中央銀行
- ・ アジア太平洋経済協力
- ・ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議

IMFとの関係

従前、IMFは、定期的なIMFプログラム監視アレンジメントとそれに続くプログラム後の監視アレンジメントにおいて、共和国との関係を維持してきた。定期的なプログラム監視アレンジメントの下で、IMFは安定化プログラムと構造調整プログラムを通じて、共和国の財政政策に影響を及ぼすことが可能であった。これに対して、プログラム後の監視アレンジメントでは、特定の定量目標の達成ではなく、経済発展や政策の定期的な見直しに基づくプログラム評価が行われ、資金調達要素は含まれていなかった。

2018年7月、IMF職員は、2018年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、同国の経済は好調な消費と投資に支えられ、順調に推移している。しかしながら、予備調査結果において、インフレやその他の短期的なリスク（急速な信用成長の継続、米国金利の上昇、ドル高、資本フローの不安定性、貿易緊張等）の上昇が警告された。同職員の予備調査結果において、2018年及び2019年におけるほぼ横ばいの財政赤字をGDPの約2.4%に維持すること、インフレ期待を固定するための金融政策をさらに引締めること、為替レートの柔軟性を維持すること、急速な信用成長と企業債務の増加が続く中、金融の安定を守るための措置を追求すること、並びに幅広い分野における政府の改革プログラムを維持・深化することが提案された。2018年9月、IMF職員はこれらの調査結果に基づく報告書を公表し、IMF理事会に提出して議論と決定を仰いだ。

2019年11月、IMF職員は、2019年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、目標に近い政府支出及び最近の金融緩和政策によって、2020年を通してGDP成長がもたらされることが予想される。マクロ経済政策（最近におけるバンコ・セントラルの政策金利の引き下げを含む。）は、成長減速及びインフレ圧力の緩和に対する適切な対策と言われた。予備調査結果において、社会的支出及びインフラを拡大し目標をより高く設定する余地があることが示唆された。経済成長の回復が予想される中で、急激な信用成長が再興する可能性があり、マクロ・プルーデンス政策に関する対策が要求される可能性がある。また、当該調査結果によれば、構造改革は好調であり、重要な法律が可決されている（コメの関税化、税制改革、国民デジタルID及びバンコ・セントラル憲章の改正を含む。）。しかしながら、職員は、包括的な成長を促進するために、さらなる措置を講じることができることを指摘した（税制改革の継続、外国投資に対する制限の緩和、貧困削減の取り組みの拡大、銀行秘密保持法の緩和、及び行政の能力のアップグレードを含む。）。予備調査結果において、世界貿易の緊張、世界財政状態の推移及び自然災害について警告されており、短期的な見通しに影響を与える。

2021年6月、IMF職員は、2021年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員は、共和国の経済が、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックによる大きな収縮の後、回復していることを報告した。IMFは、経済活動に影響を与えるトレードオフを伴う政府による封じ込め制限、並びにその後の財政、金融及び金融政策措置を含む包括的な政策パッケージに言及した。IMFは、移動性の向上、経済の再開、ワクチン接種のさらなる進展、継続的な政策支援、世界的な成長の改善に支えられて、共和国の経済回復が強まるものと予想していると述べた。それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症パンデミックは、観光やその他のサービス部門への影響、大規模な景気後退による投資への影響、高い失業率や不完全雇用によるスキルの喪失、貧困の増加等、長期的な影響をもたらすと予想される。IMF職員の評価において、2021年の拡張的な財政政策のスタンスは、回復を促進するのに役立つはずであり、下方リスクが現実化した場合、共和国には対応する財政的余裕があることが言及された。一方、金融政策は、適切に緩和的であると評価されている。代表団は、投資を促進し、高成長への復帰を促進するための構造改革の着実な実施の重要性を強調した。

世界銀行による融資及びプロジェクト

2018年、世界銀行は、フィリピンにおいて、2件（総額約173.2百万ドル）のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i)対象地域において地方所得を増大させ、農業及び漁業の生産性を向上させることを目指した地方開発プロジェクトに対する追加融資170百万ドル、及び(ii)ミンダナオの紛争の影響を受けた地域における、対象とされた地域社会において時間、距離及び費用の面で社会経済的インフラへのリテラシー及びアクセスを改善することを目指したミンダナオ信託基金復興開発プロジェクト・フェーズIIに対する3.2百万ドルである。

2019年、世界銀行は、フィリピンにおいて、4件（総額1,214.6百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。すなわち、(i)メトロ・マニラのプロジェクト回廊沿いの公共交通システムの効率性、有効性及び安

全性を改善することを目指すメトロ・マニラ・バス高速輸送システム・プロジェクト・ライン1に関する40.7百万ドル（出資者：IBRD）及び23.9百万ドル（出資者：クリーン・テクノロジー基金）、(ii)税政策の強化、公共財政の管理及び予算計画の向上、並びに公有資産の財政リスク管理の強化のための財政管理の改善を目指した、財政管理改善開発政策融資（以下「DPL」という。）のための450百万ドル、(iii)貧しい子供たちの健康・教育サービスの利用を改善するための社会福祉・開発省の社会的保護のための国家プログラム支援を支援することを目指した、第2次社会福祉開発・改革プロジェクト—追加融資のための300百万ドル、並びに(iv)競争力の促進、財政的持続可能性の向上並びに自然災害及び気候変動に対する財政的強靱性の強化を目指した、競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するサブプログラム1 DPLのための400百万ドルである。

2020年、世界銀行は、フィリピンにおいて、8件（総額3,058.28百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。すなわち、(i)共和国の災害対策に関する政策立案、並びに国及び地方の政府レベルでの公衆衛生上の緊急事態のための投資の強化、並びに新型コロナウイルス感染症パンデミックによって生じた緊急の必要性の支援を目指した、第3次災害リスク管理DPLのための500百万ドル、(ii)新型コロナウイルス感染症パンデミックによる緊急の医療ニーズを満たすことを目指した、フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトのための100百万ドル、(iii)新型コロナウイルス感染症パンデミックによる貧しく脆弱な世帯への影響を緩和し、影響を受けた中小企業への財政的救済を提供することを目指した政策措置を支援する、新型コロナウイルス感染症緊急対策DPLのための500百万ドル、(iv)土地保有の安定性の改善と農地改革受益者の財産権の安定化を目指した、個人所有地の土地区画化支援プロジェクトのための370百万ドル、(v)低所得世帯の福祉に対する新型コロナウイルス感染症の影響を緩和し、社会福祉・開発省の社会的保護提供システムを適応的かつ効率的なものにすべく強化することを意図された、フィリピン受益者FIRST社会的保護プロジェクトのための600百万ドル、(vi)フィリピン関税局の効率を改善し、通商に関わるコストを削減することを目指した、フィリピン関税近代化プロジェクトのための88.28百万ドル、(vii)対象となる地方自治体のコミュニティがサービスへのアクセスを改善し、より包括的な地方計画、予算編成及び実施に参加できるようにすることを目指した、KALAHI-CIDSS国家コミュニティ主導型開発プロジェクトのための追加融資300百万ドル、並びに(viii)政府の競争力の促進と回復力の強化の支援を目指した、自然災害に対する競争力の促進及び回復力強化のサブプログラム2 DPLのための600百万ドルである。

2021年、世界銀行は、フィリピンにおいて6件（総額2,880百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)新型コロナウイルス感染症の脅威の予防、検知及び対策を行い、公衆衛生態勢を強化する共和国の能力を支援するためのフィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資）のための追加の500百万ドル（その後、新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達及び納入をカバーするためのフィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資2）に基づく追加融資300百万ドルにより補足された。）、(ii)対象地域における農村所得の増加並びに農業及び漁業の生産性の向上を目指した、フィリピン農村開発計画のための第2次追加融資280百万ドル、(iii)政府による強靱で包摂的かつ持続可能な金融セクターの実現を支援するための金融セクター改革を支援することを目指した、フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資400百万ドル、(iv)マニラ首都圏の特定の公共建築物の安全性及び耐震性を向上させ、緊急事態に備え対応するための公共事業道路省の能力を向上させることを目指した、フィリピン地震リスク軽減・強靱化プロジェクト300百万ドル、(v)災害危機繰延引出オプション付きフィリピン第4次災害リスク管理開発政策融資500百万ドル、並びに(vi)民間投資を促進するための小売自由化法の改正、事業コストの削減、情報通信技術（以下「ICT」という。）への投資を促進するためのブロードバンド・サービスの拡大など、現在進行中の政府改革を支援することを目指した、フィリピン競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するサブプログラム3 開発政策融資600百万ドルである。

2022年、世界銀行は、フィリピン多部門栄養プロジェクトに178.1百万ドルを拠出することを約束した。同プロジェクトは、栄養に特化し、栄養に配慮した一連の介入の利用を増加させ、対象となる地方自治体単位で、发育阻害を減少させることが知られている主要な行動と習慣を向上させることを目指している。

2023年、世界銀行は、これまでに3件のプロジェクト及びプログラムに総額876.02百万ドルを拠出することを約束した。その内訳は、(i)金融セクターにおける継続的な改革を認めて提供される、フィリピン第2次金融セクター改革開発政策融資600百万ドル、(ii)ミンダナオの特定の先祖伝来の土地及び特定のバリューチェーンにおける組織化された農民及び漁民グループの農業生産性、回復力、並びに市場及びサービスへのアクセスを持続可能な形で向上させることを目指した、ミンダナオ包摂的農業開発プロジェクト100百万ドル、及び(iii)フィリピンの12の漁業管理地域のうちの2地域における生態系及び地域社会の回復力を向上させることを目指した、フィリピン漁業・沿岸回復プロジェクトのための176.02百万ドルである。

2018年、ADBは、総額1.3十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i)共和国における天然ガス開発プロジェクトを支援するための2百万ドル、(ii)政府による洪水リスク軽減を支援するための1.3百万ドル、(iii)PPPプロジェクトを促進、開発し、効率的に実施するための479百万ドル、(iv)マニラ首都圏とクラークの地域センター及びクラーク国際空港とを接続する新たな鉄道路線の51キロメートル部分の建設を支援するための2.9百万ドル、(v)金融包摂を促進するための474百万ドル、並びに(vi)マラウィ市復興・修復プログラムに含まれるプログラム、プロジェクト及び活動を実施するための即時かつ柔軟な資金調達を政府に提供するための408百万ドルである。

2019年、ADBは、総額4.0十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i) (2019年に承認された)インフラ整備及びイノベーション促進のための追加融資200百万ドル、(ii)地方ガバナンス改革プログラムのための政策支援型融資300百万ドル、(iii)太平洋諸島の国々における再生可能電力プロジェクトに対する民間セクター投資に関する制約を克服するための財政支援を提供する100百万ドル、(iv)不就学・不就労の若年フィリピン人の数を減少させるための政策支援型融資400百万ドル、(v)労働市場の需要に対応した質の高い中等教育へのアクセスを改善することにより包摂的成長を達成するための融資300百万ドル、並びに(vi)マニラ北郊外のマロロスと中部ルソン地方におけるクラーク経済圏及びクラーク国際空港とを接続する旅客鉄道の53.1キロメートル部分の建設のための2.75十億ドルである。

2020年、ADBは、9月30日現在、総額3.9十億ドルを超える10件のプロジェクトにコミットしていた。その内訳は、(i)共和国の国内資本市場を強化する取組みを支援するための融資400百万ドル、(ii)共和国による新型コロナウイルス感染症対策プログラムに関する資金調達を支援し、共和国の医療制度を強化するための融資1.5十億ドル、(iii)自然災害又は公衆衛生上の緊急事態により災害が発生し、その結果として非常事態が宣言された場合に、緊急融資への迅速なアクセスを可能にするための政策支援型融資500百万ドル、(iv)国中の数百万人のフィリピン人家族が子供たちを学校に送り、子供たちの健康を保つことを助けるための融資500百万ドル、(v)マニラ首都圏及びその周辺地域の最大55,000の脆弱な世帯に重要な食料品を提供するための補助金5百万ドル、(vi)緊急医療用品の購入や効果的な医療サービスの提供など、新型コロナウイルス感染症パンデミックへの共和国の対応を支援するための補助金3百万ドル、(vii)新型コロナウイルス感染症パンデミックの最中、脆弱な世帯に対する緊急現金補助を提供するための融資200百万ドル、(viii)共和国の農業セクターの生産性及び競争力を高め、農村地域における貧困を大幅に削減するための政策支援型融資400百万ドル、(ix)金融サービスへのフィリピン人によるアクセスを拡大するための改革を実施することにより包摂的成長を促進するための政策支援型融資300百万ドル、並びに(x)共和国が新型コロナウイルス感染症パンデミックの拡大を予防及び統制する能力を向上させることを支援するための融資125百万ドルである。

さらに、2020年6月、ADBは、AIIBとともに、政府の検査能力を向上させ、脆弱な部門（農業を含む。）を強化し、貧困世帯に対する条件付きの現金送付、賃金補助金及び緊急支援を提供することにより、共和国における新型コロナウイルス感染症パンデミックの公衆衛生上及び経済上の影響の一部を食い止めることを目的として、共和国に対する総額750百万ドルの協調融資を行うことに合意した。

2021年、ADBは、4件（総額1,571.5百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)若者の雇用及び技能プログラムの拡大に向けた政府の取組みを支援する、青少年の学校から就職への移行促進プログラム（サブプログラム3）400百万ドル、(ii)質の高い公共サービスを提供する地方政府の能力向上を支援するための地方ガバナンス改革プログラム（サブプログラム2）400百万ドル、(iii)政府がユニバーサル・ヘルス・ケア法に基づき医療、融資、サービス提供及びパフォーマンス監視結果を実施するのを支援するための融資である、ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム（サブプログラム1）600百万ドル、並びに(iv)マリキナ川に架かる3つの新しい橋の建設に資金提供するための融資である、マニラ首都圏橋梁プロジェクト175.1百万ドルである。また、ADBとAIIBは、新型コロナウイルス感染症ワクチン・グローバル・アクセス・ファシリティ（以下「COVAX」という。）及びその他適格な双務的なワクチン・サプライヤーからの新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達のための資金調達を目的とした、共和国への総額1,200百万ドルの融資に係る協調融資に合意した。このプログラムに基づくADBのコミットメントは、総額700百万ドルのうち650百万ドルであり、残りの550百万ドルは、AIIBにより拠出される。

2022年、ADBは、5件（総額2,502.0百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)台風オデット緊急対応プロジェクトのための2百万ドル、(ii)資本市場創出インフラ・プログラム・サブプログラム2に対する支援のための融資400百万ドル、(iii)気候変動行動計画サブプログラム1のための融資250百万ドル、(iv)南部通勤鉄道プロジェクト・トランシェ1のための融資1.75十億ドル、及び(v)フィリピン技術職業教育訓練制度におけるイノベーション支援のための融資100百万ドルである。

2023年、ADBは、これまでに2件（総額1,000.0百万ドル）のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i)競争的及び包摂的農業開発プログラム・サブプログラム2のための500百万ドル、及び(ii)ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム・サブプログラム1のための500百万ドル（同サブプログラムに対しては、アジアインフラ投資銀行とともに、別途500百万ドルの協調融資を行っている。）である。

国際協力機構による融資及びプロジェクト

2018年、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、フィリピンにおいて様々なプロジェクトに取り組んできた。例えば、(i)2018年初頭、JICA及びフィリピン沿岸警備隊は、フィリピンにおける海上保安を促進するための進行中の開発協力の一環として、1.5十億円の船舶航行管理システムを開始し、(ii)2018年2月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の北部郊外の都市における交通渋滞の緩和を支援するために、既存の迂回道路を2車線道路から4車線道路にアップグレードし拡大する幹線道路バイパス・プロジェクト（フェーズIII）のため、9.399十億円の融資契約を締結し、(iii)2018年3月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の交通問題の取り組みを支援するための同国初の地下鉄のフェーズIの建設を支援する104.53十億円の融資契約（ファースト・トランシェ）を締結し、(iv)2018年5月、JICA及び財務省は、マラウィ市の復興及び再建を支援するための20億円の政府開発援助無償資金協力に関する協定を締結し、(v)2018年11月、JICAは、マニラ首都圏における深刻な交通渋滞を軽減するために、メトロ・レール・トランジット・ライン3の安全性及びサービス水準を改善するために、政府との間で38.1十億円の政府開発援助融資契約を締結した。

JICAは引き続き、フィリピンにおける多数のプロジェクトに関与した。2019年1月、JICAは、マニラ首都圏における交通渋滞及び洪水被害を軽減することを目的とした南北通勤鉄道延伸事業（第一期）及びパッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）のため、205.1十億円を提供する融資契約を政府との間で締結した。2019年6月、都市幹線道路へのアクセス道路の建設及び改善を通じて、交通・物流能力の開発及びミンダナオ島における紛争の影響を受けた地域の接続性の向上をするために、最大202.04百万ドルの融資を提供する別の政府開発援助融資契約が締結された。同月、JICAは、バンサモロのための能力開発プロジェクトと題したプロジェクトにおける技術協力を記念して、政府との間で討議議事録に調印した。同プロジェクトは、BTAの人材及び組織力を強化し、農業分野における生活状況の改善のための活動を強化することにより、政府の行政運営を向上することを目指している。

2020年、JICAは、(i)メトロ・マニラにおける交通網の強靱性を強化することを目的としたメトロ・マニラ主要橋梁耐震補強プロジェクトのための補足的融資のための4.409十億円、(ii)ダバオ市の増大する交通需要に対応し、交通渋滞を緩和し、物流を改善することを目指した、ダバオ市バイパス建設プロジェクトのための34.83十億円、(iii)セブ島及びマクタン島の間に長大橋を建設し、湾岸道路を結ぶことにより、メトロ・セブの増大する交通需要に対応することを目指した、セブ-マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設プロジェクトのための119.225十億円、(iv)新型コロナウイルス感染症のフィリピンにおける拡大を抑制することを目指した、新型コロナウイルス感染症危機対策緊急支援融資のための50十億円、並びに(v)迅速な財政支援を行うことにより自然や健康を脅かす災害からの迅速な回復を支援することを目指した、災害後スタンドバイ・ローン（フェーズII）のための50十億円のプロジェクトを対象とする、総額258.464十億円にのぼる借款契約5件を締結した。

2021年、JICAは、フィリピンの気候変動下における持続可能な地域経済開発政策のためのハイブリッド水関連災害リスク評価技術開発プロジェクトに技術協力を行った。フィリピンでは、将来の気候変動による頻繁な水関連災害が、地元自治体の持続可能な開発を妨げ、マニラ首都圏の過密状態を悪化させることが懸念されている。このプロジェクトは、マニラ首都圏近郊のパンパンガ川流域及びパッシング・マリキナ川・ラグナ湖流域において、気候変動・水文・農業・経済の各モデルを組み合わせることでハイブリッド水関連災害リスク評価モデルを構築し、防災対策への投資効果を客観的に評価することを目指している。このプロジェクトの期間は、2021年6月から2026年6月まで（5年間）である。

2022年、JICAは、政府との間で、ミンダナオ島バンサモロ地域の社会経済インフラ緊急整備プログラムに対し、最大1.8十億円の無償資金協力を行う無償資金協力契約を締結した。このプログラムは、MILFの元兵士の支援に貢献し、元兵士が地元の産業のニーズに基づき職業技能を構築するのを支援するものである。これは、バンサモロ地域のマラウィ市に職業訓練センターを再建し、地域全体に関連設備を提供することによって行われる。また、その他の形式による社会経済インフラ整備も実施する。

2023年5月現在、JICAは、これまでに総額394.42十億円（約2.84十億ドル）にのぼる3件の借款契約を政府との間で締結している。その内訳は、(i)南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）（第二期）に対する107.017十億円の借款（フィリピン政府により承認された、別名「NSCR第1フェーズJICA追加融資」）（同事業は、1)ブラカン州マロロスからマニラ州ツツバンまでの新しい通勤鉄道の建設、2)列車及びコンサルティング業務の調達、3)電気機械システムの設置により、マニラ首都圏の陸上輸送能力の効率化と、より環境的に持続可能な輸送手段の提供を目指し

ている。)、(ii)南北通勤鉄道延伸事業(第二期)に対する270十億円の借款(フィリピン政府により承認された、別名「NSCR延伸事業に対するJICA借款のセカンド・トランシェ」)(同事業は、北はパンパンガ州クラーク国際空港まで、南はラグナ州カランバまでのNSCR延伸を通じて、都市交通の連結性の強化、並びにマニラ首都圏及びその周辺における輸送力の強化を目指している。)、並びに(iii)作業範囲追加後のメトロ・レール・トランジット(MRT)3号線改修事業(II)に対する17.40十億円の借款(当該作業範囲追加には、1)統合及び能力拡張、2)完全改修、3)2025年の建設・リース・譲渡(BLT)契約満了に伴う運転・保守(O&M)コンセッション、並びに、4)新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う6ヶ月間の市中検疫期間に対応するための保守作業の追加・延長が含まれる。)である。

また、JICAは、政府に対して総額4.39十億円(約31.64百万ドル)の無償資金協力を実施した。その内訳は、(i)人材育成奨学事業314百万円、(ii)安全野菜生産技術普及及び野菜流通システム整備事業190.07百万円、(iii)メトロ・セブ水道区汚泥管理計画2.05十億円、(iv)井戸掘削機・地下探知機に関するノン・プロジェクト無償資金協力560百万円、(v)カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画(無償延長)1.278十億円、(vi)公共交通指向型開発能力強化プロジェクト、並びに(vii)信用リスク・データベース(CRD)構築プロジェクトに関する討議記録(ROD)の修正を通じた技術協力プログラムである。

[次へ](#)

西フィリピン海における領土・海事紛争

2011年度の最初の8ヶ月間において、フィリピン、その他の東南アジア諸国（ベトナム、マレーシア及びブルネイを含む。）及び中国間の南シナ海における特定の諸島をめぐる長期にわたる領土・海事紛争との関連で緊張が高まった。緊張の高まりは、これらの紛争において一部の諸国が自国の領有権を主張してより積極的な措置を講じているとの主張がきっかけであった。2011年7月に、紛争当事諸国の代表者は、その他のASEAN諸国の関係者とインドネシアのバリで会談を行い、相反する領有権の主張に関する交渉の進め方について協議を行った。この会談において、中国を含むこれらの国々は、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施するための行動規範の作成に関する基本ガイドラインに合意した。共和国は、当該海域における同国の領有権は、特に「1982年国連海洋法条約」（以下「UNCLOS」という。）と整合する、国際法に基づくものであると主張している。

共和国は2011年11月に、中国、米国及びアジア数ヶ国の代表者らが出席した、インドネシアのバリで開催されたASEAN及び東アジア首脳会議において自国の立場を繰り返し表明した。また、共和国は、「平和、自由、友好と協力地帯」と題した、係争水域に関する新たな和平計画を提案した。この計画は当該地域における異なる国々の領有権の主張を明確に定義し、特定の国々が領有権を争っていない当該地域の一部を尊重し、係争地域の問題を今後の解決に委ねることで協力することを目指すものである。この提案の実行についてはいかなる合意も行われていない。

2012年4月8日にフィリピン海軍の偵察機はその定期的な海上哨戒中に、中国籍の漁船8隻がサンパレス州マジンロック市に所在する、共和国が同地域の必要不可欠な一帯と考えるスカボロー礁の内側及び周辺部に停泊しているのを確認した。同地域はサンパレス本島の沿岸の西側124カイリに位置し、共和国の200カイリ排他的経済水域及びフィリピン大陸棚内に位置する。2012年4月10日にBRPグレゴリオ・デル・ピラールが調査チームを派遣したところ、漁船のコンパートメント内に不法に収集された珊瑚礁、ハマグリ及び鮫が大量に発見されたことが報告された。中国の海洋監視船が到着したことで、膠着状態となった。

2013年1月22日に共和国は、南シナ海における特定の高潮時及び干潮時の状態の地位について平和的に解決し、当該地形及びその周囲の海域に対するフィリピンの正当な権利を証明するため、UNCLOS第287条及び付属書類VIIに従って「中国に対する通知及び要請書」をハーグ仲裁裁判所に提出した。中国は、同手続には参加しないことを決定したが、5名の委員から構成される仲裁裁判所が設置された（以下「本件裁判所」という。）。2013年8月27日に本件裁判所は、本件の関係国である中国及び共和国による書面による主張の提出のための日程を定めた、「手続及び仲裁廷命令規則第1号」を発表した。共和国は、同紛争の管轄権、許容性及び本案に関する事項に言及した書面による主張を2014年3月30日に提出した。2015年3月16日に共和国は、本件裁判所のフィリピン領有権に対する管轄権及び同国の本案に関する事項について本件裁判所が提起した質問に対する回答として補足書を提出した。2015年7月7日から13日まで共和国は自らの中国に対する領有権をめぐる本件裁判所の管轄権及び許容性についての口頭審理に参加し、2015年7月23日に同審理で本件裁判所が提起した質問に対する回答書を提出した。2015年10月29日に本件裁判所は、本件裁判所が共和国の領有権を検討するための管轄権を有し、かつ当該領有権について仲裁が認められるとする判決を満場一致で下した。また本件裁判所は、同手続に参加しないという決定は本件裁判所の管轄権を剥奪するものではなく、かつ仲裁を一方的に開始するという中国の決定は、UNCLOSによる紛争解決手続の濫用とはならないとする判決を下した。共和国は、行動規範の締結の追求と、仲裁手続の補足的アプローチとしての2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」の実施を継続した。

2013年5月10日、共和国は、別の紛争地域であるセカンド・トーマス礁で30隻の漁船団を護衛して2013年5月8日前後に到着した船舶について中国に正式に抗議した。セカンド・トーマス礁は、中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、台湾及びベトナムがその一部又は全体に対する領有権を主張している一連の島、小島及び岩礁の集まりである南沙諸島の近くにある。

2013年5月から8月にかけて、中国は、スカボロー礁を含む西フィリピン海北部地域に対して、暫定的な障壁を設けることにより、3ヶ月間の禁漁措置を一方的に課した。2013年度上半期において、中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶は、同地域で滞在を続けた。中国はさらに2013年7月に統一沿岸警備機関（Unified Coast Guard Agency）を設立後、2013年8月からフィリピンの排他的経済水域の西側部分に中国海警局の船舶の配備を開始した。中国沿岸警備船は同地域内における中国の存在を維持する目的で中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶の業務を引き継いだ。

2013年11月より中国は西フィリピン海における自国の領有権を主張するために一定の一方的な措置を講じた。これらの措置には以下が含まれる。(i)年間漁業禁止の実施及び南沙諸島における漁業を許可する「南沙特別漁業許可（Nansha Special Fishing Permits）」の発行、(ii)中国以外の漁船が西フィリピン海内で漁業又は調査を行う前に中国政府当局から承認を取得するように要求する、新たな漁業規制の発行、(iii)西フィリピン海における軍

事演習及び巡回の頻繁な実施、(iv)セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人員に食糧の補給を行うフィリピン船舶の封鎖、(v)ベトナムの大陸棚沖における石油採掘装置の配備、並びに(vi)ジョンソン礁、クアテロン礁、マッケナン／ヒューズ礁、ガベン礁及びファイアリー・クロス礁における大規模な干拓活動。

2014年4月4日、フィリピン外務省は、これらの措置について中国に対して抗議を行った。共和国は、さらに2014年5月にミャンマーで開催されたASEANサミットでこれらの問題を取り上げた。

2014年3月30日、フィリピンは、これらの措置に関して請願書を本件裁判所に提出し、本件裁判所は2014年12月15日を中国による答弁書提出の期限に設定した。2014年12月16日に中国外務省のスポークスマンは、中国は同仲裁には参加しないと発表した。

2014年8月に共和国は、西フィリピン海における緊張を高め得る措置に猶予を求める一方で、西フィリピン海における行動規範の早期締結を求めるとともに国際法に基づく仲裁を通じた紛争解決を促進する、「トリプル・アクション・プラン」を提案した。

2015年度を通じて共和国はフィリピンの排他的経済水域内で探査等の活動を行う中国籍船（貨物船、中国海警局の船舶及び石油掘削作業の意図を有する可能性のある船舶を含む。）を監視した。2015年5月28日に中国海軍はフィリピン空軍の航空機に対して挑発行為を行った。

中国交通運輸部は西フィリピン海における干拓活動の一環として、紛争地域において灯台2基を完成したことを2015年10月9日に発表した。ファイアリー・クロス礁、ミスチーフ礁、スピ礁では中国により滑走路が建設された。米国及び共和国は、中国の同地域における土地干拓プロジェクトはその他の領有権主張国を威嚇する目的で軍用機及び海軍船を基地に配備するのに利用されるおそれがあるとの懸念を表明している。2015年10月27日に米国は「航行の自由」作戦の巡回において、中国による西フィリピン海における干拓プロジェクトの一環として建設された人工島の1つの周辺において、中国が主張する12カイリの領海内で、誘導ミサイル駆逐艦を航行した。この行為は中国により批判されている。米国はかかる巡回中に、ベトナム及び共和国が領有権を主張する諸島付近でこれに類似する巡回を行った。2015年11月3日に米国太平洋軍司令官は、米国は南シナ海においてこのような行動を継続すると述べた。

2016年7月12日に本件裁判所は、UNCLOSに基づき策定された紛争解決手続に従って決定を下した。本件裁判所は、フィリピンと中国の間において、UNCLOSが南シナ海／西フィリピン海における海洋権益の範囲を定めており、当該権益は其中で課された制限を超える範囲に及ばないものと判断した。これに基づき本件裁判所は、西フィリピン海の該当沿岸区域についての中国の歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に対する中国の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSが定める中国の海洋権益の地理上の及び実質的な制限を超える場合は合法の効力を持たないものと判断した。本件裁判所は、UNCLOSは、自らが課す制限を超える歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に優先するという結論を下した。

本件裁判所は、西フィリピン海にある礁をその高潮時及び干潮時における本来の天然の地形に応じて分類した。スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、マッケナン礁及び南沙諸島は、いずれも高潮時に水上に留まる地形を含んでおり、これらの高潮地形は人間の居住や経済生活を維持することができないため、UNCLOSに基づき排他的経済水域又は大陸棚に対する権益を生じさせないとの判断が下された。同様に、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、ともにそれ自体の海域を発生させない低潮高地であるとの判断が下された。したがって、上記に関して、西フィリピン海のいずれの海域においても中国の権益の可能性はない。最後に、本件裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁がともに、パラワン島のフィリピン湾から200カイリ内に位置し、中国が領有権を主張している海上地形によって生じた権益と重ならない地域に位置しており、したがって、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚の一部を構成するものと認定した。

共和国の排他的経済水域への干渉に関して、本件裁判所は、中国は、海上監視船の運航により、フィリピンの大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第77条に違反したこと、並びに南シナ海における漁業に関する猶予を2012年に公布することにより、フィリピンの排他的経済水域内に位置する南シナ海の区域について例外なく中国籍船舶の運航を制限しないことにより、フィリピンの排他的経済水域の生物資源に対する国権に関するUNCLOS第56条に違反したことを本件裁判所は認定した。同様に、本件裁判所は、中国は、2013年5月にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁での中国籍船舶による漁業を阻止することができず、また、中国の漁業船がスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及び南沙諸島のその他の地形において絶滅危惧種の有害な捕獲活動に従事するのを阻止できなかったことにより、UNCLOS第58(3)条、第192条及び第194(5)条に定めるその義務に違反したこと、並びに中国が、2012年5月以降、フィリピン人漁師がスカボロー礁で従来の漁業に従事するのを違法に阻止したと判断した。

また、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁及びミスチーフ礁での中国による島の建設活動に関して、本件裁判所は、中国は海洋環境の保護及び保全を怠ったとして、

UNCLOS第192条、第194(1)条、第194(5)条、第197条、第123条及び第206条に違反したと判断した。さらに本件裁判所は、フィリピンの承認なくミスチーフ礁に軍事施設及び人工島を建設する点について、中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第60条及び第80条に違反したと判断した。

最後に、西フィリピン海における中国船舶とフィリピン船舶の衝突に関して、本件裁判所は、中国が、中国法施行船舶のスカボロー礁付近での行動によって、フィリピン船舶及び人員に対して衝突及び危険の深刻なリスクを発生させたと判断した。本件裁判所は、中国は国際海上衝突予防規則に関する条約第2条、第6条、第7条、第8条、第15条及び第16条に違反しており、その結果UNCLOS第94条に違反していると判断した。

共和国は、同区域内における平和及び安定性を促進及び強化する目的のため、当該仲裁判断後直ちに、平和的解決及び紛争管理を追求しようという不変の確約を繰り返し表明した。2016年7月12日に発表した声明において、中国は同仲裁判断が無効でありかつ拘束力を有しないとみなしていると宣言した。中国は、共和国が主導した仲裁は、交渉を通じて南シナ海における関連の紛争を解決するという両国間の過去の合意に違反するものであり、かつ本件裁判所は当該紛争につきいずれの管轄権も有さないという自国の立場を繰り返し表明した。

2016年10月18日から同月21日までドゥテルテ大統領（当時）は中国を公式訪問した。訪問時には特に西フィリピン海の問題が協議された。同訪問後に出された共同声明で、両国は、UNCLOSを含む世界中で認知されている原則及び国際法に従って西フィリピン海における緊急の事件並びに人道及び環境上の懸念に取り組むために、両国の沿岸警備間で協力を強化することを約束した。両国は、議論の多い問題は比中の二国間関係の総体的結果ではないことを確認し、かつ威嚇又は威力に訴えることなく、直接関わる領有権主張国家による友好的な協議及び交渉を通じて、南シナ海における及び同海上空における航行の平和、安定性、自由を維持及び促進し、平和的手段によりその領海及び管轄上の紛争に取り組む重要性を再確認した。さらに両国は、「2002年南シナ海に関する関係国の行動宣言」の完全なるかつ効果的な実施、並びに総意に基づき「南シナ海に関する行動規範」の早期終結に実質的に働きかけることを約束した。

2017年8月、第50回ASEAN外相会議がマニラにおいて開催され、南シナ海に関して共同声明が発表された。当該共同声明は、領有権主張国及びその他すべての国家によるあらゆる活動の実施において非軍事化及び自制の重要性を強調した。さらに行動規範の枠組みの採択を含む、ASEAN諸国及び中国間の協力改善を奨励した。

2017年11月にベトナムで開催された会談で、ドゥテルテ大統領（当時）及び中国の習近平国家主席は、南シナ海の実態を、対話を通じて対応することに合意し、南シナ海における平和の重要性を再確認した。数日後、第31回ASEANサミット及び第20回ASEAN・中国首脳会談にてASEAN加盟国及び中国は、2017年8月に調印した交渉の枠組みに基づいて両当事者の行動に関する2002年ASEAN・中国宣言を実施するために、南シナ海に関する行動規範について協議を開始することに合意したと発表した。

2018年3月、中国の戦略爆撃機が、中国に占拠された西フィリピン海の島の基地に着陸したことで、緊張が高まった。2018年7月には、両国が領有権を主張する西フィリピン海の実態島及び地形に近付かないように警告する中国の無線メッセージをフィリピンの軍用機がより多く受信するようになっていることが報道された。

2019年6月、中国籍船がフィリピンの漁船に衝突して沈没させ、フィリピン人乗組員22人を危険に晒しながらもその現場から去るという事態が発生し、両国間の緊張が高まった。中国は引き続き、南沙諸島における自国の領有権及び地位を主張した（2020年4月における西沙諸島、中沙群島及び南沙諸島を支配するとされる行政区の宣言を含む。）。

西フィリピン海における領海紛争が過熱化又は継続すると、共和国の国家安全保障、漁業、貿易及び沖合における掘削に関する権益は悪影響を受ける可能性がある。西フィリピン海の実態諸島は海洋資源及びエネルギー資源が豊富であり、地域コミュニティにとって食糧及び生計手段の重要な源泉である。同排他的経済水域において、商業的量の石油及び天然ガスが発見されたことも、共和国のエネルギー需要を支える上で重要であった。

2021年、フィリピンは、西フィリピン海への中国の侵入に対して、引き続き自国の権利を主張した。1月、フィリピンは、中国の沿岸警備隊が外国船に対して射撃を開始し、一部の諸島に建造された構造物を解体することを認めるとする新たな中国の法律に対して、外交上の抗議を行った。3月、フィリピンは、中国に対して、南沙諸島の一部であり、フィリピン共和国の排他的経済水域内の係争礁付近に特定された200隻を超える中国民兵船を呼び戻すことを要求した。5月、フィリピンは、同係争海域における中国船の配備に対する新たな外交上の抗議を行った。9月、フィリピンは、中国が指示した、フィリピン海域を巡回するフィリピン当局に対する「挑発行為」に抗議した。11月、フィリピンは、西フィリピン海域のアユンギン礁に対する自国の権利を改めて表明した。2022年には、フィリピンから合計202件の外交上の抗議が行われたが、2023年は、5月23日現在で24件の外交上の抗議が行われている。

2016年の仲裁判断から6周年となる2022年7月12日に、フィリピンは、特に西フィリピン海におけるフィリピンの外交政策及び措置の要として、仲裁判断を支持するとのコミットメントを改めて表明した。

マルコス大統領は、2022年11月10日にカンボジアのプノンペンで開催されたASEAN議員会議において、「フィリピンは、自国の領土を1インチも失うことはない。我々は、我々の憲法及び国際法に従い、我々の領土の一体性及び主権を引き続き維持する。我々は、近隣諸国と協力して、国民の安全と安心を確保していく。」と述べた。

これらの進展によって、フィリピン経済又は比中間の経済関係に直ちに影響は生じていない。

比中の二国間貿易は、2022年度には約39.17十億ドルに達したが、これは、2021年度の約38.35十億ドルと比較して2.1%の増加であった。中国への輸出額は、2021年度にはフィリピンの輸出額全体の15.5%、2022年度には13.9%を占めた。一方、中国からの輸入額は、2021年度にはフィリピンの輸入額全体の22.7%、2022年度には20.6%を占めた。2022年度において、中国はフィリピンの最大の輸入品サプライヤーであり、中国からの輸入額は、28.2十億米ドル（2021年度には26.8十億米ドルであった。）であった。過去数年間、中国はフィリピンの最大の貿易相手の1つである。

共和国は、威嚇又は威力によらずに、かつ国際法、具体的にはUNCLOSに従い、平和的かつルールに基づく手段及び外交的解決を通じて、西フィリピン海における紛争解決に取り組んでいる。これは、マルコス大統領の中国国賓訪問の際に発表された、共和国と中国の2023年1月5日の共同声明に具体的に示されており、ここで、双方は「領海問題が両国関係のすべてではないことを強調し、平和的手段を通じて相違を適切に管理することで合意した。双方は、当該地域の平和及び安定、並びに南シナ海における航海及び領空飛行の自由を維持し、促進することの重要性を再確認し、南シナ海に関する行動宣言、国連憲章及び1982年国連海洋法条約に基づく紛争の平和的解決について合意に達した。」

フィリピンは、引き続き南シナ海仲裁の裁定を遵守しており、引き続き中国に対しても当該裁定を遵守することを要求している。オーストラリア、米国、ドイツ、フランス、英国、インドネシア、ベトナム及び日本等の複数の国々が、仲裁裁定と同内容か又はその要点を反映し、中国に対し仲裁判断を尊重しこれに拘束されることを要求する見解を公式に述べている。

最近では、2023年5月19日のG7サミットにおいて、G7首脳は、「G7広島首脳コミュニケ」を発表し、同コミュニケにおいて、「南シナ海における中国の拡大的な海洋領有権の主張には法的根拠がなく、我々は、同地域における中国の軍事化活動に反対する。我々は、UNCLOSの普遍的かつ統一された性格を強調し、大洋及び海洋におけるすべての活動を管理する法的枠組みを設定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認する。我々は、2016年7月12日に仲裁裁判所によって下された裁定は、重要な節目であり、これらの手続の当事者を法的に拘束し、関係国間の紛争を平和的に解決するための有用な基礎であることを改めて表明する」旨が述べられた。

行動規範に関するASEANと中国の間における対面交渉は、新型コロナウイルス感染症パンデミックのため遅延した後、2022年5月に再開され、現在進行中である。

米国相互防衛条約

フィリピン共和国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（以下「米国相互防衛条約」という。）は、1951年8月30日に調印された。米国相互防衛条約に基づき、米国は、フィリピンの首都圏が攻撃され又はAFPが太平洋地域において攻撃された場合、フィリピンの支援に駆け付ける。

2022年8月、アントニー・ブリンケン米国務長官の訪問中に、フィリピンと米国は米国相互防衛条約へのコミットメントを確認した。

訪問米軍に関する地位協定

訪問米軍に関する地位協定（以下「VFA」という。）は、フィリピンと米国との間における二国間協定であり、米軍がフィリピンにおいて一時的に活動することを許可する条項を定めている。2020年2月11日、政府は、米国に対して、VFAを終了する通知を送付した。VFAの終了は、終了通知のあった日から180日後にあたる2020年8月9日に効力が発生するように設定されていた。しかしながら、2020年6月1日、政府はVFAの終了を停止した。2021年7月30日、ドゥテルテ大統領（当時）は、VFA廃止の撤回を発表した。フィリピンは引き続き、その単独の相互防衛条約の同盟国としての米国との数十年間にわたるパートナーシップを重視しており、引き続き米国との強力な関係を維持している。

防衛協力強化に関する協定

2014年4月28日にフィリピン及び米国は、米国相互防衛条約及びVFAの補足協定として、防衛協力強化に関する協定に調印した。防衛協力強化に関する協定は、相互運用性の推進、AFPの近代化に向けた能力構築、対外防衛、海上警備、海上領域認識並びに人道支援のためのAFPの強化及び災害対応を通じ米比相互防衛条約の実施を進めることを目的としている。2015年に米国は、軍事部隊、航空機及び船舶を交代させる目的で軍事基地8ヶ所へのアクセ

スを要求した。2018年4月、ルソン島北部パンパンガ州のバサ空軍基地において最初の施設の建設が開始され、2019年1月に完成した。同施設は人道支援及び災害救助のための施設として使用される予定である。

自然災害

気候変動

フィリピン経済は、農業、観光業及びエネルギー等の気候に敏感な部門に依存しているため、気候変動はフィリピン経済に対する脅威として認識されている。気候変動は、農業生産性の低下、沿岸インフラに対する損害、生態系の脆弱化、健康及び生物多様性に対する影響、金融市場の混乱、GDPの低下及び移住問題の変容を含む、複数の影響を及ぼす可能性がある。自然災害の頻度及び深刻度の増加によって、人的被害、農作物及び家畜の破壊、水系感染症の大発生並びに道路及び橋等のインフラの破壊が生じる可能性がある。干ばつは、農産物の供給、食糧供給全般及び水力発電に悪影響を及ぼす可能性がある。

台風及び洪水

一部気候変動等による頻繁な局地的台風及び集中豪雨により共和国の各管区は鉄砲水や地滑りの影響を受けやすくなっている。マニラ首都圏等の都市部においては、固形廃棄物の不適切な処理、障害物及び開放された水路沿いの非公認居住区の存在が原因で発生する排水溝側面及び水路の目詰まり及び沈泥が洪水を発生させている。分水地点又は河川流域内の雨水の排水ます（ごみため）として機能する、低海拔の都市及び農村地域も、無計画かつ無秩序なその場しのぎの住宅政策及びインフラ・プロジェクト並びに水路の上流部にある工場の操業がもたらす諸問題に悩まされている。洪水（2013年の台風「ヨランダ」の影響によるものを含む。）はフィリピンの何十万という世帯に苦境を及ぼし、多くの命を奪った。さらに国内の洪水は米作及びその他の農業生産、インフラ及び民間財産にも多大な損害をもたらしかつ今後ももたらす可能性がある。洪水及びその他の自然災害は今後も運輸及び衛生等その他の産業、及び経済全般の脅威である。資金が既存のプログラムから救済及び再建支援に再配分されなければならないため、自然災害はその直接的な損害以外にも、社会及び経済開発の阻害要因になる。

運輸業界は、道路や橋梁に被害を与える洪水及びその他の自然災害の影響を強く受ける。ある自然災害が決定的な交通インフラを破壊すると、道路及び橋梁は、それ以外の災害による被害についての取り組みがなされるより前に修復されなければならない。その結果、交通インフラへの被害は、洪水がそれ以外の産業に及ぼす影響をさらに悪化させる可能性がある。たとえば、洪水及びその他の資源災害が医療／健康セクターに及ぼす影響はもっぱら医療サービスの提供が中断されることにある。道路及び橋梁が損傷すると都市部において患者を病院及び医療施設に効率良く搬送することが難しくなり、かつ農村部で影響を受けた人々に適時に医療サービスを届ける政府の能力も低下する。

洪水も、穀物、家畜、家禽及び魚類に被害を及ぼし、漁船、農機具、在庫及び農業インフラ（用水路、放水路及び農道等。）を破壊する等、農業生産性に悪影響を及ぼす。都市部では製造、建設、卸売り及び小売り並びに不動産といった業界も洪水によって被害を受ける。

2013年11月にフィリピン史上最大の台風「ヨランダ」（別名台風「ハイエン」）が東サマル州に上陸した。ヨランダは風速時速225 - 250キロメートルを保ちながらフィリピン上空を通過した。台風「ヨランダ」の影響は、特に管区VI、VII及びVIIIに集中した。サマル、レイテ、セブ、イロイロ、カピス、ア克蘭及びパラワン各州では国家災害宣言が出された。嵐による死者6,300人、行方不明者1,061人及び負傷者28,689人が報告された。推定被害額は89.6十億ペソに達し、嵐の影響を受けた管区の被害の推定額の内訳は、社会部門が55.1十億ペソ、製造業が21.8十億ペソ、インフラが9.6十億ペソ及び複数の業界にまたがる被害が3.1十億ペソであった。

2017年12月31日時点においてヨランダ関連のプログラム及びプロジェクトについて実行する政府機関、国有・国営企業及び地方自治体に合計146.2十億ペソが支出されている。台風「ヨランダ」の発生以来、フィリピンの運輸機関はその再生プロジェクトの一環として少なくとも空港36ヶ所、海港23港を完成させている。

台風「ヨランダ」以降も、フィリピンは、農業、インフラ及び財産に損害をもたらすとともに、行方不明者、負傷者及び死者を出すさらにいくつもの台風や熱帯性低気圧に襲われたが、そのいずれも台風「ヨランダ」ほど深刻なものではなかった。2021年12月、カテゴリー5のスーパー台風である、台風「オデット」（別名台風「ライ」）がフィリピンを襲来した。台風「オデット」は、農作物、公共インフラ及び私有財産に推定24.6十億ペソの被害をもたらし、8州で1.7百万棟以上の家屋が倒壊した。国や地方自治体が主導するプログラムを通じて、被災地全体で復興活動が行われている。

2022年9月下旬、カテゴリー3の台風「ノル」（別名スーパー台風「カーディング」）がマニラの北東に上陸した後、フィリピンのルソン島を横断した。国立気象庁は、同島において時速175キロメートルの風速、時速290キロメートルの最大瞬間風速を報告した。台風「ノル」の進路から8,400人近くが事前に避難したが、この台風によ

り、北部のいくつかの州で大洪水が発生し、集落や農地が水没した。台風「ノル」は、農作物に推定1.29十億ペソの被害をもたらし、141,000ヘクタールを超える農地と82,000人の農民・漁民に影響を与えた。

台風「ノル」の被災地には、12.7百万人が住んでいると推定されており、最も被害の大きかった地域には約6.8百万人が住んでおり、そのうち約689,000人が被害を受けやすい状態であると推定されている。最も被害の大きかった地域での再建費用は、約31.9十億米ドルと推定されている。

地震及び火山噴火

フィリピンは「環太平洋火山帯」に位置し、地質学者らが「フィリピン造山帯」と呼ぶ複雑な断層線に沿っている。このため1990年にルソン島で発生した地震（マグニチュード7.8）（フィリピンで発生した最大規模の地震）及び1991年に発生したピナトゥボ山の噴火（20世紀最大規模の火山噴火）をはじめとして、火山噴火及び断続的な地震活動の影響を受けやすい。直近では、2020年1月、タール火山は活発な火山活動期間に突入し、タール火山の主火口内部の複数の地点における水蒸気又は蒸気駆動活動から始まり、マグマ性噴火に進行した。フィリピン火山地震研究所（以下「PHILVOCS」という。）は、2020年1月12日に警戒レベルを警戒レベル4に引き上げたが、これは危険な爆発性噴火が数時間から数日間で発生する可能性があることを意味した。これらの事由に基づき、PHILVOCSは、ヴォルケイノ島及びタール火山の主火口から半径14キロメートル以内の高リスク地域の全面避難を命令した。2023年5月15日現在、警戒レベル1が適用されている（低いレベルの火山活動）。DOST-PHILVOLCSは、突然の蒸気による爆発、火山性地震、降灰及び致命的な火山ガスの爆発が、何の前触れもなく起こる可能性があることを市民に警告している。これらの自然災害は死者、行方不明者及び財産の破壊をもたらした。

(2) 【経済】

フィリピン経済

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、2019年後半に人への感染が初めて報告された感染症で、2020年にかけて世界的に流行し、2020年3月には世界保健機関からパンデミックと宣言された。2020年1月30日、フィリピンは、初めて新型コロナウイルス感染症の症例が確認されたと報告した。フィリピン保健省によると、2022年9月9日現在、同国では、その後の感染拡大により3,901,033人の感染者が確認され、62,249人が死亡している。政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、国及び地方レベルで、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離の確保）、自主隔離・コミュニティ隔離措置の実施、学校の閉鎖、大量公共交通機関の停止、集会の制限、不要業務の停止、及び渡航制限等の措置を様々な規模で実施してきた。

2021年3月27日、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増したことを受け、政府は、マニラ首都圏とその近郊のブラカン州、ラグナ州及びリサル州（以下「首都圏等」という。）、さらに国内のその他の地域に対し、強化されたコミュニティ隔離措置（以下「ECQ」という。）を3月29日から4月11日まで、修正されたECQ（以下「MECQ」という。）を2021年5月14日まで、それぞれ実施すると発表した。その後、制限は緩和され、首都圏等の地域には一般的なコミュニティ隔離措置が課された。この状況が継続されたのは6月までで、その頃には政府がワクチン接種を進めたものの拡大マニラ地域以外の州で新型コロナウイルス感染症が拡大しており、これを受けて2021年6月末まで、カガヤン、アパヤオ、イフガオ、パターン、イロイロ、ネグロス・オリエンタル、サンボアンガ・シブガイ、サンボアンガ・デル・スル、サンボアンガ・デル・ノルテ、アグサン・デル・スル、ディナガト諸島、スリガオ・デル・スルの各州及びサンティアゴ、ルセナ、プエルト・プリンセサ、ナガ、イロイロ、ダバオ、ブトゥアン、カガヤン・デ・オロ、サンボアンガの各都市にMECQが課された。

新型コロナウイルス感染症に対する法的取組み

「Bayanihan to Recover as One Act」としても知られる共和国法第11494号に基づきドゥテルテ前大統領に付与された緊急事態下の権限は、2020年12月19日に失効した。

2020年12月29日、ドゥテルテ大統領（当時）は共和国法第11519号及び第11520号に署名し、両法が成立した。共和国法第11519号により、Bayanihan to Recover as One Actを通じて割り当てられた資金の利用期限が2021年6月30日まで延長された。共和国法第11520号により、2020年度予算の執行期限が2021年12月31日まで延長され、同法がなければ2020年の末日をもって失効していた2020年度予算の未使用分を、政府機関が2021年を通じて投入又は放出することが可能となった。

共和国法第11523号（金融機関の戦略的移転（FIST）法）（以下「FIST法」という。）は、2021年2月16日に署名され成立し、2021年2月17日に施行された。FIST法は、FIST法人と呼ばれる資産管理会社に対する不良資産や不良債権の売却を認めることで、銀行その他の金融機関を支援することを目的としている。同法は、銀行業界のリスク許容能力を強化するとともに、資本を解放することで不良債権の管理よりも経済の一環としてその生産的活用を図ることを目指している。

法人のための復興と税制優遇の見直し（以下「CREATE」という。）法は、2021年3月26日に成立した。CREATE法は、新型コロナウイルス感染症の大流行による影響から企業が復興することを可能とするとともに、法人所得税率を引き下げ、さらに共和国の税制優遇制度を合理化して対象と期間を限定した、パフォーマンスに基づく制度とすることで、投資を誘致する共和国の能力を改善するものである。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や関連する取組み

2021年1月、保健省は新型コロナウイルス感染症ワクチンのフィリピン国内展開及びワクチン接種計画を発表した。この計画の一環として、政府は、複数の製薬会社から初回接種分のワクチンを確保し、さらにフィリピンのワクチン供給へのアクセスを拡大するため、世界保健機関のCOVAXファシリティに参加した。

2021年2月、IATFは、ワクチンの供給が限られていることを踏まえ、国内予防接種の効果的展開を推進するために暫定国家予防接種技術諮問グループが策定した予防接種優先構想を採用した。2021年2月26日、ドゥテルテ大統領（当時）が2021年新型コロナウイルス感染症予防接種計画法に署名して同法が成立したが、これにより地方自治体が交渉により新型コロナウイルス感染症ワクチンを調達すること、そして、フィリピン赤十字社等の民間団体が政府と連携してワクチンを調達することが可能となった。

2021年3月1日、政府は予防接種を開始し、まずは第一線の医療従事者、続いて適格高齢者、併存疾患のある人々、第一線で基幹業務に従事する人々及び貧困者がワクチンを接種した後、2021年10月に残る国民にワクチン接種を展開した。2021年6月25日現在、フィリピン食品医薬品局（以下「FDA」という。）は8つの新型コロナウイルス感染症ワクチンについて、緊急使用を許可している。政府は新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の取組みを強化し、2021年11月3日付で12歳から17歳の子どもの対象に追加しており、FDAは一部のワクチンについて、2021年12月23日付で5歳から11歳の子どもの対象に対する緊急使用を許可した。

フィリピンFDAは、追加接種を可能とするため一部の新型コロナウイルス感染症ワクチンに対する緊急使用許可を修正した。2021年11月16日、国家コロナ対策タスクフォース（National Task Force Against COVID-19）は、エッセンシャルワーカー及び第一線の医療従事者による新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についての暫定運用ガイドラインを交付した。2021年11月19日、同タスクフォースは追加の暫定ガイドラインを発表し、追加接種の対象を60歳以上の高齢者及び併存疾患のある成人まで拡大した。2021年12月23日、FDAは、初回接種と追加接種の間隔を短縮することを承認したと発表し、これを受けて、ワクチン接種を完了した成人約1,900万人について追加接種が可能となった。

2022年7月26日、マルコス政権は様々な地方自治体とともに、マルコス政権の発足後最初の100日間で、国内の高齢者の90%にワクチン接種を行い、さらに対象人口の50%に追加接種を行うことを目指すワクチン接種キャンペーンである「PinasLakas」キャンペーンを開始した。

2022年6月28日現在、合計245,382,600回分の新型コロナウイルス感染症ワクチンがフィリピン政府に納入されている。2022年9月8日現在、合計161,377,772回分の接種が終了しており、このうち70,211,956回分が1回目として、72,719,989回分が単回投与を含めた最終接種として、それぞれ投与された。加えて、追加接種プログラムに基づく追加接種として18,445,827回分が投与されている。

ワクチン接種プログラムに加えて、フィリピンFDAは、軽症から中等症の成人、及び高齢者や併存疾患のある人など重症疾患を発症するリスクのある人の治療に使用する新型コロナウイルス感染症治療薬についても緊急使用を許可している。

経済的影響

2022年6月、世界銀行はフィリピンの経済見通しを発表し、外的な不確実性が高まる中でも堅調な内需と産業・サービス部門の回復が見られるとして2022年の成長率を5.7%、2023年及び2024年の平均成長率を5.6%と予測した。2022年7月、IMFは、フィリピンの2022年の実質GDP成長率を6.7%と予測している。

新型コロナウイルス感染症の大流行に伴う不確実性は、ワクチン供給が遅れる可能性や懸念される新たな変異株の出現を含めて、依然として共和国の景気回復に下振れリスクをもたらしている。しかしながら、政府は、新型コロナウイルス感染症の大流行による潜在的な影響を評価し、これに伴うリスクの軽減に適した政策を実施するために常に推移を監視している。経済の段階的再開を引き続き安全に行うため、政府は今後も引き続きワクチン接種を進めるとともに、警戒水準システムを共和国内で展開することにより、制限に対してリスクベースのアプローチを実施する。

2022年8月、NEDAは、警戒水準の緩和、観光制限の撤廃、ワクチン接種の加速等、新型コロナウイルス感染症関連の政策が適時に変更されたことが、経済活動の拡大に寄与していると指摘した。これを受けてフィリピン経済は成長し、2022年の実質GDP成長率は7.6%となり、NEDAが予測した2022年の実質GDP成長率（6.5%から7.5%）の範囲となった。これは、2021年及び2020年の実質GDP成長率（それぞれ5.7%及びマイナス9.5%）からの大幅な上昇であった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がフィリピン経済に及ぼす影響の範囲や、景気回復の速度及び確実性を予測することはできず、今後新たに感染が急増すれば、又はワクチン接種が減速すれば、都市や市町村全体でより厳しい隔離やロックダウン（都市封鎖）の措置が取られ、フィリピン経済のさらなる低迷、事業閉鎖及び失業率の上昇に至る可能性がある。事態は進展し続けており、世界経済及びフィリピン経済への影響、並びにフィリピン政府及び地方政府が採用する追加的措置を含む関連する政府の対応は、依然として不確実な将来の展開に依存する。

概要

第二次世界大戦後の多くの発展途上国と同様に、フィリピンは輸入関税及び割当てといった措置を通じて諸外国による競争から現地産業を保護し、長期的には輸入に頼っている完成品を自国生産品に置き換えていくことを望んだ。一連の政権も、輸入数量制限、価格統制及び助成金を課すことにより、国内経済に介入を行った。経済は当初急成長を遂げ、1970年から1980年までの期間におけるGNIの成長率は平均年5.7%であった。これはもっぱら輸出の

伸びと政府による投資によるものであった。インフラ支出が増大し、民間企業の国有化及び国営化が一般的となった。但し、1980年代初頭までには財政赤字の拡大、対内及び対外債務の増大、インフレ率上昇、金利上昇、ペソ安、投資資本の低下及び景気減速、又は時にGNIの縮小に直面するようになった。1983年に野党指導者のベニグノ・アキノが暗殺される等、同時期における不安定な政情も経済問題を悪化させた。

1986年に不人気だったフェルディナンド・E・マルコス政権が平和的に打倒されることにより楽観主義が広がり、経済回復につながった。1986年にはGNIの成長率が3.4%を記録し、1988年には6.8%まで伸びたが、1991年には0.6%まで低下した。1990年代初頭の景気縮小は主として、基本を成すマクロ経済の不均衡が、供給上の制約や自然災害、政情不安、世界的な景気後退、及び1990年から1991年にかけての湾岸危機で一段と悪化したことによるものであった。

1986年に政権についたコラソン・アキノ大統領（当時）による政権はインフレの高まりの防止、財政赤字の抑制、対外経常収支の改善を目指した安定化プログラムに着手した。経済はこれらの措置にプラス反応を示し、1992年にはGNI、投資、民間消費及び輸入は増大した。コラソン・アキノ政権は、共和国の経済問題はもっぱら保護主義政策が原因であるとも認識していた。この認識に基づいて同政権は経済を市場開放して、同国経済における政府の規模と役割を縮小させた。1992年に大統領に就任したフィデル・ラモス大統領（当時）の政権はコラソン・アキノ政権が着手した改革をさらに加速化した。エストラダ政権は、前政権が開始したいくつかの政策及びプログラムを見直した後、コラソン・アキノ及びラモス両政権が推進した金融政策及び市場主義改革の多くを継承した。

1997年半ばにアジアの経済危機が発生すると、フィリピンは通貨安、銀行業の業績低下、金利の変動、現地株式市場における株価急落及び外貨準備高の減少に特徴づけられる経済危機を経験した。これらの要因により1997年及び1998年にフィリピン経済は景気減速に至った。これを受けて政府は、国の経済ファンダメンタルズ（基礎的諸条件）の強化を図ることによりアジア経済危機の影響を軽減させることを狙った、いくつかの政策を採用した。

フィリピンはアジアにおける金融危機の影響を多くの隣国ほどに大きくは受けなかった。在外フィリピン人労働者（以下「在外労働者」という。）からの送金に助けられた側面もある。農産物の収穫が悪天候と干ばつの悪影響を受けた1998年を除いて、共和国はアジア金融危機以来、毎年実質GDPが伸びていた。GDPは1998年には0.6%落ち込んだものの、1999年には3.1%、2000年には4.4%まで上昇した後、2001年には2.9%まで低下した。2000年代初めに政府は、インフラの改善、税制改革、経済の規制緩和と民営化の支援、アジア圏内における貿易関係の強化を目的とする経済戦略を追求した。イラク戦争、SARS（重症急性呼吸器症候群）、信用格下げの影響にもかかわらず、GDPの成長率は2002年には3.7%、2003年には5.0%に上昇した。GDPの成長率は2004年には6.7%まで上昇した後、2005年には4.8%、2006年には5.2%で横ばいとなった。

2007年下半期に開始した世界金融危機に直面する中で、フィリピンのサブプライム資産及び破綻した金融機関に対するエクスポージャーは限定的であった。それにもかかわらず、2008年には成長率が減速し、株価は弱含み、対主要通貨のペソ安及びインフレ上昇が発生した。2009年になると景気回復の兆しが現れ始めたものの、同国の経済回復を目指した景気対策はまだプラス効果を生み出せなかった。2010年には世界の景気回復は各国によりまちまちだったにもかかわらず、フィリピンの景気回復は持続した。

2012年から2015年にかけて、フィリピンは欧州のソブリン債務危機に伴う景気低迷に関しては、影響を受けた諸国との貿易及び金融取引が少なかったことから多大な影響は免れた。フィリピンはそれでもなお、金融規制の枠組み及び金融政策を通じて、欧州のソブリン債務危機並びにそれに伴う欧州の景気減速が同国に及ぼす影響を軽減する取り組みを行ってきた。

2020年1月に更新されたIMF世界経済見通しによると、2020年のフィリピンの経済成長率は、政府支出の増加及び近年の金融緩和に支えられ、6.3%と見込まれていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、2020年4月に更新されたIMF世界経済見通しでは、フィリピンの予想経済成長率は0.6%に下方修正された。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う国内の都市封鎖、出入国管理、観光客の減少、貿易や製造業の混乱、金融市場への波及効果による経済的影響により、政府は当初、フィリピンのGDPを2%減の3.4%と予測していた。

2020年5月7日のNEDAの報告書によれば、フィリピン経済は、成長率が2019年第1四半期の5.6%に対して2020年第1四半期はマイナス0.2%となり、過去22年間で初の減速となった。2020年6月に更新されたIMFの世界経済見通しでは、その経済成長予測をさらに下方修正し、2020年における共和国のGDP成長率をマイナス3.6%と予測した。パンコ・セントラルも、2020年第2四半期におけるフィリピンのGDPを5.7%減の6.7%と予測していた。しかし、2020年8月7日のPSAの発表によれば、第2四半期における共和国のGDP成長率は、2020年4月及び5月のロックダウンを主に反映し、マイナス16.5%となった。

2021年においては、隔離等の政府の対策により雇用や経済の生産性に影響が及んだ。政府の経済担当者の報告によると、失業率は2021年3月の7.1%から緩やかに上昇し、2021年10月に推定7.4%となった。これは、ECQ規制の再実施、厳しい隔離措置の継続、及び農業に影響を与えた天候異変の影響によるものであり、天候異変に関して特に

顕著だったのは、中央ルソン、カラバルソン、ミマロパ、ビコル、西ビサヤ、中央ビサヤ及び東ビサヤ地域の農地約30,000ヘクタールに影響を与えた台風ジョリナである。NEDAは、規制緩和によってより細かい単位でのロックダウンが可能となったことで、労働成果の向上が期待される点を挙げている。

NEDAは、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により、今後40年間でフィリピン経済に41.4兆ペソの費用の発生が見込まれるとも警告している。

2022年においては、フィリピン経済の段階的再開に伴い、GDP成長率は7.6%となった。しかしながら、ロシア・ウクライナ間の紛争等の情勢によって主要産業において貿易が混乱し、インフレを加速させた。

共和国は、国内の流動性は引き続き、同国の経済成長を支えるための資金調達需要を満たすのに十分であると考えている。但し、新型コロナウイルス感染症の大流行、米中関係その他の事由による国際金融市場における流動性縮小が同国又はフィリピン企業全般の財務状況に悪影響を及ぼさないという保証は何らない。

最近の経済指標

下表は、特定期間における共和国の主要な経済指標の一部の成績を示したものである。

2018年 - 2023年

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
GDP成長率（％）（基準年：2018年）	6.3	6.1	(9.5)	5.7	7.6
GNI成長率（％）（基準年：2018年）	5.9	5.4	(11.5)	1.7	9.9
インフレ率（2018年CPIバスケット）（％）	5.2	2.4	2.4	3.9	5.8
失業率（％）	5.3	5.1	10.3	7.8	5.4 ⁽¹⁾
91日物財務省証券利回り（％）	3.5	4.7	2.0	1.1	1.9
対外収支					
国際収支（百万ドル）	(2,306)	7,843	16,022	1,345	(7,263)
輸出成長率（％）	0.3	2.9	(9.8)	12.5	5.9 ⁽¹⁾
輸入成長率（％）	11.9	(0.2)	(20.2)	30.5	18.5 ⁽¹⁾
対外債務（十億ドル）	79.0	83.6	98.5	106.4	111.3
国際通貨準備高					
総準備高（十億ドル）	79.2	87.8	110.1	108.8	96.1
正味準備高（十億ドル）	79.2	87.8	110.1	108.8	96.1
留保輸入月数	6.9	7.6	12.3	9.7	7.2
国内信用成長率（％）	14.9	10.7	4.7	8.2	12.8

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

[次へ](#)

GDP及び主な財務指標

フィリピン国民経済計算の定期修正

経済指標は、GDP及びGNIを名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIの表示では、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、特定の基準年の価格を基にした価値を用いて生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を除去している。

PSAは、共和国の国民経済計算について四半期毎にデータを発表しており、これにはGDPとGNIのデータも含まれている。PSAの方針により、各四半期のGDP及びGNIのデータは翌四半期に修正される。一方、年次のデータは第1四半期のデータとともに発表され、その後毎年5月に修正される。GDP及びGNIの推計値は、3年後に「最終値」とみなされる。但し、PSAは、国民経済計算を全般的に修正する場合は、常に「最終値」とされた推計値も修正することができる。

通常、共和国の国民経済計算が修正されるのは、新たな又はより詳細なデータが得られた場合、もともとの情報源から修正されたデータを受領した場合、及び新興産業を追加又は閉鎖産業を除外した場合である。PSAは、1968年の改訂国民経済計算体系に従っている。

2011年第1四半期に、GDP及びGNI（2011年の改正まではGNP）の算出に関するPSNAに基づく基準が変更され、これらの算出に用いる基準年度が1985年から2000年に変更された。PSNAは、2020年4月に、PSNA基準をさらに変更し、GDP算出の基準年度を2000年から2018年に変更した。

その他別段の定めがある場合を除き、本書中のGDP及びGNIの成長率の数値は、それぞれ2018年度を基準年度とした実質GDP及びGNIの期間毎の比較である。

国内総生産

国内総生産、すなわちGDPは、一定期間に国内で生産されたすべての最終財及びサービスの市場価値を測定するものである。一方で国民総所得、すなわちGNIは、一定期間に居住者によって生産された最終財及びサービスの市場価値を測定するものであるが、この場合国内での生産であるか否かを問わない。

2018年度のGDP成長率は、2017年度の6.7%増から6.2%増に縮小した。2018年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、成長率が2017年度の8.4%増から2018年度の4.9%増に後退したサブセクターである製造業による伸率低迷である。また、農業・狩猟・林業及び水産業並びに不動産・不動産賃貸・事業活動のサブセクターの成長率がそれぞれ2017年度の4.0%増、7.4%増から2018年度に0.9%増、4.7%増に後退したことも成長減速の原因となった。これらのサブセクターの業績を一部補ったのが、それぞれ2017年度の5.1%増、3.4%増、8.7%増から2018年度に14.9%増、5.5%増、15.2%増を記録した建設業、電気・ガス・水道業及び一般公共サービス・防衛・強制的社会保障といったサブセクターの成長拡大であった。GNI成長率は、2017年度の6.5%増から2018年度の5.9%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2018年度における海外からの純要素所得伸率が4.3%増と、2018年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2018年度の海外からの純要素所得伸率4.3%増は、2017年度の5.9%増から縮小していた。

2019年度のGDP成長率は、2018年度の6.2%増に対して、5.9%増であった。2019年度の低成長の最大の原因となったのが、成長率が2018年度の6.7%増から4.9%増に後退した工業部門による伸率低迷である。この業績を一部補ったのが、それぞれ2018年度の0.9%増及び6.8%増から2019年度の1.5%増及び7.1%増を記録した農業・狩猟・林業及び水産業、並びにサービスといったセクターの成長拡大であった。2019年度のGNI成長率は、2018年度の5.9%増に対し、5.5%増と縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2019年度の海外からの純要素所得伸率が3.5%増と、2019年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2019年度の海外からの純要素所得伸率3.5%増は、2018年度の成長率の4.3%増から縮小していた。

2020年度のGDP成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の6.1%増に対して、9.5%減へと縮小した。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、サービス部門は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の7.2%増から2020年度には9.1%減となり、工業部門は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の5.5%増から2020年度には13.1%減となった。2020年度のGNI成長率は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の5.4%増から11.5%減へと縮小した。2020年度の海外からの純要素所得伸率は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の成長率の1.6%減に対して、31.1%減であった。

2021年度のGDP成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度中の9.5%減に対して、5.7%増となった。2021年度の成長率拡大の最大の要因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対する対応措置の適切化であり、工業部門が2020年度には新型コロナウイルス感染症の世界的流行により2018年度の実質価格ベースで13.1%減であったのに対し、2021年度には8.5%成長したことにより支えられた。また、2021年度のサービス部門は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度の9.1%減に対して、5.4%増となった。2021年度のGNIの成長率は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度の11.5%減から1.7%増へと増加した。2021年度の海外からの純要素所得伸率は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度の成長率の31.1%減に対して、51.3%減であった。

2022年度のGDP成長率は、2021年度の5.7%増に対して、7.6%増となった。成長率拡大の最大の要因となったのが段階的な経済の再開であり、サービス部門は2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の5.4%増に対して、2022年度は9.2%増であった。2022年度のGNIの成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の同期間中の1.7%減から9.9%増へと増加した。2022年度の海外からの純要素所得伸率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の成長率の51.6%減に対して、77.3%増であった。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、純要素所得及びGNIを名目市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (名目市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018年度	2022年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,762,616	1,721,539	1,828,424	1,954,487	2,103,198	9.7	9.5
工業部門							
鉱業・採石業	163,322	161,656	137,060	185,371	280,250	0.9	1.3
製造業	3,488,331	3,614,016	3,169,921	3,424,049	3,796,904	19.1	17.2
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	557,030	607,881	611,051	650,961	746,142	3.0	3.4
建設業	1,373,841	1,535,727	1,180,199	1,347,309	1,613,641	7.5	7.3
合計	5,582,525	5,919,281	5,098,232	5,607,689	6,436,937	30.6	29.2
サービス部門							
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	3,237,304	3,517,653	3,317,371	3,502,794	3,987,519	17.7	18.1
輸送及び倉庫	697,839	757,661	551,045	605,204	806,522	3.8	3.7
宿泊及び食品サービス業	403,289	431,778	253,013	285,187	395,073	2.2	1.8
情報通信	515,925	562,834	593,039	640,034	695,675	2.8	3.2
金融及び保険業	1,498,147	1,681,870	1,823,979	1,963,148	2,224,346	8.2	10.21
不動産及び住居の保有	1,189,673	1,255,644	1,081,612	1,139,221	1,249,334	6.5	5.7
専門及び事業サービス	1,159,265	1,219,757	1,137,558	1,222,489	1,350,601	6.3	6.1
行政・防衛・強制的社会保障	767,706	890,688	950,590	1,027,079	1,114,045	4.2	5.1
教育	731,607	778,868	719,494	796,472	883,972	4.0	4.0
ヘルスケア及び社会福祉事業	308,268	329,862	325,260	385,750	411,713	1.7	1.9
その他サービス	411,025	450,429	271,957	281,061	365,579	2.3	1.7
合計	10,920,048	11,877,043	11,024,918	11,848,438	13,484,380	59.8	61.2
GDP合計	<u>18,265,190</u>	<u>19,517,863</u>	<u>17,951,574</u>	<u>19,410,614</u>	<u>22,024,515</u>	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>
世界のその他の地域からの純要素所得	1,947,159	1,954,197	1,360,427	690,388	1,298,327		
GNI合計	20,212,349	21,472,060	19,312,001	20,101,002	23,322,842		
GDP合計（十億ドル）	330.9	383.7	361.7	394.1	404.3		
1人当たりGDP（購買力平価）（ドル）	8,795	9,365	8,467	9,230	10,497		

出典：PSA

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPを2018年度を基準とした実質市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (2018年度の実質市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018年度	2022年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,762,616	1,783,855	1,780,391	1,775,210	1,783,499	9.7	8.9
工業部門							
鋳業・採石業	163,322	168,857	137,493	144,498	152,185	0.9	0.8
製造業	3,488,331	3,620,456	3,266,302	3,556,426	3,730,403	19.1	18.7
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	557,030	591,312	589,213	615,591	647,257	3.0	3.2
建設業	1,373,841	1,507,244	1,122,308	1,235,106	1,384,859	7.5	6.9
合計	5,582,525	5,887,869	5,115,316	5,551,622	5,914,703	30.6	29.7
サービス部門							
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	3,237,304	3,489,299	3,275,537	3,413,864	3,710,868	17.7	18.6
輸送及び倉庫	697,839	742,347	515,149	547,807	678,561	3.8	3.4
宿泊及び食品サービス業	403,289	425,692	231,811	248,404	328,180	2.2	1.6
情報通信	515,925	557,007	585,185	638,971	689,868	2.8	3.5
金融及び保険業	1,498,147	1,676,448	1,769,952	1,854,248	1,986,719	8.2	10.0
不動産及び住居の保有	1,189,673	1,238,469	1,031,275	1,054,235	1,110,216	6.5	5.6
専門及び事業サービス	1,159,265	1,182,159	1,068,769	1,136,507	1,240,113	6.3	6.2
行政・防衛・強制的社会保障	767,706	871,564	911,188	959,685	998,321	4.2	5.0
教育	731,607	766,089	687,610	744,159	799,264	4.0	4.0
ヘルスケア及び社会福祉事業	308,268	323,261	306,903	351,472	364,343	1.7	1.8
その他サービス	411,025	438,691	258,758	263,899	338,975	2.3	1.7
合計	10,920,048	11,711,027	10,642,137	11,213,252	12,245,428	59.8	61.4
GDP合計	<u>18,265,190</u>	<u>19,382,751</u>	<u>17,537,843</u>	<u>18,540,084</u>	<u>19,943,630</u>	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>

出典：PSA

経済の主要部門

農業・林業及び水産業部門

2022年度の農業・林業及び水産業部門のGDPに占める割合は、2018年度の実質市場価格ベースで2018年度の約9.7%から約8.9%となった。

フィリピンの主要農作物には、国内での消費を主目的として栽培されるコメやトウモロコシ等の穀物や、国内市場及び輸出向けに生産されるココナッツやサトウキビ、バナナといったその他の作物が含まれている。フィリピンの多様な農業システムには、小作人及び労働者が栽培する多数のココナッツ農園、労働局の管理で栽培される又は小作人が栽培する砂糖の大農園、並びに主にバナナやパイナップル等の輸出用作物に特化した大規模な「アグロビジネス」プランテーションが含まれる。コメ、トウモロコシ及びココナッツはそれぞれ、フィリピン国内の栽培面積の約4分の1を占めている。水産業部門は、商業漁業、沿岸漁業及び養殖漁業に分けられる。

フィリピンの主要な天然資源の1つである森林には、多くの堅木が含まれている。長年にわたる人口増加、移動耕作、違法伐採及び不十分な再植林により森林は荒廃しており、このため、政府は、原生林及び残存する二次林に対するほぼすべての伐採行為を禁止した。

2018年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2017年度の4.0%増から0.9%増に縮小した。同年度の成長率低迷は、ほとんどの部門での成長減速又は縮小によるものであり、特に、籾米、トウモロコシとサトウキビの生産成長率が、それぞれ前年度の9.4%増、9.8%増及び30.2%増から2018年度の1.0%減、1.7%減及び16.6%減に低下したことによるものである。

2019年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の0.9%増から1.5%増へと上昇した。成長率の上昇は、主にトウモロコシ、マンゴーの生産、水産業がそれぞれ2018年度の1.7%減、3.1%減及び0.2%減から2019年度の3.3%増、4.3%増及び2.5%増へと反転したこと、並びにその他の穀物の生産が2018年度の0.6%増から2019年の4.0%増に拡大したことによるものである。こうした要因を一部押し下げたのが、2018年度の1.0%減から2019年度の1.2%減に低下したコメの生産、2018年度の5.3%増から2019年度の1.0%増へと減少したコブラを含むココナッツの生産、及び2018年度の2.1%増から2019年度の2.1%減へと反転したバナナの生産であった。

2020年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の1.2%増から0.2%減へと縮小した。同年度の成長率の低迷は新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によるものであり、これにより、その他の家畜部門並びに家禽類及び鶏卵の生産が2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2019年度の31.8%増及び5.8%増から3.2%減及び2.4%減へと反転し、2020年度の畜産部門の生産も2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の0.8%減から6.9%減へと縮小した。こうした要因を一部解消したのは籾米生産であり、2018年度の実質市場価格ベースで、前年度の5.9%減から2020年度は3.1%増へと反転した。

2021年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2020年度の0.2%減から0.3%減へと縮小した。成長率の縮小は、2018年度の実質市場価格ベースで、アバカの製造が2020年度の1.7%減から11.1%減へと縮小したこと及び、畜産部門の生産が2020年度の6.9%減から17.3%減へと縮小したことによるものであった。

2022年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の0.3%減から0.5%増へと上昇した。こうした成長率の上昇は主に、2022年度の家禽類及び鶏卵の生産が、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の0.3%減から6.7%増へと増加したことであった。加えて、アバカ及びその他の家畜部門の生産も、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2021年度の11.1%減及び0.9%増から6.9%増及び4.2%増へと増加した。こうした要因を一部押し下げたのは、農園でのマスコパド糖の生産を含むサトウキビであり、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の8.0%増から2022年度には17.5%減へと反転した。

工業部門

工業部門は、鉱業・採石業、製造業、建設業並びに電気・ガス・水道業といったサブセクターで構成される。2022年度の工業部門のGDPに占める割合は、2018年度の実質市場価格ベースで2018年度の約30.6%から約29.7%となった。

2018年度、工業部門の成長率は、2017年度の7.1%増から6.7%増となった。この成長率縮小は、主にサブセクターである製造業の成長鈍化によるもので、2017年度の8.4%増から2018年度は4.9%増に低下している。こうした低迷の要因を一部押し上げたのが建設業並びに電気・ガス・水道業といったサブセクターの成長率の拡大であり、それぞれ2017年度の5.1%増及び3.4%増から2018年度は14.9%増及び5.5%増に上昇している。

2019年度の工業部門の成長率は、2018年度の6.7%増から4.9%増となった。成長率の低下は、主に製造業及び建設業のサブセクターの成長鈍化によるものであり、それぞれ2018年度の4.9%増及び14.9%増から2019年度の3.8%増及び7.7%増に縮小した。こうした要因を一部補ったのが、鉱業・採石業及び電気・ガス・水道業のサブセクターであり、それぞれ2018年度の1.3%増及び5.5%増から2019年度の5.9%増及び6.5%増となった。

2020年度の工業部門の成長率は、2018年度の価格ベースで、2019年度の5.5%増から13.1%減となった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、2020年度の建設業及び製造業といったサブセクターの縮小であり、2018年度の価格ベースで、それぞれ2019年度の9.7%増及び3.8%増から25.7%減及び9.8%減となった。

2021年度の工業部門の成長率は、主に制限の緩和によるもので、より多くの産業が、生産能力の制限を受けたうえで活動可能となったことにより、2018年度の価格ベースで、2020年度の13.1%減から8.5%増となった。これにより、2021年度の建設部門、製造業、鉱業・採石業、並びに電気・蒸気及び廃棄物管理は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2020年度の25.5%減、9.8%減、18.6%減及び0.4%減に対して10.0%増、8.8%増、5.0%増及び4.5%増となった。

2022年度の工業部門の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の8.5%増から6.5%増へと縮小した。成長率の縮小は主に、製造業のサブセクターの成長率低下によるものであった。製造業は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度が8.9%増であったのに対して、2022年度では4.9%増にとどまった。こうした要因を一部押し上げたのは鉱業・採石業であり、2021年度の5.1%増から、2022年度は5.3%増となった。

製造業の成長率について詳細は下記「製造業」を参照のこと。

製造業

フィリピンの製造業は、3種の主要産業グループで構成される。

- ・ 食品、履物及び服飾産業を含む消費財グループ
- ・ 石油、化学及び化学製品産業を含む中間財グループ
- ・ 電気機械及び電子産業を含む資本財グループ

2018年度、製造業の成長率は、2017年度の8.4%増から4.9%増へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主にタバコ製品、基金属産業及び化学・化学製品のマイナス成長（それぞれ14.8%減、4.8%減及び3.9%減）によるものであった。こうしたマイナス成長を一部補ったのが、石油・その他燃料製品、紙・紙製品及びゴム・プラスチック製品の成長であり、それぞれ19.4%増、13.8%増及び13.4%増であった。

2019年度の製造業の成長率は、2018年度の4.9%増に対して、3.8%増であった。成長率の低迷は、主にラジオ・テレビ・通信機器類及び家具・据付品のサブセクターがそれぞれ2018年度の9.6%増及び6.4%増から2019年度の2.0%減及び19.4%減に反転したこと並びにゴム・プラスチック製品、非金属鉱物製品及びオフィス・会計・計算機の成長率が低迷し、それぞれ2018年度の13.4%増、11.9%増及び8.7%増から2019年度の4.0%増、1.6%増及び1.5%増となったことによるものであった。これらの一部補ったのが、食品製造における2018年度の5.1%増から2019年度の7.8%増への成長拡大及び化学・化学製品における2018年度の3.9%減から2019年度の10.7%増への反転であった。

2020年度の製造業の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の3.8%増に対して、9.8%減へと縮小した。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の食品製造、化学・化学製品製造及びコークス・石油精製製品製造は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2019年度の3.7%増、13.3%増及び16.2%減から2.7%減、1.8%減及び48.1%減となった。

2021年度の製造業の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の9.8%減に対して、8.8%増へと拡大した。同部門の成長拡大の最大要因となったのは、非金属鉱物製品、織物及びコークス・石油精製製品の製造であり、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2020年度の21.1%減、35.8%減及び48.1%減から、2021年度は38.7%増、23.9%増及び11.3%増へと上昇した。

2022年度の製造業の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の8.9%増に対して、4.9%増へと縮小した。製造業の成長率縮小の最大要因となったのは、基本金属の製造であり、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の45.0%増から、2022年度は2.3%減へと縮小した。こうした要因を一部押し上げたのは、輸送機器の製造であり、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の26.4%減から2022年度は3.7%増へと反転した。

電力産業

共和国の電力産業は、発電、送電、配電及び供給の4セクターから構成されている。

近年、政府は、より競争的な電力市場の確立を目的とした施策の実行を模索している。この施策には、NPCが保有発電施設の少なくとも70%を民営化する計画、独立系発電事業者（以下「IPP」という。）との契約及び送電施設の運営許可の付与が含まれる。政府は、2001年電力産業改革法（以下「ERIPA」という。）により、電力産業のすべての側面の民営化を目的とした大規模な改革に着手した。改革の主な内容には、（1）電力産業全体を再編し、発電セクターに競争を生じさせる、（2）国有から民営への移行、及び（3）電力セクターに関する安定した規制枠組みの導入、が含まれている。EPIRAは、PSALM及び国家送電公社（以下「送電公社」という。）を設立し、前者は現在NPCの残りの電力発電資産の民営化を行っており、後者はPSALMの完全子会社であり、政府の送電システムを保有している。

PSALMは、2003年第4四半期から公募によりNPCの発電資産の民営化を行っている。PSALMは、政府の送電事業を2009年に民営化し、その運営及び経営を、2009年1月15日に落札者に売却した。2021年12月31日現在、32の発電所及び5つの停止した発電所の合計37の発電資産が、民間の所有者に売却されており、これらの総発電容量は5,251.43MWであった。また、2021年12月31日現在、PSALMは、NPCの7つのIPP契約の対象となっている発電所の発電量（合計3,610.25MW）に対する管理及びコントロールも民間事業者（いわゆるIPP管理者（以下「IPPA」という。））に譲渡した。2014年度、PSALMは、3つのIPP契約の対象となっている合計295.25MWの契約発電容量について民営化を行い、当該容量は、落札したIPPAに譲渡された。しかしながら、これらのIPPA契約は、契約上の問題により2017年及び2019年に終了し、現在、40MWのみがIPPA1社により民営となっている。

2021年12月31日現在、操業中及び停止中の発電所の民営化が成功したことにより、総額164.55十億ペソの収益となり、NPCの7つのIPP契約の譲渡が成功したことにより、482.50十億ペソの収益となった。また、営業権による送電公社の民営化は、260.54十億ペソの収益となった。発電資産の民営化による総収益は、およそ913.69十億ペソであった。民営化による収益は、NPCの金融債務の履行に使用されており、引き続き同用途に使用される。PSALMは、EPIRAの実施規則及び規制に基づき、共和国の発電資産の民営化を継続していくことを計画している。2021年4月、PSALMの取締役会は、一般競争入札によるカセクナン多目的計画（CMPP）の完全売却を承認した。CMPPは、灌漑及び165メガワット発電の複合施設で、マニラから約150キロメートル北にあるルソン島のヌエバ・エハシ、パンタバンガン、ヴィラリカ、シティオ・パウアン・パランガイに位置している。CMPPは、CEカセクナン・ウォーター・アンド・エナジー・インク（CE Casecan Water and Energy Company, Inc.）と国家灌漑公社（以下「NIA」という。）との間の建設・運営・譲渡契約の対象となっており、同契約は2021年12月11日に契約期間を終了した。NIAはCMPPの40%を所有し、PSALMは同施設の60%を所有している。PSALMは、1年間、又は2023年内を目標とするCMPPの発電設備の民営化まで有効なCMPPの稼働継続のための運転・保守サービス契約を締結した。

2021年12月31日現在、PSALMの負債は355.2十億ペソであり、PSALMは、2026年の存続期間の終了時点において、およそ304十億ペソの現金が不足すると予想されている。2022年度第2四半期及び2023年度におけるPSALMの負債満期額は、それぞれ46.5十億ペソ及び68.8十億ペソと推定されている。これは、電力販売による企業資金、民営化による収益の回収、ユニバーサルチャージの残額の回収及び2023年度の資金需要に対する60.0十億ペソを上限とする借入予定により賄われることが予定されている。EPIRAに基づき、PSALMの資産及び負債は、2026年のその法令上の委任の終了時に、政府が承継することとなる。

PSALMの存続期間をEPIRAで規定されている25年を超えて延長することが、2021年度の第18回議会の両院に提案されたが、下院及び上院は、議会の休会までに当該発案に対する決定を完了しなかった。

サービス部門

サービス部門には輸送、倉庫及び通信、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービスといったサブセクターが含まれる。サービス部門のGDPに占める割合は最大であり、2018年度の59.8%から2022年度には61.4%に増加している。

2018年度のサービス部門の成長率は6.7%増であり、2017年度の7.4%増から縮小した。これは、主に一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、輸送・倉庫・通信及びその他サービス業といったサブセクターの成長率が、2018年度において、2017年度の8.7%増、4.0%増及び6.4%増から比較して、それぞれ15.2%増、5.4%増及び7.7%増に成長した一方で、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動及び自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理がそれぞれ2017年度の7.6%増、7.4%増及び7.3%増から2018年度に7.2%増、4.7%増及び6.0%増へと縮小したことによるものである。

2019年度のサービス部門の成長率は、2018年度の6.7%増に対し、7.2%増であった。こうした成長拡大は、主に自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理及び金融仲介業といったサブセクターの成長率がそれぞれ2018年度の6.0%増及び7.2%増から2019年度に8.0%増及び10.4%増へと拡大したことによるものである。この成長拡大は、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービス業といったサブセクターの成長が、それぞれ2018年度の4.7%増、15.2%増及び7.7%増から2019年度の3.7%増、10.3%増及び6.1%増に減速したことにより部分的に相殺された。

2020年度のサービス部門の成長率は、2018年度の価格ベースで、2019年度の7.2%増に対し、9.1%減であった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の自動車・オートバイの卸売・小売取引と修理、輸送・倉庫及び不動産・賃貸住宅業のサブセクターは、2018年度の価格ベースで、それぞれ2019年度の7.8%増、6.4%増及び4.1%増から6.1%減、30.6%減及び16.7%減となった。

2021年度のサービス部門の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の9.1%減から5.4%増へと拡大した。経済が段階的に再開されているにもかかわらず、卸売及び小売並びに自動車・オートバイの修理の成長率は、2020年度の18.7%増から18.4%へと縮小した。不動産及び住居の保有は、2020年度の5.9%に対して2021年度は5.7%となり、金融及び保険業の成長率は、2020年度の10.1%から2021年度は10.0%へと低下した。

2022年度において、サービス部門の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2021年度の5.4%増に対して、9.2%増となった。2022年度の成長は、サービス部門全体で記録され、宿泊及び食品サービス業、その他サービス、並びに輸送及び倉庫は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2021年度の7.2%増、2.0%増及び6.3%増から32.1%増、28.4%増及び23.9%増へと上昇した。

また、政府は、複数の観光業支援策を実施した。観光省は国内旅行を促進するために「It's More Fun With You」キャンペーンを開始した。その後、水際対策の段階的な解除に伴い、旅行者に対するワクチン要件を緩和した。また、マルコス政権下で、観光省は観光業界における雇用を拡大するため、労働雇用省と提携を行った。

輸送、倉庫及び通信業

フィリピンの地形は起伏に富んでおり、道路、空輸・海運体制を十分に整備することが重要である。政府は、民間部門に対し基本的な運輸サービスの提供と、域内における地方と都市間の交通網強化を働きかけている。政府は、インフラ開発を加速させることを優先する誓約を表明している。政府は、インフラ整備フラッグシップ事業（以下「IFP」という。）のリストを見直し、実施/政府承認/プロジェクト開発の進捗状況に基づいてプロジェクトを審査評価し、「ニューノーマル」に基づく新たな優先事項を検討した。2021年4月14日、NEDAのインフラ委員会は、112のプロジェクトからなるIFPの改訂リストを承認した。NEDA役員会は、2021年5月12日にIFPの改訂リストの承認を確認した。2021年5月12日版のIFPには76の輸送事業が含まれている。フィリピンの道路網は同国において最も広範囲にわたる輸送システムである。しかしながら、マニラ首都圏では、交通管理や多種にわたる技術対策の実施にもかかわらず、依然として交通渋滞が続いている。政府は、交通渋滞緩和のために既存の道路網に代わる道路網を建設し、公共交通機関及び有効な交通網の拡大及び促進を引き続き行っている。

鉄道施設の使用は、フィリピン国有鉄道の施設が劣化したこともあり大幅に後退している。鉄道施設の使用促進を目的に、同国政府は2017年から複数の公共交通機関のプロジェクトを承認し、これにはクラークとラグナ（最新の構図ではラグナ州カランバを終点としている。）を結ぶ通勤鉄道システムとなる、27.5キロメートルに及ぶマニラの地下鉄の建設及びその他2つの通勤鉄道プロジェクトが含まれており、これらの総距離は117.56キロメートルとなる。また、フィリピン国内の鉄道輸送網を拡大する、既存の鉄道に対する総距離18.49キロメートルの延長も承認された。2018年には、フィリピン初となる総距離71.14キロメートルの貨物・旅客列車の導入が承認された。

電話回線はマニラ首都圏外を中心にかねてより不足状態にあり、長い間基本的な電話サービスの開通が待たれていた。これに対し政府は、電話回線数と相互接続の大幅増を目指して1993年に電気通信産業を自由化し、競争を活性化させた。また同国政府は、電話サービス等が普及していない国内地域を対象に、電話及びモバイルサービスを提供するプログラムを継続して実施している。

ICTが発達し、国づくりにおけるその重要性の高まりを受けて、国家情報通信開発計画の企画、策定、推進を担当する情報通信省（又はDICT）を設置するRA10844が、2016年に制定された。2017年には、国家ブロードバンド計画が発表された。この計画は、フィリピンのICT及びデジタルインフラ開発の青写真となるものである。国家ブロードバンド計画を通じて、フィリピンのインターネットブロードバンド接続を強化するための、国家ブロードバンドプログラムや公共の場における無料WiFiプログラム等の主要なデジタル接続プログラムが開始された。

同国政府は、空港の建設、再建及び改良を進め、かつ共和国内の航空管制・通信体制の現代化を継続しており、より多くの地方空港に夜行便の就航が可能となった。運輸省の2021年度年次報告書のとおり、ドゥテルテ政権のBuildプログラムに合わせて、233の空港プロジェクトが完了し、84の空港プロジェクト（特に空港及び空港施設の再建、改良、改修及び拡張を含む。）が進行中であり、21の空港が夜間飛行対応となり、さらに3つの空港が2022年に夜間飛行対応となる予定である。マルコス政権は、経済活動及び成長を促進するために、フィリピン国内の鉄道、道路及び空港を改善する、前政権の「ビルド・ビルド・ビルド」政策を推進する意向を表明した。2022年12月31日現在、同国には9ヶ所の国際空港を含む85の空港があり、共和国内の空輸ニーズに対応している。

オープンスカイ協定により、原則、航空機の定員、頻度及び種類に関する制限なく外国航空会社に就航及び航空交通権の付与が可能となる。米国とフィリピン間に有効なオープンスカイ協定はない。2016年2月、フィリピン政府は、他のASEAN諸国とのASEANオープンスカイ協定を批准した。マニラは、航空交通量の増加に対する管理問題を含むインフラ関連の懸念により、ASEANオープンスカイ協定において参画を制限されていた。

2017年、国際航空民間機関（以下「ICAO」という。）は、国際安全監査プログラムの枠組み内で安全性の監視監査を実施し、共和国の安全能力、並びにすべての安全性関連のICAO標準及び推奨技法、関連手続、指針資料並びに最良の安全性実務の実施状況について判断した。2017年6月、フィリピン政府は、ICAOから航空安全規制に関する世界基準に準拠していることを示す承諾書を受領した。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対して、政府は、フィリピン発着の国際便を制限し、フィリピン国内の航空会社が運行可能な国際便及び運行回数に制限を設けた。政府は、IATF決議第144-A号に基づき、渡航者の出発国別リスク対策を採用し、より対象を絞った規制措置を講じている。

海外からの純要素所得

海外からの純要素所得は、GNIの構成要素であるがGDPの算出対象には含まれていない。海外からの純要素所得は、フィリピン経済の重要な要素であり、主に在外労働者からの送金に関連している。海外からの純要素所得には、在外労働者の報酬額及び在外労働者の不動産投資の推定収益が含まれる。PSAによる最新データによると2018年度、2019年度、2020年度、2021年度及び2022年度において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ、9.6%、9.0%、7.0%、3.3%及び5.4%であった。

2018年度の海外からの純要素所得は、2017年度の5.9%増から4.3%増に縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2017年度の5.5%増から2018年度の4.0%増に縮小した。こうした縮小要因を一部押し留めたのが物件収入からの資金流入額の増加であり、2017年度の35.1%増から2018年度の42.3%増に拡大した。

2019年度の海外からの純要素所得は、2018年度の4.3%増から3.5%増へと縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額及び物件収入からの資金流入額の減少によるもので、それぞれ2018年度の4.0%増及び42.3%増から2019年度の1.7%増及び3.5%増に減少した。これを一部押し上げたのが物件費の減少による資金流出額の反転であり、2018年度の15.2%増から2019年度の11.6%減となった。

2020年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の1.6%減から31.1%減へと縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2019年度の2.4%増に対し、2020年度は29.3%減となった。これを一部押し上げたのが報酬額からの資金流出額の減少であり、2019年度の100.3%増に対し、2020年度は38.3%減となった。

2021年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、前年度の31.1%減から51.3%減へと縮小した。成長率の更なる縮小は主に、報酬額からの資金流入額が、2020年度の29.3%減から48.2%減となったこと及び、報酬額からの資金流出額が、前年度の38.3%減から2021年度には79.2%減となったことによるものであった。

2022年度の海外からの純要素所得は、2021年度の51.3%減から77.3%増へと上昇した。報酬額及び不動産収益からの資金流入額は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2021年度の48.2%減及び1.2%減に対して、2022年には47.2%増及び42.0%増へと上昇した。

物価、雇用及び賃金

インフレーション

フィリピンでは、インフレーションを消費者物価指数（以下「CPI」という。）により年次のパーセンテージ変化率で報告しており、これは一般的な消費者が使用する財及びサービスの標準的な「バスケット（消費構造）」を定め、この平均価格を測定するものである。PSAは、家計調査を3年毎に全国的に実施している。2020年2月に、2018年の家計調査の結果が公開された。2022年1月に、PSAは、CPIを2018年に基づいたものに改定すること、及び2022年2月から2018年CPIバスケットに基づいた報告を開始することを発表した。2022年1月において、政府は2012年CPIバスケットに基づくインフレデータの報告を中止した。

下表は、2018年CPIバスケットの主な構成要素とその比重を示したものである。

分類	2018年 CPIバスケット
食料品・ノンアルコール飲料合計	37.75%
アルコール飲料・タバコ合計	2.16%
衣類・履物	3.14%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	21.38%
据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品	3.22%
健康	2.89%
輸送	9.03%
情報・通信	3.41%
娯楽・スポーツ・文化	0.96%
教育	1.96%
レストラン・宿泊サービス	9.62%
金融サービス	0.03%
介護その他の財・サービス	4.46%

下表は、CPI及びインフレデータを示したものである。2018年の数値は2012年CPIバスケットを基準として表示されている。その他の数値は2018年CPIバスケットを基準としている。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
CPI	117.3	102.4	104.8	108.9	115.3
インフレ率	5.2%	2.4%	2.4%	3.9%	5.8%

出典：バンコ・セントラル、PSA

消費者物価指数

以下の記述は、2012年PPIバスケットに基づく2017年度及び2018年度を除き、2018年CPIバスケットに基づくものである。

2018年度の平均インフレ率は5.2%であり、2017年度の平均インフレ率2.9%を上回った。同年度のインフレ率の上昇の要因は、衣類・履物、通信及び教育を除く消費財グループ全般の物価指数成長率の拡大であった。衣類・履物の価格指数は、前年度及び同年度の2.4%の平均インフレ率を記録した。教育の物価指数は、2017年度に2.5%の平均インフレ率に対して2018年度に0.8%のデフレ率を記録した。

2019年度の平均インフレ率は、2018年CPIバスケットに基づき2.4%であった。2019年度のインフレ率の低下は、主に食料品・ノンアルコール飲料、アルコール飲料・タバコ、住宅・水道・電気・ガスその他燃料、輸送、レストランその他財・サービスの物価指数が低下したことによるものである。

2020年度の平均インフレ率は2.4%であり、2019年度から横ばいであった。同年度のインフレーションの背景には、食料品・ノンアルコール飲料の物価指数が2019年度の2.1%から2020年度は2.7%に成長したことがあるが、この成長は、住宅・水道・電気・ガスその他燃料の物価指数が2019年度の2.4%から2020年度は0.9%に、レストランその他財・サービスの物価指数が2019年度の3.4%から2020年度の2.4%に低下したことによって相殺された。

2021年度の平均インフレ率は、2018年CPIバスケットに基づき、2020年度の平均インフレ率2.4%を上回り、3.9%を記録した。2021年度のインフレ率の上昇は、主に食料品、輸送、住宅・水道・電気・ガスその他燃料のインフレ率がそれぞれ2020年度の2.9%、1.5%、0.7%から2021年度は4.5%、9.3%、2.5%を記録したことに起因する。

2022年度の平均インフレ率は5.8%であり、2021年度の平均インフレ率3.9%を上回った。この上昇傾向は、主に価格指数における年間成長率が、輸送は12.9%、アルコール飲料・タバコは7.9%、食料品及びノンアルコール飲料は5.9%を記録したことに主に起因する。また、2022年度の平均インフレ率の上昇に寄与したのは、以下の物価指数の上昇であった。住宅・水道・電気・ガスその他燃料は6.4%、衣料・履物が2.6%、据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品が3.2%、娯楽・スポーツ・文化が2.3%、レストラン・宿泊サービスが4.1%、情報・通信が0.6%、介護その他の財・サービスが3.0%を記録した。

生産者物価指数

2021年1月に、2018年PPIバスケットが公表された。PSAは、2019年度及び2020年度のPPIを、2018年度を基準に再計算した。政府は、2021年1月から、2000年PPIバスケットに基づいたインフレ値の報告を停止した。以下の記述は、2000年PPIバスケットに基づく2017年度及び2018年度を除き、2018年PPIバスケットに基づくものである。

2018年度の生産者物価指数（以下「PPI」という。）は、2017年度に記録された平均デフレ率0.9%から反転して0.7%の平均インフレ率を記録した。飲料、タバコ及び非金属鉱物製品の物価指数は、それぞれ2017年度の1.0%の平均デフレ率、8.9%の平均インフレ率、6.4%の平均デフレ率から2018年度の14.7%、41.1%、7.7%の平均インフレ率となった。2018年の革製品、家具・据付品及び組立金属の物価指数は、それぞれ2017年の16.3%、20.2%、38.1%の平均デフレ率に対して、8.7%、4.6%、8.3%の平均デフレ率であった。

2019年度のPPIは、2000年PPIバスケットに基づき2018年度に記録された0.7%の平均インフレ率に対し、2018年PPIバスケットに基づき1.6%の平均インフレ率を記録した。これは主に、基金金属の生産者物価指数の低下に起因する（2018年PPIバスケットに基づく平均デフレ率は6.4%であったのに対し、2020年PPIバスケットに基づく平均インフレ率は4.6%であった）。

2020年度のPPIは、2019年度の1.6%の平均インフレ率と比較して、4.0%の平均デフレ率を記録した。これは主に、家具のPPIが2019年度の2.4%の平均デフレ率から、2020年度は6.5%の平均デフレ率に減少したことによるものであった。他の産業分野の大半の生産者物価指数も、同期間においては同様に減少した。

2021年12月31日現在のPPIは、2018年PPIバスケットに基づき、2020年12月31日現在の92.7と比較して、93.3を記録した。2020年度及び2021年度のPPIの年間成長率は、（2018年度を100として）それぞれ - 4.6%及び - 1.8%であった。

2021年度におけるPPIは、2020年度における4.6%の平均デフレ率に対し、1.8%の平均デフレ率を記録した。コークス・石油精製製品産業は、2020年度は21.8%の平均デフレ率であったのに対し、2021年度は5.0%の平均インフレ率を記録した。

2022年12月31日現在のPPIは、2021年12月31日現在のPPIが93.3であったのに対し、97.4を記録した。2021年と2022年の前年同期比のPPI成長率（2018年 = 100）はそれぞれ1.8%と6.5%であった。2022年度のPPIの前年比増加は、コークス・石油精製製品産業が年間16.9%の成長を記録したことに起因する。これは、2021年と2022年の同期間において、木製品、竹製品、籐製品の製造及び、記録メディアの印刷・複製がそれぞれ前年比2.8%、0.4%の減少を記録し、縮小したことによって部分的に相殺された。

[次へ](#)

雇用及び賃金

下表は、経済の各種部門の雇用に関する推定値の抜粋を示している。

	雇用に関する抜粋情報				
	2018年度(1)	2019年度(2)	2020年度(3)	2021年度(4)	2022年度(5)
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)				
雇用者数(単位：千人)(6)	41,157	41,961	39,837	46,274	49,002
失業率	5.3	5.1	10.3	7.8	5.4
部門別雇用シェア：					
農業・林業及び水産業部門	24.3	22.2	24.8	22.9	24.0
工業部門					
鉱業及び採石業	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3
製造業	8.8	8.7	8.1	8.4	7.7
建設業	9.4	9.8	9.4	9.6	8.8
上水道、下水道、廃水管理及び 浄化事業	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
電気、ガス、蒸気及び空調 供給業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
工業部門合計	19.1	19.3	18.3	18.7	17.1
サービス部門					
運輸・保管業	7.8	8.2	7.4	7.0	6.7
卸売・小売業、自動車・ オートバイ修理業	19.4	20.0	20.5	22.8	22.3
金融業及び住宅供給業(7)	8.0	8.5	8.4	10.6	8.7
その他のサービス(8)	21.4	21.9	20.6	19.8	21.2
サービス部門合計	56.6	58.4	56.9	60.2	58.9
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：

- (1) 年間推定値は、2018年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (2) 年間推定値は、2019年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (3) 年間推定値は、2020年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (4) 年間推定値は、2021年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (5) 2022年12月付の暫定値である。
- (6) 在外労働者を含まない。
- (7) 金融・保険業、不動産業並びに公務及び防衛、強制的社会保障事業の合計。
- (8) 運輸・保管業、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業並びに金融業及び住宅供給業を除くその他すべてのサービス部門の合計。

出典：PSA、年次労働・雇用状況、労働力調査

政府の代表者、企業及び労働者の3者で構成される地域毎の団体は、地域や産業によって異なる最低賃金要件を定めている。最低賃金要件は、フィリピン法に基づき、12ヶ月間に1度だけ増額することができる。国内で労働者の最低賃金が最も高いのは、メトロ・マニラ及びその周辺地域である。但し、石油製品及び／又は基本的な商品及びサービスの価格が著しく上昇するなどの状況が併発した場合には、最低賃金の引上げを求める請願が考慮されることがある。2019年、メトロ・マニラを含む共和国の首都圏における非農業従事者の最低賃金は、1日537ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日500ペソであった。共和国のその他の地域においては、非農業従事者の最低賃金は1日280ペソから400ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日270ペソから391ペソである。

政府は失業者を、求職中でありかつ直ちに就業可能な15歳以上のすべての無職の者(例えば、求職中であるが、直ちに就業可能でない学生は除く。)と定義している。また、(a)疲労／就業可能な職がないと考えている、(b)前回の求職応募の結果を待っている、(c)一時的な疾病／障害、(d)悪天候、又は(e)再雇用／職場復帰の待機中いずれかの理由によって求職中でなかった場合、該当者は求職中でなくても失業者とみなされる可能性がある。

共和国の2018年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、41.2百万人と見積もられた。失業率は、2017年度末現在の5.7%から低下し、5.3%であった。2018年度の平均労働力率は、2017年度の61.2%から60.9%に低下し、不完全雇用率は、2017年度の16.1%から16.4%に上昇した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.6%を構成した。その他のサービス部門の労働者は雇用合計の21.4%、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.4%を構成した。2018年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の24.3%及び19.1%を構成した。

共和国の2019年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、42.4百万人と見積もられた。失業率は、2018年度末現在の5.3%から低下し、5.1%であった。2019年度の平均労働力率は、2018年度の60.9%から61.3%に上昇し、不完全雇用率は、2018年度の16.4%から14.0%に低下した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の58.0%を構成した。卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.9%を構成した。2019年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門は、それぞれ雇用合計の22.9%及び19.1%を構成した。

共和国の2020年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、39.8百万人と見積もられた。2020年度の失業率は、2019年度の5.1%から上昇し、10.3%であった。2020年度の平均労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ59.5%及び16.2%であり、これは、2019年度の61.3%からの低下及び13.8%からの上昇をそれぞれ記録した。2020年において共和国の労働者は、過去数年と同様に、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.9%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の20.5%を構成した。2020年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ雇用合計の24.8%及び18.3%を構成した。

共和国の2021年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、46.3百万人と見積もられた。2021年度の失業率は、2020年度の10.3%から低下し、7.8%であった。2021年度の平均労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ63.3%及び14.2%であり、2020年度の59.5%からの上昇及び16.2%からの低下をそれぞれ記録した。2021年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の60.2%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の22.8%を構成した。2021年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ雇用合計の22.9%及び18.7%を構成した。

暫定値によると、2022年度の共和国の雇用者総数は、在外労働者を除き、49.0百万人と見積もられた。暫定値によると、2022年度の失業率は5.4%であり、2021年度に記録された7.8%から低下した。暫定値によると、2022年度の平均労働力率は、64.7%であり、2021年度の63.3%から上昇した。2022年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の58.9%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の22.3%を構成した。2022年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ2021年度の22.9%及び18.7%と比較して、雇用合計の24.0%及び17.1%を構成した。

下表は、共和国の雇用に関する情報を性別及び年齢階級別に示している。

年齢階級	15歳以上人口年齢階級別 失業者分布	
	2021年10月	2022年10月
両性別	(全数値につき%)	
15～24歳	31.0	34.6
25～34歳	33.1	37.8
35～44歳	16.5	14.1
45～54歳	11.4	8.0
55～64歳	6.9	4.4
65歳以上	1.1	1.2
報告なし	0.0	0.0
全年齢合計	100.0	100.0

出典：PSA、2022年10月の労働力調査

	性別別労働力分布	
	2021年度10月	2022年度10月
	(単位：%)	
性別		
男性	60.2	58.7
女性	39.8	41.3
合計	100.0	100.0
就業者中		
男性	60.3	58.8
女性	39.7	41.1
合計	100.0	100.0
失業者中		
男性	58.8	57.7

女性	41.2	42.3
合計	100.0	100.0

出典：PSA、2022年10月の労働力調査

2022年10月において失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2021年10月に記録された31.0%から増加して34.6%となった。性別の観点から見ると、2022年10月の雇用労働人口及び失業労働人口に占める女性の割合は、それぞれ41.1%及び42.3%であったのに対し、2022年10月の雇用労働人口及び失業労働人口に占める男性の割合は、それぞれ58.8%及び57.7%であった。

PSAは、政府が決定した1人当たり貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧及び非食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）及び1人当たり食糧貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）に関して測定された共和国の貧困に関する統計を発表している。PSAによると、2021年度の1人当たり収入が1人当たり貧困ラインを下回る世帯の割合は、2018年度の12.1%から、13.2%に上昇した。2021年度の貧困ラインを下回る世帯の発生率は、18.1%であり、2018年度の16.7%から上昇した。国家経済開発庁によると、収入及び雇用の喪失を含む新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響が、移動制限や低い稼得能力に起因する貧困家庭の困難を発生させ、貧困率を上昇させた。

海外における雇用

在外労働者からの送金は、フィリピン経済にとって重要な収入源である。共和国は、在外労働者の報酬及び在外労働者がその財産から得た投資収益の見積額を海外からの純要素所得とみなしており、PSAによると、海外からの純要素所得は、2017年度、2018年度、2019年度、2020年度、2021年度及び2022年最初の6ヶ月において、それぞれGNIの9.9%、9.6%、9.1%、7.0%、3.5%及び4.9%を占めた。2022年最初の6ヶ月の在外労働者からの現金の流入は、2021年最初の6ヶ月の14.9十億ドルから2.9%増加して、15.3十億ドルとなった。2021年度の在外労働者からの現金の流入は、2020年度の29.9十億ドルから5.1%増加して、31.4十億ドルとなった。

PSAによる2021年の在外フィリピン人に関する調査によると、約1.8百万人の在外労働者があり、そのうち約39.8%が男性であり、60.2%が女性であった。

下表は、在外労働者の地理的分布を示している。

在外労働者の地域別分布			
	2021年度 就労先別 ⁽¹⁾	2021年度 現金送金額合計 ⁽²⁾	2021年度 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾
	(単位：%)	(単位：百万ペソ)	(単位：千ペソ)
アフリカ	1.3	1,912	97
アジア	78.3	89,197	70
東アジア ⁽³⁾	15.5	-	-
東南アジア・中南アジア ⁽⁴⁾	8.9	-	-
西アジア ⁽⁵⁾	53.9	-	-
オーストラリア	2.2	3,261	94
ヨーロッパ	9.3	16,383	116
北アメリカ・南アメリカ	8.9	16,380	122
合計／平均	100.0	127,134	80

注：

- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2021年4月1日から2021年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
- (2) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2021年4月1日から2021年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。
- (3) 香港、日本、台湾、中華人民共和国及び韓国等を含む。
- (4) マレーシア、シンガポール、ブルネイ、カンボジア及びインドネシア等を含む。
- (5) クウェート、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、イスラエル、レバノン及びヨルダンを含む。

出典：PSA、2021年の在外フィリピン人に関する調査

下表は、在外労働者の職業別分布をそれぞれ示している。

在外労働者の職業別分布	
2021年度	
就労先別(1)	
(単位：％)	
管理職	1.7
専門職	8.6
技師及び准専門職	6.9
事務補助員	3.1
サービス・販売従事者	16.5
農林漁業従事者	0.5
技能工及び関連職業の従事者	5.9
設備・機械の運転工及び組立工	13.6
単純作業の従事者	43.2
合計／平均	100.0

注：

(1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2021年4月1日から2021年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

出典：PSA、2021年度の在外フィリピン人に関する調査

下表は、在外労働者の性別及び年齢別分布を示している。

年齢階級	2021年度在外労働者の年齢別分布 ⁽¹⁾		
	男女計	男性	女性
	(単位：%)		
15～24歳	2.9	3.3	2.6
25～29歳	16.0	14.2	17.2
30～34歳	23.2	22.1	24.0
35～39歳	19.9	18.3	20.9
40～44歳	14.9	13.0	16.1
45歳以上	23.1	29.1	19.1
全年齢合計	100.0	100.0	100.0

注：

(1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2021年4月1日から2021年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

出典：PSA、2021年の在外フィリピン人に関する調査

政府は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行の発生以来、2022年3月現在、送還された又は帰国した在外労働者は1.7百万人に上る。それに対して、政府は、Abot Kamay ang Pagtulong (AKAP) を実施し、新型コロナウイルス感染症の経済的影響を緩和するため、在外労働者に対して10,000ペソ又は200ドルの送金を受領する一度限りの権利を付与した。本プログラムは、国外において失業した、新型コロナウイルス感染症に罹患した、又はロックダウン若しくは出入国制限により国外の雇用に戻ることができない在外労働者に適用されるものである。2021年末現在、AKAPは、これまで540,876人の在外労働者に対し、約5.4十億ペソの補助を提供した。

新型コロナウイルス感染症の流行による最近の苦境にもかかわらず、フィリピン人労働者に対する国外の需要は、特にヘルスケア及び情報テクノロジーセクターにおいて、中長期的に高いままと予測されている。特に、中長期的に、医師、看護師、診療放射線技師、精神科医及び作業療法士については欧州における高い需要が予測され、IT技術労働者及び建設業従事者については、欧州及びアメリカ、特にグアムにおける高い需要が予測されている。

社会保障機構及び公務員保険機構

共和国は、社会保障機構及び公務員保険機構以外による失業補償の給付又は一般的な福祉給付を行っていない。社会保障機構は、民間部門の従業員（自営業者及びその家族を含む。）に対し、障害、疾病、老齢及び死亡による収入の減少に対する保護を提供する。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金並びに社会保障機構の投資収益が同機構の財源となっている。社会保障機構は、その資金を国債及び国内株式に投資している。

公務員保険機構は、公務員に対する社会保障給付（退職給付、生命保険、医療及び疾病・障害給付を含む。）を管理する。また、政府の建物や設備等の財産に関する自家保険プログラムも管理する。公務員保険機構はさらに、公務員向け住宅ローンを含む融資プログラムの監督も行う。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金が同機構の財源となっている。各政府機関は、拠出金の分担分及び業務の危険性に基づき支払う割増保険料を賄うのに必要な金額を年間歳出予算に含めなければならない。公務員保険機構は、その資金を社会保障機構と同様の方法により投資している。

前述の2つの制度のほかに、政府は失業給付金やその他の一般福祉給付金も提供している。フィリピン軍退職・離職給付制度（AFPRSBS）及びフィリピン警察（PNP）退職・離職給付管理サービス（PRBS）について、以下本項目で取り上げる。AFPRSBSは、1973年12月30日に公布された大統領令第361号に基づいて創設され、正式に構成された。本制度は、フィリピン軍の隊員に支払われるべき退職手当及び離職手当の継続的な支払いを保証するための資金調達制度として設立された。本制度は、(a)政府が出資した200百万ペソの元手資金、(b)兵士の基本給の5%に相当する会員からの拠出、及び(c)投資からの利益剰余金という資金源で運営されている。一方、AFPRSBSは、貸付業務、金融市場及び株式投資、不動産投資、並びにその他の安定した合併事業パートナーシップ又は子会社事業も展開している。本制度は、財政の自立という目標を達成するためにその財政を強化し、軍の年金制度の改革に参加する一方で、加入者に商品やサービスを提供する方法を模索している。会員が利用できる商品には、拠出金の前払還付、有給休暇振替割引制度、多目的ローン、及び割引料金での住宅及び/又は土地購入パッケージなどがある。

PRBSは、国家本部PNP一般命令第DPL 09-12号に従い、国家行政支援ユニットとして開始され、2010年8月5日付で、共和国法第6975号第35条の規定に基づき、国家警察委員会（NAPOLCOM）決議第2010-202号によって正式に承認された。本制度は、退職したPNP職員及びその受益者の懸念を解決する「ワン・ストップ・ショップ」としての機能を果たしている。その核となる業務は、PNP職員の退職、離職及び死亡給付金を管理し、PNPの年金受給者の精神及び福祉を向上させる制度及びプログラムを実施することである。

国民貯蓄

下表は、GDPに占める国総貯蓄及び国内総貯蓄の割合を示している。

項目	国民貯蓄及び投資				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国民総貯蓄（対GDP比）	35.5%	33.8%	31.8%	24.9%	20.0%
国内総貯蓄（対GDP比）	16.5%	15.4%	14.3%	9.7%	9.2%

出典：世界銀行国民勘定データ、OECD国民勘定データ

持続可能な財政の枠組み

2022年1月、共和国は、持続可能性の取組みを支援するために、持続可能な財政の枠組み（以下「本枠組み」という。）を発表した。本枠組みは、2015年の国連総会で採択された、2030年に向けた国連の持続可能な開発目標（以下「国連SDGs」という。）を実施するための取組みを確固たるものにするものである。本枠組みは、共和国がどのようにして国際資本市場においてグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、貸付、その他債券を調達することを企図しているかを定めている。共和国の本枠組み及び本枠組みに基づく適格支出ポートフォリオは、国際資本市場協会が発行した2021年グリーンボンド原則、2021年ソーシャルボンド原則、2021年サステナビリティボンド・ガイドライン、国際ローン市場協会が発行した2021年グリーンローン原則、2021年ソーシャルローン原則、並びに2018年10月にASEAN資本市場フォーラムが発行したASEANグリーンボンド基準という4つの主要な中核的構成要素を遵守するものである。

本枠組みに基づいて調達した資金により、共和国は、フィリピン国内の持続的な金融市場の発展に貢献することを企図している。本枠組みは、国際的なベストプラクティスに沿って、収益の使途、並びに適格なグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの環境及び社会に対して予想される影響の透明性及び開示を確保するためのプロセスを定めている。

本枠組みに基づき調達された資金は、2017 - 2022年度フィリピン開発計画及び2017 - 2022年度公共投資プログラムに沿って、共和国の持続可能な開発及び国連SDGsに向けた取組みを反映するプロジェクトの支援に使用される。持続可能な金融商品の発行は、共和国の気候変動に関する国家戦略の枠組みに基づく取組み（2030年までに温室効果ガスの排出量を75%削減することを目指す、気候変動に対する国際連合枠組条約の締約国の決定1 / CP.21に従う、共和国の国家貢献目標を含む。）を支えるものでもある。本枠組みに基づく適格な社会的支出、及び / 又はグリーン支出には、直接又は間接の投資、補助金、支援制度、インセンティブ制度又は税控除（又はかかる支出の組合せ）並びに特定の運営支出が含まれる。かかる適格なソーシャルプロジェクト及び / 又は適格なグリーンプロジェクトには、その他の利害関係者からのいかなる拠出も含まれない。

共和国は、持続可能な海洋経済に関連する資産カテゴリーについて、国連環境計画の持続可能なブルーエコノミー金融原則を遵守するよう努めている。かかる原則の4つの主要原則は、（i）収益の使途、（ii）プロジェクト評価及び選定プロセス、（iii）収益の管理、及び（iv）報告（外部レビューの参照を含む。）である。本枠組みに基づいて発行された持続可能な金融商品は、発行体に対する標準的な償還請求権であり、投資家は、適格資産のエクスポージャーの信用リスクを負わない。共和国は、本枠組みに基づいて発行された持続可能な金融商品の残高に関する分配及び影響の報告書を、財務省及び財務局（以下「BTr」という。）の公開ウェブサイトにおいて毎年公表する予定である。

本枠組みは、フランスの独立した格付及び調査機関であるVigeo Eirisに評価されており、同機関が共和国に交付した第三者意見書（以下「本意見書」という。）において、本枠組みは、国際資本市場協会のグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則（いずれも2021年採択）、並びに国際ローン市場協会のグリーンローン原則及びソーシャルローン原則（いずれも2021年採択）を遵守していると記載されている。本意見書は、特定の環境事項及び関連事項についての意見を提供する者であり、いかなる有価証券への投資に関する信用、市場、又はその他事項（証券の市場価格、市場性、投資家選好、又は適合性を含むが、これらに限定されない。）を記載することを意図した

ものではない。本意見書は、意見の表明であり、事実の記載ではない。本意見書は、共和国又はその他の者による、証券の売買若しくは保有の勧告ではなく、またそのようにみなされてはならない。共和国は、本意見書の妥当性及び信頼性について、並びに本枠組みに基づいて又はその他共和国が発行する債券を含む、いずれの持続可能な金融商品に関連して第三者が公開するその他の意見書若しくは証明書について、いかなる表明又は保証も行わず、かかる意見書若しくは証明書は、共和国による当該証券の売却若しくは保有の勧告ではない。

本枠組み及び本意見書は、共和国の一般に公開されたウェブサイトで閲覧可能である。本文書で言及されている公開ウェブサイト、本枠組み、本意見書の内容及びこれらの文書において企図されているいずれの慣行も、本有価証券報告書その他の文書、又はかかる債券の規定に組み込まれていない。これらの文書は、強制執行可能な共和国の契約上の義務を規定するものではない。これらの文書は、それぞれの日付時点のものであり、予告なく変更される場合があり、共和国は、これらの文書が新規情報、将来的な事由その他に影響されているかにかかわらず、これらの文書を更新又は修正するいかなる責任も負わない。本枠組みは、報告及び収益の用途について一定の慣行を定めているが、共和国がかかる慣行の遵守を怠った場合も、当該債券の違反又は債務不履行事由を構成せず、それらの原因とならない。共和国は、本枠組み、本意見書又はそれらの内容から直接間接を問わず生じた損失について、いかなる責任も負わない。したがって、投資家は、これらの文書に過度に依拠しないよう注意されたい。

(3) 【貿易及び国際収支】

国際収支

概要

国際収支の数値は、国内及び国外への商品、サービス及び資本の相対的なフローを測定し、経常収支及び資本・金融収支において表される。経常収支は、国の商品貿易、サービス貿易、収益及び経常移転取引を記録している。資本・金融収支は、資本移転及び非製造・非金融資産の買収又は処分に関係するすべての取引をカバーする資本収支、並びに、一定の経済圏における、海外金融資産及び負債の所有権の移転に関連するすべての取引をカバーする金融収支を含んでいる。国際収支の黒字は外貨の純流入額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が増加し、国内通貨を強くしている。国際収支の赤字は、外貨の純流出額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が低下し、国内通貨を弱くしている。

修正

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計（BOP）は、PSAが集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、PSAが報告した商品貿易の統計は、バンコ・セントラルによって調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するBPM6の枠組みを2011年度以降分から採用しており、それに基づき、財産所得及び費用の収支は調整されている。バンコ・セントラルは、最新の国際収支の発表と同時に、各当局から受領した更新データや報告方法の変更に合わせて、前回報告した国際収支のデータを調整した修正をしたことを発表することがある。下記に示す国際収支のデータは、本書の日付現在の、バンコ・セントラルが発表した最新のデータを反映している。

下表は、指定された期間のフィリピンの国際収支を示している。

	国際収支				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾	2022年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)				
経常収支⁽³⁾	(8,877)	(3,047)	11,578	(5,943)	(17,832)
輸出額	129,980	136,889	119,867	130,082	143,142
輸入額	138,857	139,936	108,289	136,024	160,974
商品、サービス、第一次所得	(35,695)	(30,996)	(15,807)	(35,444)	(48,358)
総輸出額	102,373	108,143	91,627	99,630	111,832
総輸入額	138,068	139,139	107,435	135,074	160,191
商品・サービス	(39,364)	(36,272)	(19,909)	(38,767)	(53,761)
輸出額	90,374	94,741	80,034	87,798	98,518
輸入額	129,738	131,013	99,943	126,565	152,280
商品	(50,972)	(49,312)	(33,775)	(52,806)	(69,393)
輸出額	51,977	53,477	48,212	54,228	57,448
輸入額	102,949	102,789	81,987	107,034	126,841
サービス	11,608	13,039	13,866	14,039	15,631
輸出額	38,397	41,264	31,822	33,570	41,070
輸入額	26,789	28,225	17,956	19,531	25,439
第一次所得	3,669	5,276	4,101	3,323	5,403
収入額	11,999	13,402	11,594	11,832	13,314
支出額	8,330	8,125	7,492	8,509	7,911
第二次所得	26,818	27,949	27,386	29,501	30,526
収入額	27,607	28,746	28,240	30,452	31,310
支出額	788	797	854	950	783
資本収支⁽³⁾	65	127	63	80	14
収入額	103	147	88	99	105
支出額	38	20	25	19	91
金融収支⁽⁴⁾	(9,332)	(8,034)	(6,906)	(6,433)	(12,565)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	7,522	7,297	13,286	10,261	2,262
負債の純増 ⁽⁵⁾	16,855	15,331	20,192	16,694	14,827
直接投資	(5,833)	(5,320)	(3,260)	(9,732)	(5,300)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	4,116	3,351	3,562	2,251	3,900
負債の純増 ⁽⁵⁾	9,949	8,671	6,822	11,983	9,200
ポートフォリオ投資	1,448	(2,474)	(1,680)	10,237	(1,178)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	4,740	2,402	6,567	7,809	(203)
負債の純増 ⁽⁵⁾	3,292	4,876	8,246	(2,428)	975
金融デリバティブ	(53)	(173)	(199)	49	(48)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	(679)	(874)	(796)	(449)	(632)
負債の純増 ⁽⁵⁾	(626)	(701)	(596)	(498)	(584)
その他の投資	(4,894)	(67)	(1,767)	(6,987)	(6,039)
金融資産の純増 ⁽⁵⁾	(654)	2,417	3,953	649	(803)
負債の純増 ⁽⁵⁾	4,240	2,484	5,720	7,636	5,235
分類されない項目（純額）⁽⁶⁾	(2,826)	2,729	(2,526)	774	(2,009)
総合国際収支ポジション⁽⁷⁾	(2,306)	7,843	16,022	1,345	(7,263)

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。
- (3) 経常収支及び資本収支は、貸方から借方を差し引いて勘定されている。
- (4) 金融収支は、金融資産の純増から負債の純増を控除して勘定されている。
- (5) 金融資産の純増のマイナス値は金融資産の回収又は処分を示し、負債の純増のマイナス値は負債の償却を示す。

- (6) 分類されない項目の純額は、総合国際収支に関連して記録された国際収支の項目の収入又は支出の過大表示若しくは過少表示に対する相殺勘定である。
- (7) 総合収支ポジションは、国の国際通貨準備高の変化から、非経済的取引（再評価、金の貨幣化／廃貨）を控除して計算される。また、経常収支及び資本収支から、「金融収支＋分類されない項目の純額」を控除することによっても算出できる。

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

国際収支全体の動き

2018年度のフィリピンの国際収支は全体で、2017年度に計上した863百万ドルの赤字と比較して、2.3十億ドルの赤字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字の増加に起因するが、金融収支の純流入額の増加によって部分的に相殺された。2018年度の経常収支は、2017年度の2.1十億ドルの赤字から大幅に増加し、8.7十億ドルの赤字を計上した。2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額から大幅に増加し、8.6十億ドルの純流入額を計上した。

2019年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2018年度に計上された2.3十億ドルの赤字と比較して、7.8十億ドルの黒字を計上した。この転換は主に経常収支の赤字の減少と金融収支の純流入額の減少に起因する。2019年度において経常収支は3.0十億ドルの赤字を計上し、これは、2018年度に計上された8.9十億ドルの赤字から65.7%の減少であった。2019年度の金融収支は、2018年度に計上した9.3十億ドルの純流入額から13.9%減少した、8.0十億ドルの純流入額を計上した。

2020年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2019年度に計上された7.8十億ドルの黒字と比較して、16.0十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に経常収支の純流入額が2019年度の3.0十億ドルの赤字に対し、2020年度は11.6十億ドルの黒字を計上したことに起因する。これは、2020年度の金融収支の純流出額が、2019年度の8.0十億ドルから減少した、7.0十億ドルの純流出額を計上したことによって、部分的に相殺された。

2021年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2020年度に計上された16.0十億ドルの黒字と比較して、1.3十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に経常収支の赤字及び金融収支の赤字の増加に起因する。2021年度の経常収支は、2020年度に計上された11.6十億ドルの黒字から転換して、5.9十億ドルの赤字を計上した。2021年度の金融収支においては、2020年度の7.0十億ドルの純流出額と比較して6.8%増加した、純流出額6.4十億ドルという数値であった。

2022年度において、暫定値によると、フィリピンの国際収支は全体で、2021年度に計上された1.3十億ドルの黒字と比較して、7.3十億ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は、主に商品貿易の赤字が拡大したため、経常収支の赤字が拡大したことによる。一方で、金融収支は、主にポートフォリオ投資収支の転換により、純流入額の増加を記録したが、純流入額の増加は、直接投資及びその他の投資の純流入額の減少により抑制された。

経常収支

2018年度の経常収支は、2017年度に計上した2.1十億ドルの赤字と比較して、8.7十億ドルの赤字を計上した。この経常収支の赤字の増加は、商品貿易の赤字が2017年度の40.2十億ドルから2018年度の51.0十億ドルに26.8%増加したことに主に起因する。商品貿易の赤字の増加は、商品輸入額が2017年度の92.0十億ドルから2018年度の103.0十億ドルに11.9%増加したことに起因する。これは、輸入貿易の黒字が2017年度の8.7十億ドルから2018年度の11.6十億ドルに33.5%増加したことによって部分的に相殺された。

2019年度の経常収支は、2018年度における8.9十億ドルの赤字と比較して、3.0十億ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は、2019年度の商品貿易の赤字が、2018年度の51.0十億ドルから3.3%減少し、49.3十億ドルとなったこと、2019年度のサービス貿易の黒字が、2018年度の11.6十億ドルから12.3%増加し、12.9十億ドルとなったこと、2019年度の第一次所得が、2018年度の3.7十億ドルから43.8%増加し、5.3十億ドルとなったこと、並びに2019年度の第二次所得が、2018年度の26.8十億ドルから4.2%増加し、27.9十億ドルとなったことに主に起因する。

修正値によると、2020年度の経常収支は、2019年度における3.0十億ドルの赤字と比較して、11.1十億ドルの黒字を計上した。この黒字は主に、2020年度の商品貿易の赤字が、2019年度の49.3十億ドルから31.5%減少し、33.8十億ドルとなったことに起因する。これは、2020年度の第一次所得が、2019年度の5.3十億ドルから19.3%減少し、4.3十億ドルとなったこと、及び2020年度の第二次所得が、2019年度の27.9十億ドルから1.6%減少し、27.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

2021年度の経常収支は、2020年度における11.6十億ドルの黒字から転換して、5.9十億ドルの赤字を計上した。この赤字は主に、2021年度の商品貿易の赤字が、2020年度の33.8十億ドルから56.3%増加し、52.8十億ドルとなったことに起因する。この商品貿易の赤字の増加は、2021年度の商品の輸入量が、2020年度の82.0十億ドルから

30.5%増加し、107.0十億ドルとなったことに起因する。これは、2021年度の第二次所得が、2020年度の27.4十億ドルから7.6%増加し、29.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

暫定値によると、2022年度における経常収支は、2021年度の5.9十億ドルの赤字と比較して、17.8十億ドルの赤字を計上した。この赤字は主に、2022年度の商品貿易の赤字が、2021年度における52.8十億ドルから31.4%増加して、69.4十億ドルを計上したことに起因する。これは、2022年度の第二次所得による純収入額が、2021年度の29.5十億ドルから30.5十億ドルに増加したことによって、部分的に相殺された。2022年度において輸入が輸出より増加したことに加え、輸入価格の上昇及び世界的な需要の減退が、経常収支の抑制に繋がった。

商品貿易

商品の貿易は、フィリピンの経済に大きな影響を与える。輸出の大部分が、輸入原材料又はその他の投入資材に依存しており、フィリピンの輸出は、ペソの下落がもたらす輸入の減少からも影響を受けやすい。下記の「(4) 通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

2018年度の商品貿易の赤字は、2017年度に計上した27.4十億ドルから59.0%増加し、43.5十億ドルを計上した。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が、2017年度に計上された96.1十億ドルから2018年度の112.8十億ドルへと17.4%増加したことに起因する。

2019年度の商品貿易の赤字は、2018年度に計上された43.5十億ドルから6.6%減少して、40.7十億ドルとなった。この赤字の減少は、2019年度の輸入額が、2018年度に計上された112.8十億ドルから1.1%減少して111.6十億ドルとなったこと、及び2019年度の輸出額が、2018年度の69.3十億ドルから2.3%増加して70.9十億ドルとなったことに主に起因する。輸出額の増加は、2019年度の製造品の輸出額が、2018年度の58.2十億ドルから1.2%増加して58.9十億ドルとなったことに主に起因するが、これは、主に電子製品が2018年度の38.3十億ドルから4.4%増加して2019年度は40.0十億ドルとなったことによる。輸入額の減少は、原材料及び中間財の輸入が9.4%減少したことに主に起因する。同様に鉱物燃料及び鉱物油も4.8%減少した。

2020年度の商品貿易の赤字は、2019年度に計上された40.7十億ドルの赤字から39.5%減少して、24.6十億ドルとなった。商品貿易の赤字の減少は、2020年度の輸入額が、2019年度に計上された111.6十億ドルから19.5%減少して89.8十億ドルとなったことに主に起因する。2020年度の輸出額は、2019年度の70.9十億ドルから8.1%減少して、65.2十億ドルとなった。輸入額及び輸出額の両方における減少は、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。

2021年度の商品貿易の赤字は、2020年度に計上された24.6十億ドルの赤字から71.7%増加して、42.2十億ドルとなった。この赤字の増加は、主に輸入額の増加に起因するもので、2021年度の輸入額は、2020年度の89.8十億ドルから30.1%増加して、116.9十億ドルとなった。これは、新型コロナウイルス感染症による規制が世界的に緩和され続けることで取引が増加する中、輸入額の回復が、輸出額の回復のペースを上回り続けたことに起因する。

暫定値によると、2022年度における商品貿易の赤字は、2021年度に計上された42.2十億ドルから37.9%増加して、58.2十億ドルとなった。この赤字の増加は、主に2022年度の輸入額が、2021年度の116.9十億ドルから17.4%増加して、137.2十億ドルとなったことに起因する。これは、2022年度の輸出額が、2021年度の74.7十億ドルから5.8%増加して、79.0十億ドルとなったことで部分的に相殺された。商品輸出額と輸入額の両方の増加は、主に期間中の大半において、新型コロナウイルス感染症の抑制政策が相対的に緩和されたことにより、国内経済が徐々に再開されたことに起因する。

商品の輸出額

下表は、PSAによって報告された、主要な商品グループ別の商品の輸出額を示している。

主要な商品グループ別輸出額									
商品	年間					成長率		輸出合計に占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(1)	2021年度	2022年度(1)	2018年度	2022年度(1)
	(単位：％を除き、百万ドル)								
農業製品									
ココナッツ製品	1,539	1,294	1,230	1,940	2,564	57.7%	32.2%	2.2%	3.2%
砂糖及び砂糖製品	76	67	66	75	6	13.6%	(92.0)%	0.1%	0.0%
果実及び野菜	1,980	2,854	2,624	2,226	2,220	(15.2)%	(1.1)%	2.9%	2.8%
その他の農業製品	990	953	864	999	1,127	15.6%	12.8%	1.4%	1.4%
農業製品合計	4,585	5,168	4,784	5,240	5,917	9.5%	12.9%	6.6%	7.5%

林業製品	257	358	297	377	354	26.9%	(6.0)%	0.4%	0.4%
鉱物製品	4,045	4,675	5,093	6,721	7,269	32.0%	8.2%	5.8%	9.2%
石油製品	494	226	193	6	7	(96.9)%	21.5%	0.7%	0.0%
製造品									
電子製品	38,327	40,022	37,951	42,496	45,700	12.0%	7.5%	55.3%	57.9%
その他の電子製品	3,302	3,469	2,724	3,432	3,514	26.0%	2.4%	4.8%	4.4%
衣類	974	928	652	742	824	13.8%	11.1%	1.4%	1.0%
織編用糸 / 織物	215	217	313	294	287	(6.1)%	(2.6)%	0.3%	0.4%
履物	103	132	114	111	107	(2.6)%	(4.1)%	0.1%	0.1%
旅行用品及びハン ドバッグ	597	745	420	647	706	54.0%	9.2%	0.9%	0.9%
木製品	320	251	187	205	171	9.6%	(16.6)%	0.5%	0.2%
家具及び備品	353	299	344	381	311	10.8%	(18.5)%	0.5%	0.4%
化学製品	1,572	1,508	1,339	1,936	1,886	44.6%	(2.6)%	2.3%	2.4%
非金属鉱物製品	236	267	226	296	308	31.0%	4.1%	0.3%	0.4%
機械及び輸送設備	4,813	4,031	2,249	2,371	2,253	5.4%	(5.0)%	6.9%	2.9%
加工食品及び飲料	1,333	1,330	1,245	1,461	1,399	17.3%	(4.2)%	1.9%	1.8%
鉄及び鉄鋼	124	93	37	67	130	81.1%	96.0%	0.2%	0.2%
ベビーカー、おも ちゃ、ゲーム及 びスポーツ用品	222	269	237	294	318	24.1%	8.2%	0.3%	0.4%
かご細工、小枝細 工及びその他の 網細工製品	35	31	43	63	45	55.8%	(28.0)%	0.1%	0.1%
雑貨	1,042	963	819	1,018	894	24.3%	(12.2)%	1.5%	1.1%
その他	4,639	4,325	4,881	5,231	5,192	7.2%	(0.8)%	6.7%	6.6%
工業製品合計	58,207	58,877	53,779	61,044	64,043	13.5%	4.9%	84.0%	81.1%
特殊取扱品	1,720	1,623	1,068	1,265	1,397	18.4%	10.5%	2.5%	1.8%
輸出合計	69,307	70,927	65,215	74,653	78,968	14.5%	5.8%	100.0%	100.0%

注：

(1) 暫定値。

出典：PSA、パンコ・セントラル

日本は、平均して、2018年度から2022年度にかけての輸出合計の13.6%を占めた。米国は、平均して、同期間の輸出合計の14.2%を占めた。2018年度において、日本及び米国は、それぞれ輸出合計の14.9%及び15.3%を占めた。2022年度においては、日本への輸出は輸出合計の14.1%まで減少したのに対し、米国への輸出は輸出合計の15.8%に増加した。2022年度においては、欧州連合は、2018年度の輸出合計に対する12.1%と比較して、輸出合計の11.0%を占めた。2018年度から2022年度において、欧州連合は、平均して、輸出合計の10.3%を占めた。フィリピンは、その輸出市場を多様化し、特にASEAN諸国などの他の国々への輸出を増加することを目指している。フィリピンは、ASEAN諸国間の関税の減免や、地域内の投資計画、産業の提携、銀行及び金融の統合について定めたASEAN自由貿易協定に加盟している。ASEAN内で、フィリピンは、中国、香港、インド、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと特惠貿易協定を締結している。

2008年、フィリピンと日本は日本・フィリピン経済連携協定を締結した。これは、フィリピンにとって唯一の二国間自由貿易協定であり、商品貿易、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、関税手続、ビジネス環境の改善、及び政府調達などを対象にしている。また、2016年、フィリピンは、フィリピンの輸出業者の欧州市場へのアクセスを改善するために、欧州自由貿易連合と契約を締結した。2017年11月、フィリピンは、対象地域の商品・サービスの貿易を促進する目的において、ASEAN・香港・中国自由貿易協定を締結した。2020年、フィリピンは、貿易障壁をさらに引き下げ、企業のための商品及びサービスへの市場アクセスを改善することを目的とした、アジア太平洋地域の14ヶ国と地域的包括経済連携（以下「RCEP」という。）協定を締結した。RCEP協定は、2023年2月21日に共和国によって批准され、2023年6月2日に発効した。

下表はPSAによって報告された、輸出先別の商品の輸出額を示している。

国 / 地域	輸出先別商品輸出額					輸出合計に占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(1)	2018年度	2022年度(1)
	(単位：百万ドル)					(単位：%)	
北米(2)	11,849	12,860	10,971	13,050	13,926	17.1	17.6

米国	10,636	11,567	10,018	11,849	12,461	15.3	15.8
ヨーロッパ(3)	9,465	8,890	7,570	9,261	9,945	13.7	12.6
EU(4)	8,373	7,779	6,536	8,059	8,701	12.1	11.0
アジア(5)	45,761	47,101	44,994	50,371	52,986	66.0	67.1
日本	10,323	10,675	10,034	10,725	11,133	14.9	14.1
中華人民共和国	8,817	9,814	9,830	11,553	10,966	12.7	13.9
香港	9,564	9,625	9,226	9,932	10,480	13.8	13.3
韓国	2,608	3,241	2,855	2,574	3,127	3.8	4.0
シンガポール	4,316	3,832	3,775	4,195	4,909	6.2	6.2
台湾	2,521	2,253	2,121	2,526	2,965	3.6	3.8
東南アジア(6)	6,832	6,958	6,441	7,925	8,494	9.9	10.8
オセアニア(7)	665	527	459	629	682	1.0	0.9
中東(8)	753	831	629	567	639	1.1	0.8
その他(9)	814	717	592	775	790	1.2	1.0
合計	<u>69,307</u>	<u>70,927</u>	<u>65,215</u>	<u>74,653</u>	<u>78,968</u>	<u>100.0</u>	<u>100.0</u>

注：

- (1) 暫定値。
- (2) アメリカ合衆国、カナダ及びその他を含む。
- (3) EU、スイス、ロシア連邦、英国及びその他を含む。
- (4) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン及びルーマニアを含む。
- (5) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド及びその他を含む。
- (6) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (7) オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島及びその他を含む。
- (8) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）を含む。
- (9) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

出典：PSA、バンコ・セントラル

PSAのデータによると、2018年度の商品輸出額の合計は、2017年度に計上した68.7十億ドルから0.9%増加した、69.3十億ドルであった。この増加は、製造品の輸出額の増加が、鉱物製品及び農業製品の輸出額の減少によって大幅に相殺されたことに主に起因する。輸出合計の84.0%を占めた2018年度の製造品の輸出額は、2017年度の57.3十億ドルから1.2%増加し、58.2十億ドルを計上した。輸出合計の5.8%を占めた2018年度の鉱物製品の輸出額は、2017年度の4.3十億ドルから5.6%減少し、4.0十億ドルを計上した。輸出合計の6.6%を占めた2018年度の農業製品の輸出額は、2017年度の5.1十億ドルから10.6%減少し、4.6十億ドルを計上した。

PSAのデータによると、2019年度の商品輸出額の合計は70.9十億ドルであり、これは、2018年度に計上された69.3十億ドルと比較して2.3%増加した金額であった。これは、主に製造品、農業製品及び鉱物製品の輸出額の増加に起因する。輸出合計の83.0%を占めた2019年度の製造品の輸出額は、2018年度の58.2十億ドルから1.1%増加した、58.9十億ドルを計上した。輸出合計の7.3%を占めた2019年度の農業製品の輸出額は、2018年度の4.6十億ドルから12.7%増加した、5.2十億ドルを計上した。輸出合計の6.6%を占めた2019年度の鉱物製品の輸出額は、2018年度の4.0十億ドルから15.3%増加して、4.7十億ドルを計上した。

PSAのデータによると、2020年度の商品輸出額の合計は65.2十億ドルであり、これは、2019年度に計上された70.9十億ドルと比較して8.1%減少した金額であった。これは、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びに結果的な国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。結果として、輸出合計の82.5%を占めた製造品の2020年度の輸出額は、2019年度の58.9十億ドルから8.7%減少して、53.8十億ドルを計上した。輸出合計の7.3%を占めた農業製品の2020年度の輸出額は、2019年度の5.2十億ドルから7.4%減少して、4.8十億ドルを計上した。これらは、輸出合計の7.8%を占めた鉱物製品の2020年度の輸出額が、2019年度の4.7十億ドルから8.9%増加して、5.1十億ドルを計上したことにより、部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2021年度の商品輸出額の合計は74.7十億ドルであり、これは、2020年度に計上された65.2十億ドルと比較して14.5%増加した金額であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度における製造品の輸出額

が、2020年度における53.8十億ドルから13.5%増加した、61.0十億ドルを計上した。2021年度の農業製品の輸出額が、2020年度の4.8十億ドルから9.5%増加して、5.2十億ドルを計上したことも、輸出額合計の増加に貢献した。

PSAの暫定データによると、2022年度の商品輸出額の合計は79.0十億ドルであり、これは、2021年度に計上された74.7十億ドルと比較して5.8%増加した金額であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2022年度における製造品の輸出額が、2021年度における61.0十億ドルから4.9%増加した、64.0十億ドルを計上した。2022年度の農業製品の輸出額が、2021年度の5.2十億ドルから12.9%増加して、5.9十億ドルを計上したことも、商品輸出額合計の増加に貢献した。

商品の輸入額

下表は、商品グループ別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

商品グループ別商品輸入額									
商品	年間					成長率		輸入合計に占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(1)	2021年度	2022年度(1)	2018年度	2022年度(1)
	(単位：％を除き、百万ドル)								
資本財	35,285	37,434	29,752	35,460	37,837	19.2%	6.7%	31.3%	27.6%
原材料及び中間財									
非加工原材料	4,851	3,576	3,576	4,400	6,078	23.0%	38.1%	4.3%	4.4%
半加工原材料	39,979	37,041	32,893	43,583	46,311	32.5%	6.3%	35.4%	33.8%
原材料合計及び中間財	44,830	40,617	36,158	47,983	52,389	32.7%	9.2%	39.7%	38.2%
鉱物燃料及び鉱物油	14,041	13,362	7,635	13,625	23,795	78.5%	74.6%	12.4%	17.3%
消費財									
耐久材	9,804	10,176	7,196	9,027	10,613	25.4%	17.6%	8.7%	7.7%
非耐久材	8,202	9,081	8,251	9,841	11,757	19.3%	19.5%	7.3%	8.6%
消費財合計	18,006	19,260	15,447	18,867	22,370	22.1%	18.6%	16.0%	16.3%
特殊取扱品	680	920	820	947	807	15.5%	(14.8)%	0.6%	0.6%
輸入合計	112,841	111,593	89,812	116,883	137,199	30.1%	17.4%	100.0%	100.0%

注：

(1) 暫定値。

出典：PSA、バンコ・セントラル

下表は、国別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

国／地域	輸入元別商品輸入額					輸入合計に占める割合	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(1)	2018年度	2022年度(1)
	(単位：百万ドル)					(単位：%)	
北米(2)	9,007	8,781	7,555	8,749	10,071	8.0	7.3
米国	8,062	8,072	6,922	7,751	8,916	7.1	6.5
ヨーロッパ(3)	10,854	11,117	8,052	9,638	10,112	9.6	7.4
EU(4)	7,901	8,531	6,036	7,673	7,786	7.0	5.7
アジア(5)	83,184	84,186	69,460	91,214	105,404	73.7	76.8
日本	10,818	10,580	8,616	11,108	12,353	9.6	9.0
中華人民共和国	22,015	25,496	20,868	26,799	28,214	19.5	20.6
香港	3,046	3,598	2,784	3,268	3,102	2.7	2.3
韓国	11,312	8,477	6,895	9,351	12,317	10.0	9.0
シンガポール	6,174	6,658	5,622	6,948	8,118	5.5	5.9
台湾	5,500	4,753	4,683	5,763	6,799	4.9	5.0
東南アジア(6)	22,250	22,465	18,153	25,453	32,059	19.7	23.4
オセアニア(7)	2,461	2,213	1,443	2,310	3,595	2.2	2.6
中東(8)	5,685	3,704	1,867	2,999	5,344	5.0	4.0
その他(9)	1,650	717	1,592	1,974	2,672	1.5	1.9
合計	112,841	111,593	89,812	116,883	137,199	100.0	100.0

注：

(1) 暫定値。

(2) アメリカ合衆国、カナダ及びその他を含む。

(3) EU、スイス、ロシア連邦、英国及びその他を含む。

(4) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン及びルーマニアを含む。

(5) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド及びその他を含む。

(6) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。

(7) オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島及びその他を含む。

(8) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）を含む。

(9) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

出典：PSA、バンコ・セントラル

PSAデータによると、2018年度の商品の総輸入額は、2017年度に計上した96.1十億ドルから17.4%増加し、112.8十億ドルとなった。この増加は、主に資本財、原材料及び中間財並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が増加したこと起因する。2018年度の資本財の輸入額は、2017年度の31.5十億ドルから12.1%増加して、35.3十億ドルを計上した。2018年度の原材料及び中間財の輸入額は、2017年度の36.9十億ドルから21.4%増加して、44.8十億ドルを計上した。2018年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2017年度の10.8十億ドルから30.1%増加して、14.0十億ドルを計上した。また、2018年度における消費財の輸入額も増加し、2017年度に計上した16.4十億ドルから9.8%増加して、18.0十億ドルとなった。

PSAデータによると、2019年度の総輸入額は、2018年度に計上した112.8十億ドルから1.1%減少し、111.6十億ドルとなった。この減少は、主に原材料及び中間材、並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額の減少に起因する。2019年度の原材料及び中間材の輸入額は、2018年度の44.8十億ドルから9.4%減少し、40.6十億ドルとなった。2019年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2018年度の14.0十億ドルから4.8%減少し、13.4十億ドルとなった。これらの減少は、2019年度の資本財の輸入額が、2018年度の35.3百万ドルから6.1%増加し、37.4百万ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAデータによると、2020年度の総輸入額は、2019年度に計上した111.6十億ドルから19.5%減少し、89.8十億ドルとなった。この減少は、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。その結果として、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2020年度の輸入額は、それぞれ、2019年度の37.4十億ドル、40.6十億ドル、13.4十億ドル及び19.3十億ドルから、20.5%、11.0%、42.9%及び19.8%減少し、29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルとなった。

PSAのデータによると、2021年度の総輸入額は、2020年度に計上した89.8十億ドルから30.1%増加し、116.9十億ドルとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていたことによるもので、これによって、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2021年度の輸入額は、それぞれ、2020年度の29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルから、19.2%、32.7%、78.5%及び22.1%増加し、35.5十億ドル、48.0十億ドル、13.6十億ドル及び18.9十億ドルを計上した。

PSAの暫定データによると、2022年度の総輸入額は、2021年度に計上した116.9十億ドルから17.4%増加し、137.2十億ドルとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていたことによるもので、これによって、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2022年度の輸入額は、それぞれ、2021年度の35.5十億ドル、48.0十億ドル、13.6十億ドル及び18.9十億ドルから、6.7%、9.2%、74.6%及び18.6%増加し、37.8十億ドル、52.4十億ドル、23.8十億ドル及び22.4十億ドルを計上した。

対日本貿易における直近の大きな展開

日本は、2022年度においてフィリピンとの総輸出入額約23.5十億米ドルを計上し、総輸出入の10.9%を占め、フィリピンの主要な貿易相手国であり続けている。日本への総輸出額は11.1十億米ドル、輸入額は12.4十億米ドルを計上した。

サービス貿易

下表は、記載された期間について部門別の共和国のサービス貿易を示している。

	サービス貿易				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(1)	2022年度(2)
	(単位：百万ドル)				
サービス合計	11,608	13,039	13,866	14,039	15,631
輸出	38,397	41,264	31,822	33,570	41,070
輸入	26,789	28,225	17,956	19,531	25,439
他社が所有する有形の物品にかかる製造サービス	4,140	4,339	4,152	5,033	5,379
輸出	4,140	4,339	4,152	5,033	5,379
輸入	-	-	-	-	-
メンテナンス修理サービス	(54)	(61)	(11)	(8)	(70)
輸出	83	110	59	42	112
輸入	136	171	70	50	181
輸送	(2,653)	(2,280)	(2,525)	(3,493)	(3,988)
輸出	2,703	2,883	1,669	1,568	2,694
輸入	5,356	5,164	4,194	5,060	6,682
うち旅客	865	787	460	163	494
輸出	1,475	1,674	708	353	1,065
輸入	611	887	248	190	571
うち貨物運送	(3,434)	(3,046)	(3,132)	(3,989)	(4,985)
輸出	764	763	564	672	758
輸入	4,197	3,809	3,696	4,661	5,743
うちその他	(84)	(282)	147	333	504
輸出	464	446	396	542	872
輸入	548	468	249	209	368
旅行	(3,623)	(2,257)	(2,298)	(2,661)	(744)
輸出	8,240	9,781	1,791	600	4,174
輸入	11,863	12,038	4,088	3,262	4,918
建設サービス	(12)	(5)	(11)	41	16
輸出	61	66	85	88	74
輸入	73	71	97	47	57
保険・年金サービス	(1,379)	(1,554)	(1,314)	(1,749)	(1,895)
輸出	86	90	75	101	99
輸入	1,465	1,644	1,389	1,850	1,994
金融サービス	(287)	(539)	(453)	(211)	(931)
輸出	279	232	90	194	249
輸入	566	772	543	405	1,179
知的財産権使用料	(873)	(805)	(504)	(590)	(539)
輸出	44	28	15	33	12
輸入	917	833	519	623	551
通信・コンピュータ・情報サービス	4,949	4,766	4,414	4,179	4,591
輸出	5,940	6,098	5,930	6,300	6,673
輸入	991	1,332	1,515	2,121	2,082
その他業務サービス	12,025	11,981	12,815	13,986	14,188
輸出	16,653	17,456	17,798	19,478	21,456
輸入	4,628	5,475	4,983	5,492	7,268
個人・文化・レクリエーションサービス	(125)	(26)	(18)	(103)	(28)
輸出	149	161	136	112	127
輸入	274	187	154	214	155
政府サービス	(499)	(520)	(381)	(385)	(351)
輸出	19	19	22	22	21
輸入	518	539	403	407	372

注：

(1) 暫定値。

(2) 修正値。

出典：バンク・セントラル

2018年度のサービス貿易収支は、2017年度に計上した8.7十億ドルの黒字から33.5%増加し、11.6十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、その他業務サービスが堅調であったこと、及び旅行サービスの赤字の減少に主に起因する。2018年度のその他の業務サービスの黒字は、2017年度に計上した10.6十億ドルから13.5%増加して、12.0十億ドルを計上した。この黒字の増加は、旅行サービスの赤字が減少し、2017年度の4.9十億ドルの赤字に対して2018年度は3.6十億ドルの赤字を計上したことにも起因する。これらの要素は、2018年度の知的財産権使用料の赤字が、2017年度に計上した734百万ドルから18.9%増加して、873百万ドルを計上したことによって部分的に相殺された。

2019年度におけるサービス貿易収支は、2018年度に計上した11.6十億ドルから12.3%増加し、13.0十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、2019年度の旅行サービスの赤字が、2018年度の3.6十億ドルから38.4%減少し、2.2十億ドルを計上したこと、及び2019年度の輸送サービスの赤字が2018年度の2.7十億ドルから16.6%減少し、2.2十億ドルを計上したことにより主に起因する。これは、2019年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2018年度の4.9十億ドルから1.4%減少して、4.8十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

2020年度におけるサービス貿易収支は、2019年度に計上した13.0十億ドルの黒字から6.3%増加し、13.9十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に2020年度のその他業務サービスの黒字が2019年度の12.0十億ドルから7.0%増加し、12.8十億ドルを計上したこと、及び2020年度の保険・年金サービスの赤字が2019年度の1.6十億ドルから15.4%減少し、1.3十億ドルを計上したことにより主に起因する。これらは、2020年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2019年度の4.8十億ドルから7.4%減少して、4.4十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

修正値によると、2021年度におけるサービス貿易収支は、2020年度に計上した13.9十億ドルの黒字から1.2%増加し、14.0十億ドルの黒字を計上した。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度のその他業務サービスの黒字は、2020年度の12.8十億ドルから9.1%増加した14.0十億ドルを計上し、2021年度の有形の物品にかかる製造サービスの黒字は、2020年度の4.2十億ドルから21.2%増加して、5.0十億ドルを計上した。

暫定値によると、2022年度におけるサービス貿易収支は、2021年度に計上した14.0十億ドルの黒字から11.3%増加し、15.6十億ドルの黒字を計上した。これによって、2022年度の旅行サービスの赤字は、2021年度の2.7十億ドルから72.0%減少し、0.7十億ドルとなり、2022年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字は、2021年度の4.2十億ドルから9.9%増加し、4.6十億ドルを計上した。これらの要因は、2022年度の輸送サービスの赤字が、2021年度の3.5十億ドルから14.2%増加し、4.0十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

[次へ](#)

第一次所得

下表は、当該年度における共和国の第一次所得を記載したものである。

	第一次所得				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(1)	2022年度(2)
	(単位：百万ドル)				
第一次所得合計	3,669	5,276	4,101	3,323	5,403
収入額	11,999	13,402	11,594	11,832	13,314
支出額	8,330	8,125	7,492	8,509	7,911
雇用者報酬	8,130	8,685	8,413	8,662	8,878
収入額	8,288	8,827	8,549	8,825	9,067
支出額	158	142	136	163	189
投資収益	(4,461)	(3,409)	(4,311)	(5,339)	(3,475)
収入額	3,711	4,575	3,045	3,007	4,247
支出額	8,172	7,894	7,356	8,346	7,723
直接投資収益	(3,619)	(2,740)	(3,076)	(4,123)	(2,884)
収入額	1,471	2,033	1,218	872	1,403
支出額	5,090	4,773	4,293	4,995	4,286
配当金	(3,994)	(3,410)	(3,476)	(4,647)	(2,655)
収入額	379	565	362	234	182
支出額	4,373	3,975	3,838	4,881	2,837
配当金・支店からの収益	(3,170)	(2,379)	(2,682)	(3,530)	(1,494)
収入額	306	464	212	253	181
支出額	3,476	2,843	2,894	3,784	1,675
再投資収益	(824)	(1,031)	(794)	(1,117)	(1,161)
収入額	73	101	150	(20)	0
支出額	897	1,132	944	1,097	1,162
利子	375	670	400	524	(228)
収入額	1,092	1,468	855	639	1,221
支出額	717	798	455	115	1,449
証券投資収益	(2,041)	(2,004)	(1,962)	(2,264)	(2,387)
収入額	427	377	456	693	389
支出額	2,469	2,380	2,417	2,957	2,776
配当金	(1,003)	(985)	(825)	(846)	(901)
収入額	11	1	10	6	1
支出額	1,014	986	835	852	902
配当金(投資ファンド持分を除く。)	(1,003)	(985)	(825)	(846)	(901)
収入額	11	1	10	6	1
支出額	1,014	986	835	852	902
債券利子	(1,038)	(1,019)	(1,136)	(1,418)	(1,486)
収入額	416	375	446	687	388
支出額	1,455	1,394	1,582	2,105	1,874
短期(短期債)	(12)	(5)	(84)	(385)	(276)
収入額	9	8	118	133	12
支出額	21	12	202	518	288
長期(中長期債)	(1,026)	(1,014)	(1,052)	(1,033)	(1,210)
収入額	408	367	328	555	376
支出額	1,434	1,381	1,380	1,587	1,586
中央銀行	(18)	(13)	(12)	(12)	(10)
中央銀行以外の預金	(65)	(143)	(143)	(145)	(161)
取扱機関					
一般政府	(1,128)	(1,100)	(1,073)	(1,261)	(1,190)

その他部門	185	242	176	384	151
収入額	408	367	328	555	376
支出額	223	125	152	171	226
その他投資収益	(15)	(192)	(381)	(258)	45
収入額	598	639	264	135	705
支出額	613	831	645	393	660
中央銀行	(10)	(12)	(4)	(1)	(28)
収入額	0	0	0	0	0
支出額	10	12	4	1	28
中央銀行以外の預金取扱機関	283	275	105	60	365
収入額	379	420	196	115	447
支出額	96	145	91	55	82
一般政府	(347)	(467)	(374)	(210)	(440)
その他部門	59	12	(108)	(107)	147
収入額	219	219	69	21	258
支出額	160	207	176	127	111

注：

- (1) 修正値。
- (2) 暫定値。

出典：バンコ・セントラル

2018年度の第一次所得収支は、2017年度の3.2十億ドルの黒字から13.7%増の3.7十億ドルの黒字を計上した。黒字の増加は主に、2018年度の雇用者報酬収支が2017年度の7.8十億ドルの黒字から4.6%増の8.1十億ドルの黒字へと増加したことに起因する。2018年度の証券投資による第一次所得の赤字も、2017年度の2.2十億ドルの赤字から2.0十億ドルの赤字へと7.6%縮小した。

2019年度の第一次所得収支は、2018年度の3.7十億ドルの黒字から43.8%増の5.3十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の投資収益の支払純額が2018年度の4.5十億ドルから3.4十億ドルへと23.6%減少したこと、及び2019年度の雇用者報酬収支が2018年度の8.1十億ドルの黒字から6.8%増の8.7十億ドルの黒字へと増加したことに起因する。これらの増加は、2019年度の支払利息額の赤字が、2018年度の0.4ドルの赤字から0.7ドルの赤字へと増加したことにより一部相殺された。

2020年度の第一次所得収支は、2019年度の5.3十億ドルの黒字から22.3%減の4.1十億ドルの黒字を計上した。黒字の減少は主に、世界中で進行している新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響並びにそれに伴う国内封鎖、国境管理、観光事業の縮小、貿易及び製造業の中断並びに金融市場が煽りをうけたことに起因する。これにより、雇用者報酬収支は、2019年度の8.7十億ドルから2020年度の8.4十億ドルの黒字へと2.9%縮小し、投資収益、直接投資及び株式及び投資ファンド持分の赤字が、2019年度の3.4十億ドル、2.7十億ドル及び3.4十億ドルの赤字から、2020年度にそれぞれ4.3十億ドル、3.1十億ドル、3.5十億ドルの赤字に、26.5%、12.3%及び1.9%それぞれ増加した。これらの影響は、証券投資の赤字が2019年度の2.0十億ドルの赤字に対して、2020年度には2.0十億ドルの赤字に2.1%減少したことにより一部相殺された。

修正値によると、2021年度の第一次所得収支は3.3十億ドルの黒字で、2020年度の黒字4.1十億ドルから19.0%減少した。黒字が減少した理由は、主として株式及び投資ファンド持分の収益についての支払が2020年度の3.8十億ドルから2021年度は4.9十億ドルへと27.2%増加したことである。

暫定値によると、2022年度の第一次所得収支は5.4十億ドルの黒字で、2021年度の黒字3.3十億ドルから62.6%増加した。黒字が増加した理由は、主として2021年度に対して、第一次所得の支払が7.0%減少して7.9十億ドルとなり、第一次所得の受取が12.5%増加して13.3十億ドルとなったことの複合的な影響によるものであった。

第二次所得

下表は、当該年度における共和国の第二次所得を記載したものである。

	第二次所得				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾	2022年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)				
第二次所得合計	26,818	27,949	27,386	29,501	30,526
収入額	27,607	28,746	28,240	30,452	31,310
支出額	788	797	854	950	783
一般政府	554	846	631	720	647
収入額	583	883	671	760	689
支出額	29	37	39	39	42
金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体	26,264	27,103	26,754	28,781	29,879
受取	27,024	27,863	27,569	29,692	30,620
支払	759	760	815	911	741
個人間移転	25,421	26,256	26,259	27,767	28,873
収入額	25,521	26,341	26,334	27,860	28,982
支出額	100	84	75	93	109
その他移転	844	846	496	1,014	1,007
受取	1,502	1,523	1,236	1,832	1,639
支払	659	676	740	818	632

出典：パンコ・セントラル

注：

(1) 修正値。

(2) 暫定値。

2018年度の第二次所得収支は、2017年度の26.2十億ドルの黒字から2.6%増の26.8十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2018年度の個人間移転収支として、2017年度の24.8十億ドルの黒字から2.5%増の25.4十億ドルの黒字を計上したこと、並びに2018年度の金融会社・非金融会社及び家計収支として2017年度の25.6十億ドルの黒字から2.8%増の26.3十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2018年度の一般政府収支が、2017年度の569百万ドルの黒字から3.2%減少して550百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2019年度の第二次所得収支は、2018年度の26.8十億ドルの黒字から3.3%増の27.7十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の個人間移転収支として、2018年度の25.4十億ドルの黒字から3.3%増の26.3十億ドルの黒字を計上したこと、及び2019年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支として2018年度の26.3十億ドルの黒字から3.2%増の27.1十億ドルの黒字を計上したことによる。

2020年度の第二次所得収支は、2019年度の28.0十億ドルの黒字から2.0%減の27.4十億ドルの黒字であった。黒字の減少は、主として2020年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支の黒字及びその他移転の黒字が、2019年度の27.1十億ドル及び846百万ドルから1.3%及び42.0%減の26.8十億ドル及び491百万ドルへとそれぞれ減少したことによる。

修正値によると、2021年度の第二次所得収支は、2020年度の27.4十億ドルから7.7%増加して29.5十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、もっぱら、主にフィリピンの在外労働者からの送金収入で構成される個人送金が2020年度の26.3十億ドルから2021年度には27.8十億ドルに5.7%増加したことによるものである。

暫定値によると、2022年度の第二次所得収支は30.5十億ドルの黒字で、2021年度の黒字29.5十億ドルから3.5%増加した。黒字が増加した理由は、主として金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支として、2021年度の28.8十億ドルから、2022年度には29.9十億ドルへと3.3%増加したことによるものである。

金融収支

金融収支は、直接投資、証券投資、金融派生商品投資、その他投資の4つに分類されている。

下表は、当該年度における共和国の直接投資を記載したものである。

	直接投資				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
直接投資合計	(5,833)	(5,320)	(3,260)	(9,732)	(5,300)
金融資産の純増	4,116	3,351	3,562	2,251	3,900
直接投資企業への直接投資家	1,029	926	125	285	555
実行	1,123	1,103	248	501	740
回収	94	178	123	216	185
収益の再投資	73	101	150	(20)	0
債券	3,014	2,325	3,287	1,986	3,344
直接投資企業への直接投資家	7	418	22	401	117
直接投資家への直接投資企業	3,007	1,907	3,265	1,584	3,228
負債の純増	9,949	8,671	6,822	11,983	9,200
株式・投資ファンド持分	3,242	3,427	2,651	4,476	2,867
直接投資企業への直接投資家	2,346	2,295	1,706	3,339	1,706
実行	2,935	3,002	2,099	3,934	1,949
回収	590	706	392	555	243
収益の再投資	897	1,132	944	1,097	1,162
債券	6,706	5,244	4,172	7,507	6,333
直接投資企業への直接投資家	6,367	4,500	3,868	7,333	6,102
直接投資家への直接投資企業	339	744	304	174	231

出典：パンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

下表は、記載された年度における共和国の証券投資を記載したものである。

	証券投資				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾	2022年度 ⁽²⁾
	(単位：百万ドル)				
証券投資	1,448	(2,474)	(1,680)	10,327	1,178
金融資産の純増	4,740	2,402	6,567	7,809	(203)
株式	85	702	1,014	1,786	(609)
中央銀行	0	0	0	0	0
中央銀行以外の預金取扱機関	(42)	81	2	(35)	(3)
その他部門	127	622	1,012	1,821	(605)
債券	4,655	1,700	5,553	6,023	405
中央銀行	(5)	95	1,378	3,414	97
中央銀行以外の預金取扱機関	3,190	1,983	1,985	(1,414)	(654)
その他部門	1,471	(379)	2,190	4,024	962
負債の純増	3,292	4,876	8,246	(2,428)	975
株式・投資ファンド持分	(1,031)	1,764	(2,541)	975	(488)
中央銀行以外の預金取扱機関	(487)	(99)	(739)	803	645
その他部門	(544)	1,863	(1,802)	(1,788)	(1,133)
債券	4,324	3,112	10,787	(1,452)	1,463
中央銀行	1	(6)	(24)	(7)	(8)
中央銀行以外の預金取扱機関	1,491	1,304	424	(1,069)	(156)
一般政府	3,111	600	6,094	225	2,945
その他部門	(280)	1,214	4,294	(601)	(1,630)

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 修正値。

(2) 暫定値。

2017年から2022年3月31日まで、政府は、非居住者との間でヘッジ又は投機目的によるデリバティブ取引を実行しなかった。しかしながら、バンコ・セントラルは、リスク管理及び利回りの向上のために、オプション、先物及びスワップ等のデリバティブ派生商品取引を時に応じて実行している。

下表は、当該年度における共和国のその他投資を記載したものである。

	その他投資				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
その他投資合計	(4,894)	(67)	(1,767)	(6,717)	(6,039)
金融資産の純増	(654)	2,417	3,953	649	(803)
現預金	(1,430)	1,019	2,673	(631)	(360)
中央銀行以外の預金取扱機関	(891)	787	1,240	184	(628)
その他部門	(539)	232	1,433	(815)	267
貸付	425	1,210	1,174	1,165	(525)
中央銀行以外の預金取扱機関	425	1,210	1,174	1,165	(525)
貿易信用・前払 ⁽²⁾	344	188	118	141	94
その他資産	7	0	(12)	(26)	(12)
負債の純増	4,240	2,484	5,720	7,636	5,235
現預金	121	169	(333)	380	263
借入	3,560	2,111	6,462	4,421	4,548
中央銀行以外の預金取扱機関	1,722	267	(3,260)	(1,166)	263

長期	-	-	-	-	-
短期	1,722	267	(3,260)	(1,166)	263
一般政府	873	1,463	7,334	4,450	3,703
長期引出	2,065	2,627	8,517	5,642	4,741
長期返済	1,192	1,164	1,182	1,192	1,038
その他部門	965	382	2,387	1,137	582
長期	687	263	1,932	704	875
引出	3,049	2,219	3,507	2,602	2,660
返済	2,363	1,956	1,576	1,898	1,785
短期	278	118	456	432	(292)
貿易信用・前払	720	117	(787)	265	551
その他負債(その他)	(162)	87	378	(202)	(126)

出典：パンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
(2) すべての貿易信用は、非政府部門に係る短期債権である。

2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額に対し、9.3十億ドルの純流入額を計上した。かかる変動は主に、その他投資が2017年度では1.8十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2018年度では4.9十億ドルの純流入額を計上したことによる。また、2018年度の証券投資収支の純流出額が、2017年度の2.5十億ドルから1.4十億ドルへと44.0%減少した。これらは、直接投資収支の純流入額が、2017年度では7.0十億ドルを計上したのに対し、2018年度では15.4%減の5.8十億ドルを計上したことにより一部相殺された。

2019年度の金融収支は、2018年度の9.3十億ドルの純流入額から13.9%減少して8.0十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、2019年度の直接投資の流入額が、2018年度の5.8十億ドルから8.8%減少して5.3十億ドルとなったこと、及びその他投資が2018年度では4.9十億ドルの流入額であったのに対し、2019年度では67.0百万ドルへと減少したことによる。これらは、2019年度の証券投資が2018年度の1.4十億ドルの流出額から2.5十億ドルの流入額へと反転したことにより一部相殺された。かかる反転は主に、2019年度の金融資産の純増が、2018年度の4.7十億ドルから49.3%減少して2.4十億ドルとなったこと、及び2019年度の負債の純増が、2018年度の3.3十億ドルから48.1%増加して4.9十億ドルとなったことに起因する。

2020年度の金融収支は、2019年度の8.0十億ドルの純流入額から14.0%減少して6.9十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、金融資産の純増が7.3十億ドルから80.1%増の13.1十億ドルとなったことによるものである。かかる影響は、その他投資において2019年度における67.0百万ドルの流入額から2020年度には2.0十億ドルの流出額に転じたことにより一部相殺された。

修正値によると、2021年度の金融収支は6.4十億ドルとなり、2020年度に計上した水準の6.9十億ドルから概ね変わらなかった。これは、主に直接投資の純流入額は2020年度の3.3十億ドルから2021年度の9.7十億ドルに198.5%増加し、その他投資の純流入額は2020年度の1.8十億ドルから2021年度の7.0十億ドルへと295.5%増加したことによる。かかる影響は、証券投資が2020年度の1.7十億ドルの流入額から2021年度には10.2十億ドルの純流出額に転じたことにより一部相殺された。

暫定値によると、2022年度の金融収支は12.6十億ドルの純流出となり、2021年度の純流入額の6.4十億ドルから95.3%増加した。これは、主に証券投資収支が純流出から純流入に転じたことによる。同様に、直接投資及びその他投資収支は、年間では減少したものの、引き続き純流入であった。

直接投資

暫定値によると、2022年度の直接投資収支は、2021年度の9.7十億ドルの純流入額から45.5%減少して5.3十億ドルとなった。かかる減少は、外国直接投資が12.0十億ドルから23.2%減少して9.2十億ドルとなったことと、住民の外国直接投資が2.3十億ドルから73.2%増加して3.9十億ドルとなったことによるものである。特に、外国直接投資の純流入額の減少は、主に非居住者の自己資本への純投資額が4.5十億ドルから2.9十億ドルへと35.9%減少し、負債性資本が7.5十億ドルから6.3十億ドルへと15.6%減少したことによるものである。

証券投資

暫定値によると、2022年度の証券投資収支は1.2十億ドルの純流入額で、前年度の10.2十億ドルの純流出額から反転した。これは主に、住民の外国証券投資が7.8十億ドルの純流出から203百万ドルの純流入に反転したことによるものである。かかる反転は、住民の対外債務証券への純投資が減少したこと起因しており、特にBSPが3.4十億ドルから97百万ドルに、その他セクターが4.0十億ドルから962百万ドルに減少した。さらに、外国直接投資は、非居住者のNG発行債務証券への純投資額が225百万ドルから2.9十億ドルに増加したことに伴い、2022年度には前年の2.4十億ドルの純流出額から975百万ドルの純流入額となった。

その他投資

暫定値によると、2022年度のその他投資収支は、6.0十億ドルの純流入となり、2021年度の7.0十億ドルの純流入額を13.6%下回った。これは、負債の純流入額が2021年度の7.6十億ドルから5.2十億ドルの純流入額へと31.4%減少したことに加え、金融資産の取得額が2021年度の649百万ドルの純流出額から803百万ドルの純流入額に転じたことによる。

外国直接投資

国内のマクロ経済政策及び構造改革は、フィリピンに対する外国投資の投資フローに大幅な影響を及ぼした。1991年外国投資法（その後の修正を含む。）（以下「外国投資法」という。）は、フィリピンへの投資環境をさらに改善した。同法は、憲法又は適用法上外国資本の投資・所有の規制が適用される、ネガティブリストに記載された特定の分野を除き、フィリピン企業に対する外国資本の100%参入を認めている。ネガティブリストは、外国資本の投資・所有が憲法及び特別法により規制又は禁止されている分野の一覧であるリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野の一覧であるリストBの2種類のリストから構成されている。

外国投資法第8条に基づき、特別法の変更を反映するためにリストAのネガティブリストを何時でも修正すること、及び2年に1度以下の頻度でリストBのネガティブリストを変更することが認められており、それぞれ大統領告示により発布される。2022年6月27日、行政命令第175号（2022年）に基づき、第12次通常外国資本ネガティブリストが発布された。下表は、第11次通常外国投資ネガティブリスト上、外国資本の投資・所有が規制されている分野の概要を示したものである。

リストA：外国資本による投資・所有が憲法及び特別法により規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野⁽¹⁾

- ・ 共和国法第9184号の施行規則・規制の第23.4.2.1条(b)、(c)及び(e)項に従うことを条件とする、一定のインフラ・プロジェクトの達成
- ・ 天然資源の探査、開発、利用⁽²⁾
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の管理、運営。但し、発電及び競合可能市場への電力供給並びに公共事業の定義に含まれていない類似事業又はサービスを除く。⁽³⁾⁽⁴⁾
- ・ 教育機関の所有、設立、運営。但し、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は1982年教育法第20条に定義される正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。⁽⁵⁾
- ・ コメ、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びにコメ、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他⁽⁶⁾
- ・ GOCCへの材料、商品供給契約
- ・ 深海漁船の運営
- ・ ラジオ通信網
- ・ コンドミニアムユニットの所有

外国資本が30%以下に制限されている分野

- ・ 広告業

外国資本が25%以下に制限されている分野

- ・ 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない。）
- ・ 防衛関連施設の建設契約

リストB：安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野

- ・ PNPの許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。但し、ウェルネス施設を除く。
- ・ すべての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれている事業を除く。
- ・ 払込資本金額20万ドル未満の国内市場向け零細及び小規模企業
- ・ (i)科学技術省によって決定された先端技術を有するか、(ii)貿易産業省、情報通信技術省若しくは科学技術省によってスタートアップ若しくはスタートアップ・イネーブラーとして承認されているか、又は(iii)従業員の過半数がフィリピン人（15人以上）である、払込資本金額10万ドル未満の国内市場向け零細及び小規模企業

注：

- (1) 共和国法第10881号により改正後の貸付会社規制法（共和国法第9474号）に基づき、フィリピン証券取引委員会（以下「フィリピンSEC」という。）の規制下にある貸付業者の場合、外国資本100%以下の参入が認められている。フィリピンSECの規制下にある金融会社及び投資関連会社の場合、共和国法第10881号により改正後の金融会社法（共和国法第8556号）及び共和国法第10881号により改正後の投資関連会社法、大統領令第129号に基づき、外国資本100%以下の参入が認められている。
- (2) フィリピン大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可。
- (3) 公益事業会社の統治機関への外国投資家の参入は、その資本持分に比例した割合に限定されている。また、当該会社又は団体の執行役員及び経営陣は全員、フィリピン国民でなければならない。
- (4) 共和国法第11659号は、「公益事業」を、(i)配電、(ii)送電、(iii)石油及び石油製品パイプライン伝送装置、(iv)配水管路システム及び下水道管路システムを含む排水管路システム、(v)海港及び(vi)公益事業ビークルのいずれかの公共利用のために運営、管理又は統制する公共サービスと定義する目的で、公共サービス法の改正を行った。上記の部門をすべて公共利用のために運営、管理又は統制するすべての免許保有者、合併事業及びその他の類似の事業体は、同様に公共事業として取り扱われる。発電及び競合可能市場への電力供給は、公益事業には該当しない。
- (5) 教育機関の管理責任は、フィリピン国民が負うものとする。
- (6) 操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外国資本100%参入可。

下表は、第11次通常外国投資ネガティブリストに基づき外国資本による投資・所有が禁止されている分野の概要である。

リストA：外国資本の参入が憲法及び特別法により禁止されている分野

- ・ レコーディングを除くマスメディア
- ・ 専門職：放射能・レントゲン技師、犯罪捜査、弁護士及び船舶甲板官並びに船舶エンジン官を含む。相互利益を伴いかつ法人活動が認められている、フィリピン国内で外国人が従事可能な専門職一覧表に従うものとする⁽¹⁾
- ・ 払込資本金額が250万ドル未満の小売業⁽²⁾
- ・ 協同組合
- ・ 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営、経営
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 生物・化学・放射線兵器及び対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 爆竹その他花火製品の製造

注：

(1) 専門科目（政府関係委員会内又は司法試験を含む。）以外の教科である場合、外国人が高等教育機関で教職に就くことも可能である。

(2) (a)払込資本が250万ドル以上である（但し、1店舗の設立資金が83万ドル以上とする。）、又は(b)高級品若しくは贅沢品を専門とする（但し、1店舗当たりの払込資本が25万ドル以上とする。）小売業者については、外国資本100%参入可。

(3) 国内投資も禁止されている。

2000年3月、小売自由化法が制定された。同法は、国内産業及び外国競業会社間の効率化及び競争を促進すること、並びに消費者に向上したサービス及び低価格を提供することを目的としている。同法の制定前までは、フィリピン国内の小売業者の所有は、フィリピン人及びフィリピン人が完全所有する法人に限定されていた。同法は2022年1月に改正された。改正法の下では、外国人は外資系パートナーシップ、団体、法人は小売業に従事したり、投資したりすることができる。但し、最低払込資本金が25百万ペソであること、原産国はフィリピンの小売業者の参入を禁止しないこと、複数の実店舗を通じた小売業に従事している場合には、店舗当たり最低投資額が10百万ペソであることを条件とする。

フィリピンの投資委員会は、投資政策及び手続に関して官公庁及び地方政府と調整し、特定の産業に対して特別な投資優遇措置を付与することによって特定の経済分野を推進する年次投資優先計画を策定及び管理する。2020年5月、投資委員会は、同委員会が作成した2020年版投資優先計画（以下「2020年版IPP」という。）を、同計画の承認を受けるために当時のドゥテルテ大統領に提出した。2020年版IPPは、新型コロナウイルス感染症関連の必需品及び個人用保護具の製造等新型コロナウイルス感染症の感染拡大の緩和に向けた諸活動のほか、CREATE法の施行への移行を定め、農村地域の開発に向けた投資優遇措置（所得税免除期間及び資本設備の輸入にかかる税の免除を含む。）を組み込む。これを受けて、2022年3月に、投資委員会は2022年版戦略的投資優先計画（以下「2022年版SIPP」という。）案を当時のドゥテルテ大統領に提出し、承認を得た。2022年版SIPPは、2020年版IPPに基づいており、貿易産業省のフィリピン開発計画2017-2022年版、包括的イノベーション産業戦略、科学技術省のPagtanaw 2050年版プログラムに沿ったものである。2020年版IPPに基づく活動を含む税制上の優遇措置の対象となる投資には、グリーン・エコシステムの開発等、より競争力のある経済を構築し、フィリピンの産業バリューチェーンを促進するための活動や、技術研究開発投資等がある。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を産業別に記載したものである。

セクター名	産業別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ⁽²⁾
	（単位：百万ドル）				
株式資本（再投資以外）（純額）	2,345.6	2,295.2	1,706.3	3,379.4	1,705.7
農林水産業	0.9	0.4	0.0	0.4	3.7
鉱業及び採石業	5.0	1.4	0.6	6.0	5.0
製造業	1,094.9	303.2	754.0	550.6	752.6

電気、ガス、蒸気、空調供給	199.2	307.3	(38.3)	2,042.3	51.5
上下水道、廃棄物管理・浄化業	0.4	5.8	4.7	(8.5)	0.0
建設	42.7	66.0	99.8	51.5	161.5
卸売・小売業、自動車・オートバイの修理	(18.0)	(180.7)	93.4	16.2	61.0
輸送・貯蔵	11.2	104.8	102.9	72.6	30.5
宿泊・外食サービス業	6.7	20.6	7.8	10.2	16.6
情報通信	15.9	357.1	130.0	56.5	171.5
金融・保険業	454.2	949.7	230.5	362.2	211.9
不動産業	294.2	250.4	187.9	137.1	181.6
専門職、科学技術	15.0	8.1	24.4	48.1	30.7
事務管理サポート業	22.1	59.5	90.7	15.3	12.7
行政、防衛、強制社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育	0.3	1.5	0.8	7.3	1.0
保健、ソーシャルワーク	2.0	32.2	14.3	8.0	4.8
芸術、娯楽、レクリエーション	198.4	9.1	2.8	3.3	0.9
その他のサービス業	0.5	(1.0)	0.1	0.3	8.2
未分類 ⁽³⁾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	896.6	1,132.0	944.2	1,097.1	1,161.6
負債性資本	6,706.4	5,244.2	4,171.6	7,506.9	6,332.7
合計	9,948.6	8,671.4	6,822.1	11,983.4	9,199.9

- 注：
- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除した上で、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 暫定値。
- (3) 非居住者によるクロスボーダー取引調査を出典とするノンバンクへの投資及び地方銀行への投資を対象としている。セクター別又は産業別の内訳統計データは作成されていない。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を国別に記載したものである。

国別	国別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ⁽²⁾
	（単位：百万ドル）				
株式資本（収益の再投資を除く）（純額）	2,345.6	2,295.2	1,706.3	3,379.4	1,705.7
日本	85.6	304.7	720.5	597.3	598.0
北米 ⁽³⁾	177.3	292.8	158.6	143.3	242.5
英国	43.2	9.1	43.3	17.0	26.0
欧州連合 ⁽⁴⁾	313.2	351.5	277.4	(121.5)	26.6
その他の欧州 ⁽⁵⁾	6.8	22.0	4.5	6.8	48.3
アジア ⁽⁶⁾	210.4	283.6	70.6	18.6	54.3
アジア新興工業経済地域（ANIES） ⁽⁷⁾	490.3	288.2	98.2	126.4	66.5
ASEAN ⁽⁸⁾	1,070.2	662.2	295.8	2,582.0	610.5
オーストラリア及びニュージーランド	(105.9)	(1.9)	(3.8)	(7.6)	5.8
中南米 ⁽⁹⁾	37.5	5.6	2.8	2.5	12.7
その他	17.2	77.4	37.2	14.3	13.5
国際機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資 ⁽¹⁰⁾	896.6	1,132.0	944.2	1,097.1	1,161.6
負債性資本 ⁽¹⁰⁾	6,706.4	5,244.2	4,171.6	7,506.9	6,332.7
合計	9,948.6	8,671.4	6,822.1	11,983.4	9,199.9

- 注：
- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除の上、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 暫定値。
- (3) 米国及びカナダを含む。

- (4) 英国は2021年1月1日付で欧州連合を離脱した。年度間の比較を可能にするため、2021年1月1日より前のデータは、英国の欧州連合からの離脱を反映して修正された。
- (5) アルバニア、ベラルーシ、クロアチア、ジブラルタル、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ルーマニア、ロシア連邦、イス及びウクライナを含む。
- (6) 中国、インド、パキスタン、東南アジア、中央アジア及び西アジアを含む（韓国、香港、台湾及びASEAN諸国を除く。）。
- (7) 韓国、香港及び台湾を含む。
- (8) ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムを含む。
- (9) アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、パナマ及びその他の中南米諸国を含む。
- (10) 負債性資本の国別データは作成されていない。

2018年度の外国直接投資の純流入額は9.8十億ドルであり、これは2017年度の10.3十億ドルから3.0%減であった。純流入額の減少は、主に製造業及び電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額の減少によるものである。2018年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純流入額は、2017年度の1.4十億ドルから減少して199.2百万ドルとなった。かかる減少は、負債性資本、並びに芸術、娯楽及びレクリエーションの純流入額が増加したことにより一部相殺された。2018年度の負債性資本の純流入額は、2017年度の6十億ドルから11.8%増の6.7十億ドルとなり、また2018年度の芸術、娯楽、レクリエーションの純流入額は2017年度の27.9百万ドルから198.4百万ドルへと大幅に増加した。

2018年度における外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2017年度の3.4十億ドルから2.3十億ドルへと減少した。かかる減少は、主に2018年度の欧州からの純流入額が2017年度の1.8十億ドルから313.2百万ドルへと減少したこと、並びに2018年度の米国及びカナダからの純流入額が2017年度の467.7百万ドルから177.3百万ドルへと減少したことによるものである。これらの減少は、2018年度の日本からの純流入額が2017年度の72.1百万ドルから85.6百万ドルへと増加したこと、及び2018年度のASEANからの純流入額が2017年度の725.5百万ドルから1.1十億ドルへと増加したことにより一部相殺された。2018年度の共和国における収益の再投資は3.9%増加し、2018年度の海外における負債性資本の投資実行は11.8%増加した。

2019年度の外国直接投資の純流入額は、2018年度の9.9十億ドルから12.8%減少して8.7十億ドルであった。純流入額の減少は主に、負債性資本が2018年度の6.7十億ドルから2019年度の5.2十億ドルへと減少したことによるものである。2019年度の製造業の投資純額は、2018年度の1.1十億ドルの純流入額から減少して303.2百万ドルの純流入額となった。かかる減少は、2019年度の金融・保険業の純流入額が、2018年度の454.2百万ドルから949.7百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。

2019年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2018年度とほぼ同じ2.3十億ドルであった。外国直接投資は、主としてASEAN諸国及び中国及び香港からの純流入額が2018年度の1.1十億ドル及び471.1百万ドルから2019年度には662.2百万ドル及び326.2百万ドルへとそれぞれ減少した結果、減少した。これらは、欧州連合及び米国からの純流入額が2018年度の313.2百万ドルと184.6百万ドルから2019年度には351.5百万ドルと296百万ドルへとそれぞれ増加したことにより一部相殺された。

2020年度の外国直接投資の純流入額は、2019年度の8.7十億ドルから21.3%減少して6.8十億ドルであった。純流入額の減少は主に、2020年度の負債性資本純額が、2019年度の5.2十億ドルから4.2十億ドルに減少したこと、及び2020年度の株式投資純額（収益の再投資を除く。）が、2019年度の2.3十億ドルから1.7十億ドルへと減少したことによるものである。2020年度の金融・保険業の投資純額が、2019年度の949.7百万ドルの純流入額から230.5百万ドルの純流出額へと減少した一方で、2020年度の製造業の投資純額は、2019年度の303.2百万ドルの純流入額から754.0百万ドルの純流入額へと増加した。

2020年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2019年度の2.3十億ドルから1.7十億ドルへと減少した。外国直接投資の減少は、主に2020年度のシンガポール及び中国からの新規株式投資が、2019年度の545.1百万ドル及び276.4百万ドルの純流入額から、237.1百万ドル及び58.9百万ドルの純流入額にそれぞれ減少したことに起因する。これらは、2020年度の日本からの純流入額が、2019年度の304.7百万ドルから720.5百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。2020年度の共和国における収益の再投資は減少して、2019年度の1.1十億ドルに対して、944.2百万ドルとなった。

2021年度の外国直接投資の純流入額は12.0十億ドルで、2020年度の6.8十億ドルを75.7%上回った。流入額の増加は、主として負債性資本が2020年度の4.2十億ドルから2021年度の7.5十億ドルへと80.0%増加したことによる。電気、ガス、蒸気及び空調供給業への純投資額は、2020年度の38.3百万ドルの純流出額から、2021年度には2.0十億ドルの純流入額に転じた。金融・保険業務への純投資額は、2020年度の230.5百万ドルの純流入額から2021年度

の362.2百万ドルの純流入額へと増加した。これらは、製造活動に対する純投資が2020年度の754.0百万ドルの純流入額から2021年度の550.6百万ドルの純流入額に減少したことにより一部相殺された。

外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2020年度の1.7十億ドルから2021年度には3.4十億ドルに増加した。外国直接投資は、2020年度の295.8百万ドルから2021年度には2.6十億ドルの流入額となり、主としてASEAN諸国からの外国直接投資による新規株式投資が増加した結果増加した。これらは、欧州連合からの純流入額が、2020年度の277.4百万ドルの純流入から2021年度の121.5百万ドルの純流出へと減少したことにより一部相殺された。共和国における収益の再投資は、2020年度の944.2百万ドルに対して、2021年度には1.1十億ドルに増加した。

暫定値によると、2022年度の外国直接投資の純流入額は9.2十億ドルで、2021年度の12.0十億ドルを23.2%下回った。流入額の減少は主に負債性資本の投資純額の減少によるもので、2021年度には7.5十億ドルであったが、2022年度には6.3十億ドルに減少した。外国直接投資が減少したのは、主に電力、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額が2021年度における2.0十億ドルの純流入から2022年度には51.5百万ドルの純流入へと減少したこと、輸送及び保管への投資純額が2021年度における72.6百万ドルの純流入から2022年度の30.5百万ドルの純流入へと減少したことによる。これらは、建設への投資純額が2021年度における51.5百万ドルの純流入から2022年度には161.5百万ドルの純流入へと増加し、不動産活動への投資純額が2021年度における137.1百万ドルの純流入から2022年度の181.6百万ドルの純流入へと増加したことにより一部相殺された。

外国直接投資の純流入に対する新規株式投資の寄与分は、2021年度の3.4十億ドルから2022年度には1.7十億ドルへと減少した。外国直接投資が減少したのは、主にANIES諸国及びシンガポールからの外国直接投資の新規株式投資が減少した結果であり、2021年度のそれぞれ126.4百万ドルと2.5十億ドルの純流入から、2022年度にはそれぞれ66.5百万ドルと491.5百万ドルの純流入へと減少した。これらは、マレーシアからの純流入額が2021年度の18.0百万ドルから2022年度には108.7百万ドルに増加したことにより一部相殺された。共和国における収益の再投資は、2021年度の1.1十億ドルに対し、2022年度には1.2十億ドルに増加した。

[次へ](#)

国際通貨準備高

下表は、IMFの国際金融統計において公表された預金取扱機関調査における改訂された国際収支の枠組み及びIMFの会計取扱いに準拠して編纂された、バンコ・セントラルの総国際通貨準備高を示したものである。

バンコ・セントラルの総国際通貨準備高

12月31日現在

部門	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
(単位：月数及び%を除き、百万ドル)					
IMFにおける準備ポジション ⁽¹⁾	473.8	590.4	813.1	801.6	789.8
金	8,153.5	8,015.9	11,605.3	9,332.8	9,282.3
特別引出権 (SDR)	1,183.7	1,181.9	1,232.9	3,938.9	3,764.8
外国投資	66,732.9	75,303.8	93,644.5	91,624.5	81,369.5
外国為替 ⁽²⁾	2,649.5	2,747.5	2,821.6	3,096.6	942.8
合計	79,193.4	87,839.5	110,117.4	108,794.4	96,149.2
商品及びサービスの輸入月数の合計 (月)	6.9	7.6	12.3	9.7	7.2
合計に対する短期債務の比率 (%) ⁽³⁾					
当初満期	492.9	510.5	775.0	721.0	578.5
残余満期	364.9	396.5	529.0	552.9	386.3 ⁽⁴⁾

注：

- (1) IMFにおける準備ポジションは、当該国のIMFの一般準備金勘定向け信用をいう。これは政府が所有する資産であるものの、総国際通貨準備高の一部として取り扱われる。
- (2) 定期預金、政府又は国際機関が発行又は保証する有価証券に対する投資、及びレボ取引で構成される。
- (3) 残余満期に基づく短期債務は、当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期ローンに係る元本支払額を加算した額をいう。
- (4) 当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期対外ローンに係る元本支払額を加算した額に対する準備金の妥当性をいう。数値は、2022年12月31日現在の対外債務残高及び2023年1月31日現在の短期対外債務残高に係る債務返済スケジュールに基づいている。

出典：バンコ・セントラル

バンコ・セントラルにより管理される総国際通貨準備高は、実質的にフィリピンのすべての公的な国際通貨準備高を構成している。バンコ・セントラルは、随時、利回り又は市場リスクを管理するため、金、外国為替及び外国証券についてオプションを締結する。また、金準備高における利回りを最適化するため、金融スワップ契約も締結する。

2018年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2017年12月31日現在の81.6十億ドルから減少して、79.2十億ドルとなった。2018年度の準備高の減少は、主に、外国為替が、2017年度の5.8十億ドルから2018年度の2.6十億ドルに3.1十億ドル減少したこと、及び金準備高が、2017年度の8.3十億ドルから2018年度の8.2十億ドルに183百万ドル減少したことによるものでもあった。2018年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約6.9ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは3.7倍に相当する金額であった。2018年度末現在の純国際通貨準備高は、79.2十億ドルであった。

2019年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2018年12月31日現在の79.2十億ドルから10.9%増加して、87.8十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2018年12月31日現在の66.7十億ドルから2019年12月31日現在の75.3十億ドルに12.8%増加したことによるものであった。これは、金準備高が、2018年12月31日現在の8.2十億ドルから2019年12月31日現在の8.0十億ドルに1.7%減少したことにより部分的に相殺された。2019年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.6ヶ月分の商品及びサービスの輸入額並びに第一次所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.1倍、残余満期ベースでは4.0倍に相当する金額であった。2019年度末現在の純国際通貨準備高は、87.8十億ドルであった。

2020年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2019年12月31日現在の87.8十億ドルから増加して、110.1十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2019年12月31日現在の75.3十億ドルから2020年12月31日現在の93.6十

億ドルに18.3十億ドル増加したことによるものであった。2020年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約12.3ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の7.8倍、残余満期ベースでは5.0倍に相当する金額であった。2020年12月末現在の純国際通貨準備高は、110.1十億ドルであった。

2021年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2020年12月31日現在の110.1十億ドルから減少して、108.8十億ドルとなった。この減少は、主に、外国投資が、2020年12月31日現在の93.6十億ドルから2021年12月31日現在の91.6十億ドルに2.0十億ドル減少したことによるものであった。2021年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約9.6ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の7.2倍、残余満期ベースでは5.3倍に相当する金額であった。2021年12月末現在の純国際通貨準備高は、108.8十億ドルであった。

2022年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2021年12月31日現在の108.8十億ドルから減少して、96.1十億ドルとなった。この減少は、主に、外国投資が、2021年12月31日現在の91.6十億ドルから2022年12月31日現在の81.4十億ドルに10.3十億ドル減少したことによるものであった。2022年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.2ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.8倍、残余満期ベースでは3.9倍に相当する金額であった。2022年12月末現在の純国際通貨準備高は、96.1十億ドルであった。

(4) 【通貨・金融制度】

通貨制度

金融政策

1993年、政府は、新中央銀行法（New Central Bank Act）に従って共和国の中央銀行であるバンコ・セントラルを設立した。バンコ・セントラルは、旧フィリピン中央銀行に代わるものである。バンコ・セントラルは、新中央銀行法に基づき権限を付与されているとおり、通貨、銀行及び与信分野の政策に関して責任を負う独立中央金融機関として機能している。新中央銀行法は、旧フィリピン中央銀行の多額の赤字の原因となったすべての準財政行為、商業銀行業務、開発銀行業務又は開発融資にバンコ・セントラルが従事することを禁止している。

バンコ・セントラルの主たる目標は、物価の安定、通貨の安定及びペソの兌換性を維持することである。同行の物価安定の目標を達成するために、バンコ・セントラルは、主として政策金利の調整、並びに政府証券の売買、再割引取引及び預金準備率の調整を含む公開市場操作の実施を通じた通貨管理を実行する。

バンコ・セントラルの機能には以下が含まれる。

- ・ 通貨政策の実行
- ・ 国家通貨の発行
- ・ 外貨準備の管理
- ・ 政府、政府の下部行政組織・部局及びGOCCのための預託取扱機関としての活動
- ・ フィリピン国内の銀行及び準銀行の規制

政府は、バンコ・セントラルの発行済株式のすべてを保有している。バンコ・セントラル総裁、大統領により任命された内閣の閣僚1名及び民間部門の常勤代表者5名で構成される7名の委員による通貨理事会が、バンコ・セントラルを統治する。大統領は、内閣の代表者を除き、通貨理事会の7名それぞれの委員を6年の任期で任命する。

フィリピンの法律は、バンコ・セントラルに予見可能な純外貨需要を満たすのに十分な国際通貨準備高を維持することを義務付けている。

2019年2月14日、ドゥテルテ大統領（当時）は共和国法第11211号に署名した。同法はとりわけ、増資及びバンコ・セントラルの権限の拡大により新中央銀行法を改正するものである。同法の下で、バンコ・セントラルの資本金は50十億ペソから200十億ペソに増加された。これは、損失の吸収又は投資のいずれかのためにより多くの資金を提供する措置である。同法は、バンコ・セントラルの監督権限の対象も、より多くの種類の金融機関（マネーサービス事業、信用供与事業及び決済システム事業を含む。）に拡大した。

また、バンコ・セントラルは、不正な金融取引の収益の没収を要求する権限のほか、追加の行政処分及び刑事処分を課す権限を与えられている。最後に、バンコ・セントラルは、その金融操作の時期及び規模を決定する際の柔軟性を高めるために、債務証券を発行する権限を与えられた。

2022年12月31日現在、監査済の暫定的な財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計7,247.8十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は5,322.7十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

下表は、バンコ・セントラルの2022年12月31日に終了した会計期間の貸借対照表である。

バンコ・セントラル貸借対照表

表示期末現在

(単位：十億ペソ)

	2019年	2020年	2021年	2022年(P)
資産合計	5,083.98	7,074.94	7,576.16	7,247.78
年間増減率（％）	4.8	39.2	7.1	-4.3
国際通貨準備高	4,434.08	5,249.89	5,505.38	5,322.71
国内有価証券	226.14	1,380.93	1,470.56	1,350.13
貸付及び前払貸付	200.17	130.89	121.72	83.17
銀行店舗その他の固定資産	24.41	23.12	22.49	21.35
利益ポジションのデリバティブ派生商品	0.02	.	0.10	0.65
その他の資産	199.16	290.11	455.91	469.78

合計負債	4,938.88	6,904.02	7,439.94	7,136.91
年間増減率(%)	4.3	39.8	7.8	-4.1
通貨発行	1,679.05	2,038.85	2,175.87	2,337.42
預金	2,411.19	3,735.37	3,816.54	3,049.59
その他の預金取扱機関 ⁽¹⁾ の準備預金	1,550.53	1,331.03	1,391.94	1,293.14
その他の金融会社 ⁽²⁾ の準備預金	0.38	0.36	0.40	0.40
保証付き決算勘定	8.09	31.54	30.45	149.58
翌日物預金ファシリティ ⁽³⁾	266.15	1,119.27	717.82	574.88
定期預金ファシリティ ⁽³⁾	283.22	320.10	630.12	466.09
財務局 ⁽⁴⁾	159.90	798.60	907.58	431.82
外国金融機関	107.72	96.98	97.10	100.26
その他の外貨建預金	1.12	4.56	8.10	2.79
その他の預金 ⁽⁵⁾	34.07	32.94	33.05	30.62
支払債券(純額)	25.41	24.01	25.49	27.92
特別引出権割当額	58.94	57.97	199.49	209.41
デリバティブ負債	0.00	0.00	0.00	0.00
損失ポジションのデリバティブ派生商品	0.00	0.00	0.00	0.00
外貨建勘定の再評価 ⁽⁶⁾	425.94	478.42	617.32	689.25
リバースレポ・ファシリティ ⁽³⁾	305.13	305.03	305.00	305.07
支払手形(純額) - 国内	-	219.87	259.86	478.85
その他の負債	33.23	44.50	40.36	39.40
純資産	145.09	170.91	136.22	110.87
資本金	50.00	50.00	50.00	60.00
剰余金/準備金 ⁽⁷⁾	95.09	120.91	86.22	50.87

注:

- (1) その他の預金取扱機関とは、ユニバーサル・バンク及び商業銀行(UB/KB)、貯蓄銀行(TB)、地方銀行及び協同組合銀行(RB/CB)並びに準銀行機能を有するノンバンク(NBQB)のみを含む。
- (2) その他の金融会社とは、銀行の信託部門のみを含む。
- (3) 2016年6月3日以降、リバースレポ取引及び特別預金勘定はそれぞれリバースレポ・ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに引き継がれ、金利コリドー(IRC)システムの実施に合わせて定期預金ファシリティが導入された。未払利息を含む。
- (4) 以前は、フィリピン財務局長官と表示されていた。外貨建預金を含む。
- (5) GOCC預金を含む。
- (6) 以前は、国際通貨準備高の再評価と称されていた。
- (7) 1)バンコ・セントラルの非制限的内部留保に係る剰余金勘定、2)様々な偶発事象に備えて確保される資金に係る資本準備金、並びに3)政府証券、株式及びその他の証券への投資における未実現利益(損失)で構成される。
- (p) バンコ・セントラル財務書類(未監査かつ暫定値)に基づく。
- 該当なし。
- . 四捨五入して0。

四捨五入のため、内訳の合計は必ずしも合計額に一致しない。

出典: バンコ・セントラル

通貨供給量

下表は、フィリピンの通貨供給量に関する一定の情報を示したものである。2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂における国際的な最良の慣行への準拠の一環として、SRFフォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

通貨供給量(SRFベース)
12月31日現在

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽¹⁾
	(単位：％を除き、十億ペソ)				
M1 ⁽²⁾					
流通通貨	1,231.8	1,395.8	1,731.8	1,876.8	2,020.0
当座預金	2,657.2	3,104.5	3,724.1	4,323.3	4,603.3
合計	3,889.0	4,500.3	5,455.9	6,200.1	6,623.3
増加(％) ⁽³⁾	9.5%	15.7%	21.2%	13.6% ⁽⁵⁾	6.8%
M2 ⁽⁴⁾	11,080.2	12,293.2	13,564.2	14,769.5	15,895.5
増加(％) ⁽³⁾	8.6%	10.9%	10.3%	8.9% ⁽⁵⁾	7.6%
M3 ⁽⁵⁾	11,643.0	12,976.3	14,222.0	15,343.4	16,379.2
増加(％) ⁽³⁾	9.5%	11.5%	9.6%	7.9% ⁽⁵⁾	6.8%

注：

(1) 暫定値。

(2) 流通通貨及び要求払預金で構成される。

(3) 前期比。

(4) M1、貯蓄性預金及び定期預金で構成される。

(5) M2及び預金代替物で構成される。

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

2018年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2017年12月31日現在の10.6兆ペソから9.5%増加して、11.6兆ペソとなった。この拡大は、主に国内信用が2017年12月31日現在の水準から14.9%増加したことによる。国内信用の増加は、15.1%増加した民間部門向け信用に主導されたその他部門向け信用における14.5%の増加を主因とするものであった。2018年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2017年12月31日現在の水準から16.9%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは1.3%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは6.9%減少した。

2019年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2018年12月31日現在の11.6兆ペソから11.3%増加して、13.0兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2018年12月31日現在の水準から10.6%増加したことによる。国内信用の増加は、同期間中、とりわけ2018年12月31日現在の水準から7.7%増えた民間部門向け信用を含む、その他部門向け信用における8.1%の増加を主因とするものであった。2019年12月31日現在の中央政府向け信用（純額）も、2018年12月31日現在の水準から23.8%増加した。2018年12月31日から2019年12月31日までの期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは4.7兆ペソから8.9%増加して、4.9兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは0.4兆ペソから23.3%増加して、0.5兆ペソとなった。

2020年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2019年12月31日現在の13.0兆ペソから9.6%増加して、14.2兆ペソとなった。この拡大は、主に国内信用が2019年12月31日現在の水準から4.7%増加したことによる。国内信用の増加は、同期間中、30.6%増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは20.5%増加して、5.3兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも72.8%増加して、0.8兆ペソとなった。

暫定値によると、2021年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2020年12月31日現在の14.2兆ペソから7.9%増加して、15.3兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2020年12月31日現在の水準と比較して8.2%増加したことによる。この増加は、2020年12月31日現在の水準と比較して21.9%増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2021年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは6.5%増加して、6.5兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2021年12月31日現在、15.9%増加して、0.9兆ペソとなった。

暫定値によると、2022年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2021年の15.3兆ペソから6.8%増加して、16.4兆ペソとなった。この通貨供給量の増加は、主に国内信用が2021年12月31日現在の水準から12.8%増加したことによる。国内信用の増加は、2021年と比較して10.2%増えたその他部門向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。2022年12月31日現在、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは、3.4%減少して、5.4兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも、2022年12月31日現在、4.1%減少して、0.9兆ペソとなった。

2020年において、平均91日物財務省証券利回りは、2.02%であった。2022年において、平均91日物財務省証券利回りは、1.86%であった。

下表は、国内金利及び預金金利に関する情報を示したものである。

	国内金利及び預金金利				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	(期間当たりの加重平均)				
	(単位：%)				
91日物財務省証券利回り	3.5	4.7	2.0	1.1	1.9
銀行平均貸出金利	6.1	7.1	7.0 ⁽¹⁾	6.1 ⁽¹⁾	6.0 ⁽¹⁾

注：

(1) 暫定値。

出典：バンコ・セントラル

金融規制

バンコ・セントラルは、2002年1月、金利政策の枠組みとしてインフレ目標を正式に採用した。この金融政策への移行は、バンコ・セントラルの本来の目的である、物価の安定確保を追求するにあたって、より焦点を絞った積極的なアプローチをバンコ・セントラルに提供することを目的としている。このアプローチには、バンコ・セントラルが一定の期間内の達成を図る明確なインフレ目標の発表が含まれている。目標インフレ率は、省庁をまたぐ機関を通じて、バンコ・セントラル及び政府により共同で設定及び発表される。目標を達成する責任は主としてバンコ・セントラルにあるが、この共同発表は、物価安定及びインフレ目標の達成への政府の積極的な参加を反映している。また、バンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが希望するインフレ目標を達成することを可能にする適切な金融政策姿勢について、審議、協議及び通貨理事会に対する勧告を行う諮問委員会を設けた。

2017年、バンコ・セントラルは、7回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利は3.0%に維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

2018年5月、通貨理事会は、インフレ圧力の可能性及びインフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.25%、翌日物貸出ファシリティ金利を6.25%に引き上げることを決定した。2018年6月、通貨理事会は、インフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.50%、翌日物貸出ファシリティ金利を6.50%に引き上げることを決定した。2018年8月、通貨理事会は、インフレ率上昇を指摘した上で、リバースレポ金利を4.0%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.0%に引き上げることを決定した。2018年9月、通貨理事会は、継続的に拡大する物価上昇圧力の兆候があるとして、リバースレポ金利を4.5%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.5%に引き上げることを決定した。2018年11月、通貨理事会は、インフレ予想が高止まりし、賃金上昇圧力が物価動向を牽引し続けているとして、リバースレポ金利を4.75%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.75%に引き上げることを決定した。2018年度の貸出金利の平均レンジは、2017年度の貸出金利の平均レンジが4.1%～6.5%であったのに対し、4.6%～7.1%であった。

2019年3月、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になったとして、リバースレポ金利を4.75%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.75%に維持することを決定した。2019年5月、通貨理事会は、供給条件が改善される中、食品価格が下落したことによる価格圧力の緩和に伴って、インフレの見通しが引き続き管理しやすいものであるとの評価に基づき、リバースレポ金利を4.5%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.5%に引き下げることが決定した。2019年8月、通貨理事会は、世帯当たりの消費支出が回復する見通し及び政府によるインフラ支出計画実施の加速を背景に、国内の成長が引き続き堅調な見通しとなる中、インフレの勢いが緩和したとして、リバースレポ金利を4.25%、翌日物貸出ファシリティ金利を4.75%に引き下げた。2019年9月、通貨理事会は、インフレの勢いが減速し続け、インフレ期待が十分に裏付けられているとして、リバースレポ金利及び翌日物貸出ファシリティ金利をさらにそれぞれ4.0%及び4.5%に引き下げた。インフレの勢いが減速し続けた結果、2019年度末までこれらのリバースレポ金利及び翌日物貸出ファシリティ金利は維持された。過去5年間ににおける平均貸出金利の平均レンジは、2015年度は4.5%～6.9%、2016年度は4.3%～6.7%、2017年度は4.1%～6.5%、2018年度は4.6%～7.1%、2019年度は5.5%～8.0%であった。

2020年2月6日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティを3.75%まで25ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、4.25%及び3.25%ま

で引き下げられた。2020年3月19日、通貨理事会は、さらに、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティの金利を3.25%まで50ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.75%及び2.75%まで引き下げられた。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック中、バンコ・セントラルは、2020年3月23日の通貨理事会による承認を受け、2020年3月27日からの3ヶ月間、BTrとの間で、300.0十億ペソに達するゼロ金利「キャッシング」リバースレポ取引を行った。2020年6月29日、通貨理事会は、さらに3ヶ月間これを更新することを承認した。更新された取引は、2020年9月29日に満期を迎えた。

2020年4月16日、通貨理事会は、フィリピン経済に対する新型コロナウイルス感染症の流行の影響を評価し、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.75%まで50ベース・ポイント引き下げることとを決定した。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.25%及び2.25%まで引き下げられた。2020年6月25日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%まで50ベース・ポイント引き下げることとを決定した。翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%まで引き下げられた。2020年8月20日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に、翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利をそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持することとを決定した。2020年10月1日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持された。2020年11月19日、通貨理事会は、穏やかなインフレ環境及び安定したインフレ予想を背景とした、現時点の政策金利の引き下げには成長に対する下振れリスクが高まる中で市場心理を改善させ国の経済回復を促す十分な政策余地がある、との同理事会の評価を挙げて、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%まで25ベース・ポイント引き下げることとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%まで引き下げられた。2020年12月17日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2021年2月11日、同年3月25日、同年5月12日、同年6月24日、同年8月12日、同年9月23日、同年11月18日及び同年12月16日に、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になり、経済回復を促すための政府による幅広い取り組みの支援に対する現行の金融政策設定が適切な状態であると述べ、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2022年3月24日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することとを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。2022年5月19日、通貨理事会は、2022年5月20日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%まで25ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%に引き上げられた。2022年6月23日、通貨理事会は、2022年6月24日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.5%まで25ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、2.0%及び3.0%に引き上げられた。2022年7月14日、通貨理事会は、2022年7月14日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を3.25%まで75ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、2.75%及び3.75%に引き上げられた。2022年8月18日、通貨理事会は、2022年8月19日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を3.75%まで50ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、3.25%及び4.25%に引き上げられた。2022年5月以降の金利の引き上げには、インフレ期待を固定し、ペソ安への圧力の緩和を含むインフレの見通しに対するリスクの高まりを和らげる狙いがある。

通貨理事会は、2022年12月16日から、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を5.5%まで50ベース・ポイント引き上げることとを決定した。これにより、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、5.0%及び6.0%に引き上げられた。

外国為替制度

共和国は、ペソに対する為替レートの決定を市場要因に委ねる変動為替相場制を維持しているが、バンコ・セントラルは、秩序ある市場環境を維持するため及び為替レートの急激な変動を抑えるために、市場介入を行うことができる。

下表は、ペソ・米ドル間の為替レートに関する情報を示したものである。

年度	1ドル当たりの ペソの為替レート	
	期末	期中平均(1)
2018年度	52.724	52.661
2019年度	50.744	51.796
2020年度	48.036	49.624
2021年度	50.774	49.255
2022年度	56.120	54.478

注：

(1) 該当する期間の各月の月間平均為替レートの平均。

出典：財務省、バンコ・セントラル 参照為替レート公報

外貨は、銀行システム外で自由に売却、購入及び外貨口座に預金することができる。居住者及び非居住者はいずれも、フィリピン国内の公認銀行に外貨預金口座を保持することができ、居住者は、制限なく海外で預金を保持することができる。但し、かかる海外の口座に預金するために、国内の銀行システムから外貨を購入することはできない。

バンコ・セントラルに登録された外国貸付及びバンコ・セントラルによって承認された又はバンコ・セントラルに登録された外国投資に関連した支払いは、フィリピン国内の公認外国為替銀行から購入した外貨で行うことができる。バンコ・セントラルは、各投資家につき年間60百万ドルを超える居住者による外国投資のうちフィリピンの銀行システムを通じて資金調達されたものについては必ず、その承認及び登録を行わなければならない。バンコ・セントラルの貸付承認制度については、下記「フィリピンの金融システム - 外貨建貸付」の記載を参照されたい。

政府は対外支払について何ら通貨規制を課していないが、輸出、サービス及び投資による為替収入はすべて、22の指定通貨のいずれかにより取得されなければならない。公認外国為替銀行は、受入可能な通貨をペソに転換することができる。

個人非居住者又は法人非居住者は、バンコ・セントラルの承認を得ることなくペソ建ての銀行口座を開設することができる。50,000ペソを超えるペソ金額をフィリピン国内から輸出又は電子振替する場合には、バンコ・セントラルの事前の承認を得なければならない。

1997年7月11日にバンコ・セントラルがペソを変動相場にすることを認めて以降、バンコ・セントラルによる外国為替市場への介入は最低限のものである。しかしながら、バンコ・セントラルは、為替投機の減少とマネーロンダリングへの対処を目的とした外国為替取引に関する措置を採用し、外国為替市場を支援するための規制を発令している。

2018年度の平均為替レートは、2017年度の1米ドル当たり50.404ペソに対して、1米ドル当たり52.661ペソであった。2018年度に対米ドルでペソ安となったのは、同期間中の米国連邦準備制度理事会によるさらなる金利引上げに対する市場の期待及び国内で拡大する貿易赤字に対する懸念並びに米国とその主要な貿易相手国（中国を含む。）との間の貿易をめぐる緊張の高まりが主因であった。

2019年度の平均為替レートは、2018年度の1米ドル当たり52.661ペソに対して、1米ドル当たり51.796ペソであった。2019年度に対米ドルでペソ高となったのは、インフレの緩和、送金の堅調な流入、米国連邦準備制度理事会のハト派的なスタンス及び米国と中国との間の貿易交渉に対する市場心理の改善、並びに、2019年度後半の、米国連邦準備制度理事会による金利の引下げへの市場の期待が主因であった。

2020年度の平均為替レートは、2019年度の1米ドル当たり51.796ペソに対して、1米ドル当たり49.624ペソであった。2020年度に対米ドルでペソ高となったのは、共和国の輸入額がその輸出額に比べ減少し、支払ボジションの残高が改善したことが要因の一部であった。共和国の外貨準備を増加させた有利な条件での外国貸付及び外国債への共和国のアクセスも、ペソに対する信頼の維持に役立った。

2021年度の平均為替レートは、2020年度の1米ドル当たり49.624ペソに対して、1米ドル当たり49.255ペソであった。2021年度に対米ドルでペソ高となったのは、米国金融政策の早期正常化の見込みの他、進行中の衛生上の危険による成長見通しの不確実性が主因であった。

2022年度の平均為替レートは、2021年度の1米ドル当たり49.255ペソに対して、1米ドル当たり54.478ペソであった。2022年に対米ドルでペソ安となったのは、米国金融政策の変更に伴い、米ドルが他のすべての通貨に対してドル高となったことが主因であった。

フィリピンの金融システム

組織

下表は、フィリピンの金融システムの総資産を金融機関のカテゴリー別に示したものである。

	金融システムの総資産 ⁽¹⁾ 12月31日現在				
	2018年 ⁽²⁾	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：十億ペソ)				
銀行					
ユニバーサル・バンク / 商業銀行	15,692	17,216	18,527	19,761	22,342
貯蓄銀行	1,293	1,204	1,192	1,338	1,028
地方銀行	274	291	308	341	403
銀行合計	17,259	18,712	20,028	21,440	23,773
ノンバンク金融機関 ⁽⁴⁾	3,835	4,446	4,674	4,917	4,926 ⁽⁵⁾
資産合計	21,093	23,158	24,702	26,357	28,698

注：

- (1) バンコ・セントラルの資産を除く。ここでの表示金額は、予想損失引当金を含むものである。
- (2) その他金融会社（OFC）のデータを含めるため、2017年3月末からデータは修正されている。
- (3) 暫定値。
- (4) 投資会社、金融会社、証券ディーラー／ブローカー、質店、貸付投資家、貯蓄貸付組合、（バンコ・セントラルの監督下にある）クレジットカード会社、政府系ノンバンク金融機関、公認外為銀行、外国為替法人、並びに国営及び民営保険会社（すなわちSSS及びGSIS）を含む。
- (5) 2022年9月30日現在の暫定値。

フィリピンの金融システムは、銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。銀行には、主に預金及び預金代替物の受取りを通じて一般市民から入手した資金を貸付けるあらゆる金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関には、資金の貸付、投資若しくは募集を行う、又は自己若しくは他人の計算のいずれかで、負債性証書若しくは株式の預託を受ける若しくはこれらを取得する銀行以外の金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関は、銀行に準ずる機能を有する場合がある。銀行に準ずる機能には、債券その他の証書の発行、裏書き若しくは引受けにより、又は同時に20以上の貸主と現先契約を締結することにより、債権その他の債務の転貸又は購入を目的とする借入を行う業務が含まれる。

暫定値によれば、2022年12月31日現在、フィリピンの金融システムの総資産は、前年比で8.9%増加して、28,698十億ペソであった。この増加は広範囲にわたるもので、主に、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の資産が13.1%増加して22,342十億ペソとなったこと、地方銀行及び協同組合銀行の資産が18.2%増加して403十億ペソとなったこと、そして、ノンバンクの資産が0.2%増加して4,926十億ペソとなったことを原因とするものであった。その一部は、貯蓄銀行の資産が23.2%減少して1,028十億ペソとなったことにより相殺された。

バンコ・セントラルは、その監督・審査部門を通じて、銀行に準ずる機能を有する、又は投資運用業務等の信託権限を有するすべての銀行及びノンバンク金融機関を監督する。これには、関連業務を行う銀行及び準銀行の子会社及び関連会社や、特別法によりバンコ・セントラルの有効な監督下に置かれるノンバンク金融機関（質店及び貯蓄貸付組合等）も含まれる。通貨理事会は、主たる政策決定機関として機能し、最終的な監督権限を有する。

金融システムの構造

フィリピンの金融システムは、ユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行、イスラム銀行、デジタルバンク及びノンバンク金融機関で構成されている。各種銀行は、区別された事業活動及び地理的市場に参加している。

商業銀行は、以下を行うことができる。

- ・ 手形の引受け及び信用状の発行
- ・ 約束手形、手形、為替手形その他債務証書の割引及び譲渡

- ・ 要求払預金の引受け又は設定
- ・ その他の種類の預金及び預金代替物の受入れ
- ・ 外貨及び金地金又は銀地金の売買
- ・ 市場性債券その他負債証券の取得
- ・ 有担保又は無担保の金銭貸付

別名ユニバーサル・バンクとして知られている拡大商業銀行は、通常の商業銀行の業務に加え、投資銀行業務に従事し、非系列企業に投資し、貯蓄銀行、地方銀行、系列金融企業又は系列非金融企業の株式を100%まで所有することもできる。株式を公開しているユニバーサル・バンクの場合、他のユニバーサル・バンク又は商業銀行の1行に限り、議決権株式を100%まで所有することもできる。2022年12月31日現在、運営を行うユニバーサル・バンク及び商業銀行が45行存在した。

2022年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高合計は、前年比で13.3%増加し、11,206.2十億ペソとなった。貸付残高合計の増加は、主に不動産業向けの貸し付けが13.3%増加して2,187.9十億ペソとなったことによるものである。

下表は、部門別に区分されたユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高を示したものである。部門別の割合は、バンコ・セントラルのリバースレポ契約の総額を示すものである。

ユニバーサル・バンク及び商業銀行の部門別貸付残高⁽¹⁾

	12月31日現在									
	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
	(単位：％を除き、十億ペソ)									
合計	8,584.1	100.0%	9,508.8	100.0%	9,442.2	100.0%	9,892.2	100.0%	11,206.2	100.0%
農業、林業及び漁業	192.2	2.2%	221.9	2.3%	211.4	2.2%	200.6	2.0%	207.1	1.8%
鉱業及び採石業	53.9	0.6%	48.0	0.5%	43.5	0.5%	37.3	0.4%	39.3	0.4%
製造業	1,068.5	12.4%	1,048.7	11.0%	993.2	10.5%	1,088.8	11.0%	1,260.4	11.2%
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	929.5	10.8%	1,006.4	10.6%	1,044.0	11.1%	1,046.4	10.6%	1,197.7	10.7%
水供給、下水処理、廃棄物管理及び浄化活動	82.5	1.0%	106.0	1.1%	103.7	1.1%	109.7	1.1%	135.8	1.2%
建設業	298.7	3.5%	368.7	3.9%	375.6	4.0%	383.5	3.9%	448.0	4.0%
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	1,160.0	13.5%	1,193.9	12.6%	1,112.6	11.8%	1,125.8	11.4%	1,269.7	11.3%
宿泊及び飲食業	152.5	1.8%	153.7	1.6%	162.4	1.7%	150.7	1.5%	149.8	1.3%
運輸及び保管業	271.4	3.2%	287.9	3.0%	302.2	3.2%	330.0	3.3%	347.4	3.1%
情報通信業	316.4	3.7%	357.3	3.8%	376.1	4.0%	482.0	4.9%	589.0	5.3%
金融及び保険業	787.4	9.2%	923.8	9.7%	881.0	9.3%	970.6	9.8%	1,039.0	9.3%
不動産業	1,402.4	16.3%	1,677.8	17.6%	1,768.1	18.7%	1,930.9	19.5%	2,187.9	19.5%
専門、科学及び技術サービス業	71.4	0.8%	68.1	0.7%	54.6	0.6%	57.8	0.6%	42.4	0.4%
管理・支援サービス業	36.2	0.4%	41.6	0.4%	37.6	0.4%	31.1	0.3%	39.9	0.4%
公務及び国防、強制社会保障事業	136.1	1.6%	142.4	1.5%	144.6	1.5%	152.6	1.5%	170.3	1.5%
教育	39.7	0.5%	42.9	0.5%	39.9	0.4%	34.8	0.4%	33.9	0.3%
保険衛生及び社会事業	55.6	0.6%	59.9	0.6%	89.3	0.9%	93.2	0.9%	96.7	0.9%
芸術、娯楽及びレクリエーション業	132.2	1.5%	146.8	1.5%	150.1	1.6%	162.4	1.6%	174.2	1.6%
その他サービス活動	128.0	1.5%	100.2	1.1%	65.0	0.7%	67.8	0.7%	84.3	0.8%
雇主としての世帯活動、分別不能な財及びサービス、家庭の自家用生産活動	85.6	1.0%	79.8	0.8%	86.3	0.9%	67.3	0.7%	69.2	0.6%
その他 ⁽²⁾	1,183.9	13.8%	1,433.0	15.1%	1,400.8	14.8%	1,368.8	13.8%	1,624.4	14.5%

注：

(1) 償却額控除後。

(2) 世帯消費を目的とした個人に対する貸付、バンコ・セントラルのリバースレポ取引に基づく貸付及び非居住者に対する貸付を含む。

地方銀行及び共同組合銀行は、農業従事者、漁業従事者、協同組合、商人及び地方共同体の人々全般の通常の信用ニーズを満たすために、合理的な条件で地方において信用を供与している。2023年5月29日現在、運営を行う地方銀行及び協同組合銀行が399行存在した。

貯蓄銀行は、自己の資本及び預金者の貯蓄を以下に投資する。

- ・ 住宅建設及び住宅開発のための融資
- ・ 容易に売買可能な債務証券
- ・ コマーシャルペーパー及び商業取引から生じた売掛金、手形、為替手形、引受手形又は約束手形
- ・ 市場において農業、サービス、工業、住宅並びにその他の金融及び類似のサービスに従事している中小企業及び個人に対する短期運転資本及び中長期貸付

2023年5月29日現在、運営を行う貯蓄銀行（マイクロファイナンスを中心業務とする銀行を含む。）は43行であった。

2022年7月31日現在、5行のマイクロファイナンス地方銀行と140の支店や出張所が存在した。また、貯蓄銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が15、地方銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が3存在した。マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は、常に総貸付ポートフォリオの少なくとも50%をマイクロファイナンス貸付とすることが義務付けられている。マイクロファイナンス貸付は、150,000ペソを上限とする元本額の貸付である。貸付上限額は、成長中の零細企業に対する貸付、すなわち「マイクロファイナンス・プラス」及び住宅向けのマイクロファイナンス貸付の場合、さらに300,000ペソに引き上げられる場合がある。

専門政府銀行とは、フィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行（以下「AII BP」という。）、DBP及びLBPである。AII BPは、イスラムの銀行業務の原則及び決定に基づいて銀行、融資及び投資サービスを提供することで、ARMMの発展を促す。LBPは、農地改革法（Agricultural Land Reform Code）の可決を受け、農業用地の分割取得・販売及び小規模土地所有者への転売のための資金を融資するために、1963年に設立された。現在、同行は、辺境地開発及び貧困緩和のために融資を行うことに注力しつつ、政府から予算支援を受けることなく持続可能な形で運営していくことを目指している。この目的を達成するために、LBPは商業銀行業務を維持しており、その収益は同行の開発プログラム及びプロジェクトに再投資される。LBPの貸付ポートフォリオは、農業従事者・漁業従事者、中小企業・零細企業及び生活支援ローン、農業関連産業、農業インフラその他農業・環境関連のプロジェクト、集団住宅、学校並びに病院を優先している。

DBPは、当初1935年に国家貸付投資銀行（National Loan and Investment Board）として設立後、1958年にDBPに組織変更されたが、現在では共和国内の主たる開発金融機関である。1998年に採択された最新の定款に基づき、DBPは、開発銀行に分類され、貯蓄金融機関の他のすべての機能を果たすことができる。その使命は、持続可能な成長のために共和国経済の競争力を高めること、また、インフラ開発、信頼できる起業家、効率的な社会サービス及び環境保護を支援することである。DBPは、中小規模の産業を重視しつつ、共和国内の農企業及び工業企業の中長期的な必要に応じた銀行サービスを提供する。

他方で、デジタルバンクは、バンコ・セントラルの2020年12月2日付回状（Circular）第1105号において、既存の銀行分類に属さない新たな種類の銀行として承認された。デジタルバンクは、デジタル・プラットフォーム及び／又は電子チャネルを通じて端末間で処理される金融商品及びサービスを提供し、金融商品やサービスを提供する物理的な支社／支店や出張所を持たない。本書の日付現在、バンコ・セントラルは、合計で6行のデジタルバンクを承認しており、このうち2件は事業転換した銀行、残りは新規市場参入者である。承認されたデジタルバンクはすべて、バンコ・セントラルから営業許可証の発行を受けた後、2022年に既に業務を開始している。バンコ・セントラルは、さらなるデジタルバンクの営業許可の付与を一時停止している。これにより、バンコ・セントラルは、競争の激化及び金融包摂の拡大に対する寄与を含めて、デジタルバンクの業績や銀行システムへの影響を詳しく監視することが可能となる。しかしながら、デジタルバンクの営業許可数の制限は、通貨理事会の見直し及び承認を経て何らかの時点で変更又は解除される可能性がある。

ノンバンク金融機関は、他の金融機関に短期の融資を行うこともあるが、主として長期の融資を行う機関である。2023年5月28日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有するノンバンク金融機関5社を規制又は監督していた。また、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有しないノンバンク金融機関32社を監督又は規制していた。

近時の金融制度の動向

2021年12月31日現在、フィリピンの銀行システムは、前年比で、4.8%増の貸付ポートフォリオ合計、9.0%増の預金負債及び5.9%増の資本収支を計上し、純利益は44.8%増加して224.8十億ペソとなった。

2021年12月31日現在の株主資本利益率は、前年の6.5%に対して9.0%となり、資産利益率は前年の0.8%より上昇して1.1%となった。

2021年12月31日現在、フィリピン銀行システムの単体ベースの暫定自己資本比率は、16.7%であった。また、流動資産の割合は、前年の53.1%より増加して54.0%となった。

不良債権

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を考慮し、一体として治療するバヤニハン法（Bayanihan to Heal As One Act）は、共和国内の債務者を主な対象としてその債務返済の猶予を認めること等を義務付けた。一体として治療するバヤニハン法及び新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済に及んだ甚大な影響により、フィリピンの銀行業界では、2019年12月31日から2022年6月30日までの間に不良債権が大幅に増加した。FIST法が2021年2月に完全に施行されたが、これは、銀行がFIST法人、特別目的会社及び適格な個人に不良資産を売却することを認めることで、銀行の自己資本や流動性のポジションを強化することを目的とするものである。さらに、FIST法は、金融機関のリスク負担能力を強化するとともに、経済のうち生産性の高い部門に金融サービスを提供する能力を強化することが期待されている。

下表は、表示期間におけるユニバーサル・バンク及び商業銀行に対する不良債権に関する情報を示したものである。

銀行の種類別貸付合計（総計）及び不良債権 ⁽¹⁾ 12月31日現在（別段の記載があるものを除く。）					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
（単位：％を除き、十億ペソ）					
民間国内ユニバーサル・バンク					
貸付合計	6,881.3	7,682.5	7,711.6	8,061.1	9,260.2
不良債権	84.1	111.9	244.6	290.8	233.5
貸付合計に占める不良債権の割合	1.2%	1.5%	3.2%	3.6%	2.5%
その他民間商業銀行					
貸付合計	345.1	360.2	361.0	387.0	238.7
不良債権	9.5	11.0	17.6	19.7	13.2
貸付合計に占める不良債権の割合	2.8%	3.1%	4.9%	5.1%	5.5%
政府銀行⁽²⁾					
貸付合計	1,196.4	1,305.9	1,321.3	1,434.5	1,748.8
不良債権	15.6	28.6	36.3	55.1	86.7
貸付に占める不良債権の割合	1.3%	2.2%	2.8%	3.9%	5.0%
外国銀行⁽³⁾					
貸付合計	595.0	605.4	525.5	574.5	554.9
不良債権	4.3	5.0	10.2	6.1	3.1
貸付合計に占める不良債権の割合	0.7%	0.8%	2.0%	1.1%	0.6%
貸付合計	9,017.8	9,954.0	9,919.5	10,457.1	11,802.5
不良債権合計	113.5	156.5	308.8	371.6	336.5
貸付合計に占める不良債権の割合	1.3%	1.6%	3.1%	3.6%	2.9%

注：

- (1) 外国銀行の子会社2行で構成される。
 (2) LBP、DBP及びAIBPで構成される。
 (3) 外国銀行24行で構成され、外国銀行の子会社2行を除く。

出典：バンコ・セントラル

2018年12月31日現在、総不良債権の割合は1.3%であった。これは、2017年12月31日現在の1.2%を上回るものであった。不良債権は、2017年12月31日現在の97.5十億ペソより16.4%増加して2018年12月31日現在で113.5十億ペソとなった。ユニバーサル・バンク及び商業銀行（以下「U/KB」という。）業界の貸付ポートフォリオ合計も、2017年12月31日現在の7,867.1十億ペソより14.6%増加して2018年12月31日現在で9,017.8十億ペソとなった。

2019年12月31日現在、総不良債権の割合は1.6%であった。これは、2018年12月31日現在の1.3%を上回るものであった。総不良債権は、主に資産の質の低下及び総貸付ポートフォリオの増加により、2018年12月31日現在の113.5十億ペソより37.9%増加して2019年12月31日現在で156.5十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2018年12月31日現在の9,017.8十億ペソより10.4%増加して2019年12月31日現在で9,954.0十億ペソとなった。

2020年12月31日現在、総不良債権の割合は3.1%であった。これは、2019年12月31日現在の1.6%を上回るものであった。不良債権は、新型コロナウイルス感染症の大流行の継続とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、資産の質が低下し、与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、2019年12月31日現在の156.5十億ペソより97.3%と大幅に増加して2020年12月31日現在で308.8十億ペソとなった。銀行システムの貸付ポートフォリオ合計は、2019年12月31日現在の9,954.0十億ペソより0.4%減少して2020年12月31日現在で9,919.5十億ペソとなった。

2021年12月31日現在、総不良債権の割合は3.6%であった。これは、2020年12月31日現在の3.1%を上回るものであった。不良債権は、新型コロナウイルス感染症の大流行の継続とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、資産の質が低下し、与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、2020年12月31日現在の308.8十億ペソより20.3%増加して2021年12月31日現在で371.6十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2020年12月31日現在の9,919.5十億ペソより5.4%増加して2021年12月31日現在で10,457.1十億ペソとなった。

2022年12月31日現在、総不良債権の割合は2.9%であった。これは、2021年12月31日時点の3.6%を下回るものであった。不良債権は、感染症の世界的大流行から経済が徐々に再開され、回復しつつあることを主な原因として、2021年12月31日現在の371.6十億ペソより9.4%減少して2022年12月31日現在で336.5十億ペソとなった。U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は、2021年12月31日現在の10,457.1十億ペソより12.9%増加して2022年12月31日現在で11,802.5十億ペソとなった。

金融部門の改革

政府は、銀行が保有する不良資産を引き下げ、銀行業界全般の健全性を改善するために金融部門で多くの改革を行ってきた。

バンコ・セントラルは、共和国の国内情勢を考慮しつつ、国際基準及びベスト・プラクティスに合致させるよう、引き続き既存の規制枠組みを発展させていく。

2017年11月、バンコ・セントラルは、共和国の小売決済システムを近代化し、電子決済の導入を拡大し、共和国を現金依存度の高い国から現金依存度の低い国に転換させるという戦略構想の一環として、フィリピンEFTシステム及びオペレーション・ネットワーク（以下「PESONET」という。）を立ち上げた。PESONETとは、企業、政府及び個人がバンコ・セントラル監督下の金融機関に維持されている口座から簡便に電子資金振替及び定期決済を開始できるようにするための自動決済機関である。

2019年8月22日、共和国法第11439号（以下「イスラム金融法」という。）が成立した。イスラム金融法は、フィリピンに設立されるイスラム銀行の組織、規制、及び権限を規定している。2019年12月27日、バンコ・セントラルは、イスラム金融法に基づく暫定施行規則を発表した。同法は、(a)イスラム銀行及びイスラム銀行部門（IB/IBU）の設立に関するガイドライン（回状（Circular）第1069号）、及び(b)シャリーア・ガバナンス・フレームワーク（回状（Circular）第1070号）で構成される。さらに、イスラム金融のバンコ・セントラル・タスク・フォースは、2021年まで引き続き、イスラム銀行向けの健全性報告、流動性及び自己資本比率規制、レバレッジ比率規制及びカスタム化された研修モジュールに関する規定を実施するための政策研究を行っている。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、バンコ・セントラルは、その監督下にある金融機関が新型コロナウイルス感染症の影響に耐えられるよう支援するとともに、家計や企業への支援を継続するため、金融、規制及び業務上の救済措置を発表した。これらの期間限定の救済措置は、バンコ・セントラルが監督する金融機関に対し、借り手への金融支援の拡大、消費者、特に零細・中小企業への信用供与、信用・金融サービスへの継続的なアクセスの促進、消費者がECQ期間中に金融取引を完了できるようにする金融サービスの継続的提供の支援、国内流動性水準の支援といったインセンティブを与えるものである。

バンコ・セントラルが規制機関として有する「模範を示して主導する」という本来の役割だけでなく気候関連及び持続可能性の問題が金融システムの安定性に及ぼすリスクが認識されたため、「持続可能な中央銀行プログラム」は、バンコ・セントラルの「戦略マップ2020-2023」の一環として推進された。バンコ・セントラルは、(1)能力構築と意識向上の取組みを強化する、(2)持続可能な財政を、それを可能とする規則を交付を公布することによって中心に据える、という2つの柱から成る持続可能な財政に向けた取組みを展開した。特に、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理の枠組み、並びに銀行の戦略的目標及び業務においては、環境及び社会的リスクの分野を含めて持続可能性の原則を取り入れることをバンコ・セントラルが求める旨を定めた枠組みが交付された。

バンコ・セントラルは、「デジタル決済変革ロードマップ2020-2023」を通じて効率的、包括的、安心かつ安全なデジタル決済エコシステムを育成することにも重点を置いている。このロードマップは、(1)小売決済の総額の50%をデジタル化し、金融システムに関与する人々の数を2023年までにフィリピンの成人の70%とする、(2)フィリピンの消費者のニーズに対応する、より革新的なデジタル金融商品及びサービスの利用可能性を高める、という2つの目標を掲げている。

これを受けて、バンコ・セントラルは、2020年12月2日付回状（Circular）第1105号に基づき、デジタルバンクを既存の銀行分類（すなわちユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行及びイスラム銀行）に属さない新たな種類の銀行として紹介した。同回状では、デジタルバンクの設立に関する指針が具体的に示された。デジタルバンクに関する規制上の枠組みは、共和国におけるデジタル金融サービスの採用及び利用の拡

大を支援するものと思われる。これは、3ヶ年の「デジタル決済変革ロードマップ」における優先的な政策課題に含まれている。

2021年6月に、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与に対抗する政策を開発及び推進する国際組織である金融活動作業部会（以下「FATF」という。）は、マネーロンダリング対策（以下「AML」という。）及びテロ資金供与対策（以下「CFT」という。）のための法律上及び規制上の枠組みにおいて戦略的欠陥を有する国を示すそのリスト（FATFの「グレーリスト」とも呼ばれるもの）にフィリピンを加えた。フィリピンはそのAML/CFT体制の改善に向けて対策を講じ、FATFの提言70項目のうち52項目に対応したにもかかわらず、FATFは、AML/CFTに関する一部の戦略的欠陥が解決していないと指摘した。共和国は、できる限り早期にFATFのグレーリストから除外されることを目指し、その戦略的なAML/CFTに関する法律上及び規制上の枠組みを強化する取組みをFATFと協力して継続することを公約している。

外貨建貸付

バンコ・セントラルは、ペソ建以外のすべての貸付について一連の事前承認、登録及び報告要件を課している。貸付体制は以下のとおりである。

貸付の種類	要件
- 公的部門向け貸付。但し、貿易金融のための短期外貨建預金貸付及び通常の短期銀行間借入を除く。 - 政府系企業及び／若しくは政府系金融機関により保証されている、又は公認外国為替銀行の発行した外為保証の対象となる民間部門向け貸付 - 民間のノンバンク金融機関が公的部門又は民間部門の企業への転貸のために引き受ける、満期までの期間が1年を超える貸付 - 公認代理銀行又はその子会社・関連外国為替法人から購入した外国為替を利用して返済されるその他の貸付	事前承認及び報告要件
事前承認要件が特別に免除されており、銀行システムから購入した外国為替を利用して返済される、民間部門向け貸付	事後登録及び報告要件
フィリピン国内で営業している銀行からの居住者である借入人のすべての民間部門向け貸付。但し、債務は、()公的に保証されておらず、及び()所定の用紙を用いて、取引銀行からバンコ・セントラルに報告され、銀行システムから購入したものでない外国為替を利用して返済されるものに限る。	報告要件

[次へ](#)

フィリピンの証券市場

沿革

フィリピンの証券業界は、1927年にマニラ証券取引所が開設されたことに始まった。1936年、政府は業界の監督及び投資家の保護を行うフィリピンSECを設立した。その後、マカティ証券取引所が1963年に開設され、1994年にマニラ証券取引所と合併してフィリピン証券取引所となった。

1998年6月、フィリピンSECは、フィリピン証券取引所に対して自主規制機関としての地位を付与し、会員の会計帳簿の検査や監査等を行うことにより会員を監督・規律する権限を付与した。

フィリピン証券取引所は、上場適格証券の範囲を拡大するために、授權資本が20.0百万ペソから99.9百万ペソまで（その25%以上が引受済みかつ全額払込済みでなければならない。）の中小企業向けの市場を設立した。

2001年8月、フィリピン証券取引所は株式公開会社への転換を完了した。最初の株主として184の各会員たるブローカーが50,000株を引き受け、その全額を払い込んだ。フィリピン証券取引所への株式の上場は2003年12月に実施され、未発行株式の40%は、2004年2月に私募により売却された。

2023年4月12日現在、フィリピン証券取引所は、289の上場企業及び125の取引参加者を有する。

フィリピン総合指数の終値は、2022年12月29日現在は6,566.39であった。

フィリピン証券取引所に加え、2006年には、主に外国為替及び債券の取引を扱うPDEXが、フィリピンSECにより自主規制機関としての地位を付与された。PDEXは2022年に政府及び法人証券は4.9兆ペソを記録し、これは2021年の5.2兆ペソから6.7%の減少である。

国債市場

BTrは現在、91日、182日及び364日で満期が到来する財務省短期証券並びに2年から25年で満期が到来する財務省長期証券の公募を毎週行っている。

2018年12月31日現在、内国債残高は4.8兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2019年12月31日現在、内国債残高は5.1兆ペソであり、その49.9%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2020年12月31日現在、内国債残高は6.7兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2021年12月31日現在、内国債残高は8.2兆ペソであり、その50.3%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2022年12月31日現在、内国債残高は9.2兆ペソであり、その41.1%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

(5) 【財政】

財政

連結財政状態

公共部門連結財政状態は、共和国の公共部門全体の財政状態を測定する。連結財政状態は、公共部門借入需要並びに社会保証機構・公務員保険機構、バンコ・セントラル、GFI及び地方自治体の赤字又は黒字総額から構成される。公共部門借入需要は、政府、中央銀行清算委員会の勘定、石油価格安定基金及び主要GOCCの赤字又は黒字総額を反映する。

下表は、表示期間に係る現金ベースでの連結財政状態を示している。

共和国公共部門連結財政状態 12月31日終了年度					
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
(単位：％を除き、十億ペソ)					
公共部門借入需要：					
中央政府	(350.6)	(558.3)	(660.2)	(1,371.4)	(1,670.1)
中央銀行再編	(4.8)	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0
監視下にある政府所有企業	40.2	5.5	13.5	(1.5)	43.7
純貸出及びGOCCに対する持分の調整	(3.9)	5.4	20.5	22.1	22.1
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共部門借入需要合計	(319.1)	(547.3)	(626.2)	(1,350.8)	(1,604.3)
GDPに対する割合	(1.9)％	(3.0)％	(3.2)％	(7.5)％	(8.3)％
その他の公共部門：					
社会保証機構・公務員保険機構	58.3	63.2	103.6	84.1	191.2
バンコ・セントラル ⁽¹⁾	21.8	37.0	43.2	(7.9)	27.2
政府系金融機関	17.2	20.5	25.4	25.9	28.3
地方自治体	217.4	255.5	269.6	272.3	284.6
バンコ・セントラルに対する利払時期の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の公共部門合計	314.6	376.3	441.7	374.4	531.3
公共部門連結財政状態	(4.6)	(171.0)	(184.6)	(976.4)	(1,073.0)
GDPに対する割合	(0.03)％	(0.9)％	(0.9)％	(5.4)％	(5.5)％

出典：財務省財政政策計画室

注：

(1) 政府及び中央銀行清算委員会への利息割戻し、配当及びその他の送金額控除後の金額。

共和国の2017年度の公共部門連結財政状態は、2016年度に計上された21.8十億ペソの赤字から79.0％減少し、4.6十億ペソの赤字を計上した。かかる転換は、2017年度の地方自治体の黒字額が2016年度の193.4十億ペソから217.4十億ペソに増加したことにも起因し、計画黒字85.8十億ペソを上回った。2017年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2017年度のGDPの0.03％に相当した。

共和国の2018年度の公共部門連結財政状態は、2017年度に計上された4.6十億ペソの赤字から大幅に増加し、171.0十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したことにより、2017年度の350.6十億ペソの赤字から、2018年度の558.3十億ペソにまでさらに増加した。2018年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2018年度のGDPの0.9％に相当した。

共和国の2019年度の公共部門連結財政状態は、2018年度に計上された171.0十億ペソの赤字から増加し、184.6十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したことにより、2018年度の558.3十億ペソの赤字から、2019年度の660.2十億ペソにまでさらに増加した。2019年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2019年度のGDPの0.9％に相当した。

共和国の2020年度の公共部門連結財政状態は、2019年度に計上された184.6十億ペソの赤字から大幅に増加し、976.4十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字の増加の主因は、現在進行中の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、支出が大幅に増加し、税収が減少したことによる。これにより政府の借入需要が増加し、2019年度の660.2十億ペソの赤字から、2020年度の1,371.4十億ペソにまでさらに増加した。2020年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2020年度のGDPの5.4%に相当した。

共和国の2021年度の公共部門連結財政状態は、2020年度に計上された976.4十億ペソの赤字から大幅に増加し、1,073.0十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したこととあり、2020年度の1,371.4十億ペソの赤字から、2021年度の1,670.1十億ペソにまでさらに増加した。2021年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2021年度のGDPの5.5%に相当した。

政府の歳入及び歳出

下表は、表示期間に係る政府の歳入及び歳出を示している。

	政府の歳入及び歳出						
	実績					予算	
	2018年度(1)	2019年度(1)	2020年度(1)	2021年度(1)	2022年度(1)	2021年度	2022年度
	(単位：％を除き、十億ペソ)						
現金収入							
税収：							
内国歳入局	1,951.9	2,175.5	1,951.0	2,078.1	2,335.7	2,081.2	2,392.6
関税局	593.1	630.3	537.7	643.6	862.4	616.7	721.5
その他役所(2)	20.9	22.0	15.7	21.0	22.2	16.9	25.5
税収合計	2,565.8	2,827.8	2,504.4	2,742.7	3,220.3	2,714.8	3,139.6
GDPに対する割合(現行市場価格)	14.0%	14.5%	14.0%	14.1%	14.6%	14.0%	14.0%
税外収入：							
BTr収入	114.2	146.5	219.7	125.3	154.8	74.7	63.4
手数料及びその他の費用	52.7	55.4	23.1	31.7	26.4	31.2	41.7
民営化	15.7	0.8	0.5	0.3	1.6	0.5	0.5
その他(国外補助金を含む。)	101.8	106.9	108.3	105.1	142.4	60.3	58.9
税外収入合計	284.3	309.4	351.3	262.5	324.1	166.7	164.5
歳入合計	2,850.2	3,137.5	2,856.0	3,005.5	3,545.5	2,881.5	3,304.1
歳出							
地方自治体に対する割当	575.7	618.0	804.5	892.7	1,103.3	655.8	825.9
支払利息							
国外	106.0	110.6	101.4	96.1	119.4	142.6	110.3
国内	243.2	250.3	279.1	333.3	383.5	389.0	402.3
支払利息合計	349.2	360.9	380.4	429.4	502.9	531.5	512.6
税支出	21.6	27.3	33.1	36.7	39.8	14.5	14.5
助成金	136.7	201.5	230.4	184.8	200.4	231.4	172.3
株式及び純貸出	8.9	20.4	34.9	47.5	38.4	85.5	40.9
その他	2,316.5	2,569.6	2,745.4	3,066.6	3,274.9	3,218.5	3,388.4
歳出合計	3,408.4	3,797.7	4,227.4	4,675.6	5,159.6	4,737.1	4,954.6
黒字／(赤字)	(558.3)	(660.2)	(1,371.4)	(1,670.1)	(1,614.1)	(1,855.6)	(1,650.5)
融資							
国内純借入	591.5	691.5	1,898.4	1,920.7	1,576.8	1,940.6	1,646.9
国内総借入	594.5	693.8	1,998.7	2,010.1	1,643.4	2,491.0	1,650.3
控除：償却額	2.9	2.4	100.3	89.6	66.6	550.4	3.4
国外純借入	191.8	184.8	600.8	331.5	389.6	332.5	428.3
純融資需要合計	783.3	876.3	2,499.2	2,252.2	1,966.4	2,273.1	2,075.2
現金残高の増減	(52.7)	(224.6)	701.7	66.1	(119.1)		

出典：BTr、財務省、予算行政管理省

注：

- (1) GFSM2014のコンセプトに従い、債務償却の報告は、BSFから支払われたものを含む債権者への実際の元本返済を反映している一方、資金調達には債券交換等の負債管理取引の総収入が含まれる。政府による予算・融資プログラムの定期的な見直しに基づき調整された。

(2) 環境天然資源省、入国管理局、陸運室その他の政府機関の税収を表す。

歳入財源

政府は、税源及び税外財源の双方から歳入を得ている。主な歳入源には、所得税、付加価値税、物品税及び関税が含まれる。主な税外収入源は、預金利息、GOCCから受領した金額及び民営化による受領額から成る。

2018年度の政府歳入総額は、2017年度に計上された2,473.1十億ペソから15.2%増加して2,850.2十億ペソとなった。2018年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,846.3十億ペソを0.14%又は3.9十億ペソ上回った。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。内国歳入局の2018年度の徴収額は、2017年度に計上された1,772.3十億ペソから10.1%増加して1,951.9十億ペソとなった。関税局は、2018年度において、2017年度に計上された458.2十億ペソから29.4%増加して593.1十億ペソの徴収額を計上した。2018年度のBTR収入を含む税外収入は、2017年度に計上された222.4十億ペソから27.8%増加して284.3十億ペソとなった。

2019年度の政府歳入総額は、2018年度に計上された2,850.2十億ペソから10.1%増加して3,137.5十億ペソとなった。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。内国歳入局の2019年度の徴収額は、2018年度に計上された1,951.9十億ペソから11.5%増加して2,175.5十億ペソとなった。内国歳入局は、2019年度において、2018年度に計上された593.1十億ペソから6.3%増加して630.3十億ペソの徴収額を計上した。2019年度の税外収入は、2018年度に計上された284.3十億ペソから8.8%増加して309.3十億ペソとなった。

2020年度の政府歳入総額は、2019年度に計上された3,137.5十億ペソから9.0%減少して2,856.0十億ペソとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症による経済的影響の結果、2020年に内国歳入局及び関税局による徴収額が減少したことによるものであり、その影響は、2020年には2019年の同時期と比較して税外収入の徴収額が増加したことにより一部相殺された。内国歳入局の2020年度の徴収額は、2019年度に計上された2,175.5十億ペソから10.3%減少して1,951.0十億ペソとなった。関税局は、2020年度において、2019年度に計上された630.3十億ペソから14.7%減少して537.7十億ペソの徴収額を計上した。2020年度の税外収入は、2019年度に計上された309.6十億ペソから13.5%増加して351.3十億ペソとなった。

2021年度の政府歳入総額は、2020年度に計上された2,856.0十億ペソから5.2%増加して3,005.5十億ペソとなった。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。2021年度の内国歳入局の徴収額は、2020年度に計上された1,951.0十億ペソから6.5%増加して2,078.1十億ペソとなった。関税局は、2021年度において、2020年度に計上された537.7十億ペソから19.7%増加して643.6十億ペソの徴収額を計上した。2021年度のその他の税収入は、2020年度に計上された15.7十億ペソから33.8%減少して21.0十億ペソとなった。2021年度の税外収入は、2020年度に計上された351.3十億ペソから25.3%減少して262.5十億ペソとなった。

2022年度の政府歳入総額は、暫定値によれば、2021年度に計上された3,005.5十億ペソから18.0%増加して3,545.5十億ペソとなった。内国歳入局の2022年度の徴収額は、2021年度に計上された2,078.1十億ペソから12.4%増加して2,335.7十億ペソとなった。関税局は、2022年度において、2021年度に計上された643.6十億ペソから34.0%増加して862.4十億ペソの徴収額を計上した。2022年度のその他の税収入は、2021年度に計上された262.5十億ペソから23.5%増加して324.1十億ペソとなった。

歳出

2018年度の政府歳出総額は、2017年度に計上された2,823.8十億ペソから20.7%増加して3,408.4十億ペソとなったが、当年度の計画目標の3,370.0十億ペソを38.4十億ペソ又は1.1%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の中央政府歳出勘定が計画を4.0%下回って2,316.5十億ペソであったことにあった。

2019年度の政府歳出総額は、2018年度に計上された3,408.4十億ペソから11.4%増加して3,797.7十億ペソとなった。これは主に、地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことに加え、その他の中央政府歳出勘定が増加したことによるものである。2019年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である3,769.7十億ペソを0.7%上回った。

2020年度の政府歳出総額は、2019年度に計上された3,797.7十億ペソから11.3%増加して4,227.4十億ペソとなった。これは主に地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことによるものである。この増加は主に、主に新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための政府の取り組みに関連する支出が増加したことによるものである。2020年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である4,335.2十億ペソを2.5%下回った。

2021年度の政府歳出総額は、2020年度に計上された4,227.4十億ペソから10.6%増加して4,675.6十億ペソとなった。この増加は主に、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため政府の取り組みに関連する支出が増加したことによるものである。

2022年度の政府歳出総額は、2021年度に計上された4,675.6十億ペソから10.4%増加して5,159.6十億ペソとなった。この増加は、回復、成長、持続可能性に重点を置いた支出の増加によるものである。主要な目標には、新型コロナウイルス感染症の中での回復力の構築、回復に向けたモメンタムの維持、インフラ開発の継続の支出が含まれる。

政府予算

予算プロセス

1987年行政法により、政府は国家予算を策定し実行することが義務づけられている。大統領は、毎年7月の第4月曜日に会期が始まる通常国会の開会から30日以内に議会に予算を提出する。予算は下院で検討され、一般歳出予算法案となる。次いで上院が予算を検討する。その後、両院の議員から構成される協議委員会が共通の法案を策定する。両院で予算が承認されると、法案は大統領に提出され、その署名によって一般歳出予算法となる。

2019年度以前に、政府は負担ベースの支出制度を用いて予算を策定した。負担ベースの支出は、既存の有効な契約が存在する限り、商品及びサービスの引渡し並びに債務の支払いを承認する。予算の支出や商品又はサービスを提供しなければならない期限はない。その結果、政府は、たとえ予算の有効性を超えていても、納入の受入れ時に供給者に支払うための資金を提供しなければならない。

2019年度からは、タイムリーな事業の完了を促進するために、現金主義の予算制度が採用された。現金主義の予算は、機関が契約上の義務を負い、会計年度内に納入された商品及び提供されたサービスを検査したもののみの支払いを認めている。

2020年度予算

2020年1月6日、ドゥテルテ大統領（当時）は、共和国法第11465号（又は2020年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2020年度予算では、計画歳出が2019年度予算の3.662兆ペソよりも12%多い4.1兆ペソとした。

2020年度予算で最も大きな配分である692.6十億ペソを受け、次に公共事業道路省が581.7十億ペソの配分を受けた。

2021年度予算

2020年12月28日、ドゥテルテ大統領（当時）は、共和国法第11518号（又は2021年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2021年度予算では、計画歳出が2020年度予算の4.1兆ペソよりも10%多い4.5兆ペソとした。

2021年度予算は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に対応した復興の青写真として策定された。社会事業部門は予算総額の約37%に相当し、2021年度予算の中で最大の配分となる総額1.7兆ペソを割り当てられている。次に経済事業部門が続き、これにはドゥテルテ政権のインフラ整備計画「Build Build Build」が含まれ、予算の約29%に当たる1.3兆ペソが割り当てられている。最後に、一般公共事業部門には予算の約17%に相当する0.8兆ペソが割り当てられた。

下表は、2021年度調整後割当額に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2020年度の調整割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2021年度 割当額	2020年度 調整割当額	2021年度 2020年度比 増減
(単位：十億ペソ)			
教育省 ⁽¹⁾	751.7	692.6	8.5%
公共事業道路省	695.7	581.7	19.6%
内務自治省	249.3	241.6	3.2%
社会福祉開発省	176.9	200.5	(11.8)%
国防省	205.8	192.1	7.1%
保健省 ⁽²⁾	210.2	175.9	19.5%
運輸省	87.9	100.6	(12.6)%
農業省	71.0	64.7	9.7%
司法	45.3	41.2	10.0%
環境天然資源省	37.1	17.4	113.2%

注：

- (1) 国立総合大学及び国立単科大学、フィリピン高等教育委員会並びにフィリピン労働雇用技術教育技能教育庁を含む。
- (2) フィリピン健康保険公社を含む。

2022年度予算

2021年12月30日、当時のドゥテルテ大統領は、共和国法第11639号（2022年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2022年度予算では、計画歳出を2021年度予算の4.5兆ペソよりも11.5%多い5.024兆ペソとした。

2022年度予算は、新型コロナウイルス感染症の蔓延の中で回復力を構築したり、復興に向けた勢いを維持することや、整備されてきたインフラという遺産を受け継がせ続けることに焦点を当てたプログラム、活動、計画に資金を提供するフィリピンの主要な財政刺激策である。教育省に2022年度の予算で最も多い773.6十億ペソが割り当てられ、それに続いて公共事業道路省には686.1十億ペソが割り当てられた。

2023年度予算

2022年12月5日、マルコス大統領は、共和国法第11936号（2023年度一般歳出法）に署名し、これを成立させた。2023年度予算では、計画歳出を2022年度予算の5.024兆ペソよりも4.9%多い5.268兆ペソとした。

2023年度予算は、新型コロナウイルス感染症からの国の経済回復を加速することに焦点を当てたプログラム、活動、計画に資金を提供し、教育、保健、農業、社会的セーフティーネット、及びインフラ開発という遺産を受け継がせることに重点を置いたフィリピンの主要な財政刺激策である。教育省に2023年度の予算で最も多い710.6十億ペソが割り当てられ、総額1,248.3兆ペソが共和国政府の2023年度のインフラ整備プログラムに配分された。

(6) 【公債】

債務

対外債務

民間部門の対外債務について、融資が(i)公的部門によって保証される場合又は(ii)フィリピンの金融制度により外国為替によって行われる場合は、バンコ・セントラルの承認を要する。

下表は、バンコ・セントラルの承認及び登録されている対外債務残高合計をまとめたものである。

バンコ・セントラル承認済対外債務					
12月31日現在					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
(単位：％を除き、百万ドル)					
満期期限：					
短期 ⁽¹⁾	16,068	17,208	14,209	15,090	16,619
中長期	62,892	66,410	84,279	91,339	94,649
合計	78,960	83,618	98,488	106,428	111,268
債務者 ⁽²⁾ ：					
金融制度	22,672	23,943	21,559	23,539	23,672
公共部門 ⁽³⁾	56,287	59,675	76,929	82,889	87,596
合計	78,960	83,618	98,488	106,428	111,268
債権者分類：					
銀行及び金融機関	26,529	26,478	24,006	23,695	25,446
供給者	3,015	4,187	3,136	3,687	3,994
多国間	13,746	14,428	21,407	27,125	29,375
二国間	10,931	10,964	12,752	12,508	12,835
長期債券 / 中期債券保有者	22,684	25,449	35,028	36,940	36,817
その他	2,054	2,112	2,160	2,474	2,802
合計	78,960	83,618	98,488	106,428	111,268
割合：					
財・サービスの輸出債務返済負担	6.6%	6.7%	6.7%	7.5%	6.3%
対GNI債務返済負担	2.1%	2.1%	1.9%	2.2%	2.0%
対GNI対外債務	20.6%	20.2%	25.3%	26.1%	26.0 ⁽⁴⁾ %

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 当初満期1年又はそれ未満の債務。
- (2) 債権者分類は、関連融資又は契約の更改に基づく主たる債務者による。
- (3) 政府保証の有無を問わず公的部門の債務を含む。公的銀行を含まない。
- (4) 暫定値。

政府資金調達活動

下表は、2017年から2023年5月まで融資機関によって承認を受けた又は政府機関によって活用された主要なプログラム融資をまとめたものである。

プログラム融資及びインフラプロジェクト融資	債権者	金額	署名年月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	100百万ユーロ	2017年10月
学校から仕事へのトランジションプログラムの円滑化、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2017年11月
資本市場改革による投資の促進、サブプログラム2	ADB	300百万ユーロ	2017年12月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2018年8月
包括的金融開発プログラム(サブプログラム1)	ADB	474百万ドル	2018年10月
マラウィ市の再建と回復のための緊急支援資金	ADB	300百万ドル	2018年12月
中等教育支援プログラム	ADB	300百万ドル	2018年6月
財政運営の改善プロジェクト	世界銀行	450百万ドル	2019年3月
社会福祉の発展及び改革プロジェクトII(追加融資)	世界銀行	300百万ドル	2019年6月
地方ガバナンス改革プログラム(サブプログラム1)	ADB	300百万ドル	2019年12月
青少年の学校から就職への移行促進プログラム(サブプログラム2)	ADB	400百万ドル	2019年12月
競争力及び自然災害に対する強靱性の強化サブプログラム1 開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2019年12月
フィリピン・韓国プロジェクト準備施設	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	50百万ドル	2020年1月
メトロマニラ優先橋耐震改修計画II	JICA	4,409百万ドル	2020年3月
新型コロナウイルス感染症積極的対応及び支出支援プログラム	ADB	1,500百万ドル	2020年4月
社会保障支援プロジェクト	ADB	200百万ドル	2020年4月
第三災害リスク管理の開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2020年4月
フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対応プロジェクト	世界銀行	100百万ドル	2020年4月
資本市場生成インフラ・ファイナンスへの支援サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年6月
社会支援拡大プログラム	ADB	500百万ドル	2020年6月
新型コロナウイルス感染症積極的対応及び支出プログラム	AIIB	750百万ドル	2020年6月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	150百万ユーロ	2020年6月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	100百万ユーロ	2020年6月
ダバオ市バイパス建設計画II	JICA	35十億円	2020年6月
セブ-マクタン橋(第4橋)及び沿岸道路建設計画	JICA	119十億円	2020年6月
緊急新型コロナウイルス感染症対応開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2020年6月
地方ガバナンス改革プロジェクト	ADB	27百万ドル	2020年7月
新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援融資	JICA	50十億円	2020年7月
土地区画整理事業への支援	世界銀行	370百万ドル	2020年7月
競争的及び包摂的農業開発プログラム サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年8月
包括的開発プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2020年8月
耐災害性向上プログラム	ADB	500百万ドル	2020年9月
災害後スタンバイローン(フェーズII)	JICA	50十億円	2020年9月
アンガット水供給改善プロジェクト追加融資	ADB	126百万ドル	2020年10月

新型コロナウイルス感染症緊急事態対応プログラム貸付	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	100百万ドル	2020年10月
フィリピン受益者優先社会保護プロジェクト	世界銀行	600百万ドル	2020年11月
フィリピン税関近代化計画	世界銀行	88百万ドル	2020年12月
KALAH-I-CIDSS国家コミュニティ主導開発プロジェクトに対する追加資金	世界銀行	300百万ドル	2020年12月
競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の強化サブプログラム2 開発政策融資	世界銀行	600百万ドル	2020年12月
フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2020年12月
青年学校から職場への移行支援プログラム、サブプログラム3	ADB	400百万ドル	2020年12月
EDSA緑道プロジェクト	ADB	123百万ドル	2020年12月
EDSA緑道プロジェクト	AIF	15百万ドル	2020年12月
海上安全強化事業	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	105百万ドル	2021年1月
緊急新型コロナウイルス感染症対応プロジェクトに関する追加資金	世界銀行	500百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な新型コロナウイルス感染症に対処するための第2次保健システム強化	ADB	400百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な新型コロナウイルス感染症に対処するための第2次保健システム強化	AIIB	300百万ドル	2021年3月
安全フィリピンプロジェクトフェーズ1	CEXIM	276百万ドル	2021年6月
フィリピン農村開発プロジェクト第2次追加融資（PRDP-AF2）	世界銀行	280百万ドル	2021年7月
フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2021年7月
青年学校から職場への支援プログラム、サブプログラム3	ADB	400百万ドル	2021年8月
フィリピン地震リスク軽減・強靱化プロジェクト	世界銀行	300百万ドル	2021年9月
地方ガバナンス改革プログラム、サブプログラム2	ADB	400百万ドル	2021年11月
フィリピン災害危機繰延引出オプション付き第4次災害リスク管理開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2021年11月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な新型コロナウイルス感染症に対処するための第2次保健システム強化 - 追加融資	ADB	250百万ドル	2021年12月
地方レベルでの災害リスク低減強化	フランス開発庁	250百万ユーロ	2021年12月
マニラ首都圏橋梁プロジェクト	ADB	175百万ドル	2021年12月
ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム、サブプログラム1	ADB	600百万ドル	2021年12月
競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の強化サブプログラム3 開発政策融資	世界銀行	600百万ドル	2021年12月
緊急新型コロナウイルス感染症対応プログラムに対するプログラム融資	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	100百万ドル	2021年12月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な新型コロナウイルス感染症に対処するための第2次保健システム強化 - 追加融資	AIIB	250百万ドル	2021年12月
フィリピン緊急新型コロナウイルス感染症対応プロジェクト - 追加融資2	世界銀行	300百万ドル	2021年12月

メトロ・マニラ地下鉄プロジェクトフェーズI（第2回トランシェ貸付）	JICA	253十億円	2022年2月
Panay-Guimaras-Negros島橋プロジェクトのエンジニアリングサービス	韓国-輸出入銀行-対外経済協力基金	56百万ドル	2022年4月
新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援融資II	JICA	30十億円	2022年4月
サマル島・ダバオ市連結プロジェクト	CEXIM	20億人民元	2022年5月
気候変動行動計画サブプログラム1	ADB	250百万ドル	2022年6月
資本市場生成インフラ・ファイナンスのサポート、サブプログラム2	ADB	400百万ドル	2022年6月
南通勤鉄道計画（トランシェ1）	ADB	1,750百万ドル	2022年6月
気候変動行動計画サブプログラム1 （政府譲許的融資）NEDA理事会で承認されたパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ1）別名「中国政府融資によるパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する優先橋建設プロジェクト」	フランス開発庁 CEXIM	150百万ユーロ 406百万人民元	2022年12月 2023年1月
（優先的買主信用貸付契約）NEDA理事会で承認されたパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ1）別名「中国政府融資によるパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する優先橋建設プロジェクト」	CEXIM	59百万ドル	2023年1月
（政府譲許的融資）NEDA理事会で承認されたパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ2）別名「中国政府融資によるパッシング・マリキナ川とマンガハン洪水水路を横断する優先橋建設プロジェクト」	CEXIM	278百万人民元	2023年1月
（優先的買主信用貸付契約）NEDA理事会で承認されたパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する3つの優先橋建設プロジェクト（契約パッケージ2）別名「中国政府融資によるパッシング・マリキナ川とマンガハン放水路を横断する優先橋建設プロジェクト」	CEXIM	42百万ドル	2023年1月
競争的及び包摂的農業開発プログラム、サブプログラム2	ADB	500百万ドル	2023年2月
ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム、サブプログラム1	ADB	500百万ドル	2023年2月
ポスト新型コロナウイルス感染症ビジネス及び雇用回復プログラム、サブプログラム1	AIIB	500百万ドル	2023年2月
第2次フィリピン金融セクター改革開発政策融資	世界銀行	600百万ドル	2023年2月
南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツパン）(II)（別名NSCR第1フェーズJICA追加融資）	JICA	107十億円	2023年2月
南北通勤鉄道延伸事業、別名NSCR延伸事業の第2回JICAトランシェ貸付	JICA	270十億円	2023年2月
フィリピン政府により承認されたメトロ・レール・トランジット・ライン（MRT）3号線改修プロジェクト（II）（別名「メトロ・レール・トランジット・ライン3号線（MRT 3）改修プロジェクトのための補足融資」）	JICA	17,399十億円	2023年5月

出典：国際金融グループ、財務省

公的部門債務

下表は、指定された日付現在の共和国の連結公的部門債務残高である。

連結公的部門債務残高(1) 12月31日現在					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
(単位：％を除き、十億ペソ)					
連結非金融公的部門の 総計					
対内	4,000.6	4,280.4	5,771.3	7,097.2	8,021.7
対外	2,618.4	2,728.9	3,201.7	3,592.9	4,226.6
合計	6,619.0	7,009.3	8,973.0	10,690.2	12,248.3
金融公的企業					
BSP(2)					
対内	3,746.3	3,868.3	4,868.7	4,664.8	4,580.9
対外	211.6	193.2	183.5	330.2	340.4
合計	3,957.8	4,061.5	5,052.3	4,995.0	4,921.3
GFIs(3)					
対内	18.0	33.1	56.0	43.6	30.2
対外	143.6	130.7	113.9	104.2	117.7
合計	161.5	163.8	169.9	147.8	147.9
対内	3,764.2	3,901.4	4,924.7	4,708.4	4,611.1
対外	355.1	323.9	297.4	434.4	458.0
合計	4,119.4	4,225.3	5,222.1	5,142.8	5,069.2
控除：セクター内保有 債券					
対内					
GF I及びBSPの保有 する国債	844.1	908.7	2,131.5	2,539.1	2,640.8
BSPにある政府預 金	170.2	159.9	798.6	907.6	431.8
BSPにあるGF I預金	422.3	502.7	740.1	698.6	638.2
BSPにあるGOCC預 金	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0
GF Iの保有する GOCCの融資 / その 他の債務	134.6	161.2	183.6	189.4	195.4
BSPの保有するGF I の融資 / その他の 債務	53.3	53.6	36.0	36.0	27.6
GF Iの保有する地 方政府の債務	74.6	87.8	93.9	120.0	160.0
合計	1,699.5	1,874.1	3,983.7	4,490.6	4,093.9
BSPの保有する政 府の債務					
合計	81.7	85.9	92.4	87.5	78.6
合計	1,781	1,960	92.4	87.5	78.6
公的部門の総計					
対内	6,065.3	6,307.7	6,712.4	7,315.0	8,538.9
対外	2,891.8	2,966.9	3,406.7	3,939.8	4,606.1
合計	8,957.1	9,274.6	10,119.1	11,254.8	13,145.0

出典：財政政策企画室、財務省

注：

(1) 連結公的部門は、セクター内保有債券を除く一般政府部門、公的非金融企業及び公的金融企業からなる。

- (2) 担保付決済口座、定期預金ファシリティ、デリバティブ負債、貸倒引当金繰入額及び国際準備金の再評価を除くBSPのすべての負債を含む。
- (3) DBP、LBP及び貿易投資開発会社のすべての負債を含む。

下表は、指定された日付現在の共和国の連結非金融公的部門債務残高である。

公的部門債務残高(1)					
12月31日現在					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
(単位：%を除き、十億ペソ)					
合計(2)	6,619.0	7,009.3	8,973.0	10,690.1	12,248.3
対内	4,000.6	4,280.4	5,771.3	7,097.2	8,021.7
対外	2,618.4	2,728.9	3,201.7	3,592.9	4,226.6
中央政府	7,292.5	7,731.3	9,795.0	11,728.5	13,418.9
対内	4,776.9	5,127.6	6,694.7	8,170.4	9,208.4
対外	2,515.6	2,603.7	3,100.3	3,558.1	4,210.5
公的非金融企業 (GOCCs)(3)	408.1	430.2	399.7	367.3	347.4
対内(3)	233.5	236.7	234.2	246.7	236.7
対外(3)	174.7	193.6	165.5	120.6	110.7
特別予算:NIA及びPNR	2.6	1.2	1.1	1.0	0.9
対内	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0
対外	1.4	1.2	1.0	1.0	0.9
地方政府単位(LGU) (4)	94.2	107.2	113.1	136.6	174.5
対内	94.2	107.2	113.1	136.6	174.5
対外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
控除:社債減債基金 (BSF)(5)	501.9	562.0	640.0	698.6	706.3
対内	433.7	497.4	579.5	616.7	616.3
対外	68.2	64.6	60.5	81.9	90.0
セクター内保有債券 (対内)	604.2	623.4	638.2	801.2	952.5
社会保障機関(SSI) の保有する政府債務	595.7	613.9	628.6	791.9	943.8
LGUの保有する政府 債務	0.0	0.01	0.01	0.003	0.002
地方自治体開発基金 局(MDFO)の保有する LGU債権	8.4	9.5	9.6	9.3	8.7
GOCCの保有する政府 債務	20.6	25.1	11.2	9.7	8.8
政府からGOCCへの転 貸	46.6	45.3	41.8	28.9	20.3
セクター内保有債券 (対外)	5.1	4.9	4.7	4.9	5.4
政府の保有するGOCC 債務	5.1	4.9	4.7	4.9	5.4
合計(GDPの割合)	49.0%	47.5%	56.4%	58.0%	59.7%
対内(GDPの割合)	43.5%	45.2%	37.4%	37.7%	38.8%
対外(GDPの割合)	20.7%	21.3%	19.0%	20.3%	20.9%

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結非金融公的部門は、一般政府部門及び公的非金融企業からなる。連結非金融公的部門には、公的金融企業は含まれない。
- (2) 改訂された方法論に基づく政府債務は偶発債務を除く。
- (3) 特別予算の項目を除く(NIA及びPNR)。
- (4) 2016年第4四半期以降、LGUが保証している民間銀行からの借入。
- (5) 証券安定基金及び社債減債基金の保有する政府債務の調整を含む。

2018年12月31日現在、2017年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の50.7%と比較して、連結公的部門債務残高は約9.0兆ペソであり、共和国のGDPの49.0%に相当する。2018年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は6.3兆ペソであり、2017年12月31日現在に記録した5.8兆ペソから8.7%上昇した。内国債の合計は2017年12月31日現在の3.6兆ペソと比較して5.5%上昇し、2018年12月31日現在で3.8兆ペソであった。外債は、2017年12月31日現在の2.1兆ペソから14.0%増加し、2018年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2017年12月31日から2018年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2019年12月31日現在、2018年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の49.0%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は9.3兆ペソであり、共和国のGDPの47.5%に相当する。2019年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は6.7兆ペソであり、2018年12月31日現在に記録した6.3兆ペソから5.9%上昇した。内国債の合計は2018年12月31日現在の3.8兆ペソと比較して7.3%上昇し、2019年12月31日現在で4.1兆ペソであった。外債は、2018年12月31日現在の2.4兆ペソから3.7%増加し、2019年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2018年12月31日から2019年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2020年12月31日現在、2019年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の47.5%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は10.1兆ペソであり、共和国のGDPの56.4%に相当する。2020年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は8.6兆ペソであり、2019年12月31日現在に記録した6.7兆ペソから29.7%上昇した。内国債の合計は2019年12月31日現在の4.1兆ペソと比較して35.9%上昇し、2020年12月31日現在で5.6兆ペソであった。外債は、2019年12月31日現在の2.5兆ペソから2.0%増加し、2020年12月31日現在で3.0兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2019年12月31日から2020年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2021年12月31日現在、2020年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の56.4%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は11.3兆ペソであり、共和国のGDPの58.0%に相当する。2021年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は10.4兆ペソであり、2020年12月31日現在に記録した8.6兆ペソから20.1%上昇した。内国債の合計は2020年12月31日現在の5.6兆ペソと比較して23.2%上昇し、2021年12月31日現在で6.9兆ペソであった。外債は、2020年12月31日現在の3.0兆ペソから14.4%増加し、2021年12月31日現在で3.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2020年12月31日から2021年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2022年12月31日現在、2021年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の58.0%と比較して、連結公的部門債務残高の暫定の総計は13.1兆ペソであり、共和国のGDPの59.7%に相当する。2022年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は11.9兆ペソであり、2021年12月31日現在に記録した10.4兆ペソから15.1%上昇した。内国債の合計は2021年12月31日現在の6.9兆ペソと比較して13.4%上昇し、2022年12月31日現在で7.8兆ペソであった。外債は、2021年12月31日現在の3.5兆ペソから18.5%増加し、2022年12月31日現在で4.1兆ペソであった。

共和国の直接債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接債務残高をまとめたものである。

共和国の直接債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在						
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)					
中長期債務⁽⁴⁾	6,337,111	6,797,270	7,240,159	8,838,966	10,932,406	13,208,790
対内	4,125,941	4,281,605	4,636,469	5,738,647	7,374,271	8,992,593
対外(米ドル)	44,261	47,860	51,252	64,562	69,803	74,494
短期債務⁽⁵⁾						
対内	314,369	494,306	491,131	956,040	796,143	435,374
債務合計	6,652,430	7,292,500	7,731,290	9,795,006	11,728,549	13,644,164

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。

- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 2022年11月30日現在の暫定値を使用。
- (4) 当初満期1年又はそれ以降の債務。
- (5) 当初満期1年未満の債務。

共和国の直接内国債

下表は、指定された日付現在の共和国の直接内国債残高をまとめたものである。

	直接内国債残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：百万ペソ)					
融資						
直接	156	156	156	156	540,156	156
引受 ⁽⁵⁾	792	792	792	792	0	0
合計融資	948	948	948	948	540,156	156
有価証券						
短期国債	314,369	494,306	486,170	949,479	796,143	435,374
中期 / 長期国債	4,125,942	4,281,605	4,640,482	5,744,260	7,374,115	8,992,437
有価証券合計	4,440,312	4,775,911	5,126,652	6,693,739	8,170,414	9,427,967
合計債務	4,441,260	4,776,859	7,731,290	9,795,006	11,728,549	13,644,164

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 2022年11月30日現在の暫定値を使用。記載された期間末日の翌営業日である2022年12月1日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (4) フィリピン開発銀行、国家開発公社及びフィリピン・ナショナル・バンクによって引き受けられた融資。

下表は、指定された年の共和国の直接内国債返済金額を示したものである。

年	共和国の直接内国債返済金額 ⁽¹⁾			
	元本返済	支払利子	合計 ⁽²⁾	
	(単位：百万ペソ)		(単位：百万ペソ)	(単位：百万ドル)
2017年	229,330	206,571	435,902	8,718
2018年	315,461	223,751	539,213	10,307
2019年	481,575	360,874	842,449	16,583
2020年	430,832	255,390	686,222	14,290
2021年	537,451	333,335	870,786	17,088
2022年 ⁽³⁾	617,867	405,678	1,023,545	18,620
2023年 ⁽³⁾	897,170	451,008	1,348,178	24,526
2024年 ⁽³⁾	1,003,470	479,584	1,483,054	26,979

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府から保証されたGOCC及びその他の公的部門に転貸されている政府債務について、また、その他の公的部門による当初保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を除く。
- (2) 各期間の終了時にバンコ・セントラルの該当する基準為替相場を用いて、ペソ金額は米ドルに換算した。2022年から2024年のペソ金額は2022年7月1日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて米ドルに換算した。

(3) 2022年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

共和国の直接対外債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接対外債務残高をまとめたものである。

共和国の直接対外債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在						
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：百万ドル)					
融資：						
多国間	10,709	11,726	12,793	19,275	22,574	25,049
二国間	6,238	6,289	6,484	8,042	8,308	7,957
商業	10	7	5	2	1	1
融資合計	16,957	18,022	51,252	27,319	30,883	41,488
有価証券：						
ユーロ建債	0	0	841	2,387	4,609	4,215
日本円建債	891	2,316	3,184	2,388	1,687	1,693
フィリピン・ ペソ建債	2,596	2,467	2,553	2,700	1,679	968
中国元建債	-	212	569	607	392	0
米ドル建債	23,817	24,842	24,823	29,161	30,553	34,611
有価証券合計	27,304	29,838	31,970	37,243	38,920	41,487
総計	44,261	47,860	51,252	64,562	69,803	74,494

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2022年11月30日現在の暫定値を使用。

下表は、記載の日付現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドルの同等額を示したものである。

共和国の通貨別直接対外債務残高の概要 ⁽¹⁾ 2021年12月31日現在			
	原通貨額	米ドルの同等額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
	(単位：％を除き、別段の記載がない限り、百万)		
米ドル	52,593	52,593	75.3%
日本円	938,821	8,156	11.7%
ユーロ	5,760	6,545	9.4%
ペソ	84,250	1,679	2.4%
その他の通貨	-	830	1.2%
合計	-	69,803	100.0%

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 記載された期間末日の翌営業日である2022年1月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接対外債務返済金額を示したものである。

年	共和国の直接対外債務返済金額 ⁽¹⁾		
	元本返済	支払利子	合計
	(単位：百万ドル)		
2017年 ⁽²⁾	2,813	2,003	4,816
2018年 ⁽²⁾	2,114	2,013	4,127
2019年 ⁽²⁾	2,637	2,108	4,746
2020年 ⁽²⁾	2,832	1,987	4,819
2021年 ⁽³⁾	4,816	1,951	6,767
2022年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2,400	2,197	4,597
2023年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2,235	2,584	4,819
2024年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	3,968	3,548	7,515

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門又は政府により保証された政府債務の転貸しについて、また、その他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務以外の債務返済を除く。
- (2) 支払日のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2022年7月1日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) 2021年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

政府保証付債務

下表は、指定された日付現在の共和国の政府による引受保証を含む債務保証を示したものである。

共和国の保証残高の概要 ⁽¹⁾⁽²⁾					
12月31日現在					2022年 7月31日 ⁽¹⁾
2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	⁽³⁾
(単位：十億)					
合計（ペソ）	478.1	487.6	488.8	458.3	388.0
対内（ペソ）	197.5	197.5	260.8	254.4	179.6
対外（ペソ）	280.6	290.0	228.0	203.9	208.4
対外（米ドル） ⁽⁴⁾	5.6	5.5	4.5	4.2	3.7 ⁽⁶⁾
				4.5 ⁽⁵⁾	

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府により当初保証され、その他の公的部門に保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を含む。
- (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 2022年11月30日現在の暫定値を使用。
- (4) 記載の期間日の翌営業日のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (5) 記載の期間日の翌営業日である2022年1月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (6) 記載の期間日の翌営業日である2022年12月1日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

政府は、GOCCに発行された債務保証及び共和国の官民パートナーシップ・イニシアティブの下で規定されている契約上の義務を広く含む契約上の偶発債務を監視及び管理している。政府は、BTrを通じて、財務書類において、偶発債務に関し、政府直接保証及びGFI引受保証された債務残高のみを月単位で細分化して開示している。

プロジェクトに関する完全なデータがない場合、政府のエクスポージャーの範囲が確立されていないため、官民パートナーシップ・イニシアティブに基づくプロジェクトに対応する偶発債務は、上記の開示から一部除外されている。

上記に関連して、偶発債務の報告は、政府の様々なレベルにおいて存在する。例えば、官民パートナーシップ・センターは、官民パートナーシップ・イニシアティブを通して政府が実施するプロジェクトに関連する負債を報告している。様々な原因に由来するその他の偶発債務額は、その他の事業体によって開示されている。例えば、住宅保険保証公社は発行した保証額を開示し、フィリピン預金保険公社は、預金保険ファンドの負債を開示し、社会保障期間は年金の未積み立て債務を開示している。

政府は偶発債務についてより詳細な記述を含む財政リスク書類（以下「FRS」という。）を毎年公表している。これには、上記の保証に対する潜在的な支払い要求に起因する潜在的な財政リスクだけでなく、その他の原因による偶発債務が生じる潜在的な請求、例えば、官民パートナーシップ契約等を含む。2021年のFRSによると、2020年の官民パートナーシップ等から生じる偶発債務は、311.8十億ペソと推定され、2020年の潜在的予算流出は、およそ331十億ペソと推定される。

2013年の年次監査報告書（以下「2013年次報告書」という。）において、監査委員会は、政府の偶発債務の開示に関する調査結果を報告したが、監査委員会は、約1,030.5十億ペソは含まれていないと述べた。そのうち約920.3十億ペソは、建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクトから生じる不確定偶発債務に関連している。残りの約32.3十億ペソは政府及びDBPが発行した未払い保証に関連し、約77.9十億ペソは政府に保証された民間部門債権者の対外借入に関連している。2013年次報告書において、監査委員会は、BTrに対し、政府が偶発債務の報告を改訂するよう様々な勧告を行った。

以来、政府は、政府の偶発債務の監視と報告に関して透明性を向上させるための適切な措置を講じ、それらを継続してきた。また、政府は偶発債務のより効果的な監視・管理を可能にするためのいくつかのイニシアティブを推進してきた。さらに、BTrは、監査委員会及び様々な他の政府機関と協力し、偶発債務を有する政府機関とBTrとの間の情報連携を確立することにより、監査委員会の採用している新会計基準に準拠して、偶発債務の報告及び開示の改善に取り組んでいる。

対外債務の支払履歴

共和国は、過去に債務の再編、債務の買い戻し、債務の資本化、債務の借り換え、債務環境スワップ及びその他の様々な債務削減手法を実施している。共和国は、債務ポートフォリオを管理して利回りと満期状況を改善するための様々な試みを維持するつもりである。共和国は、債務調達による手取り金を、公開市場における買付けやオークションを含む様々な手法による債務有価証券の買い戻しに充当することができる。

過去数年間、二国間債権者に対しては共和国の債務再調整が複数回行われてきたものの、対外有価証券については過去20年間共和国は債務不履行を起こしておらず、元本又は利息の支払に対する再調整は行われていない。

1999年6月30日現在、共和国の二国間債権者との債務再返済義務は2.2十億ドルで、最大のエクスポージャーは日本が1.2十億ドル、米国が506百万ドルであった。

2010年10月6日に、共和国は、以下の債券の交換オファーを完了した。(i)2011年満期の8.375%の国債、2013年満期の9.0%の国債、2014年満期の8.25%の国債、2015年満期の8.875%の国債、2016年1月満期の8.0%の国債、2016年10月満期の8.75%の国債及び2017年満期の9.375%の国債を、新たに起債された2021年満期のドル建て債券（以下「新2021年国債」という。）又は再発行された2034年満期の6.375%のグローバル債券（以下「再発行2034年国債」という。）に交換し、(ii)2019年1月満期の9.875%の国債、2019年6月満期の8.375%の国債、2024年9月満期の7.5%の国債、2024年10月満期の9.5%の国債、2025年満期の10.625%の債券、2030年満期の9.5%の債券及び2031年満期の7.75%の国債を再発行2034年国債に交換した。さらに、共和国は、新2021年国債を現金化するために200百万ドルを提供した。共和国が発行した新2021年国債は元本総額約1.9十億ドル、再発行2034年国債は元本総額約947百万ドルを発行した。

下表は、指定された日付現在の共和国の発行済外貨建債残高を示したものである。

共和国の発行済外貨建債⁽¹⁾

	発行日現在の 未払残高 ⁽²⁾	2020年12月31日 現在の未払残高 ⁽³⁾	2021年12月31日 現在の未払残高 ⁽⁴⁾	2022年12月31日 現在の未払残高 ⁽⁵⁾
(単位：百万ドル)				
グローバル債	30,938	29,161	30,553	36,342
中国元建債	592	607	392	0
ユーロ建債	2,170	2,387	4,609	4,320

日本円建債	2,256	2,388	1,687	1,788
外貨建債合計	35,956	34,543	37,241	42,450

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 発行日現在のパンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (2) 2021年12月31日現在の外貨建債における発行日現在の未払残高の総額を表す。
- (3) 2021年1月4日現在の該当するパンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、米ドルに換算された。
- (4) 記載の期間日の翌営業日である2022年1月3日現在のパンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (5) 記載の期間日の翌営業日である2023年1月3日現在のパンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

減債基金制度

減債基金制度は、本書の日付現在利用していない。

[次へ](#)

2022年12月31日現在のフィリピン共和国の債務表

共和国の保証対外債務
2022年12月31日現在
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド (年間)	約定日 満期日 (日・月・年の順に 記載している。)	約定当初額		未払残高	
	基準	スプレッド	金利		(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計						6,545,613,508.42		3,462,880,919.62
I. NG保証債務						6,460,133,414.97		3,377,400,826.17
A. 融資						4,981,119,414.97		1,940,446,826.17
ユーロ						150,401,526.44		74,354,118.31
固定			3.000	16.11.1990	30.06.2023	1,829,388.21	2,893.65	3,086.37
固定			1.500	30.08.1996	31.03.2023	5,157,960.05	30,038.11	32,038.65
固定			1.500	30.08.1996	30.06.2023		41,969.97	44,765.17
固定			1.500	30.08.1996	31.03.2024		35,940.13	38,333.74
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032	13,500,000.00	2,106,967.00	2,247,291.00
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032		65,020.00	69,350.33
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2033		610,428.00	651,082.50
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2033		1,115,877.00	1,190,194.41
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2033		1,197,658.00	1,277,422.02
固定			0.400	10.11.2004	31.12.2033		341,242.00	363,968.72
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2034		664,654.00	708,919.96
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2034		160,264.00	170,937.58
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2034		261,720.00	279,150.55
固定			0.400	10.11.2004	30.12.2034		239,088.00	255,011.26
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2035		672,475.00	717,261.84
固定			2.991	31.01.2007	30.06.2025	2,536,050.00	528,343.75	563,531.44
固定			0.750	17.09.1991	31.12.2031	8,819,784.95	415,516.16	443,189.54
固定			0.750	30.12.2003	31.12.2039	25,564,594.06	7,249,096.37	7,731,886.19
固定			0.750	27.12.1996	30.12.2036	4,703,885.30	5,017,164.06	2,347,160.16
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2044	5,112,918.81	3,752,918.81	4,002,863.20
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2045	5,287,649.52	4,055,649.52	4,325,755.78
固定			0.750	08.11.1999	30.12.2039	14,699,641.58	8,332,012.52	8,886,924.55
固定			0.750	30.06.2009	30.06.2049	10,200,000.00	3,054,255.47	3,257,668.88
固定			0.750	04.12.2000	30.12.2040	9,356,641.43	5,613,984.95	5,987,876.35
固定			0.750	15.03.2004	30.12.2043	7,500,000.00	5,250,000.00	5,599,650.00
固定			0.750	29.12.2005	30.12.2045	15,000,000.00	11,500,000.00	12,265,900.00
固定			0.750	20.12.2007	30.12.2047	4,741,730.27	3,951,730.27	4,214,915.51
固定			0.750	07.04.2010	30.06.2050	7,000,000.00	6,261,000.00	6,677,982.60
日本円						2,792,428,309.99		1,170,830,525.74

SOFR	0.600	1.266	1.866	15.05.2002	15.08.2026	3,676,050,000.00	28,118,106.45	410,333,673.00	3,138,642.26
SOFR	0.000	0.000	0.000	27.04.2009	15.09.2040	4,520,780,200.00	34,579,447.75	1,684,867,274.00	12,887,549.78
固定			2.410	08.12.2003	01.08.2023	1,188,200,000.00	9,088,541.80	981,462.00	7,507.20
固定			1.860	08.12.2003	01.08.2023			10,655,400.00	81,503.15
固定			2.420	08.12.2003	01.08.2023			7,314,650.00	55,949.76
固定			2.160	08.12.2003	01.08.2023			20,247,639.00	154,874.19
固定			2.300	08.12.2003	01.08.2023			24,918,395.00	190,600.80
固定			1.910	08.12.2003	01.08.2023			6,699,698.00	51,245.99
固定			2.010	08.12.2003	01.08.2023			13,575,307.00	103,837.52
固定			1.480	08.12.2003	01.08.2023			13,099,613.00	100,198.94
固定			1.590	08.12.2003	01.08.2023			653,178.00	4,996.16
LIBORベース	0.500	-0.040	0.460	03.10.2006	15.06.2026	11,710,000,000.00	89,569,790.00	2,037,408,756.00	15,584,139.57
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	22,499,999,999.00	172,102,499.99	2,195,116,000.00	16,790,442.28
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	15,000,000,000.00	114,735,000.00	1,239,000,000.00	9,477,111.00
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	6,131,000,000.00	46,896,019.00	201,444,000.00	1,540,845.16
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			79,134,000.00	605,295.97
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	1,352,000,000.00	10,341,448.00	149,514,000.00	1,143,632.59
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			48,108,000.00	367,978.09
固定			2.700	29.03.1996	20.03.2026	24,712,000,000.00	189,022,088.00	2,498,258,000.00	19,109,175.44
固定			2.300	29.03.1996	20.03.2026			1,016,477,000.00	7,775,032.57
固定			2.700	29.05.1996	20.03.2026	10,494,000,000.00	80,268,606.00	1,748,292,000.00	13,372,685.51
固定			2.300	29.05.1996	20.03.2026			42,686,000.00	326,505.21
固定			2.500	29.03.1996	20.03.2026	5,158,000,000.00	39,453,542.00	836,661,000.00	6,399,619.99
固定			2.100	29.03.1996	20.03.2026			26,964,000.00	206,247.64
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027	876,000,000.00	6,700,524.00	110,376,000.00	844,266.02
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,228,000,000.00	55,286,972.00	613,440,000.00	4,692,202.56
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			313,461,000.00	2,397,663.19
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	1,034,000,000.00	7,909,066.00	64,071,000.00	490,079.08
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			111,051,000.00	849,429.10
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	2,746,000,000.00	21,004,154.00	77,733,000.00	594,579.72
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			39,636,000.00	303,175.76
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,555,000,000.00	111,331,195.00	3,886,596,000.00	29,728,572.80
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			535,456,000.00	4,095,702.94
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	19,990,000,000.00	152,903,510.00	5,553,168,000.00	42,476,182.03
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			215,104,000.00	1,645,330.50
固定			2.200	10.09.1998	20.09.2028	6,072,000,000.00	46,444,728.00	145,032,000.00	1,109,349.77
固定			1.700	10.09.1998	20.09.2028			1,027,860,000.00	7,862,101.14
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,081,024,000.00	8,268,752.58
固定			0.750	28.12.1999	20.12.2039	35,350,000,000.00	270,392,150.00	19,653,224,000.00	150,327,510.38
固定			0.750	28.12.1999	20.12.2039	20,529,000,000.00	157,026,321.00	11,442,326,000.00	87,522,351.57
固定			0.950	31.08.2000	20.08.2040	16,450,000,000.00	125,826,050.00	8,384,580,000.00	64,133,652.42
固定			0.750	31.08.2000	20.08.2040			863,460,000.00	6,604,605.54
固定			0.950	14.09.2001	20.09.2041	59,037,000,000.00	451,574,013.00	34,123,354,000.00	261,009,534.75
固定			0.750	14.09.2001	20.09.2041			2,093,952,000.00	16,016,638.85
固定			1.400	30.09.2008	20.09.2038	24,846,000,000.00	190,047,054.00	5,931,680,000.00	45,371,420.32
固定			0.650	30.09.2008	20.09.2048			14,491,776,000.00	110,847,594.62
固定			0.010	30.09.2008	20.09.2048			182,624,000.00	1,396,890.98
固定			1.400	25.12.2009	20.11.2039	14,608,000,000.00	111,736,592.00	2,669,102,000.00	20,415,961.20
固定			0.650	25.12.2009	20.11.2049			6,259,194,000.00	47,876,574.91
固定			0.010	25.12.2009	20.11.2049			190,890,000.00	1,460,117.61
固定			1.400	09.11.2009	20.11.2039	30,380,000,000.00	232,376,620.00	16,017,128,000.00	122,515,012.07
固定			0.010	09.11.2009	20.11.2039			69,972,000.00	535,215.83

固定			1.400	12.01.2017	20.01.2042	4,928,000,000.00	37,694,272.00	2,610,072,000.00	19,964,440.73
韓国ウォン							<u>26,152,932.00</u>		<u>15,035,289.80</u>
固定			2.500	07.05.2004	20.05.2034	33,189,000,000.00	26,152,932.00	19,080,317,000.00	15,035,289.80
米国ドル							<u>2,012,136,646.54</u>		<u>680,226,892.33</u>
固定			3.000	07.01.2010	21.01.2030	116,602,000.00	116,602,000.00	57,665,135.13	57,665,135.13
固定			2.000	20.11.2018	21.01.2039	211,214,646.54	211,214,646.54	31,682,392.76	31,682,392.76
LIBORベース	0.000	0.840	0.840	28.03.2019	17.05.2024	1,100,000,000.00	1,100,000,000.00	385,087,400.00	385,087,400.00
SOFR	0.500	1.266	1.766	27.05.2016	15.03.2041	123,300,000.00	123,300,000.00	66,568,176.42	66,568,176.42
無利子				19.05.2016	15.03.2041	60,000,000.00	60,000,000.00	13,663,539.82	13,663,539.82
SOFR	0.500	2.409	2.909	13.10.2020	01.02.2045	126,020,000.00	126,020,000.00	13,683,752.20	13,683,752.20
SOFR	0.500	2.537	3.037	31.05.2012	15.05.2037	275,000,000.00	275,000,000.00	111,876,496.00	111,876,496.00
B. 債券							<u>1,479,014,000.00</u>		<u>1,436,954,000.00</u>
米国ドル							<u>1,479,014,000.00</u>		<u>1,436,954,000.00</u>
固定			9.625	05.05.1998	15.05.2028	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
固定			7.390	23.11.2009	02.12.2024	600,000,000.00	600,000,000.00	557,940,000.00	557,940,000.00
固定			7.390	02.12.2009	02.12.2024	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00
II. 政府の引受GFI保証							<u>85,480,093.45</u>		<u>85,480,093.45</u>
カナダドル							<u>197,323.14</u>		<u>197,323.14</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	267,807.00	197,323.14	267,807.00	197,323.14
ユーロ							<u>346,895.43</u>		<u>346,895.43</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	325,234.79	346,895.43	325,234.79	346,895.43
英国ポンド							<u>325.30</u>		<u>325.30</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	270.00	325.30	270.00	325.30
日本円							<u>20,967.44</u>		<u>20,967.44</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	2,741,200.00	20,967.44	2,741,200.00	20,967.44
サウジリアル							<u>7,273,012.16</u>		<u>7,273,012.16</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	5,918,966.00	1,574,823.77	5,918,966.00	1,574,823.77
無利子				30.06.1986	31.12.2023	18,456,608.00	4,910,638.95	18,456,608.00	4,910,638.95
無利子				30.06.1986	31.12.2023	2,960,000.00	787,549.44	2,960,000.00	787,549.44
米国ドル							<u>77,641,569.98</u>		<u>77,641,569.98</u>
無利子				30.06.1986	31.12.2023	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63
無利子				30.06.1986	31.12.2023	717,440.00	717,440.00	717,440.00	717,440.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	509,091.00	509,091.00	509,091.00	509,091.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52
無利子				30.06.1986	31.12.2023	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32
無利子				30.06.1986	31.12.2023	974,200.00	974,200.00	974,200.00	974,200.00
無利子				30.06.1986	31.12.2023	514,525.51	514,525.51	514,525.51	514,525.51

(1) 原通貨は、2023年1月3日のBSP参照レートを使用して換算されている。

[次へ](#)

共和国の対外債務
2022年12月31日現在
(単位：指定通貨の百万)

	金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約定当初額		未払残高	
	基準	スプレッド	金利				(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計								98,315,615,724.56		75,436,224,155.75
I. NG直接対外融資								52,365,225,990.18		33,736,865,088.04
A. 政府機関によるもの								51,464,121,108.71		33,491,259,741.84
カナダドル								4,664,013.63		143,176.21
無利子					15.11.1974	30.09.2024	6,330,000.00	4,664,013.63	194,318.78	143,176.21
中国元								513,163,177.41		95,305,413.98
固定				2.000	11.05.2006	21.03.2026	400,000,000.00	57,971,200.00	93,149,729.85	13,500,004.05
固定				2.000	15.01.2007	21.09.2026	800,000,000.00	115,942,400.00	213,333,333.26	30,917,973.32
固定				2.000	31.05.2022	21.03.2042	2,340,814,593.53	339,249,577.41	351,122,189.03	50,887,436.61
ユーロ								2,136,050,781.77		1,759,924,282.52
LIBORベース	0.000	3.000	3.000	3.000	23.04.2020	15.04.2030	231,632,000.00	247,058,691.20	231,632,000.00	247,058,691.20
LIBORベース	0.000	3.500	3.500	3.500	23.04.2020	15.04.2025	463,263,000.00	494,116,315.80	463,263,000.00	494,116,315.80
固定				0.750	14.02.2002	30.06.2042	6,828,167.68	7,282,923.65	4,368,167.68	4,659,087.65
固定				0.750	26.06.2002	30.06.2042	7,464,861.47	7,962,021.24	4,801,861.47	5,121,665.44
固定				0.750	20.12.2007	30.12.2047	10,000,000.00	10,666,000.00	8,190,536.60	8,736,026.34
固定				0.750	24.12.2008	30.12.2048	4,000,000.00	4,266,400.00	3,471,663.86	3,702,876.67
LIBORベース	0.000	3.000	3.000	3.000	14.10.2015	01.05.2034	22,800,000.00	24,318,480.00	12,948,857.31	13,811,251.21
LIBORベース	0.000	3.000	3.000	3.000	26.10.2015	01.11.2033	27,310,000.00	29,128,846.00	13,629,125.97	14,536,825.76
固定				4.000	16.11.2000	30.06.2023	31,249,318.69	33,330,523.31	1,302,054.84	1,388,771.69
固定				4.400	11.12.2001	18.10.2024	23,986,986.00	25,584,519.27	3,997,831.00	4,264,086.54
固定				3.650	28.02.2002	31.10.2024	36,279,013.93	38,695,196.26	4,031,001.45	4,299,466.15
固定				3.450	28.02.2002	17.05.2025	18,168,208.54	19,378,211.23	3,785,043.42	4,037,127.31
固定				3.000	08.04.1988	30.06.2023	4,344,796.99	4,634,160.47	4,336.14	4,624.93
固定				3.000	08.04.1988	30.09.2023			3,104.30	3,311.05
固定				3.000	08.04.1988	31.12.2024			1,301.17	1,387.83
固定				2.500	09.02.1990	31.12.2023	4,153,865.01	4,430,512.42	18,620.60	19,860.73
固定				2.500	22.01.1992	31.12.2023	1,017,361.58	1,085,117.86	24,782.36	26,432.87
固定				2.500	22.01.1992	31.12.2024			24,491.24	26,122.36
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2023	10,518,982.19	11,219,546.40	238,647.96	254,541.91
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2024			60,716.65	64,760.38
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2025			29,073.62	31,009.92
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2023	729,010.47	777,562.57	21,661.10	23,103.73
固定				2.000	07.12.1990	30.12.2023	2,881,286.42	3,073,180.10	76,258.18	81,336.97
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2024			4,736.34	5,051.78
固定				2.000	07.12.1990	31.12.2023	2,167,469.20	2,311,822.65	81,565.57	86,997.84
固定				1.400	13.09.1994	31.03.2023	2,689,415.88	2,868,530.98	23,118.17	24,657.84

固定	1.400	13.09.1994	30.06.2023			13,718.90	14,632.58
固定	1.400	13.09.1994	30.09.2023			16,220.11	17,300.37
固定	1.400	13.09.1994	31.03.2024			1,851.00	1,974.28
固定	1.400	13.09.1994	31.03.2023	15,568,940.42	16,605,831.85	263,049.36	280,568.45
固定	1.400	13.09.1994	30.09.2023			17,868.76	19,058.82
固定	1.400	13.09.1994	31.12.2025			174,036.12	185,626.93
固定	1.400	13.09.1994	31.12.2028			196,619.97	209,714.86
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2023	743,803.27	793,340.57	4,788.07	5,106.96
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2023			9,143.12	9,752.05
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2023			7,904.94	8,431.41
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2024			5,066.99	5,404.45
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2023	3,658,776.41	3,902,450.92	1,250.52	1,333.80
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2023			474.83	506.45
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2023			3,043.75	3,246.46
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2023			4,885.80	5,211.19
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2024			7,257.01	7,740.33
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2024			5,100.00	5,439.66
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2025			4,605.00	4,911.69
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2025			28,890.02	30,814.10
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2024	3,099,676.12	3,306,114.55	20,700.03	22,078.65
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2024			8,220.01	8,767.46
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2025			1,206.00	1,286.32
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2025			1,206.00	1,286.32
固定	1.500	18.12.1995	31.03.2026			173,432.00	184,982.57
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2026			18,200.01	19,412.13
固定	1.500	18.12.1995	30.06.2027			3,870.00	4,127.74
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2027			10,790.00	11,508.61
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2027			5,460.00	5,823.64
固定	1.500	18.12.1995	30.09.2029			38,500.00	41,064.10
固定	1.500	18.12.1995	31.12.2029			290,724.00	310,086.22
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2023	5,497,311.79	5,863,432.76	70,773.96	75,487.51
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2024			141,756.00	151,196.95
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2024			66,144.02	70,549.21
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2024			83,179.97	88,719.76
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2024			3,556.00	3,792.83
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2025			6,020.01	6,420.94
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2025			21,155.00	22,563.92
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2025			5,711.99	6,092.41
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2025			6,528.01	6,962.78
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2026			9,457.01	10,086.85
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2026			66,241.00	70,652.65
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2023	9,144,059.29	9,753,053.64	118,856.38	126,772.21
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2024			185,576.17	197,935.54
固定	1.500	15.01.1997	31.12.2024			3,059.99	3,263.79
固定	1.500	15.01.1997	31.03.2025			17,065.04	18,201.57
固定	1.500	15.01.1997	30.06.2025			324,265.10	345,861.16
固定	1.500	15.01.1997	30.09.2025			83,814.06	89,396.08
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2029	3,298,662.49	3,518,353.41	335,151.15	357,472.22
固定	0.470	22.01.1998	30.06.2030			25,307.13	26,992.58
固定	0.470	22.01.1998	30.09.2030			1,499.20	1,599.05
固定	0.470	22.01.1998	31.12.2031			742,104.00	791,528.13
固定	0.470	22.01.1998	31.03.2032			28,747.00	30,661.55

固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032			174,226.73	185,830.23
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2032			67,640.00	72,144.82
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2029	741,169.01	790,530.87	77,820.85	83,003.72
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2030			40,290.00	42,973.31
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2030			29,667.87	31,643.75
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2030			24,932.80	26,593.32
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2030			46,816.00	49,933.95
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2031			8,874.00	9,465.01
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2031			17,476.00	18,639.90
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2031			17,892.00	19,083.61
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032			24,235.07	25,849.13
無利子				27.11.2007	15.05.2024	5,387,110.80	5,745,892.38	673,388.85	718,236.55
固定			0.300	06.11.2009	10.02.2040	15,708,268.88	16,754,439.59	15,708,015.38	16,754,169.20
LIBORベース	1.100	3.000	4.100	15.02.2010	30.11.2029	150,000,000.00	159,990,000.00	70,000,000.00	74,662,000.00
固定			1.000	12.01.2012	28.01.2031	20,493,740.00	21,858,623.08	12,442,627.66	13,271,306.66
固定			0.150	10.02.2011	11.04.2034	26,190,016.00	27,934,271.07	23,492,000.00	25,056,567.20
LIBORベース	0.560	3.000	3.560	16.04.2014	31.03.2034	110,269,793.43	117,613,761.67	97,546,355.73	104,042,943.02
LIBORベース	0.530	3.000	3.530	26.02.2015	31.03.2043	50,893,963.00	54,283,500.94	3,000,000.00	3,199,800.00
無利子				01.04.2016	14.06.2039	20,493,740.00	21,858,623.08	20,493,704.00	21,858,584.69
LIBORベース	0.270	3.000	3.270	04.04.2016	30.09.2035	50,000,000.00	53,330,000.00	46,428,571.42	49,520,714.28
LIBORベース	0.500	3.000	3.500	27.10.2017	01.09.2037	100,000,000.00	106,660,000.00	100,000,000.00	106,660,000.00
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	150,000,000.00	159,990,000.00	150,000,000.00	159,990,000.00
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	100,000,000.00	106,660,000.00	100,000,000.00	106,660,000.00
固定			0.340	14.12.2021	30.11.2031	250,000,000.00	266,650,000.00	250,000,000.00	266,650,000.00

日本円

							<u>15,086,753,665.51</u>		<u>6,487,731,123.48</u>
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	6,872,000,000.00	52,563,928.00	325,162,000.00	2,487,164.14
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	4,633,000,000.00	35,437,817.00	193,548,000.00	1,480,448.65
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,803,000,000.00	29,089,147.00	173,522,000.00	1,327,269.78
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,055,000,000.00	23,367,695.00	149,022,000.00	1,139,869.28
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	9,294,000,000.00	71,089,806.00	279,948,000.00	2,141,322.25
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,620,000,000.00	73,583,380.00	932,412,000.00	7,132,019.39
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	4,616,000,000.00	35,307,784.00	421,800,000.00	3,226,348.20
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	11,754,000,000.00	89,906,346.00	1,146,716,000.00	8,771,230.68
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,151,000,000.00	47,048,999.00	736,110,000.00	5,630,505.39
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			115,014,000.00	879,742.09
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,040,000,000.00	30,901,960.00	484,176,000.00	3,703,462.22
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			85,362,000.00	652,933.94
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	8,312,000,000.00	63,578,488.00	1,091,046,000.00	8,345,410.85
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			121,860,000.00	932,107.14
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	18,391,000,000.00	140,672,759.00	2,341,194,000.00	17,907,792.91
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			348,060,000.00	2,662,310.94
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	5,579,000,000.00	42,673,771.00	686,874,000.00	5,253,899.23
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			83,244,000.00	636,733.36
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,386,000,000.00	48,846,514.00	769,998,000.00	5,889,714.70
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			137,766,000.00	1,053,772.13
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,895,000,000.00	98,633,855.00	1,535,910,000.00	11,748,175.59
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			292,506,000.00	2,237,378.39
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,765,000,000.00	36,447,485.00	495,822,000.00	3,792,542.48
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			66,648,000.00	509,790.55
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	9,551,000,000.00	73,055,599.00	951,030,000.00	7,274,428.47
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025			355,770,000.00	2,721,284.73

固定	2.700	30.08.1995	20.08.2025	2,872,000,000.00	21,967,928.00	183,900,000.00	1,406,651.10
固定	2.300	30.08.1995	20.08.2025			81,810,000.00	625,764.69
固定	2.500	29.03.1996	20.03.2026	6,911,000,000.00	52,862,239.00	1,016,876,000.00	7,778,084.52
固定	2.100	29.03.1996	20.03.2026			163,002,000.00	1,246,802.30
固定	2.300	29.03.1996	20.03.2026	305,000,000.00	2,332,945.00	38,787,000.00	296,681.76
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	5,746,000,000.00	43,951,154.00	743,769,000.00	5,689,089.08
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			162,495,000.00	1,242,924.26
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	7,683,000,000.00	58,767,267.00	1,367,469,000.00	10,459,770.38
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			270,171,000.00	2,066,537.98
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	6,339,868,462.00	48,493,653.87	1,266,075,000.00	9,684,207.68
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			125,586,000.00	960,607.31
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	9,411,000,000.00	71,984,739.00	1,760,670,000.00	13,467,364.83
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			198,018,000.00	1,514,639.68
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,979,000,000.00	61,031,371.00	1,364,418,000.00	10,436,433.28
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			238,167,000.00	1,821,739.38
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	11,122,000,000.00	85,072,178.00	1,528,416,000.00	11,690,853.98
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			570,339,000.00	4,362,523.01
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,849,000,000.00	44,739,001.00	1,232,832,000.00	9,429,931.97
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			463,680,000.00	3,546,688.32
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	13,564,000,000.00	103,751,036.00	2,862,672,000.00	21,896,578.13
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,044,256,000.00	7,987,514.14
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,728,000,000.00	43,813,472.00	543,564,000.00	4,157,721.04
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			250,400,000.00	1,915,309.60
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	4,328,000,000.00	33,104,872.00	690,816,000.00	5,284,051.58
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			324,096,000.00	2,479,010.30
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	458,000,000.00	3,503,242.00	7,668,000.00	58,652.53
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			163,904,000.00	1,253,701.70
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	6,734,000,000.00	51,508,366.00	1,449,660,000.00	11,088,449.34
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			690,336,000.00	5,280,380.06
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	3,201,000,000.00	24,484,449.00	10,608,000.00	81,140.59
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,132,544,000.00	8,662,829.06
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,136,000,000.00	108,126,264.00	2,956,536,000.00	22,614,543.86
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			751,072,000.00	5,744,949.73
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	2,428,000,000.00	18,571,772.00	326,184,000.00	2,494,981.42
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			199,584,000.00	1,526,618.02
固定	0.750	10.03.1999	20.03.2039	36,300,000,000.00	277,658,700.00	19,637,673,000.00	150,208,560.782
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,210,000,000.00	55,149,290.00	1,686,790,000.00	12,902,256.71
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			855,950,000.00	6,547,161.55
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	951,000,000.00	7,274,199.00	35,840,000.00	274,140.16
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			188,326,000.00	1,440,505.57
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	6,078,000,000.00	46,490,622.00	1,854,846,000.00	14,187,717.05
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			324,190,000.00	2,479,729.31
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	16,990,000,000.00	129,956,510.00	3,670,016,000.00	28,071,952.38
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029			73,878,000.00	565,092.82
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			763,266,000.00	5,838,221.63
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	15,384,000,000.00	117,672,216.00	4,489,814,000.00	34,342,587.29
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			1,171,708,000.00	8,962,394.49
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,852,000,000.00	44,761,948.00	1,589,854,000.00	12,160,793.25
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			482,528,000.00	3,690,856.67
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,434,000,000.00	56,862,666.00	2,249,576,000.00	17,207,006.82
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			470,968,000.00	3,602,434.23
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,068,000,000.00	38,765,132.00	1,071,406,000.00	8,195,184.49

固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			361,080,000.00	2,761,900.92
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	4,714,000,000.00	36,057,386.00	140,046,000.00	1,071,211.85
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	9,013,000,000.00	68,940,437.00	2,299,962,000.00	17,592,409.34
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			500,106,000.00	3,825,310.79
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	1,167,000,000.00	8,926,383.00	537,982,000.00	4,115,024.32
固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,929,000,000.00	68,297,921.00	4,398,240,000.00	33,642,137.76
固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			642,880,000.00	4,917,389.12
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	14,724,000,000.00	112,623,876.00	7,600,896,000.00	58,139,253.50
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			851,472,000.00	6,512,909.33
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	3,549,000,000.00	27,146,301.00	1,739,160,000.00	13,302,834.84
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			330,048,000.00	2,524,537.15
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	8,294,000,000.00	63,440,806.00	2,596,257,000.00	19,858,769.79
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			916,601,000.00	7,011,081.05
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	5,543,000,000.00	42,398,407.00	174,196,000.00	1,332,425.20
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	11,743,000,000.00	89,822,207.00	2,356,047,000.00	18,021,403.50
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			368,002,000.00	2,814,847.30
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,205,000,000.00	47,462,045.00	1,417,545,000.00	10,842,801.71
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			628,630,000.00	4,808,390.87
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	5,210,000,000.00	39,851,290.00	1,191,870,000.00	9,116,613.63
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			541,902,000.00	4,145,008.40
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,515,000,000.00	49,833,235.00	1,920,558,000.00	14,690,348.14
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			597,957,000.00	4,573,773.09
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	2,789,000,000.00	21,333,061.00	1,089,955,000.00	8,337,065.80
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			89,577,000.00	685,174.47
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	6,309,000,000.00	48,257,541.00	2,145,247,000.00	16,408,994.30
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			680,578,000.00	5,205,741.12
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	2,034,000,000.00	15,558,066.00	1,186,183,000.00	9,073,113.77
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	6,723,000,000.00	51,424,227.00	2,699,710,000.00	20,650,081.79
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			510,393,000.00	3,903,996.06
固定	1.700	28.03.2002	20.03.2032	6,790,000,000.00	51,936,710.00	2,495,536,000.00	19,088,354.86
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			858,936,000.00	6,570,001.46
固定	0.950	28.03.2002	20.03.2042	18,488,000,000.00	141,414,712.00	10,424,115,000.00	79,734,055.64
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			1,296,438,000.00	9,916,454.26
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	22,049,000,000.00	168,652,801.00	4,065,566,742.00	31,097,520.01
固定	1.800	28.03.2002	20.03.2032			1,420,053,949.00	10,861,992.66
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	3,224,000,000.00	24,660,376.00	1,066,983,000.00	8,161,352.97
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			439,413,000.00	3,361,070.04
固定	2.200	11.12.2003	20.12.2033	2,365,097,269.00	18,090,629.01	1,268,168,000.00	9,700,217.03
固定	2.200	30.03.2004	20.03.2034	6,223,000,000.00	47,599,727.00	2,316,721,000.00	17,720,598.93
固定	2.200	16.12.2003	20.12.2033	3,717,000,000.00	28,431,333.00	1,698,664,000.00	12,993,080.94
固定	0.750	27.02.2007	20.02.2047	8,529,000,000.00	65,238,321.00	7,321,825,000.00	56,004,639.43
固定	1.500	18.12.2007	20.12.2037	7,604,000,000.00	58,162,996.00	4,659,840,000.00	35,643,116.16
固定	0.010	18.12.2007	20.12.2037			792,660,000.00	6,063,056.34
固定	1.500	18.12.2007	20.12.2037	11,802,000,000.00	90,273,498.00	7,199,400,000.00	55,068,210.60
固定	0.750	18.12.2007	20.12.2047			251,500,000.00	1,923,723.50
固定	0.010	18.12.2007	20.12.2037			945,030,000.00	7,228,534.47
固定	1.400	20.03.2009	20.03.2039	9,293,000,000.00	71,082,157.00	7,479,714,000.00	57,212,332.39
固定	1.400	15.03.2010	20.03.2040	9,220,000,000.00	70,523,780.00	7,870,730,000.00	60,203,213.77
LIBORベース	0.000	15.03.2010	20.01.2025	13,830,000,000.00	105,785,670.00	2,766,000,000.00	21,157,134.00
固定	0.010	26.05.2010	20.05.2050	9,912,000,000.00	75,816,888.00	7,333,865,000.00	56,096,733.39
固定	1.400	31.03.2011	20.03.2036	40,847,000,000.00	312,438,703.00	25,914,556,048.00	198,220,439.21
固定	0.010	31.03.2011	20.03.2036			964,259,733.00	7,375,622.70

固定	0.300	30.03.2012	20.03.2052	9,244,000,000.00	70,707,356.00	7,553,704,772.00	57,778,287.80
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2052			55,481,915.00	424,381.17
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	22,796,000,000.00	174,366,604.00	20,058,831,000.00	153,429,998.32
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			954,018,000.00	7,297,283.68
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	4,591,000,000.00	35,116,559.00	3,772,431,000.00	28,855,324.72
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			367,614,000.00	2,811,879.49
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,063,000,000.00	46,375,887.00	4,919,460,000.00	37,628,949.54
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			639,132,000.00	4,888,720.67
固定	0.200	30.03.2012	20.03.2052	11,836,000,000.00	90,533,564.00	10,409,665,000.00	79,623,527.59
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2052			979,400,000.00	7,491,430.60
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	7,546,000,000.00	57,719,354.00	5,924,139,000.00	45,313,739.21
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			1,203,423,000.00	9,204,982.53
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,187,000,000.00	47,324,363.00	3,868,878,000.00	29,593,047.82
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			778,050,000.00	5,951,304.45
固定	1.400	10.10.2012	20.10.2042	7,775,000,000.00	59,470,975.00	7,585,360,000.00	58,020,418.64
固定	0.200	27.03.2013	20.03.2053	43,252,000,000.00	330,834,548.00	20,682,525,853.00	158,200,640.25
固定	0.010	27.03.2013	20.03.2053			3,100,955,834.00	23,719,211.17
固定	0.200	27.03.2013	20.03.2053	10,782,000,000.00	82,471,518.00	9,396,010,000.00	71,870,080.49
固定	0.010	27.03.2013	20.03.2053			1,385,990,000.00	10,601,437.51
固定	0.100	14.12.2013	20.12.2053	18,732,000,000.00	143,281,068.00	13,325,076,000.00	101,923,506.32
固定	0.010	14.12.2013	20.12.2053			251,875,218.00	1,926,593.54
固定	0.010	31.01.2014	20.03.2054	50,000,000,000.00	382,450,000.00	15,000,000,000.00	114,735,000.00
固定	0.010	31.01.2014	20.08.2054			10,000,000,000.00	76,490,000.00
固定	0.010	31.01.2014	20.02.2055			25,000,000,000.00	191,225,000.00
固定	0.010	26.03.2015	20.03.2055	7,929,000,000.00	60,648,921.00	98,513,253.00	753,527.87
固定	0.300	26.03.2015	20.03.2055	11,576,000,000.00	88,544,824.00	9,787,806,497.00	74,866,931.90
固定	0.010	26.03.2015	20.03.2055			782,713,481.00	5,986,975.42
固定	0.010	25.08.2015	20.08.2055	9,783,000,000.00	74,830,167.00	345,708,598.00	2,644,325.07
固定	0.100	25.08.2015	20.08.2055	23,906,000,000.00	182,856,994.00	4,364,821,223.00	33,386,517.53
固定	0.010	25.08.2015	20.08.2055			634,783,074.00	4,855,455.73
固定	0.100	27.11.2015	20.11.2055	241,991,000,000.00	1,850,989,159.00	83,583,133,996.00	639,327,391.94
固定	0.010	27.11.2015	20.11.2055			8,851,562,121.00	67,705,598.66
固定	0.100	26.10.2016	20.10.2056	16,455,000,000.00	125,864,295.00	14,636,876,000.00	111,957,464.52
固定	0.010	26.10.2016	20.10.2056			315,131,445.00	2,410,440.42
固定	0.300	13.11.2017	20.11.2057	15,928,000,000.00	121,833,272.00	1,527,864,011.00	11,686,631.82
固定	0.010	13.11.2017	20.11.2057			1,006,386,067.00	7,697,847.03

[次へ](#)

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定期		約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利		約定期 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
固定			1.500	28.02.2018	20.02.2048	9,399,000,000.00	71,892,951.00	4,108,036,634.00	31,422,372.21
固定			0.010	28.02.2018	20.02.2048			139,153,862.00	1,064,387.89
固定			0.100	16.03.2018	20.03.2058	104,530,000,000.00	799,549,970.00	77,588,061,444.00	593,471,081.99
固定			0.010	16.03.2018	20.03.2058			9,040,601,402.00	69,151,560.12
固定			0.100	08.10.2018	20.10.2058	4,376,000,000.00	33,472,024.00	3,251,926,590.00	24,873,986.49
固定			0.010	08.10.2018	20.10.2058			108,978,299.00	833,575.01
固定			0.100	08.11.2018	20.11.2058	38,101,000,000.00	291,434,549.00	33,154,633,080.00	253,599,788.43
固定			0.010	08.11.2018	20.11.2058			530,489,961.00	4,057,717.71
固定			0.100	21.01.2019	20.01.2059	167,199,000,000.00	1,278,905,151.00	10,751,453,545.00	82,237,868.17
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059			8,841,900,780.00	67,631,699.07
固定			0.100	21.01.2019	20.01.2059	37,905,000,000.00	289,935,345.00	8,290,581,701.00	63,414,659.43
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059			591,298,344.00	4,522,841.03
固定			0.010	01.07.2020	20.07.2035	50,000,000,000.00	382,450,000.00	50,000,000,000.00	382,450,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.10.2060	50,000,000,000.00	382,450,000.00	10,000,000,000.00	76,490,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.01.2061			10,000,000,000.00	76,490,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.06.2061			20,000,000,000.00	152,980,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.08.2061			10,000,000,000.00	76,490,000.00
固定			0.100	10.02.2022	20.02.2062	253,307,000,000.00	1,937,545,243.00	36,156,761,302.00	276,563,067.20
固定			0.010	25.04.2022	20.04.2037	30,000,000,000.00	229,470,000.00	29,970,000,000.00	229,240,530.00
固定			1.430	26.08.2009	25.09.2029	23,554,524,203.00	180,168,555.63	7,090,433,374.00	54,234,724.88
固定			3.000	31.03.1993	20.03.2023	6,112,000,000.00	46,750,688.00	72,854,000.00	557,260.25
固定			3.000	29.01.1993	20.01.2023	3,653,000,000.00	27,941,797.00	76,969,000.00	588,735.88
固定			3.000	12.08.1994	20.08.2024	11,433,000,000.00	87,451,017.00	950,220,000.00	7,268,232.78
固定			3.000	07.12.1994	20.12.2024	7,056,000,000.00	53,971,344.00	620,148,000.00	4,743,512.05
固定			3.000	07.12.1994	20.12.2024	6,630,000,000.00	50,712,870.00	543,076,000.00	4,153,988.32
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	5,513,000,000.00	42,168,937.00	503,804,000.00	3,853,596.80
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	10,756,000,000.00	82,272,644.00	31,228,000.00	238,862.97
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	2,896,000,000.00	22,151,504.00	118,924,000.00	909,649.68
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	457,000,000.00	3,495,593.00	20,864,000.00	159,588.74
韓国ウォン							658,618,348.28		321,284,517.72
固定			2.500	24.02.1998	20.12.2030	21,172,000,000.00	16,683,536.00	9,219,713,610.00	7,265,134.32
固定			1.500	15.12.2005	20.12.2035	23,041,000,000.00	18,156,308.00	14,698,996,000.00	11,582,808.85
無利子				13.07.2009	20.07.2049	14,953,000,000.00	11,782,964.00	1,255,986,000.00	989,716.97
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			9,819,090,000.00	7,737,442.92
無利子				13.07.2009	20.07.2049	32,274,000,000.00	25,431,912.00	3,270,402,000.00	2,577,076.78
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			16,297,740,000.00	12,842,619.12
固定			0.150	13.10.2011	20.10.2051	14,323,000,000.00	11,286,524.00	10,777,472,280.00	8,492,648.16
無利子				23.08.2012	20.08.2052	77,117,000,000.00	60,768,196.00	5,375,522,450.00	4,235,911.69
固定			0.100	23.08.2012	20.08.2052			71,540,845,570.00	56,374,186.31
無利子				09.08.2012	20.08.2052	235,988,000,000.00	185,958,544.00	12,708,331,790.00	10,014,165.45
固定			0.075	09.08.2012	20.08.2052			80,174,214,660.00	63,177,281.15
無利子				19.08.2013	20.08.2053	22,424,000,000.00	17,670,112.00	2,026,402,180.00	1,596,804.92
固定			0.075	19.08.2013	20.08.2053			12,749,836,160.00	10,046,870.89
無利子				17.10.2013	20.10.2053	89,144,000,000.00	70,245,472.00	4,538,832,250.00	3,576,599.81
固定			0.075	17.10.2013	20.10.2053			80,360,440,540.00	63,324,027.15
無利子				28.04.2016	20.04.2056	120,536,000,000.00	94,982,368.00	3,633,960,800.00	2,863,561.11
固定			0.075	28.04.2016	20.04.2056			67,882,841,720.00	53,491,679.28

無利子				04.06.2018	20.06.2058	184,838,086,650.00	145,652,412.28	1,390,841,180.00	1,095,982.85
特別引出権 (SDR)							<u>237,950,727.09</u>		<u>88,387,669.65</u>
固定			1.000	24.04.1986	15.05.2026	39,807,621.26	53,172,632.02	7,960,421.26	10,633,053.09
固定			1.000	03.06.1997	15.03.2023	6,765,191.11	9,036,536.37	92,991.11	124,211.95
固定			1.000	03.06.1997	15.05.2023	1,966,544.74	2,626,792.47	27,694.03	36,992.02
固定			1.000	21.01.1998	01.03.2024	9,269,975.84	12,382,277.53	1,203,175.84	1,607,130.10
固定			1.000	15.04.1998	15.05.2024	5,618,668.14	7,505,079.78	720,668.14	962,625.26
固定			0.750	06.03.1996	15.09.2035	6,150,000.00	8,214,801.00	1,705,288.96	2,277,822.68
固定			0.750	29.04.1998	15.03.2038	11,000,000.00	14,693,140.00	5,078,622.91	6,783,719.77
固定			0.750	08.04.2002	01.10.2041	11,600,000.00	15,494,584.00	5,875,371.68	7,847,968.97
固定			0.750	04.06.2008	15.04.2048	16,150,000.00	21,572,201.00	13,169,345.73	17,590,821.87
SOFR	0.000	3.000	3.000	02.09.2009	15.10.2028	10,685,000.00	14,272,381.90	3,436,784.65	4,590,650.73
SOFR	0.000	3.000	3.000	12.04.2013	01.11.2032	13,250,000.00	17,698,555.00	6,631,963.03	8,858,578.30
固定			0.750	25.09.2000	15.01.2040	6,000,000.00	8,014,440.00	3,518,653.60	4,700,006.36
固定			0.750	29.11.2000	15.01.2040	4,500,000.00	6,010,830.00	3,018,446.90	4,031,860.26
固定			1.000	08.05.1996	01.01.2023	12,878,498.82	17,202,326.01	174,770.76	233,448.29
固定			0.750	08.05.1996	01.01.2036	10,150,000.00	13,557,761.00	4,431,025.53	5,918,698.04
固定			0.750	11.11.2005	15.04.2045	12,350,000.00	16,496,389.00	9,126,088.89	12,190,081.97
米国ドル							<u>32,826,920,395.02</u>		<u>24,738,483,558.27</u>
SOFR	0.600	3.500	4.100	01.03.1999	01.10.2025	53,000,000.00	53,000,000.00	8,705,573.41	8,705,573.41
SOFR	0.600	5.500	6.100	01.03.1999	01.12.2023	24,300,000.00	24,300,000.00	138,071.64	138,071.64
SOFR	0.740	5.500	6.240	01.03.1999	15.12.2023	93,162,000.00	93,162,000.00	6,177,072.35	6,177,072.35
SOFR	0.600	5.500	6.100	01.03.1999	15.08.2023	60,000,000.00	60,000,000.00	4,851,821.75	4,851,821.75
SOFR	0.600	4.500	5.100	18.07.2000	15.08.2024	75,000,000.00	75,000,000.00	363,541.95	363,541.95
SOFR	0.600	3.500	4.100	21.07.2000	15.02.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	16,098,982.98	16,098,982.98
SOFR	0.600	3.500	4.100	16.11.2000	15.08.2025	25,000,000.00	25,000,000.00	5,203,428.63	5,203,428.63
SOFR	0.600	3.500	4.100	22.10.2000	15.09.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	18,109,038.09	18,109,038.09
SOFR	0.760	3.000	3.760	10.01.2005	15.11.2030	13,000,000.00	13,000,000.00	8,011,296.22	8,011,296.22
SOFR	0.760	3.000	3.760	28.03.2007	15.11.2031	33,800,000.00	33,800,000.00	14,396,371.63	14,396,371.63
SOFR	0.360	5.500	5.860	07.10.2008	15.09.2023	250,000,000.00	250,000,000.00	48,291,157.50	48,291,157.50
SOFR	0.360	3.000	3.360	08.12.2008	15.11.2033	45,144,750.20	45,144,750.20	36,184,511.08	36,184,511.08
SOFR	0.340	5.500	5.840	18.12.2008	15.12.2023	300,000,000.00	300,000,000.00	40,425,945.00	40,425,945.00
SOFR	0.360	3.000	3.360	02.03.2009	15.08.2033	31,100,000.00	31,100,000.00	18,833,909.20	18,833,909.20
SOFR	0.360	4.500	4.860	16.09.2009	01.09.2024	250,000,000.00	250,000,000.00	64,244,557.50	64,244,557.50
SOFR	0.360	4.500	4.860	08.12.2009	15.11.2024	225,000,000.00	225,000,000.00	57,820,101.75	57,820,101.75
SOFR	0.460	3.000	3.460	14.09.2010	01.09.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	335,162,385.36	335,162,385.36
SOFR	0.440	3.500	3.940	22.02.2011	01.12.2025	200,000,000.00	200,000,000.00	73,567,996.00	73,567,996.00
SOFR	0.540	3.500	4.040	13.01.2012	01.12.2026	300,000,000.00	300,000,000.00	140,518,452.00	140,518,452.00
SOFR	0.540	3.000	3.540	12.03.2012	01.12.2036	62,000,000.00	62,000,000.00	53,707,693.14	53,707,693.14
SOFR	0.560	3.000	3.560	04.07.2012	15.04.2027	350,000,000.00	350,000,000.00	180,288,580.50	180,288,580.50
SOFR	0.660	3.000	3.660	22.03.2013	15.08.2032	100,000,000.00	100,000,000.00	50,813,774.53	50,813,774.53
SOFR	0.540	3.000	3.540	27.09.2013	01.12.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	15,843,176.76	15,843,176.76
SOFR	0.740	3.000	3.740	23.12.2013	01.12.2045	500,000,000.00	500,000,000.00	480,000,000.00	480,000,000.00
固定			0.250	27.09.2013	01.12.2052	100,000,000.00	100,000,000.00	7,412,223.22	7,412,223.22
SOFR	0.740	3.000	3.740	26.03.2014	15.12.2045	372,103,895.00	372,103,895.00	311,885,111.52	311,885,111.52
SOFR	0.560	3.000	3.560	14.02.2014	01.02.2029	250,000,000.00	250,000,000.00	216,946,890.00	216,946,890.00
SOFR	0.640	3.000	3.640	12.02.2015	01.12.2029	350,000,000.00	350,000,000.00	311,413,987.50	311,413,987.50
SOFR	0.640	3.000	3.640	10.02.2015	01.12.2034	300,000,000.00	300,000,000.00	243,073,539.94	243,073,539.94
SOFR	0.660	3.000	3.660	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	277,639,707.00	277,639,707.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	277,639,707.00	277,639,707.00

SOFR	0.840	3.000	3.840	29.04.2016	01.12.2040	400,000,000.00	400,000,000.00	385,728,036.00	385,728,036.00
SOFR	0.640	3.000	3.640	15.12.2016	01.12.2031	250,000,000.00	250,000,000.00	238,117,170.00	238,117,170.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	06.11.2017	15.05.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	289,017,003.00	289,017,003.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	06.12.2017	01.11.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	291,866,046.00	291,866,046.00
SOFR	0.760	3.000	3.760	08.11.2017	15.10.2042	100,000,000.00	100,000,000.00	59,674,607.96	59,674,607.96
SOFR	0.860	3.000	3.860	10.01.2018	15.11.2047	380,000,000.00	380,000,000.00	107,360,702.64	107,360,702.64
SOFR	0.660	3.000	3.660	28.08.2018	15.05.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	294,343,473.00	294,343,473.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	17.12.2018	15.11.2050	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	17.12.2018	15.11.2050	100,000,000.00	100,000,000.00	4,925,379.09	4,925,379.09
SOFR	0.660	3.000	3.660	09.10.2018	15.05.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	294,343,473.00	294,343,473.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	03.06.2019	15.05.2044	300,000,000.00	300,000,000.00	176,500,000.00	176,500,000.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	11.07.2019	01.04.2049	1,300,000,000.00	1,300,000,000.00	601,454,190.86	601,454,190.86
SOFR	0.660	3.000	3.660	20.11.2019	01.11.2034	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.640	3.000	3.640	13.12.2019	15.06.2034	400,000,000.00	400,000,000.00	397,828,068.00	397,828,068.00
SOFR	0.840	3.000	3.840	13.12.2019	01.12.2047	200,000,000.00	200,000,000.00	41,307,521.96	41,307,521.96
SOFR	0.860	3.000	3.860	13.12.2019	15.11.2047	23,300,000.00	23,300,000.00	3,614,206.52	3,614,206.52
SOFR	0.740	3.000	3.740	23.04.2020	15.04.2030	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
SOFR	0.740	3.000	4.240	23.04.2020	15.04.2025	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	28.04.2020	15.04.2049	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	04.06.2020	15.04.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	15.06.2020	01.05.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	470,723,011.03	470,723,011.03
SOFR	0.840	3.000	3.840	01.07.2020	15.06.2048	26,532,604.00	26,532,604.00	758,956.73	758,956.73
SOFR	0.660	3.000	3.660	20.08.2020	15.02.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	27.08.2020	15.08.2035	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.860	3.000	3.860	08.09.2020	15.08.2049	125,000,000.00	125,000,000.00	92,221,644.91	92,221,644.91
SOFR	0.660	3.000	3.660	15.09.2020	01.09.2036	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	19.03.2021	01.03.2031	400,000,000.00	400,000,000.00	393,446,825.14	393,446,825.14
SOFR	0.660	3.000	3.660	13.08.2021	15.07.2036	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	19.11.2021	15.08.2036	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	16.12.2021	15.11.2036	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	01.06.2022	15.05.2037	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.660	3.000	3.660	01.06.2022	15.05.2037	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
SOFR	0.560	3.000	3.560	07.01.2010	01.10.2034	405,000,000.00	405,000,000.00	324,081,000.24	324,081,000.24
固定			5.540	23.01.2007	15.11.2026	250,000,000.00	250,000,000.00	83,200,000.00	83,200,000.00
固定			4.910	29.08.2007	15.05.2027	50,000,000.00	50,000,000.00	936,250.00	936,250.00
固定			4.440	29.08.2007	15.05.2027			561,750.00	561,750.00
固定			3.730	29.08.2007	15.05.2027			374,500.00	374,500.00
固定			4.160	29.08.2007	15.05.2027			2,004,779.21	2,004,779.21
固定			4.100	29.08.2007	15.05.2027			938,776.26	938,776.26
固定			3.350	29.08.2007	15.05.2027			901,764.47	901,764.47
固定			3.600	29.08.2007	15.05.2027			1,871,389.73	1,871,389.73
固定			2.580	29.08.2007	15.11.2026			278,074.12	278,074.12
固定			2.350	29.08.2007	15.05.2027			1,591,987.21	1,591,987.21
固定			1.940	29.08.2007	15.05.2027			5,327,551.58	5,327,551.58
固定			2.280	29.08.2007	15.05.2027			2,800,235.81	2,800,235.81
固定			2.900	29.08.2007	15.05.2027			1,078,103.11	1,078,103.11
固定			2.750	29.08.2007	15.05.2027			59,784.06	59,784.06
SOFR	0.300	3.000	3.300	16.12.2008	15.11.2033	200,000,000.00	200,000,000.00	146,720,000.00	146,720,000.00
固定			3.670	24.10.2008	15.11.2032	232,000,000.00	232,000,000.00	386,860.00	386,860.00
固定			4.170	24.10.2008	15.11.2032			2,001,000.00	2,001,000.00
固定			4.140	24.10.2008	15.11.2032			24,283.49	24,283.49
固定			3.510	24.10.2008	15.11.2032			1,320,962.22	1,320,962.22

固定	3.730	24.10.2008	15.11.2032	4,558,980.56	4,558,980.56
固定	2.660	24.10.2008	15.11.2032	4,044,822.03	4,044,822.03
固定	2.470	24.10.2008	15.11.2032	6,204,642.53	6,204,642.53
固定	2.090	24.10.2008	15.11.2032	8,530,368.70	8,530,368.70
固定	2.530	24.10.2008	15.11.2032	15,557,565.18	15,557,565.18
固定	3.230	24.10.2008	15.11.2032	9,604,688.92	9,604,688.92
固定	2.980	24.10.2008	15.11.2032	11,822,741.20	11,822,741.20
固定	2.710	24.10.2008	15.11.2032	10,657,850.37	10,657,850.37
固定	2.520	24.10.2008	15.11.2032	8,006,531.03	8,006,531.03
固定	2.410	24.10.2008	15.11.2032	10,104,803.13	10,104,803.13

[次へ](#)

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日		満期日		約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利		(日・月・年の順に 記載している。)				(原通貨)	(米ドル)(1)	(原通貨)	(米ドル)(1)
固定			1.880	24.10.2008	15.11.2032					9,033,720.37	9,033,720.37
固定			2.290	24.10.2008	15.11.2032					10,078,692.19	10,078,692.19
固定			2.550	24.10.2008	15.11.2032					10,183,311.21	10,183,311.21
固定			2.600	24.10.2008	15.11.2032					2,231,917.17	2,231,917.17
SOFR	1.450	3.000	4.450	12.05.2009	15.09.2033			10,000,000.00	10,000,000.00	6,577,129.87	6,577,129.87
固定			5.810	30.06.2005	15.04.2025			16,000,000.00	16,000,000.00	78,926.00	78,926.00
固定			5.640	30.06.2005	15.04.2025					9,294.72	9,294.72
固定			5.600	30.06.2005	15.04.2025					1,227.48	1,227.48
固定			5.630	30.06.2005	15.04.2025					19,346.90	19,346.90
固定			4.480	30.06.2005	15.04.2025					44,435.32	44,435.32
固定			4.770	30.06.2005	15.04.2025					28,597.13	28,597.13
固定			3.590	30.06.2005	15.04.2025					82,674.71	82,674.71
固定			3.820	30.06.2005	15.04.2025					139,057.97	139,057.97
固定			4.130	30.06.2005	15.04.2025					77,237.88	77,237.88
固定			2.770	30.06.2005	15.04.2025					108,519.50	108,519.50
固定			3.680	30.06.2005	15.04.2025					308,042.03	308,042.03
固定			2.460	30.06.2005	15.04.2025					184,109.80	184,109.80
固定			2.270	30.06.2005	15.04.2025					361,407.73	361,407.73
固定			1.850	30.06.2005	15.04.2025					210,850.06	210,850.06
固定			1.940	30.06.2005	15.04.2025					127,290.93	127,290.93
固定			2.600	30.06.2005	15.04.2025					75,811.93	75,811.93
固定			2.540	30.06.2005	15.04.2025					384,689.62	384,689.62
固定			5.560	26.01.2004	15.10.2023			5,000,000.00	5,000,000.00	4,130.00	4,130.00
固定			5.870	26.01.2004	15.10.2023					23,236.25	23,236.25
固定			5.830	26.01.2004	15.10.2023					18,079.30	18,079.30
固定			5.840	26.01.2004	15.10.2023					3,492.62	3,492.62
固定			4.620	26.01.2004	15.10.2023					41,567.75	41,567.75
固定			4.980	26.01.2004	15.10.2023					59,402.49	59,402.49
固定			3.740	26.01.2004	15.10.2023					38,091.24	38,091.24
固定			3.920	26.01.2004	15.10.2023					30,014.61	30,014.61
固定			4.170	26.01.2004	15.10.2023					37,393.53	37,393.53
固定			2.820	26.01.2004	15.10.2023					43,004.71	43,004.71
固定			3.710	26.01.2004	15.10.2023					42,810.69	42,810.69
固定			2.560	26.01.2004	15.10.2023					16,493.80	16,493.80
固定			5.380	30.03.2007	15.11.2026			11,000,000.00	11,000,000.00	33,280.00	33,280.00
固定			4.890	30.03.2007	15.11.2026					81,578.36	81,578.36
固定			4.430	30.03.2007	15.11.2026					17,035.39	17,035.39
固定			3.710	30.03.2007	15.11.2026					12,143.11	12,143.11
固定			4.120	30.03.2007	15.11.2026					38,809.01	38,809.01
固定			4.060	30.03.2007	15.11.2026					166,793.13	166,793.13
固定			3.290	30.03.2007	15.11.2026					210,657.58	210,657.58
固定			3.540	30.03.2007	15.11.2026					104,712.90	104,712.90
固定			2.530	30.03.2007	15.11.2026					379,711.10	379,711.10
固定			2.300	30.03.2007	15.11.2026					129,565.69	129,565.69
固定			1.890	30.03.2007	15.11.2026					367,238.70	367,238.70
固定			2.220	30.03.2007	15.11.2026					452,185.31	452,185.31
固定			2.820	30.03.2007	15.11.2026					237,151.68	237,151.68
固定			5.380	03.05.2007	15.11.2026			83,752,000.00	83,752,000.00	166,400.00	166,400.00

固定	4.890	03.05.2007	15.11.2026			665,600.00	665,600.00
固定	4.430	03.05.2007	15.11.2026			116,480.00	116,480.00
固定	3.710	03.05.2007	15.11.2026			562,432.00	562,432.00
固定	4.120	03.05.2007	15.11.2026			954,960.71	954,960.71
固定	4.060	03.05.2007	15.11.2026			811,536.98	811,536.98
固定	3.290	03.05.2007	15.11.2026			696,337.36	696,337.36
固定	3.540	03.05.2007	15.11.2026			1,518,821.74	1,518,821.74
固定	2.530	03.05.2007	15.11.2026			1,532,649.31	1,532,649.31
固定	2.300	03.05.2007	15.11.2026			2,877,376.49	2,877,376.49
固定	1.890	03.05.2007	15.11.2026			3,104,764.92	3,104,764.92
固定	2.220	03.05.2007	15.11.2026			3,924,343.12	3,924,343.12
固定	2.820	03.05.2007	15.11.2026			3,152,642.35	3,152,642.35
固定	2.690	03.05.2007	15.11.2026			2,172,323.56	2,172,323.56
固定	2.530	03.05.2007	15.11.2026			2,290,232.48	2,290,232.48
固定	2.370	03.05.2007	15.11.2026			1,958,914.55	1,958,914.55
固定	5.520	19.08.2003	15.04.2023	21,900,000.00	21,900,000.00	11,002.10	11,002.10
固定	5.280	19.08.2003	15.04.2023			17,265.56	17,265.56
固定	5.440	19.08.2003	15.04.2023			20,856.41	20,856.41
固定	5.540	19.08.2003	15.04.2023			6,813.19	6,813.19
固定	6.040	19.08.2003	15.04.2023			39,858.70	39,858.70
固定	5.870	19.08.2003	15.04.2023			55,833.61	55,833.61
固定	5.820	19.08.2003	15.04.2023			107,364.53	107,364.53
固定	5.830	19.08.2003	15.04.2023			79,155.87	79,155.87
固定	4.570	19.08.2003	15.04.2023			43,068.91	43,068.91
固定	4.960	19.08.2003	15.04.2023			12,068.01	12,068.01
固定	3.700	19.08.2003	15.04.2023			48,329.15	48,329.15
固定	3.860	19.08.2003	15.04.2023			29,298.98	29,298.98
固定	4.110	19.08.2003	15.04.2023			28,891.12	28,891.12
固定	2.760	19.08.2003	15.04.2023			5,242.17	5,242.17
固定	3.650	19.08.2003	15.04.2023			32,608.23	32,608.23
固定	2.510	19.08.2003	15.04.2023			93,563.00	93,563.00
固定	2.320	19.08.2003	15.04.2023			93,094.97	93,094.97
固定	1.890	19.08.2003	15.04.2023			123,896.73	123,896.73
固定	1.950	19.08.2003	15.04.2023			15,828.11	15,828.11
固定	5.470	24.08.2004	15.04.2024	60,000,000.00	60,000,000.00	93,659.91	93,659.91
固定	5.560	24.08.2004	15.04.2024			61,929.05	61,929.05
固定	6.050	24.08.2004	15.04.2024			96,563.49	96,563.49
固定	5.880	24.08.2004	15.04.2024			274,278.54	274,278.54
固定	5.840	24.08.2004	15.04.2024			110,580.43	110,580.43
固定	5.860	24.08.2004	15.04.2024			13,888.51	13,888.51
固定	4.660	24.08.2004	15.04.2024			1,290,646.06	1,290,646.06
固定	4.990	24.08.2004	15.04.2024			1,155,467.27	1,155,467.27
固定	5.430	30.06.2005	15.12.2024	18,995,000.00	18,995,000.00	15,765.80	15,765.80
固定	5.840	30.06.2005	15.12.2024			124,500.00	124,500.00
固定	5.350	30.06.2005	15.12.2024			60,843.79	60,843.79
固定	6.160	30.06.2005	15.12.2024			77,703.19	77,703.19
固定	5.140	30.06.2005	15.12.2024			159,368.34	159,368.34
固定	5.180	30.06.2005	15.12.2024			184,451.20	184,451.20
固定	3.220	30.06.2005	15.12.2024			157,196.31	157,196.31
固定	4.640	30.06.2005	15.12.2024			229,121.73	229,121.73
固定	4.000	30.06.2005	15.12.2024			331,605.83	331,605.83
固定	3.640	30.06.2005	15.12.2024			268,626.81	268,626.81

固定	3.520	30.06.2005	15.12.2024			497,994.59	497,994.59
固定	3.090	30.06.2005	15.12.2024			278,676.13	278,676.13
固定	2.320	30.06.2005	15.12.2024			131,631.17	131,631.17
固定	1.980	30.06.2005	15.12.2024			22,099.74	22,099.74
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	200,000,000.00	200,000,000.00	736,603.29	736,603.29
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			2,643,354.74	2,643,354.74
固定	5.240	03.10.2006	15.06.2026			10,514,709.59	10,514,709.59
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			7,081,698.25	7,081,698.25
固定	4.750	03.10.2006	15.06.2026			2,564,097.62	2,564,097.62
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			8,298,978.81	8,298,978.81
固定	3.800	03.10.2006	15.06.2026			7,755,505.62	7,755,505.62
固定	3.730	03.10.2006	15.06.2026			5,373,232.18	5,373,232.18
固定	3.310	03.10.2006	15.06.2026			879,828.11	879,828.11
固定	2.460	03.10.2006	15.06.2026			8,420,863.49	8,420,863.49
固定	2.110	03.10.2006	15.06.2026			229,710.27	229,710.27
固定	1.950	03.10.2006	15.06.2026			2,720,093.49	2,720,093.49
固定	2.440	03.10.2006	15.06.2026			1,001,324.88	1,001,324.88
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	110,000,000.00	110,000,000.00	80,052.50	80,052.50
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			1,865,853.02	1,865,853.02
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			3,387,710.04	3,387,710.04
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			5,720,803.13	5,720,803.13

[次へ](#)

金利			金利+ スプレッド (年間)	約定日 (日・月・年の順に 記載している。)	満期日	約定当初額		未払残高	
基準	スプレッド	金利				(原通貨)	(米ドル)(1)	(原通貨)	(米ドル)(1)
固定			3.730	03.10.2006	15.06.2026			112,704.26	112,704.26
固定			3.310	03.10.2006	15.06.2026			9,261,822.38	9,261,822.38
固定			2.110	03.10.2006	15.06.2026			8,999,781.94	8,999,781.94
固定			1.950	03.10.2006	15.06.2026			1,054,683.95	1,054,683.95
SOFR	0.560	3.000	3.560	28.06.2010	15.05.2035	250,000,000.00	250,000,000.00	208,375,000.00	208,375,000.00
SOFR	0.560	3.000	3.560	31.08.2010	01.05.2035	30,000,000.00	30,000,000.00	24,448,927.15	24,448,927.15
SOFR	1.200	3.000	4.200	07.08.2009	01.05.2034	70,360,000.00	70,360,000.00	44,492,436.79	44,492,436.79
SOFR	0.760	3.000	3.760	03.12.2010	01.05.2035	59,124,000.00	59,124,000.00	47,753,791.94	47,753,791.94
SOFR	1.190	3.000	4.190	12.05.2011	01.01.2036	10,000,000.00	10,000,000.00	2,225,654.32	2,225,654.32
SOFR	0.760	3.000	3.760	15.06.2011	01.10.2036	250,000,000.00	250,000,000.00	225,775,000.00	225,775,000.00
SOFR	0.760	3.000	3.760	23.09.2011	15.10.2036	500,000,000.00	500,000,000.00	2,333,500.00	2,333,500.00
SOFR	0.760	3.000	3.760	23.09.2011	15.10.2036			464,366,500.00	464,366,500.00
SOFR	1.190	3.000	4.190	30.01.2013	15.07.2037	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
SOFR	1.190	3.000	4.190	02.04.2014	15.02.2039	479,000,000.00	479,000,000.00	430,541,837.03	430,541,837.03
SOFR	0.760	3.000	3.760	20.04.2013	15.05.2038	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.760	3.000	3.760	23.12.2013	01.12.2038	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.190	3.000	4.190	10.04.2014	15.03.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	295,200,000.00	295,200,000.00
SOFR	0.760	3.000	3.760	08.09.2014	15.04.2044	501,250,000.00	501,250,000.00	344,211,585.76	344,211,585.76
SOFR	0.760	3.000	3.760	14.10.2014	15.05.2039	116,000,000.00	116,000,000.00	22,074,843.42	22,074,843.42
SOFR	0.760	3.000	3.760	14.10.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	1.060	3.000	4.060	20.01.2016	15.10.2041	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	20.01.2016	15.10.2043			496,256,250.00	496,256,250.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	20.01.2016	15.04.2044			3,110.00	3,110.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	20.01.2016	15.04.2044			1,240,640.00	1,240,640.00
SOFR	1.390	3.000	4.390	29.04.2016	15.01.2041	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
SOFR	0.960	3.000	3.960	02.03.2018	15.05.2041	170,000,000.00	170,000,000.00	155,637,684.86	155,637,684.86
SOFR	1.060	3.000	4.060	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	22,731,645.02	22,731,645.02
SOFR	1.390	3.000	4.390	14.02.2019	15.03.2042	40,700,000.00	40,700,000.00	101,750.00	101,750.00
SOFR	0.960	3.000	3.960	02.04.2019	15.10.2037	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
SOFR	1.110	3.000	4.110	28.11.2019	15.05.2044	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
SOFR	0.960	3.000	3.960	19.12.2019	15.12.2038	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	10.04.2020	01.04.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	28.04.2020	15.04.2049	100,000,000.00	100,000,000.00	83,956,691.99	83,956,691.99
SOFR	1.260	3.000	4.260	03.06.2020	15.05.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	14.07.2020	15.06.2049	370,000,000.00	370,000,000.00	67,879,904.55	67,879,904.55
SOFR	1.690	3.000	4.690	10.11.2020	15.09.2049	600,000,000.00	600,000,000.00	301,505,226.00	301,505,226.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	03.12.2020	15.10.2049	88,280,000.00	88,280,000.00	625,523.65	625,523.65
SOFR	0.560	3.000	3.560	21.12.2020	15.06.2031	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	1.260	3.000	4.260	21.12.2020	01.12.2049	300,000,000.00	300,000,000.00	267,070,980.55	267,070,980.55
SOFR	1.240	3.000	4.240	19.03.2021	01.09.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	454,268,539.91	454,268,539.91
SOFR	1.110	3.000	4.110	19.07.2021	15.06.2046	280,000,000.00	280,000,000.00	61,734,346.85	61,734,346.85
SOFR	0.810	3.000	3.810	19.07.2021	15.12.2039	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
SOFR	0.810	3.000	3.810	29.11.2021	15.11.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
SOFR	0.810	3.000	3.810	29.11.2021	15.11.2039			80,000,000.00	80,000,000.00
SOFR	0.810	3.000	3.810	29.11.2021	15.11.2039			120,000,000.00	120,000,000.00
SOFR	0.810	3.000	3.810	16.12.2021	01.06.2040	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
SOFR	1.540	3.000	4.540	25.06.2022	15.02.2047	178,100,000.00	178,100,000.00	46,724,135.82	46,724,135.82
LIBORベース	1.050	3.000	4.050	18.06.2019	10.06.2044	202,040,000.00	202,040,000.00	12,123,946.19	12,123,946.19

固定		3.000		23.07.1982	15.04.2023	9,900,000.00	9,900,000.00	135,855.83	135,855.83
固定		3.000		31.08.1982	14.06.2023	4,500,000.00	4,500,000.00	20,150.18	20,150.18
固定		3.000		29.09.1982	28.04.2023	8,300,000.00	8,300,000.00	5,250.45	5,250.45
固定		3.000		23.05.1984	02.06.2023	7,000,000.00	7,000,000.00	1,067.70	1,067.70
固定		3.000		31.08.1983	16.11.2024	13,500,000.00	13,500,000.00	17,615.37	17,615.37
固定		3.000		28.10.1980	16.12.2023	7,500,000.00	7,500,000.00	184,009.30	184,009.30
固定		3.000		04.12.1980	28.10.2023	9,200,000.00	9,200,000.00	25,383.65	25,383.65
固定		3.000		21.07.1982	12.09.2023	2,900,000.00	2,900,000.00	14,784.76	14,784.76
固定		3.000		30.07.1983	16.04.2025	7,800,000.00	7,800,000.00	118,333.50	118,333.50
固定		3.000		29.07.1983	01.10.2024	1,000,000.00	1,000,000.00	6,146.20	6,146.20
固定		3.000		26.03.1984	10.10.2024	2,300,000.00	2,300,000.00	34,322.65	34,322.65
固定		3.000		30.06.1980	14.02.2023	3,300,000.00	3,300,000.00	56,904.76	56,904.76
固定		3.000		30.04.1993	26.11.2023	20,000,000.00	20,000,000.00	833,313.56	833,313.56
固定		1.000		09.08.2001	31.12.2031	40,000,000.00	40,000,000.00	8,175,964.66	8,175,964.66
固定		1.000		09.08.2001	27.01.2032			6,194,921.70	6,194,921.70
固定		1.000		11.07.2002	27.12.2032	20,000,000.00	20,000,000.00	5,596,626.39	5,596,626.39
固定		1.000		11.07.2002	13.02.2033			2,298,127.85	2,298,127.85
固定		1.000		17.07.2003	31.12.2033	40,000,000.00	40,000,000.00	16,026,195.26	16,026,195.26
固定		1.000		17.07.2003	14.01.2034			978,344.05	978,344.05
固定		1.000		09.08.2004	31.12.2034	20,000,000.00	20,000,000.00	3,050,668.66	3,050,668.66
固定		1.000		09.08.2004	03.03.2035			6,692,717.57	6,692,717.57
固定		1.000		10.08.2005	21.03.2036	20,000,000.00	20,000,000.00	10,459,590.00	10,459,590.00
固定		1.000		14.07.2006	31.12.2037	20,000,000.00	20,000,000.00	5,488,559.18	5,488,559.18
固定		1.000		14.07.2006	14.01.2038			6,390,648.82	6,390,648.82
無利子				21.04.1978	15.12.2027	28,000,000.00	28,000,000.00	3,227,916.37	3,227,916.37
無利子				27.06.1979	01.06.2029	40,000,000.00	40,000,000.00	6,283,525.91	6,283,525.91
SOFR	1.623	3.000	4.623	11.10.2017	15.10.2035	10,333,000.00	10,333,000.00	6,435,075.17	6,435,075.17
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	30,000,000.00	30,000,000.00	764,984.93	764,984.93
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	10,000,000.00	10,000,000.00	4,000,060.00	4,000,060.00
固定			4.200	20.07.2012	15.01.2032	30,000,000.00	30,000,000.00	17,568,379.90	17,568,379.90
SOFR	0.000	3.000	3.000	15.04.2019	15.04.2037	62,900,000.00	62,900,000.00	12,774,872.58	12,774,872.58
LIBORベース	0.000	4.500	4.500	03.06.1994	01.06.2024	15,000,000.00	15,000,000.00	375,000.00	375,000.00
LIBORベース	0.000	4.500	4.500	03.06.1994	01.06.2024			750,000.00	750,000.00
固定			1.500	05.07.1996	17.03.2027	25,753,878.00	25,753,878.00	5,653,290.48	5,653,290.48
固定			1.000	22.09.2000	26.02.2031	7,014,271.00	7,014,271.00	2,908,356.28	2,908,356.28
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	4,398,146.88	4,398,146.88	2,145,437.61	2,145,437.61
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	6,779,174.50	6,779,174.50	3,306,914.59	3,306,914.59
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	18,558,684.00	18,558,684.00	9,053,016.78	9,053,016.78
固定			0.300	12.12.2002	10.03.2033	12,937,310.99	12,937,310.99	6,626,427.59	6,626,427.59
固定			0.200	31.05.2006	15.09.2042	13,495,424.00	13,495,424.00	10,796,339.20	10,796,339.20
固定			3.000	09.11.2009	21.01.2030	89,153,766.00	89,153,766.00	44,421,512.87	44,421,512.87
LIBORベース	0.000	3.000	3.000	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	22,729,100.37	22,729,100.37
固定			2.000	10.04.2018	21.07.2038	62,086,837.82	62,086,837.82	52,582,766.15	52,582,766.15
SOFR	0.790	3.000	3.790	05.06.2020	15.05.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定			2.000	29.08.2019	21.07.2040	219,776,242.63	219,776,242.63	17,585,486.50	17,585,486.50
固定			1.500	29.10.2020	20.10.2050	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
SOFR	0.000	3.000	3.000	26.03.2021	15.03.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	295,627,653.30	295,627,653.30
固定			1.500	17.12.2021	20.12.2051	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
固定			3.000	01.08.1978	06.01.2024	883,000.00	883,000.00	31,886.91	31,886.91
無利子				14.05.1974	15.04.2024	9,500,000.00	9,500,000.00	427,500.00	427,500.00
無利子				27.06.1979	15.02.2029	22,000,000.00	22,000,000.00	3,747,400.94	3,747,400.94

B. GOCC / GFIに転貸したもの

901,104,881.47245,605,346.20

ユーロ						<u>10,215,142.87</u>		<u>4,792,176.03</u>
	無利子		11.03.1996	31.12.2025	3,264,014.04	3,481,397.38	503,719.62	537,267.35
	無利子		04.08.2004	31.12.2038	6,313,280.98	6,733,745.49	3,989,226.22	4,254,908.69
日本円						<u>890,889,738.60</u>		<u>240,813,170.17</u>
	固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	18,120,000,000.00	138,599,880.00	878,738,000.00	6,721,466.96
	固定	3.000	19.08.1993	20.08.2023	1,259,000,000.00	9,630,091.00	58,332,000.00	446,181.47
	固定	3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,795,000,000.00	74,921,955.00	909,752,000.00	6,958,693.05
	固定	3.000	20.12.1994	20.12.2024	6,212,000,000.00	47,515,588.00	227,076,000.00	1,736,904.32
	固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	201,505,256.00	5,643,639,000.00	43,168,194.71
	固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			87,192,000.00	666,931.61
	固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038	23,668,000,000.00	181,036,532.00	7,069,504,000.00	54,074,636.10
	固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	170,282,038.00	10,734,045,000.00	82,104,710.21
	固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			1,051,330,000.00	8,041,623.17
	固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	63,226,634.00	4,265,835,000.00	32,629,371.92
	固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			476,315,000.00	3,643,333.44
	固定	3.000	16.08.1995	31.07.2025	545,400,000.00	4,171,764.60	81,203,193.00	621,123.22

II. NG 発効済対外債務 有価証券

45,950,389,734.3841,699,359,067.71

ユーロ						<u>4,319,730,000.00</u>		<u>4,319,730,000.00</u>
	固定	0.875	17.05.2019	17.05.2027	750,000,000.00	799,950,000.00	750,000,000.00	799,950,000.00
	固定	0.700	03.02.2020	03.02.2029	600,000,000.00	639,960,000.00	600,000,000.00	639,960,000.00
	無利子		03.02.2020	03.02.2023	600,000,000.00	639,960,000.00	600,000,000.00	639,960,000.00
	固定	0.250	28.04.2021	28.04.2025	650,000,000.00	693,290,000.00	650,000,000.00	693,290,000.00
	固定	1.200	28.04.2021	28.04.2033	650,000,000.00	693,290,000.00	650,000,000.00	693,290,000.00
	固定	1.750	28.04.2021	28.04.2041	800,000,000.00	853,280,000.00	800,000,000.00	853,280,000.00
日本円						<u>1,787,571,300.00</u>		<u>1,787,571,300.00</u>
	固定	0.540	15.08.2018	15.08.2023	6,200,000,000.00	47,423,800.00	6,200,000,000.00	47,423,800.00
	固定	0.990	15.08.2018	15.08.2028	40,800,000,000.00	312,079,200.00	40,800,000,000.00	312,079,200.00
	固定	0.280	15.08.2019	15.08.2024	21,000,000,000.00	160,629,000.00	21,000,000,000.00	160,629,000.00
	固定	0.430	15.08.2019	14.08.2026	17,900,000,000.00	136,917,100.00	17,900,000,000.00	136,917,100.00
	固定	0.590	15.08.2019	15.08.2029	22,700,000,000.00	173,632,300.00	22,700,000,000.00	173,632,300.00
	固定	0.001	13.04.2021	12.04.2024	55,000,000,000.00	420,695,000.00	55,000,000,000.00	420,695,000.00
	固定	0.760	22.04.2022	22.04.2027	52,000,000,000.00	397,748,000.00	52,000,000,000.00	397,748,000.00
	固定	0.950	22.04.2022	20.04.2029	5,000,000,000.00	38,245,000.00	5,000,000,000.00	38,245,000.00
	固定	1.220	22.04.2022	22.04.2032	7,100,000,000.00	54,307,900.00	7,100,000,000.00	54,307,900.00
	固定	1.830	22.04.2022	22.04.2042	6,000,000,000.00	45,894,000.00	6,000,000,000.00	45,894,000.00
フィリピンペソ						<u>981,277,434.38</u>		<u>981,277,434.38</u>
	固定	6.250	14.01.2011	14.01.2036	54,770,000,000.00	981,277,434.38	54,770,000,000.00	981,277,434.38
米国ドル						<u>38,861,811,000.00</u>		<u>34,610,780,333.33</u>
	固定	9.500	21.10.1999	21.10.2024	1,006,294,000.00	1,006,294,000.00	347,796,000.00	347,796,000.00
	固定	10.625	16.03.2000	16.03.2025	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	480,463,000.00	480,463,000.00
	固定	10.625	24.09.2003	16.03.2025	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
	固定	10.625	16.09.2004	16.03.2025	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00
	固定	9.500	02.02.2005	02.02.2030	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
	固定	9.500	16.05.2005	02.02.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00

固定	7.750	11.01.2006	14.01.2031	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	859,940,000.00	859,940,000.00
固定	7.750	14.07.2006	14.01.2031	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定	7.750	25.09.2006	14.01.2031	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00
固定	7.500	25.09.2006	25.09.2024	774,204,000.00	774,204,000.00	385,059,333.33	385,059,333.33
固定	6.375	15.01.2007	15.01.2032	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	522,248,000.00	522,248,000.00
固定	6.375	05.02.2008	15.01.2032	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	6.375	23.10.2009	23.10.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	53,324,000.00	53,324,000.00
固定	6.375	13.01.2010	23.10.2034	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00
固定	6.375	06.10.2010	23.10.2034	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00
固定	5.500	30.03.2011	30.03.2026	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,049,678,000.00	1,049,678,000.00
固定	6.375	23.10.2011	23.10.2034	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
固定	5.000	13.01.2012	13.01.2037	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,330,959,000.00	1,330,959,000.00
固定	4.200	21.01.2014	21.01.2024	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	3.950	20.01.2015	20.01.2040	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	01.03.2016	01.03.2041	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	02.02.2017	02.02.2042	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.000	01.02.2018	01.02.2028	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.750	14.01.2019	14.01.2029	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	2.457	05.05.2020	05.05.2030	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	2.950	05.05.2020	05.05.2045	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00
固定	2.650	10.12.2020	10.12.2045	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	1.648	10.12.2020	10.06.2031	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00
固定	1.950	06.07.2021	06.01.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	3.200	06.07.2021	06.07.2046	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00
固定	3.229	29.03.2022	29.03.2027	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	3.556	29.03.2022	29.03.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	4.200	29.03.2022	29.03.2047	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	5.170	13.10.2022	13.10.2027	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定	5.609	13.10.2022	13.04.2033	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	5.950	13.10.2022	13.10.2047	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00

(1) 原通貨は、2023年1月3日のBSP参照レートを使用して換算されている。

(7) 【その他】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし